

第2編

共通災害対策編

目次

第1章	災害予防計画	45
第1節	基本方針	45
第2節	災害に強いまちづくり	46
第3節	防災活動体制の整備	48
第4節	受援体制整備計画	49
第5節	防災施設、資機材等整備計画	50
第6節	避難場所等整備計画	61
第7節	災害備蓄物資等整備計画	66
第8節	避難行動要支援者の安全確保に関する 計画	68
第9節	気象等観測体制整備計画	72
第10節	自主防災組織整備計画	73
第11節	災害ボランティア活動環境整備計画	79
第12節	防災知識普及計画	80
第13節	訓練計画	85
第2章	災害応急対策計画	89
第1節	活動体制の確立	89
第2節	動員配備計画	101
第3節	被害情報等収集伝達計画	103
第4節	受援活動計画	115
第5節	救出救助計画	126
第6節	消防計画	126
第7節	医療救護計画	131
第8節	緊急輸送計画	138
第9節	避難計画	143
第10節	食料・飲料水及び生活必需品等の 調達供給計画	171
第11節	防疫、清掃、衛生対策計画	177
第12節	行方不明者等の搜索、遺体収容埋葬 計画	183
第13節	警備計画	185
第14節	交通対策計画	186
第15節	障害物除去計画	189
第16節	災害広報計画	190
第17節	気象予報・警報等伝達計画	194
第18節	災害ボランティア活動支援計画	200
第19節	救助法適用計画	203
第20節	文教対策計画	211
第21節	要員確保計画	215
第22節	義援金品計画	218
第3章	災害復旧・復興計画	222
第1節	災害復旧・復興事業の推進計画	222

第2節	被災者の生活再建等の支援	227
第3節	被災中小企業の復興、その他経済復興 の支援	242

節	款	項目	担当	頁
第1章 災害予防計画				
1 基本方針	1 重点的推進対策		危機管理課	45
	2 人命損失防止及び重度の生活障害防止対策の推進			
	3 防災力の向上			
	4 効果的な応急対策のための事前対策の推進			
2 災害に強いまちづくり	1 基本方針		危機管理課	46
	2 市街地の防災構造化対策	1 土地区画整理	地域政策課、建設管理課、上下水道課	
		2 建築物の共同化と不燃化		
	3 用途地域指定計画	1 現況	建設管理課	
		2 計画目標		
4 公園・緑地整備計画	1 現況	建設管理課		
	2 計画目標			
5 開発規制や建築物不燃化等による防災対策	1 現況	建設管理課、消防本部、消防署、消防団		
	2 計画目標			
3 防災活動体制の整備	1 基本方針		危機管理課、総務課、教育総務課、社会教育課、建設管理課、地域政策課、消防本部、消防署、消防団	48
	2 災害応急体制の整備	1 現況 2 計画目標		
4 広域応援体制整備計画	1 基本方針		危機管理課	49
	2 現況			
	3 市町村間の相互協力体制の整備		危機管理課、消防本部、消防署、消防団	
	4 県、町と自衛隊との連携体制の整備		危機管理課、県、自衛隊	
	5 消防関係機関の連携体制の整備		危機管理課、消防本部、消防署、消防団	
	6 応援活動のための体制整備		危機管理課	
5 防災施設、資機材等整備計画	1 基本方針		危機管理課	51
	2 防災中枢機能等の確保・充実	1 現況		
		2 計画目標		
	3 災害時用ヘリポートの整備	1 現況	危機管理課、社会教育課	
		2 災害時ヘリポートの整備		
		3 災害時ヘリポートの要件		
	4 装備資機材等の整備充実	1 現況	危機管理課、消防本部、消防署、消防団	
		2 計画目標		
		3 必要な資機材の配置		
	5 医療救護体制の整備	1 現況	危機管理課、福祉課、健康保険課	
		2 計画目標		
	6 水防施設・設備整備計画	1 現況	危機管理課、消防本部、消防署、消防団	
		2 計画目標		
7 情報通信施設等整備計画	1 基本方針	危機管理課	九州電力株式会社、危機管理課、消防本部、消防署、消防団	56
	2 無線通信施設の整備			
	3 町の無線通信施設			
	4 消防救急無線			
	5 県防災情報通信施設			
	6 関係機関の無線			
7 有線通信設備（災害時用公衆電話）の整備		危機管理課、西日本電信電話株式会社	57	
8 防災相互通信用無線の活用		危機管理課		
9 情報収集・伝達体制の整備		危機管理課、消防本部、各防災関係機関等	58	
10 被害情報の早期収集体制の整備				
11 通信設備の整備				
12 報道機関との連携				
13 各種防災情報システムの整備		危機管理課	59	
			60	

6 避難場所等整備計画	1 基本方針	1 指定緊急避難場所	危機管理課、福祉課、健康保険課、建設管理課、上下水道課、社会教育課、教育総務課、各施設管理者	61		
		2 指定避難所		62		
		3 福祉避難所				
	2 避難場所等整備計画	1 現況	危機管理課、建設管理課、上下水道課、消防本部、消防団	64		
		2 計画目標				
	3 避難路整備計画	1 現況	危機管理課、建設管理課、上下水道課、消防本部、消防団	65		
2 計画目標						
3 避難路の選定						
4 避難路の整備						
5 避難路の安全確保						
7 災害備蓄物資等整備計画	1 基本方針	危機管理課、地域政策課、福祉課、健康保険課、建設管理課	66			
	2 備蓄物資の整備計画			1 現況		
				2 計画目標		
				3 段階的な備蓄の方法		
				4 応急給水及びライフライン応急復旧体制の整備		
8 避難行動要支援者の安全確保に関する計画	1 基本方針	1 発災時間と対策との対応	危機管理課、福祉課、健康保険課、消防本部、消防署、消防団	68		
		2 避難支援等関係者との協力体制の整備				
		3 避難行動要支援者としての外国人に対する配慮の必要性				
	2 社会福祉施設、病院等の対策	1 現況	69			
		2 計画目標				
	3 避難行動要支援者の安全確保	1 地域における避難行動要支援者の把握	70			
		2 個別支援計画の作成				
		3 組織体制の整備				
		4 防災設備等の整備				
		5 避難行動要支援者を考慮した防災基盤の整備				
	9 気象等観測体制整備計画	1 基本方針	危機管理課、建設管理課、消防本部、消防署、消防団	72		
2 気象等観測体制の整備						
3 警報装置等の整備と警戒避難体制の整備						
10 自主防災組織整備計画	1 基本方針	危機管理課、消防本部、消防署、消防団	73			
	2 自主防災組織育成計画			1 現況		
				2 計画目標		
				3 自主防災組織の構成等		
				4 自主防災組織への活動支援		
				5 自主防災組織の育成計画		
				6 リーダーの養成		
11 災害ボランティア活動環境整備計画	1 基本方針	危機管理課、町社会福祉協議会、福祉課、健康保険課	79			
	2 災害ボランティアとの連携			1 現況		
				2 計画目標		
				3 受け入れ体制の整備		
				4 災害ボランティアとの連携体制の充実		
5 高鍋町災害ボランティア・センター運営スタッフの養成						
12 防災知識普及計画	1 基本方針	危機管理課	80			
	2 職員に対する防災教育			1 現況		
				2 計画目標		
				3 災害時職員初動マニュアルの整備		
	3 住民に対する防災知識の普及			1 現況	危機管理課、教育総務課、社会教育課、建設管理課、地域政策課、消防本部、消防署、消防団	81
				2 計画目標		
	4 児童生徒及び教職員に対する防災教育			1 現況	危機管理課、教育総務課、社会教育課、教育委員会、建設管理課、地域政策課、消防本部、消防署、消防団	82
				2 計画目標		
	5 避難行動要支援者の災害に対する知識の習得支援			1 避難行動要支援者に対する防災教育・訓練の実施	83	
				2 外国人に対する防災教育の実施		
	6 防災に関する調査研究等計画			1 現況	危機管理課、教育総務課、社会教育課、建設管理課、地域政策課、消防本部	84
2 計画目標						
				85		

1 3 訓練計画	1 基本方針		部、消防署、消防団	87	
	2 総合防災訓練	1 現況	危機管理課		
		2 計画目標	各課、消防本部、消防署、消防団		
	3 南海トラフ巨大地震に係る防災訓練				
第2章 災害応急対策計画					
1 活動体制の確立	1 基本方針		危機管理班	89	
	2 情報連絡本部、災害警戒本部及び町災対本部組織計画	1 情報連絡本部の設置		90	
		2 災害警戒本部の設置			
		3 町災対本部の設置			
		4 町災対本部等の廃止			
		5 町災対本部設置及び廃止の通知並びに報告			
	3 本部会議等の開催	1 情報連絡会議		91	
		2 本部会議（災害警戒本部及び災害対策本部）			
		3 調整会議			
	4 町役場非常時体制	1 町役場非常時体制		92	
		2 非常時体制への移行			
		3 非常時体制への移行及び収束の決定			
		4 非常時体制における業務			
	5 町災対本部の組織及び災害対策応急業務	1 組織系統		93	
2 各部の編成			94		
3 災害対策応急業務			96		
6 現地災対本部	1 現地災対本部の設置		99		
	2 業務内容				
7 意志決定権者代理順位					
8 町災対本部職員の標識			100		
9 町災対本部等の設置施設					
2 動員配備計画	1 基本方針			101	
	2 町の動員配備計画	1 動員配備計画		102	
		2 動員			
		3 連絡不能時の処置			
4 情報収集活動					
3 被害情報等収集伝達計画	1 基本方針		各班	103	
	2 被害情報の収集、伝達	1 情報総括責任者の指定等			
		2 収集体制の整備			
		3 初期災害等情報の把握			
		4 各行政区被害情報の把握			
		5 被害情報の伝達			
		6 被害情報の報告			
		7 被害種類別の情報収集、報告及び伝達方法			
	3 被害情報の調査要領	1 被害の調査要領			110
		2 被害認定基準等			
		3 被害状況の速報			
		4 建物の全壊、流出等及び死傷者等が発生した場合			
5 被害調査等の応援					
4 通信計画	1 災害時における通信連絡		111		
	2 通信手段の確保				
	3 携帯電話、メール等の活用				
	4 非常無線通信の利用				
	5 その他の通信施設利用				
112					
4 受援活動計画	1 基本方針		危機管理班	115	
	2 県市町村間等の応援要請	1 協定に基づく他市町村への応援派遣要請			
		2 県に対する応援要請			
	3 指定地方行政機関又は指定公共機関等への応援要請				
	4 応援の受け入れに関する措置	1 連絡体制の確保			118
		2 受け入れ体制の確保			
5 他市町村に対する応援の実施	1 支援対策本部の設置		119		
	2 被害情報の収集				

		3 応援の実施		
		4 被災者受け入れ施設の提供等		
	6 自衛隊災害派遣要請計画	1 基本方針		120
		2 災害派遣要請基準		
		3 自衛隊の自主派遣の判断基準		121
		4 派遣要請要領		
	7 他機関に対する応援要請	1 応援協定		124
		2 応援の要請		125
5 救出救助計画	1 基本方針		危機管理班、福祉班、消防本部、消防署、消防団	126
	2 救出救助対策	1 実施方法		
		2 住民及び自主防災組織等の役割		
		3 救出部隊の受け入れ方法についての検討		
		4 救助の実施記録		
6 消防計画	1 基本方針		消防本部、消防署、消防団、危機管理班、建設班、農業班	127
	2 消防活動の体制	1 消防機関		
		2 住民及び自主防災組織等の役割		
	3 消防活動の実施	1 消防活動計画		
		2 災害時の消防団の規模		
	4 林野火災応急対策	1 林野火災の通報		
		2 消火活動体制		
		3 地上消火		
		4 空中消火		
		5 空中消火の報告		
		6 空中消火の実施に伴う経費の分担		
7 医療救護計画	1 基本方針		福祉班	131
	2 情報収集・連絡体制			
	3 医療体制	1 医療体制		
		2 救護所の設置		
		3 医療救護活動		
		4 助産		
		5 医療、助産に必要な医薬品等の調達		
		6 広域的医療救護活動の検討		
		7 費用の範囲と負担区分		
		8 補償		
	4 搬送体制の確保	1 傷病者の搬送		
		2 医療救護スタッフの搬送		
		3 医薬品等の医療物資の輸送		
	5 救助法に基づく措置	1 医療・助産の対象者		
		2 医療・助産の範囲		
		3 医療・助産の実施方法		
	6 重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策	1 災害時の迅速な通報		
		2 対策本部の設置		
		3 救急医療の範囲		
		4 救急医療体制		
		5 傷病者の搬送		
		6 傷病者の収容		
8 緊急輸送計画	1 基本方針		危機管理班、財政班	138
	2 輸送対象の想定	1 災害発生後の各段階において優先されるもの		
		2 輸送の方法		
		3 輸送力の確保		
		4 J R九州における鉄道輸送		
		5 船舶輸送		
		6 航空機輸送		
		7 人力輸送		
		8 輸送力の確保手順及び確保要領		
	3 緊急通行車両の確認	1 緊急通行車両の事前届出		
		2 緊急通行車両申請手続		
		3 緊急輸送の実施		
9 避難計画	1 基本方針	1 避難行動		
		2 指定緊急避難場所及び指定避難所並びに自主避難所の区分		
		3 避難指示等の対象とする避難行動		
	2 避難指示等の発令及び伝達	1 避難指示等の発令権者		
		2 避難指示等の発令基準		
		3 避難指示等の伝達		
				144
				145
				148

		4 警戒区域の設定	危機管理班、建設班、財政班 各班	149
		5 避難指示等の周知		
		6 浸水想定区域における措置		
		7 浸水想定区域における避難指示等		
	3 避難誘導及び移送	1 避難活動の流れと準備		150
		2 避難誘導		
		3 避難誘導時の留意点		
		4 避難状況の報告		
		5 避難所等及び自主避難所		
	4 避難所等の開設及び運営	1 指定避難所の開設		151
		2 指定避難所の運営		152
		3 避難者、在宅被災者の把握		156
	5 自主避難所の開設及び運営	1 指定避難所の開設		157
		2 指定避難所の運営		158
		3 避難者の状況把握		159
	6 応急仮設住宅建設等計画	1 基本方針		165
		2 仮設住宅・住宅応急修理体制		
	7 災害時避難行動要支援者等を考慮した避難対策	1 避難行動要支援者と避難支援等関係者		166
		2 個別計画の策定		
		3 避難のための情報伝達		
		4 災害発生直後の対策		
5 避難支援等関係者の安全確保				
6 避難行動要支援者名簿の平常時から の提供に不同意であった者の避難 支援				
7 避難行動要支援者の安否確認の実 施				
8 避難所での対策				
9 在宅における避難行動要支援者の 把握				
10 福祉避難所の指定・設置と管理、運 営				
11 学校、病院等の避難対策				
10 食料・飲料水及び生活必需品等の調達供給計画	1 基本方針	福祉班、財政班		
	2 食料の供給		1 実施責任者	171
			2 食料供給活動の流れ	
			3 炊出し等の給与	
			4 給与の種類、対象者及び期間等	
			5 調達・援助された食料の受け入れ、 配給のための拠点となる施設の確保	
	3 飲料水の供給及び給水の実施		1 飲料水の供給	172
			2 応急給水の実施	
			3 応援要請	
	4 上水道施設災害応急対策		1 応急対策要員・資機材の確保	173
			2 応急処置	
			3 上水道施設の応急対策	
			4 応急復旧対策要領	
	5 生活必需品等の供給		1 責任体制	174
			2 給与又は貸与の必要品目及び必要 量の判断	
			3 給与又は貸与の実施	
			4 救助法の規定による基準	
11 防疫、清掃、衛生対策計画	1 基本方針	福祉班、環境班		
	2 防疫対策		1 防疫部隊及び検病調査部隊の設置	177
			2 防疫措置情報の収集・報告	
			3 感染症予防活動	
			4 防疫活動	
			5 薬剤等の調達	
			6 他機関に対する応援要請	
			7 報告、記録、整備	
			8 その他	
	3 清掃対策		1 清掃活動の実施	178
			2 緊急汲取りの実施	
			3 へい獣処理	
			4 がれきの処理	
4 下水道施設災害応急対策	1 応急対策要員・資機材の確保	180		
			181	
			182	

		2 下水道施設の応急対策							
	5 衛生対策	1 食品衛生管理 2 入浴サービス及び仮設風呂の設置		183					
12 行方不明者等の捜索、遺体収容埋葬計画	1 基本方針		福祉班	184					
	2 行方不明者等の捜索、遺体収容埋葬計画	1 行方不明者等の捜索 2 遺体の確認 3 遺体の埋火葬 4 記録の保存							
	1 基本方針				危機管理班	185			
	2 町の役割	1 応急対策措置の実施 2 警察への協力要請							
3 警察の任務									
14 交通対策計画	1 基本方針		高鍋警察署 建設班	186					
	2 陸上の交通対策	1 被害状況の把握 2 交通規制の実施 3 道路の確保 4 災害応急対策のための交通規制 5 車両運転者の責務の周知							
	3 帰宅困難者への対応	1 帰宅困難者対策		危機管理班	188				
		2 情報・収集伝達体制の構築							
		3 安否確認手段の確保							
		4 飲料水・食糧等の備蓄							
		5 代替交通手段の確保							
		6 住民への啓発							
	15 障害物除去計画	1 基本方針		危機管理班、環境班	189				
		2 障害物の除去	1 責任体制 2 障害物除去の対象 3 障害物除去の方法 4 障害物除去の協力依頼 5 資機材及び人員の確保 6 除去した障害物の処理 7 費用の負担等 8 記録						
1 基本方針			危機管理班、商工班、避難班			191			
		2 広報体制の整備					1 広報体制の整備 2 広報施設の整備・拡充 3 住民等からの問い合わせに対する対応		
		3 広報要領					1 住民に対する広報 2 報道機関に対する広報及び報道要請実施要領		
4 広報の実施方法						193			
17 気象予報・警報等伝達計画		1 基本方針				危機管理班、消防本部、消防署、消防団	194		
		2 予報・警報等の種類・基準	1 注意報・警報の種類及び発表基準等						197
			2 各情報の基準						
	3 注意報・警報の地域細分発表について								
	4 気象情報の役割								
	5 火災気象通報								
	6 火災警報								
3 注意報・警報等の通報・伝達系統	1 異常現象発見時の通報		危機管理班	199					
	2 気象予報・警報等伝達計画								
	3 町から住民への周知方法								
18 災害ボランティア活動支援計画	1 基本方針		危機管理班、福祉班、町社会福祉協議会	200					
	2 災害ボランティア活動の受け入れ	1 受け入れ窓口の設置							
		2 災害ボランティアの参加協力							
		3 登録・活動体制の確立							
		4 活動環境の整備							
	3 災害ボランティア活動の内容					201			
	4 災害ボランティア支援・連携	1 情報交換					202		
		2 活動拠点等の提供							
		3 災害ボランティア準備体制							
		4 ボランティア保険への加入							
5 災害ボランティア活動体制									
19 救助法適用計画	1 基本方針		各班	203					
	2 救助法の適用基準等	1 救助法の適用基準							

		2 滅失世帯の算定方法及び認定		204
		3 被害認定基準		
	3 救助法の適用手続	1 救助法の適用要請		205
		2 適用の特例		
	4 救助の実施	1 救助の実施		206
		2 救助の種類		
		3 整備すべき書類		207
	5 災害救助による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準			
	6 基本法の定める応急措置	1 応急処置についての責任		
		2 出動命令		
		3 事前措置		
		4 警戒区域の設定権		
		5 工作物等の使用、収用等		
		6 工作物等の除去		
		7 公用負担		
		8 従事命令		
		9 応援要求等		
		10 職員の派遣要請等		
		11 委員会・委員等の応急処置		211
20 文教対策計画	1 基本方針			
	2 学校教育対策	1 実施責任者	学校教育班、社会教育班、各小中学校長	212
		2 事前措置		
		3 災害発生時における対応		
		4 児童生徒の安全確保		
		5 文教施設の確保		213
		6 応急教育の実施		
		7 学用品等の配給		
		8 学校給食等の処置		214
		9 学校の衛生管理		
		10 転学措置及び進路指導		
		11 学校等が避難所となった場合の学校の措置		215
	3 文化財応急対策			
21 要員確保計画	1 基本方針		危機管理班、建設班	
	2 要員等の確保	1 要員確保の手段		
		2 作業種別		
		3 あっせん依頼事項		216
	3 公共職業安定所等の要員確保	1 雇上げの範囲		
		2 雇用方法		
		3 賃金支払の場合		217
22 義援金品計画	1 基本方針		財政班	
	2 義援金品の受け入れ	1 義援物資の受け入れ		218
		2 義援金の受け入れ		
		3 受付方法		219
第3章 災害復旧・復興計画				
1 災害復旧・復興事業の推進計画	1 基本方針		各担当課	
	2 復興計画	1 災害復興対策本部の設置		
		2 災害復興方針・計画の策定		
		3 災害復興事業の実施		222
	3 復旧事業計画	1 公共土木施設災害復旧事業計画		
		2 農林水産業施設災害復旧事業計画		
		3 都市施設災害復旧事業計画		
		4 住宅災害復旧事業計画		
		5 文教施設災害復旧事業計画		
		6 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画		223
		7 医療施設災害復旧事業計画		
		8 企業災害復旧事業計画		
		9 公用財産災害復旧事業計画		
		10 ライフライン・交通輸送機関災害復旧事業計画		
	4 復旧計画に伴う財政援助	1 一部負担又は補助される災害復旧事業		224
		2 激甚災害に係る財政援助措置		

2 被災者の生活再建等の支援	1 基本方針		危機管理課	227
	2 住宅確保の支援	1 既設町営住宅の復旧	建設管理課、地域政策課	228
		2 仮設住宅の建設		
		3 住宅の修繕、建設の融資		
	3 雇用機会の確保		地域政策課	229
	4 災害相談窓口		危機管理課	
	5 税対策等による被災者の負担の軽減	1 町税の減免等の措置	230	
		2 県税の減免等の措置		
		3 国税の減免等の措置		
		4 介護保険料、後期高齢者医療保険料の減免等の措置		
		5 公共料金等の特例措置		
	6 生活確保資金の融資等	1 災害弔慰金等の支給	福祉課、健康保険課、町社会福祉協議会	232
		2 生活福祉資金		
		3 母子寡婦福祉資金		
		4 生活保護		
		5 被災者生活再建支援制度		
	7 罹災証明の発行	1 罹災証明の発行手続き	危機管理課、建設管理課	238
		2 被害家屋調査の準備		
		3 被害家屋調査の実施		
4 罹災証明の対象				
5 罹災台帳の作成				
6 罹災証明を行う者				
7 罹災証明書の発行				
8 再調査の申し出と再調査の実施				
9 被害家屋の判定基準				
10 罹災証明に関する広報				
3 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援	1 基本方針		地域政策課	242
	2 中小企業の復興支援	1 町の措置		
		2 県の措置		
	3 農林水産業の復興支援	1 農林漁業関係融資の種類	農業政策課	243
		2 農業関係		
		3 林業関係		
		4 水産業関係		
				244

第1章 災害予防計画

第1節 基本方針

防災関係機関は、各種災害対策編等（第3編～第8編）に定めるもののほか、特に、本編に定める事項に留意して、各種災害予防のための事業を検討する。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、さまざまな対策を組み合わせることによって、例え被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるような観点から、災害に備える「減災」の考え方を基本とする。

第1款 重点的推進対策

災害時には、「第1編 総則 第5章 災害の想定」で示したような種々の人命損失危険が存在する。このような人命損失を除去・軽減するための災害予防対策を重視する。

第2款 人命損失防止及び重度の生活障害防止対策の推進

激甚な災害では、次表のような人命損失危険及び重度の生活障害が広範囲に発生する。それらを除去・軽減するための災害予防対策を推進する。

《人命損失危険及び重度の生活障害》

危険等	内容
人命損失危険	<ol style="list-style-type: none"> 1 倒壊家屋の下敷き・生き埋めによる人命危険 2 転倒落下家具による人命危険 3 ブロック塀等の倒壊による人命危険 4 火災による人命危険 5 土砂災害による（生き埋め）人命危険 6 洪水又は津波による人命危険 7 高齢者等の生活環境の悪化に伴う二次的人命危険 8 重症患者・重い持病のある人のライフラインの損壊や適切な診療機会の喪失に伴う人命危険
重度の生活障害 生活の長期制約	<ol style="list-style-type: none"> 1 重傷に伴う生活障害 2 長期の避難所生活 3 長期の応急仮設住宅生活 4 長期に渡る生活再建の困難 5 ライフライン（水・電力・ガス・道路）の長期機能停止・低下に伴う寝食住及び交通（通勤・通学・営業等）の長期制約 6 その他の生活上の重度な制約（例：葬儀、医療、教育、ごみ・し尿処理等の重度な制約）

第3款 防災力の向上

大規模な災害時には防災関係機関だけでは対応できないことから、防災関係機関における防災力の向上のほか、住民、自主防災組織及び事業所等の防災力の向上を推進する。

第4款 効果的な応急対策のための事前対策の推進

災害時に効果的に応急対策活動を実施するため、平常時から必要な事前対策を推進する。

第2節 災害に強いまちづくり

第1款 基本方針

都市災害を予防するためには、個々の災害危険箇所等の対策と同時に、土地利用の規制、都市計画道路の整備といった総合的な都市基盤整備事業を通じて、防災対策を進めていく必要がある。

都市計画区域内においては、災害時に避難場所となる公園・緑地の確保を促進するとともに、避難路となる道路幅員の確保を図る等、災害に強い都市基盤の整備に努める。

第2款 市街地の防災構造化対策

1 土地区画整理

土地区画整理事業の必要な地域は、老朽木造住宅密集市街地等、防災上危険な市街地の解消を図るほか、医療、福祉、行政、避難及び備蓄等の機能を有する公共及び公益施設との相互の連携により、地域の防災活動拠点として機能する道路、公園等の都市基盤施設の整備を検討する。

2 建築物の共同化と不燃化

低層の密集住宅地においては、土地区画整理事業等の面的整備と合わせて老朽化建築物を中心に建て替え等を促進し、防災上有効に機能する道路、公園等の確保を図るとともに、建築物の不燃化を促進する。

第3款 用途地域指定計画

1 現況

本町の都市計画区域は、昭和13(1938)年8月16日に計画決定され、その後6回の変更を経て、平成10(1998)年6月1日、都市計画区域の拡大により、指定面積1,978ha、用途地域540haとなっている。

本町においては、既成市街地との連携道路、生活用水、水路、排水路、交通の問題点等、防災施設や都市生活関連施設の不備等が見受けられる。

2 計画目標

市街地の防災機能を高めるために、国土利用計画法を始め、建築基準法、都市計画法、農地法、道路法、河川法等の関連法令を総合しながら、安全で快適な住環境と自然環境が調和した土地利用計画を確立し、開発・保全・整備の方針を定めて対応していく。

- (1) 都市の防災機能を高めるため、都市計画区域・用途地域の見直し、その他関連事業については、国・県採択基準方針に基づき、町の国土利用計画に沿って、関係機関と十分な調整に努めながら推進する。
- (2) 用途地域の再検討の際には、国土利用計画法の趣旨を十分に尊重した上で、町全域を広域的にとらえた防災環境の保全という観点からの無秩序な開発と都市化を防止する。
- (3) 地域発展と自然保護との調和を基調とした地域社会の防災機能の管理を行い、災害に強いま

ちづくりを行うための社会資本の向上に努める。

- (4) 密集市街地においては、避難や消火活動上支障のある狭あい道路の改善を図るため、地域の実情に応じた総合的な住環境整備を促進し、一定幅員以上の道路の確保を目指す。

第4款 公園・緑地整備計画

1 現況

本町には、公園・緑地等は23カ所あり、その内訳は、都市公園17カ所（公園15、緑地2）、その他の公園6カ所となっている。その中で大規模な公園としては、舞鶴公園や小丸河畔運動公園等が挙げられる。

2 計画目標

避難場所・避難路及び延焼遮断帯の機能を持つ公園・緑地等の保全と確保に努める。また、本町独自の歴史並びに自然環境を活かした、住民のレクリエーションの場として、あるいは都市の美化等その地域に応じた機能の公園を整備する。

- (1) 災害時における避難場所としての役割や延焼防止機能を持つ中核的な公園、施設等の整備を推進し、住民の憩いの場、自然との接触機会の充実を図れるオープンスペースの確保を推進する。また、街路樹の整備と狭あい道路の拡幅及び建築物のセットバック等による総合的な整備を促進する。
- (2) 避難時の安全性の確保と延焼遮断帯となる樹木の特性を利用し、木造密集地域、公共施設等の立地する地域には、樹木の耐火性等から熱遮断の効率を考慮した樹林帯、街路樹、生垣や庭木等の延焼遮断帯となる緑化を検討する。また、ブロック塀に変わる生垣等の緑化を推進し、生垣コンクールや記念植樹等、住民が緑化に関わることができる催し等の開催を継続して検討していく。
- (3) 大規模な公園は避難場所として指定し、小規模な公園は一時集合場所や防災活動拠点とする等の公園の整備を検討する。

第5款 開発規制や建築物不燃化等による防災対策計画

1 現況

本町では開発行為に関して、都市計画法における開発許可制度等により規制、指導を行い、無秩序な開発行為の抑制に努めている。

また「国土利用計画」に基づき、全町的な土地利用の将来的方向性と適切な土地利用に向けての環境づくりを行っているが、法規制の網に掛からない地域において宅地を主体とする開発が行われており、現行法規制等が必ずしも有効に機能していない状況も見られる。

一方、旧来からの市街地については家屋の密集が進み、消防車両の進入困難な道路狭あい地域が一部みられる。これらの地域においては、都市計画に則った地域全体での防災強化が必要である。

2 計画目標

- (1) 町は、「開発行為に伴う関連公共施設等の整備に関する指導要綱」に基づき、一定規模以上の開発行為に対して行う県の指導に協力する。
- (2) 建物の不燃化を促進するための指導を強化する等、災害に強いまちづくりに取り組む。

第3節 防災活動体制の整備

第1款 基本方針

それぞれの防災機関において、実情に応じ、非常参集体制の整備、参集基準の明確化、連絡手段の確保及び参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討する。また、被災等により職員の動員が困難な場合を想定し、災害応急対策が実施できるよう参集訓練等の実施に努める。

さらに、それぞれの防災機関の実情を踏まえ、必要に応じた応急対策活動のためのマニュアルを作成し、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟及び他の機関等との連携体制の確立を推進する。

第2款 災害応急体制の整備

1 現況

町では職員に対し、災害時の参集体制及び参集基準等を整備し、それらを記載した災害時職員初動マニュアルの作成・配布を行い、応急体制の周知に努めている。

2 計画目標

(1) 防災活動体制の整備

ア 防災活動体制の整備

災害発生時に速やかに対処するため、平常時から応急対策等に必要な防災体制、防災施設や設備の使用を含め、事前に各種体制の確立に努める。

イ 初動体制の確立

町災対本部や初動段階の職員参集基準、連絡手段の確保、参集手段の確保及び携帯電話等参集途上での情報収集伝達手段の確保等について、事前に検討しておく。

ウ 職員の動員配備対策の充実

災害発生時の初動期において、速やかに職務に従事、専念できる体制を整えるため、次の対策を推進する。

(ア) 家庭における安全確保対策

職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員はもちろん、家庭にも防災対策を徹底し、被害を最小限に抑えるように努める。

(イ) 災害対策職員用通信手段の確保

町災対本部との連絡体制を確立するため、携帯電話等の通信手段等の拡充を検討していく。

(ロ) 災害時職員初動マニュアル等の整備

誰もが手際よく町災対本部の対応行動ができるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアル等は必要に応じ見直しを行い、職員の習熟に努める。

エ 地域の防災中枢機能等の確保・充実

災害発生後に避難所等となる施設や災害応急対策活動等のベースキャンプとなる施設を中心に、平常時から防災知識の普及啓発、地域防災リーダー等の教育並びに訓練及び防災資機材や物資備蓄等の整備並びに拡充を推進する。

(2) 救急救助体制の整備

ア 救急救助体制の充実

医療機関への迅速な搬送体制を確立するとともに、救命、救助装備を拡充する等、円滑な救急及び救助体制の充実を推進する。

- (ア) 救急・救助体制の充実
- (イ) 初動医療体制の確立
- (ウ) 医療支援体制の確立
- (エ) 災害医療情報通信ネットワークの整備

イ 緊急輸送活動体制の充実

災害発生時の緊急輸送活動のために、多重化や代替性を考慮しつつ確保すべき緊急輸送活動体制の整備について検討する。

- (ア) 交通ネットワークの整備
 - a 骨格的な幹線道路の整備
 - b 緊急輸送拠点と緊急輸送路の確保
 - c 防災上重要な道路改良の実施
 - d 橋梁等の安全対策の実施
 - e 災害時用臨時ヘリポートの整備
- (イ) 輸送対策

車両の活用、物資調達業者又は民間運送業者への輸送協力要請

(3) 大規模地震（大津波）時における避難行動

ア 避難計画の整備

大規模地震が発生した場合における津波による避難が必要と想定される地区別の避難場所、避難路その他具体的な避難方法等について、避難計画、マニュアル等の整備検討を行う。また、被害想定に対応した訓練を行い、課題等の検証を通じて避難計画の見直し等を行う。

イ 避難対策の早期実施

町は、観光客や海岸部における就労者等の避難誘導計画を作成する。予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、事前対応を検討し、関係者に周知する。

ウ 防災意識の啓発

居住者及び観光客等が、地震発生時に的確な避難を行うことができるように、ハザードマップの作成・周知、ワークショップの開催など、津波からの避難に関する意識を啓発する。

(4) 町と自衛隊との連携体制

町と自衛隊は、大規模災害が発生した場合における災害派遣活動の円滑な実施を目的として、相互の情報連絡体制、災害派遣要請の手順等を協議し、平常時から連携体制の強化を図る。

第4節 受援体制整備計画

第1款 基本方針

大規模災害における応急対策を、より迅速・的確に実施するためには、受援体制が不可欠であることから、町は、各関係機関と相互応援の協定を締結する等、平素から受援体制を整備しておく。

第2款 現況

本町では、大規模な自然災害に迅速かつ的確に対応できるように、「宮崎縣市町村防災相互応援協定」（H8.8.29）、「西都児湯広域市町村における災害時相互支援に関する協定」（H20.10.6）、「姉妹都市災害時相互応援協定」（H8.2.10）（米沢市）及び「大規模災害等の相互応援に関する協定書」（H27.3.31）を締結して、広域での応援体制を強化している。

また、消防機関（消防本部、消防署）では、消防の相互応援協定が締結されている。特に、広域的なものとして「宮崎県消防相互応援協定」（H7.6.19）がある。

第3款 市町村間の相互協力体制の整備

町は、平素から「宮崎縣市町村防災相互応援協定」等に基づく受援が円滑に行われるよう体制整備を推進するとともに、災害物資の供給協定、提供支援等に関する協定を県内外問わず各市町村及び関係機関と締結できるよう努めるとともに、土木・建築職などの技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。また、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

第4款 県、町と自衛隊との連携体制の整備

町は、県及び自衛隊と防災訓練の実施等を通じ、平素から連携体制の強化を図り、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決めるとともに、相互の情報連絡体制の充実に努める。県は平成25年2月に、県立農業大学校を県指定救助活動拠点として指定している。

第5款 消防関係機関の連携体制の整備

消防機関は、「宮崎県消防相互応援協定」による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

第6款 受援活動のための体制整備

町は、被災市町村及び各関係機関より受援の要請を受けた場合、直ちに派遣の措置が講じられ、かつ日常業務に支障をきたさないよう、支援対策本部、派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等についてマニュアルの整備を検討しておく。その際、職員が派遣先の被災地において、被災市町村から援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制を心がける。また、総務省等において避難所の運営や罹災証明書の発行等の人的支援及び災害時のマネジメント支援を行う「被災市区町村応援職員確保システム」が運用されているほか、被災建築物応急危険度判定や水道等の専門職を派遣する仕組みを各省庁が設けていることから、普段からこれらの活用を検討する。

第5節 防災施設、資機材等整備計画

第1款 基本方針

町及び防災関係機関は、災害に速やかに対処するため、平常時から応急対策等に必要な防災施設や設備を有効適切に使用できるよう、次の事項により、施設及び資機材等の点検・整備、充実に努める。

- 1 現在整備されている防災施設・設備や資機材の現況を把握しておく。
- 2 防災施設・設備の機能がいつでも有効に発揮できるよう、定期的に資機材の点検・整備を行う。
- 3 未整備あるいは不足している防災施設・設備や資機材の計画的な整備を図る。
- 4 災害発生によりその機能が損なわれるおそれのある施設・設備や資機材については、代替手段を検討しその整備を図る。
- 5 災害発生時の資機材が不足する事態を考慮して、その緊急調達方法や調達先を予め定めておく。

第2款 防災中枢機能等の確保・充実

1 現況

防災機能を果たす施設の確保及び体制の整備を実施中である。

2 計画目標

(1) 防災機能を果たす施設、設備等

防災機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点の整備、推進に努める。その際、停電対策並びに物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水等の適切な備蓄及び調達体制を整備しておくことに配慮する。

また、災害時に地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備に努める。

(2) 組織体制（初動体制）の確立

災害発生時に職員が迅速に対応できるよう配備体制を敷くとともに、平素から配備基準等を確認し、毎年各課、各局及び各委員会（以下「各課等」という。）において災害応急対策連絡網を確認する。

第3款 災害時用ヘリポートの整備

1 現況

本町では、災害時における災害時用ヘリポートを選定している。災害時用ヘリポートは、次表のとおり。

《災害時用ヘリポート》

番号	災害時用ヘリポート名	所在地	施設管理者
1	小丸河畔運動公園多目的広場	持田6304番地28	社会教育課
2	消防本部	上江4526番地	東児湯消防組合
3	宮崎キャノン	南高鍋11700番地1	宮崎キャノン(株)
4	海老原総合病院	上江207番地	医療法人 宏仁会

(令和2年現在)

2 災害時用ヘリポートの整備

町は、災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を活かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できる災害時用ヘリポートの整備に努める。

3 災害時用ヘリポートの要件

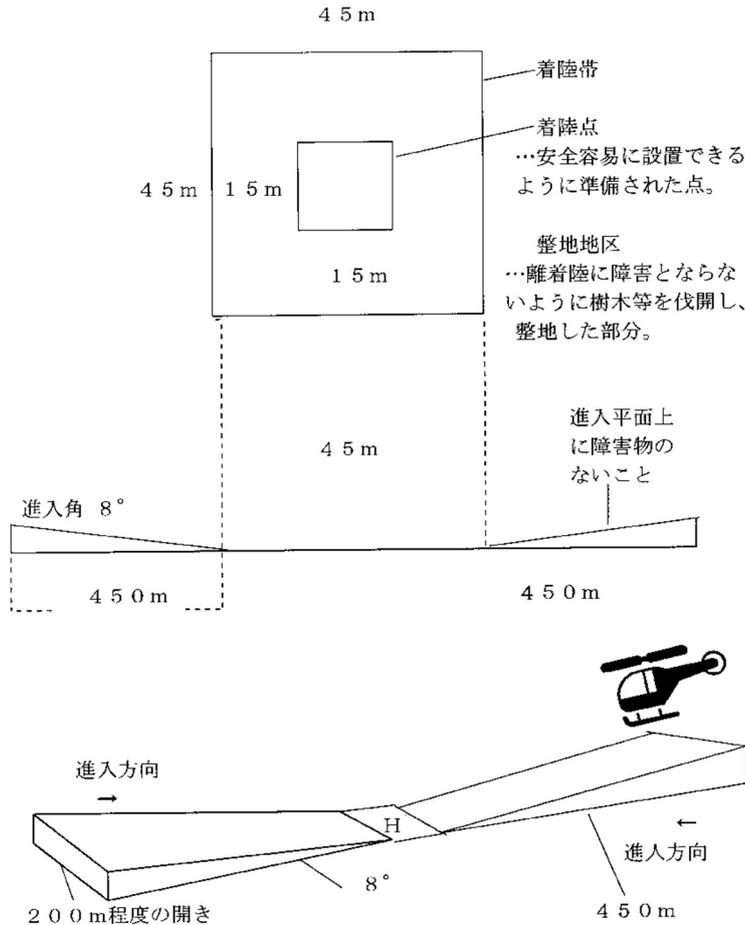
(1) 要件A（緊急用ヘリポート条件）

ア 離着陸のための必要最小限度の地積

- (ア) 45m×45mの地積は無障害地帯であること。
- (イ) 進入平面より上に障害物のないこと。

イ 地表面等の状況

- (ア) 地表面は、堅固であること(コンクリート、芝生は最適)。
- (イ) 十分に平坦であること。
- (ウ) 最大縦断勾配及び最大横断勾配は5%であること。
- (エ) 四囲にあまり障害物のないこと。
- (オ) 車両の進入路のあること。



(2) 要件B (林野火災用ヘリポート条件)

ア 地積

最低 10,000 (100m×100m) m²の広さを有し、平坦であること(地積はできれば 15,000m²以上が望ましい。)

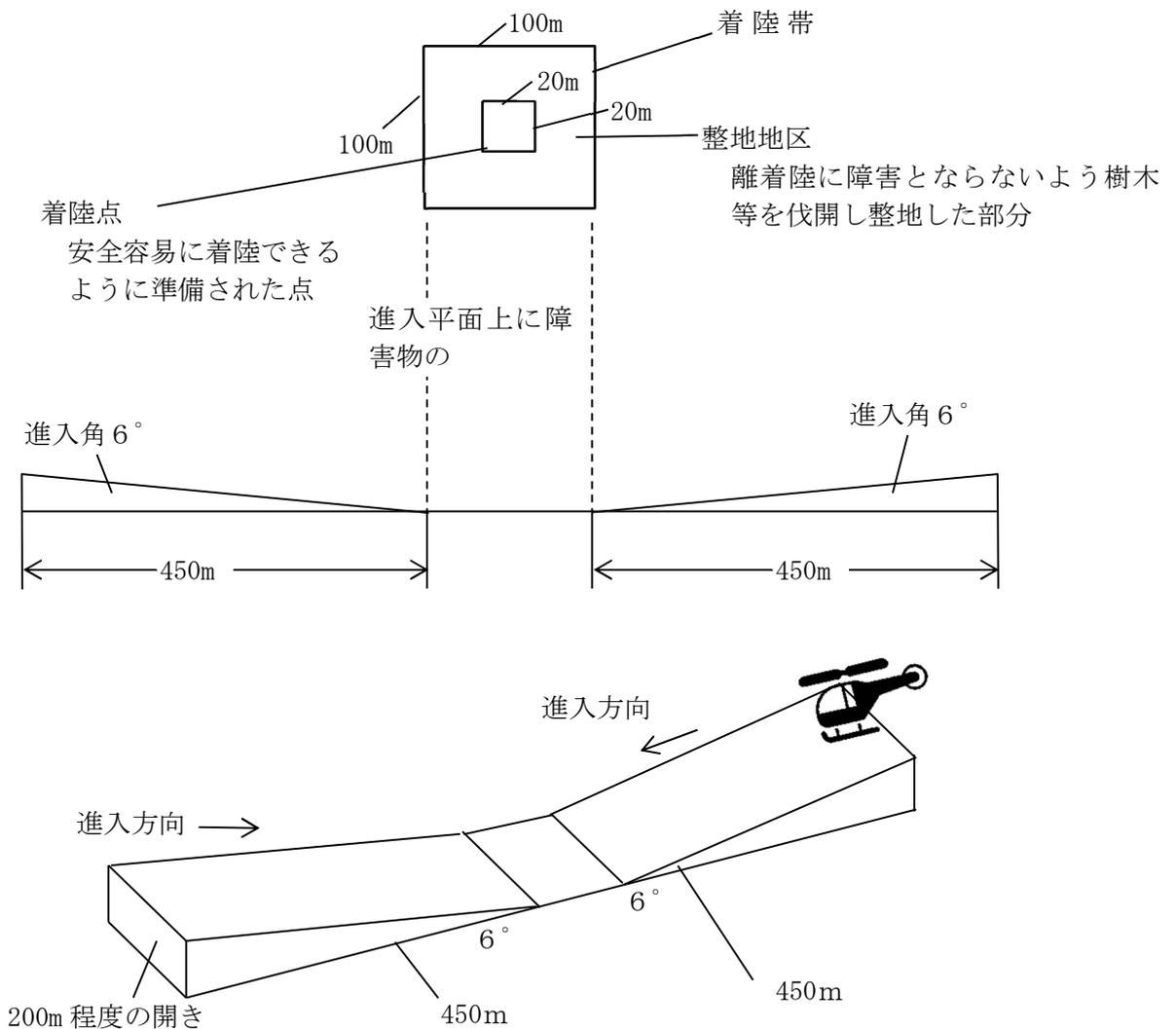
イ 水利

- (ア) 近くに水源があること。
- (イ) 水源は、最低 100 トンはあること。
- (ウ) 1m³/分以上の取水が可能であること。

ウ 車両の進入

資機材等の輸送のため車両の進入が可能であること(10 トントラックが進入できる程度の取付道路のあることが望ましい。)

【参考：CH47ヘリ離着陸のための必要最小限度の地積】



第4款 装備資機材等の整備充実

1 現況

本町が保有する災害用装備資機材等は、庁舎及び水防倉庫等に整備されている。

2 計画目標

応急対策の実施のため、災害用装備資機材等を予め整備充実する。また、備蓄（保有）資機材等は随時点検を行い、保管に万全を期する。

(1) 点検実施結果と措置

点検実施の結果は常に記録しておくとともに、資機材等に損傷等が発見されたときは、補充、修理する等整備しておく。

(2) 資機材等の調達

防災関係機関は、災害時における必要な資機材等の調達を円滑に図るため、調達先の確認等の

措置を講じておく。

3 必要な資機材の配置

町及び防災関係機関は、災害に速やかに対処するため、平常時から応急対策等に必要な防災施設や設備を有効適切に使用できるよう、次の事項により、施設及び資機材等の点検・整備、充実に努める。

- (1) 現在整備されている防災施設・設備や資機材の現況を把握しておく。
- (2) 防災施設・設備の機能がいつでも有効に発揮できるよう、定期的に資機材の点検・整備を行う。
- (3) 未整備あるいは不足している防災施設・設備や資機材の計画的な整備を図る。
- (4) 災害発生により、その機能が損なわれるおそれのある施設・設備や資機材については、代替手段を検討し、その整備を図る。
- (5) 災害発生時の資機材が不足する事態を考慮して、その緊急調達方法や調達先を定めておく。
 なお、装備資機材の確保は、次表のとおり。

《装備資機材の確保》

	資機材	町担当課等	応援要請機関
1	災害用装備資機材	・危機管理課・福祉課 ・健康保険課・消防団	・県危機管理局
2	水防資機材の備蓄	・建設管理課・危機管理課 ・水防団（消防団）	・高鍋土木事務所 ・宮崎河川国道事務所 ・国土交通省
3	救命・救助装備	・危機管理課・福祉課 ・健康保険課・消防団	・県危機管理局 ・郡医師会・県医師会
4	ライフライン復旧資機材	・上下水道課	・高鍋町管工事業組合

第5款 医療救護体制の整備

1 現況

本町には、病院が2施設、一般診療所が18施設、歯科医院が12施設の合計32の医療施設が存在する（令和1年10月15日現在）。

県では、二次医療圏毎に地域災害拠点病院を指定しており、西都児湯では「地方独立行政法人西都児湯医療センター」が指定されている。また、地域災害拠点病院の機能を強化し、さらに要員の訓練・研修機能を有した「基幹災害拠点病院」として県立宮崎病院及び宮崎大学医学部附属病院が指定されている。

2 計画目標

災害時における医療救護体制整備のため、本編 第2章 第7節において定めるほか、次の事項について検討し、関係諸機関に協力を要請する。

- (1) 医療施設の把握
 災害時に特定の医療機関へ傷病者が集中することのないよう、傷病の程度に応じた医療施設の把握を行う。
- (2) 拠点病院施設整備
 拠点病院について、次のとおり機能強化の要請を行う。
 ア 情報収集、医療活動等に必要な通信設備

- イ 迅速な救護班派遣のための救急医療用資機材、仮設テント及び多数の患者受け入れのための簡易ベッド等の整備
- ウ 被災によるライフライン機能停止時の応急的な診療機能の確保のための貯水槽、自家発電装置、医薬品・医療用材料、及び食料の備蓄等の整備
- (3) 通信整備
 - 発災後において医療機関の被害状況、負傷者の状況、医療従事者や医療品の現状等の収集情報の明確化を図るとともに、関係機関の連絡体制の強化を目的として、救急医療情報システムの整備を図る。
- (4) 研修・訓練
 - 大規模災害時の指揮連絡システムマニュアルを整備するとともに、町防災訓練において実践的な訓練を実施することに努める。
- (5) 医療機関の災害対策
 - ア 救急医療体制の充実
 - 救急医療体制の充実を関係機関に要請する。
 - イ 高次医療機関との連携
 - 近隣の高次医療機関との連携を進め広域医療体制の強化を図る。
 - ウ 災害応急マニュアルの作成促進
 - 各病院での災害応急マニュアルの作成促進を図るとともに、これに基づく自主訓練を行う等、病院レベルでの災害対策の整備促進を要請する。
 - エ 初動医療体制の確立
 - 初動時期における関係機関と各医療機関相互の連携並びに早期の応急医療体制の確立を図る。また、トリアージ（負傷者選別）に基づく実践的な訓練の実施を検討する。
 - オ 救急・救助体制の充実
 - 医療機関への迅速な搬送体制を確立するとともに、救命・救助装備を整備する等、円滑な救急・救助体制の充実を図る。また、道路の被害や被災者の避難で陸路が混乱した場合や、緊急を要する場合には、ヘリコプターによる搬送等が有効であると考えられることから、ドクターヘリによる搬送体制の充実や自衛隊等関係機関との連携を図るものとする。
 - カ 医療体制の整備充実
 - (ア) 町民の医療需要に対し、必要なサービスを確保するため、医療機関相互の連携を図り、幅広い対応ができるような地域医療サービス体制の整備に努める。
 - (イ) 医師会等の協力を得て、休日や夜間の救急医療システムの充実に努める。

第6款 水防施設・設備整備計画

1 現況

本町内には、国土交通省管理1カ所、高鍋土木事務所管理1カ所、町管理1カ所の計3カ所の水防倉庫が設置しており、丸太、土のう袋等の水防資機材が整備されている。

水防資機材については、過去の浸水状況等を考慮し、十分な資機材が適切な場所に配置されているかどうか、十分な備えがあるかどうか等について検討し、水防活動に支障をきたすことが無いよう、その充実を図る必要がある。

2 計画目標

- (1) 町は、災害時の水防に万全を期するため、県水防計画に定める基準に基づき、水防倉庫の整備を図るとともに、目標を設定して水防資機材の拡充を図る。

なお、水防倉庫備蓄基準等は、次表のとおり。

- (2) 災害が発生する可能性が高い地区で水防倉庫の新設を検討する。
- (3) 水防倉庫の資機材については、毎年点検・整備を行い、不良品の交換や不足品の補充等に努める。
- (4) 水防資機材の中で腐敗、損傷のおそれのあるものは、水防に支障のない範囲でこれを転用し、常に新しいものを備えるようにする。
- (5) 水防資機材の不足する場合を予想して、予め調達方法や調達場所を検討しておく。

《水防倉庫備蓄基準等》

品名		単位	数量		品名		単位	数量	
			基準	現況				基準	現況
杉丸太	長径 6 m 0.06m	本	50	0	スコップ	丁	20	20	
杉丸太	長径 3 m 0.06m	本	80	0	鍬	丁	4	0	
杉丸太	長径 2 m 0.06m	本	70	0	掛矢	丁	4	2	
竹	長径 6 m 0.03m	本	70	0	のこ	丁	4	3	
空俵		俵	200	0	ペンチ (6インチ物)	本	6	0	
かます		枚	200	0	担棒	個	20	0	
むしろ		枚	100	0	てみ	個	20	0	
縄 (1巻3貫物)		玉	20	2	もっこ	個	20	0	
鉄線		kg	60	0	懐中電灯	個	10	2	
照明灯		個	2	2	槌	個	2	0	
おの		丁	3	0	工業車	台	1	0	
片ハンマー		丁	3	4	かすがい	本	30	0	
土のう袋		枚		1000	防水シート	枚		5	
ボール		本		10	油圧ジャッキ	台		1	
チェンソー		台		1	鉋			3	

資料：令和3年度宮崎県水防計画書

第7款 情報通信施設等整備計画

1 基本方針

防災関係機関は、災害時の初動応急活動対策に係る情報通信の重要性を認識し、情報通信施設等資機材及び運用体制の整備を図る。

2 無線通信施設の整備

(1) 現況

本町の無線通信施設は、町と県及び防災関係機関との緊密な連絡を行える防災行政無線等の施設が整備されているが、停電時の通信体制、限られた職員以外の操作の習熟等が課題となる。

(2) 計画目標

電話線の切断等で有線通信が途絶し、災害に係る情報の収集が困難となった場合、又は緊急に災害にかかる情報の伝達収集を行う必要がある場合は、以下に掲げる無線通信施設を利用し、情報の収集・伝達を図る。

3 町の無線通信施設

(1) 防災行政無線

防災行政無線とは、「災害時における災害応急対策並びに地域住民に対する情報伝達を迅速かつ円滑に実施するため、町において設置した無線通信設備」をいい、次によりその整備を推進する。

ア 各防災無線局の施設及び各機器の機能について定期的に保守点検を行い、非常時に備える。

イ 屋外拡声子局による情報伝達に加え、戸別受信機の配備を検討し、より確実な情報伝達の強化と充実に努める。

ウ バッテリーの充電不足や予期せぬ停電時に備えた非常用発電設備の点検整備に努める。

(2) 情報通信体制の活用

円滑な災害応急活動や住民の迅速な避難等が図れるよう、防災行政無線以外でも民間通信事業者による情報通信体制の活用を推進する。

(3) 異常気象時の通信手段の整備検討

異常気象時の電波障害等に起因する通信途絶の危険性を配慮した通信手段の整備を検討する。

(4) 通信設備優先利用の協定

町は、基本法第57条及び第79条に基づく通信設備の優先利用について、その必要を認める機関と予め協議しておくものとする。

(5) 防災行政無線の平常時活用

災害時における円滑な運用を図るため、平常時における一般行政事務連絡用としても防災行政無線システムを活用することで、その利用方法を習熟させる。

4 消防救急無線

消防救急無線は、消防本部の管轄区域内における事故や災害対応はもとより、市町村の消防の相互応援及び緊急消防援助隊による消防の応援等を含む消防救急活動に不可欠な無線通信網である。

(1) 大規模災害時に広域支援のため他県に出動した際に、各消防本部、消防署、消防団が相互に通信することができる全国共通波無線通信設備の整備充実を図る。

(2) 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動多重無線車の整備並びに携帯無線機の増強を図る。

5 県防災情報通信施設

県、関係機関との防災情報通信ネットワークを整備し、災害情報の迅速化を図る。

(1) 災害に強い通信網を構築し、県、市町村、消防署間で衛星回線と地上回線の非常通信ルートを確認する。

(2) 防災情報の高度化、多様化に対応するため、防災情報システム、災害現場の映像情報送受信機能の拡大を図る。

(3) 高度情報通信網を生かし、データ通信等の拡大を図る。

6 関係機関の無線

(1) 事業者が所有する無線通信設備について、災害現場の情報を迅速かつ的確に収集できるよう、移動無線車並びに携帯無線機の利用等について、相互に協力、援護できる体制の整備に努める。

(2) アマチュア無線利用者の協力により非常通信や情報収集等を図る。

7 有線通信設備（災害時用公衆電話）の整備

(1) 現況

本庁内及び関係施設では、災害時用公衆電話回線として、現在17回線を（株）NTT西日本へ申請を行い、登録している。

災害発生時において、重要通信を行う消防・警察・気象・報道等の機関については、一部の電話回線を予め交換機の優先発信グループに收容しており、輻輳時に規制状態となっても優先的

に通話が可能となっている。

なお、災害時における避難所への特設公衆電話の事前設置と利用について、平成26年9月にNTT西日本(株)宮崎支店と協定を締結している。

(2) 計画目標

災害発生時において、重要通信を行う消防・警察・気象・報道等の機関については、一部の電話回線を予め交換機の優先発信グループに收容しており、輻輳時に規制状態となっても優先的に通話が可能となっている。

(3) 整備項目

ア 防災関係機関は、災害時優先扱いの電話を有効に活用できるよう(株)NTT西日本の規定に基づき、多様な有線回線の確保に努める。また、災害時優先扱いの電話等の有線通信設備の有効的な活動体制の整備を行う。

イ 町は電気通信設備の整備と防災管理に努め、有線通信設備を効果的に活用できるよう、電話網運営体制を整備し、災害時優先扱いの電話をさらに有効に活用できるように、庁内の使用回線は、優先順位を設定する。

ウ 携帯電話、衛星電話を活用した通信設備体制について検討する。

8 防災相互通信用無線の活用

(1) 現況

本町の防災相互通信用無線に替わり、町防災行政無線の拡充を進めている。

(2) 計画目標

災害の現地等において、防災関係機関が災害応急対策のため相互の連絡を行う場合は、防災相互通信用無線電話を利用する。

(3) 整備項目

ア 防災相互通信用無線の整備を検討する。

イ 災害時の通信を円滑に、又迅速かつ的確な情報通信を行うため、運用体制の整備、充実を行う。

ウ 防災関係機関は無線局の整備、増強を行うとともに、迅速かつ的確な情報通信を行うため、運用体制の整備充実を図る。

9 情報収集・伝達体制の整備

(1) 現況

町では、無線設備及び有線設備の整備は拡充中である。それらをより有効に活用し、災害発生時の災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達を可能とする体制の整備が必要である。

(2) 計画目標

町及び防災関係機関が応急活動対策を早急に実施するためには、災害発生時の災害情報を、迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面のシステムを構築することが必要である。町は災害時における情報収集伝達体制を強化し、迅速かつ的確に収集・伝達・処理が行えるよう整備する。

また、夜間に災害が発生した場合や、被害が一部に限られた場合でも、迅速かつ的確な災害情報の収集伝達が可能な体制を整備しておく必要がある。

(3) 災害情報連絡体制の整備

ア 通信連絡体制の確立

町及び各防災関係機関は、保有する無線施設を中心に通信連絡体制を確立する。そのため、通信連絡責任者を選任し、常時連絡体制の確保に努める。

イ 通信連絡方法

通信連絡は、原則として防災行政無線、電話、FAX及び電子メール等を使用して行う。

また通信網の多ルート化を進めるため、防災行政無線に加えて携帯電話等の通信手段を活用する。

10 被害情報の早期収集体制の整備

災害時の応急対策活動には、被害状況の早期把握が不可欠であるため、災害による被害情報の早期収集体制の整備を図る。

(1) 被害調査による情報収集

災害時に、電話の不通及び防災行政無線の一部不通等が起こった場合は、職員の自家用車利用の他、道路が遮断した場合には、職員が所有するオートバイ、自転車等を利用することも想定し、迅速に被害状況等の情報収集及び情報伝達を実施する。

(2) 郵便局への情報提供要請

「災害時における町内郵便局、町間の相互協力に関する覚書」により、町内郵便局の収集した被災状況や被災住民の避難先等に関する情報の提供を要請する。

(3) 自主防災組織等からの情報収集

各地区の被害状況を適確に把握するため、自治公民館、自主防災組織等の関係団体との連絡体制について整備充実を図る。

(4) アマチュア無線及びタクシー無線等からの情報収集

アマチュア無線クラブやタクシー無線取扱者等との災害時の情報収集に関する協力体制づくりを整備する。

(5) SNS等の活用による情報収集

公共のインターネット回線を利用するSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Twitter、Facebook及びLINE等））は、携帯端末に向けた情報発信及び携帯端末からの情報収集が容易であることから、SNSを活用した情報収集の活用を図る。

11 通信設備の整備

町及び防災関係機関は、防災拠点、公共機関、地域住民及び事業所等に対する被害情報等の収集、災害情報等の伝達体制を整備する。

(1) 消防・防災行政無線の拡充

災害時の情報収集伝達体制の確立、強化を図るため、災害時における非常通信手段として消防・防災行政無線の固定系・移動系の拡充、整備を図る。

(2) 非常用携帯電話の整備

災害時において機動性を持つ通信手段として、非常用携帯電話を整備する。

(3) 通信施設の安全化対策

災害時に災害情報システムが十分機能し活用できる状態に保つために、次の安全化対策を講じるものとする。

ア 非常用電源の確保

停電に備え、無停電電源装置、バッテリー、自家発電設備及び移動携帯式電源等を確保するとともに、これらの定期的なメンテナンスを行う。

イ システムのバックアップ化

通信ネットワークシステムの多ルート化を進め、必要に応じて衛星通信の活用を検討する。また、町庁舎が損壊しても情報通信機能が保持できるように、バックアップ体制を整備する。

ウ 転倒損傷への備え

災害通信機器の設置場所には、各種機器及び周辺に転倒防止措置を施すものとする。

12 報道機関との連携

災害時においては、気象情報、被害状況、ライフラインの復旧状況等住民が知りたい情報をより早く、的確に伝えることにより混乱を最小限にとどめる必要がある。その点を考慮すると、報道機関が果たす役割は極めて大きい。

このことから、災害時における報道について、県及び報道機関と災害時の協力体制について協議しておく必要がある。

13 各種防災情報システムの整備

(1) 現況

本町の各種防災情報システムの整備は、県危機管理局により、「災害対策支援情報システム」及び「防災情報共有システム」を整備し、運用を図っている。その他、全庁的な防災情報システム等の整備構築にあたっては、将来的な構想と運用等、様々な検討が必要である。

また、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、国（内閣官房・気象庁から消防庁を經由）から送信し、住民まで緊急情報を瞬時に伝達する全国瞬時警報システム（以下「Jアラート」という。）の整備や災害発生時やその復興局面等において、公共情報を発信する自治体・ライフライン事業者などと、それを伝える放送事業者・通信事業者を結ぶ共通基盤である「災害情報共有システム（以下「Lアラート」という。）の整備が完了している。

(2) 計画目標

防災情報の一元化に資する情報システム体制の重要性を認識し、各種防災情報システムの整備、充実を検討する。

情報の収集・連絡体制を組織するにあたっては、災害に対応する各組織間で重複や漏れ、又特定の部局に過度の負担が生じたりすることのないように配慮することが基本である。

出先機関が存在する場合には、出先機関レベルで各所管行政に関する情報を集約して本庁災対本部と連絡をとるやり方と、出先から本庁各部局との間で個別に各々の所管に係わる情報を連絡し、本庁レベルで集約するやり方が考えられる。そのため、相互の通信手段の状況等も考慮し、実態にあった方法を取る。

情報連絡の方法に関しては、例えば情報連絡の任にあたる職員は誰にするか等、平常時にできるだけ具体的に定めておくことが重要である。

(3) 整備項目

防災関係機関は、災害時の膨大な情報通信を円滑に処理し、町災対本部が的確な指示等を行うための防災情報システムの検討を図るとともに、防災情報システム体制の確立のための資機材の整備を検討する。

ア 災害情報通信ネットワークの整備、拡充

既存の有線系の災害情報の収集、伝達システム、Jアラート及びLアラート等の機能的な連携を図り、各種災害情報の効果的な運用体制の確立を推進する。

現在、一般住民等への情報通信手段として、平成17年から町防災情報配信システム（SOSネットワークシステム）により、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下「避難指示等」という。）情報を携帯電話等でメール配信できることとしたため、メールアドレスの登録を推進し、情報伝達の補足手段としての普及を図る。

また、県防災・防犯情報メールサービスにおいても気象情報や避難指示等の発令状況等の各種防災情報等の配信機能を有しているため、町防災情報配信システムへの加入とあわせて普及を図る。

イ 災害情報データベースの整備

既存の各種情報端末を活用して、次のような情報のデータベース化と一元的な情報管理を行い、応急復旧作業の効率化を検討する。

- (ア) 安否情報（死亡者の氏名・住所、避難状況等）
- (イ) 罹災証明情報（建物の罹災程度等）
- (ウ) 生活支援情報（災害弔慰金や義援金の支給、仮設住宅の入居、倒壊家屋の処理等）

ウ 情報ネットワーク体制の整備

災害時における、情報の収集・伝達を迅速かつ的確に実施するためには、平素から通信機器等に使い慣れることはもとより、情報整理や連絡体制等の方法を明らかにし、情報の取捨選択等判断能力の向上を図る必要がある。

今後、本庁舎と学校施設をはじめとする、公共施設を結ぶオンラインシステムの整備等情報ネットワークシステムに対応した全庁的な管理、運用体制の確立を検討するとともに、各職員への周知・徹底を図る。

エ 多様な情報メディアの活用方策の検討

多様な情報メディアを活用し、視聴覚障害者等に対する音声・文字情報や外国語による情報の提供システムを検討する。

オ 広報、広聴体制の確立

広報については、災害時に住民に対して、被害状況や避難、生活支援に関する情報等を、広報車、防災行政無線等を用いて迅速かつ的確に提供できる体制を整える。また、住民からの要望・相談を広聴する体制、方法を確立する。

第6節 避難場所等整備計画

第1款 基本方針

町は、関係機関と連携して災害から住民の安全を確保するため、指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所（以下「避難所等」という。）の指定を行うとともに、避難所等の整備を行い、計画的避難対策の推進を図る。

避難所等の選定にあたっては、災害の種類に応じて安全性やその設備状況等を考慮して、適切な所を選定するとともに、夜間の災害発生や避難の長期化等も考慮して行う。町が指定する避難所等以外に、自治公民館長が選定し、地域の住民が自主的に避難できる自主避難所がある。

避難所等は、避難が円滑に行われるよう伝達の方法も含め、予め住民に周知しておき、非常時でも容易に避難所等に到達できるよう避難所等への通路となる避難路も、安全性が確保されている必要がある。

避難所等の指定には、次の基準に適合する必要がある。また、自主避難所は、地区公民館等とし、地域の自主防災組織等で管理運営を行うことを原則とし、緊急を要するような場合には、近辺の安全な公共施設等を避難所として適宜使用することができる。

1 指定緊急避難場所

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において居住者、滞在者その他の者（次号イにおいて「居住者等」という。）に開放されることその他その管理の方法が内閣府令で定める基準に適合するものであること。
- (2) 地震以外の異常な現象を対象とする場合
人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内にあるものであるこ

と。ただし、次に掲げる基準に適合する施設については、この限りでない。

ア 当該異常な現象に対して安全な構造のものとして内閣府令で定める技術的基準に適合するものであること。

イ 洪水、高潮、津波その他これらに類する異常な現象の種類で次条第七号の内閣府令で定めるもの（以下このイにおいて「洪水等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設にあっては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分（以下このイにおいて「居住者等受入用部分」という。）が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段その他の経路があること。

(3) 地震を対象とする場合

ア 当該施設が地震に対して安全な構造のものとして内閣府令で定める技術的基準に適合するものであること。

イ 当該場所又はその周辺に地震が発生した場合において人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物その他の物がないこと。

2 指定一般避難所

(1) 被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。

(2) 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

(3) 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。

(4) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。

3 指定福祉避難所

要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。

第2款 避難所等整備計画

1 現況

本町においては避難所等を指定し、ハザードマップ及び町ホームページに掲載するなど住民への周知を図っている。しかし災害の種類、規模及び発生した時間帯によっては、避難所等としての機能が十分に満たされない等、各種災害に応じた指定や収容人員等に配慮した整備は十分ではない箇所がある。

地域の特性等考慮し、夜間の災害発生や避難の長期化等に対応した避難所等の運用ができるよう整備する必要がある。

2 計画目標

(1) 指定緊急避難場所

ア 指定緊急避難場所の選定

町は、指定緊急避難場所として必要のある安全性や機能性が確保されている場所を、指定緊急避難場所として指定するよう努める。

求められる項目	要件
指定緊急避難場所の 安全性の確保	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として避難対象地域から外れていること 2 原則としてオープンスペース、又は耐震性が確保されている建物を指定すること（昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強実施済みの建物） 3 周辺に山・崖崩れ、危険物貯蔵所等の危険箇所がないこと 4 原則として、指定緊急避難場所表示があり、入口等が明確であること 5 原則として、予想される災害よりも大きな災害や二次災害から、さらに避難することができる場所であること
指定緊急避難場所の 機能性の確保	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難者1人当たり十分なスペースが確保されていること（最低限1人当たり1㎡以上を確保することが望ましい） 2 夜間照明及び情報機器（伝達・収集）等を備えていること 3 一晩程度宿泊できる設備（毛布等）、飲食料等が備蓄されていること
避難目標地点の 安全性の確保	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難対象地域から外れていること 2 袋小路となっていないこと。また、背後に階段等の避難路等がない急傾斜地や崖地付近は避けること 3 避難目標地点に到達後、指定された指定緊急避難場所へ向かって避難できるような避難路等が確保されていること

イ 指定緊急避難場所の指定にあたっての留意事項

- (ア) 避難場所の安全性が確保されていることを確認し、機能性は段階的に確保していくことを前提に、積極的に指定緊急避難場所を選定・指定する。
- (イ) 安全性については、それぞれの災害に対応して、安全性が確保されていることを原則とする。
- (ウ) 指定緊急避難場所の指定に際しては、避難路等の幅員及び勾配等の状況を踏まえて、避難できる距離や指定緊急避難場所の収容可能人数を考慮した上で、避難可能な区域の範囲を検討する。
- (エ) 機能性の確保にあつては、避難者数に応じた十分なスペースを確保するとともに、情報機器（戸別受信機、ラジオ等）を優先的に整備し、避難者に対して被害状況、警報等の切り替えや解除等の情報を適時、的確に伝達する。

(2) 避難所等

ア 避難所等の選定

求められる項目	要件
安全性の確保	<ol style="list-style-type: none"> 1 救護活動を実施することが可能で、耐震、耐火建物であること。若しくは仮設住宅等を設置することが可能な規模の公園・広場等の相当の広さを有し、かつその場所又は周囲に防火に役立つ樹木、貯水槽等があること 2 周囲に崩壊のおそれのある石垣、建物、その他建造物、あるいは崖等がないこと 3 周囲に防火帯、防火壁があり、かつ延焼の媒介となる建造物、あるいは多量の可燃性物品がないこと 4 延焼の危険があるとき、又は収容人員が安全度を超えたときは、さらに他へ避難するのに便利であること
機能性の確保	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難対象人員を収容した際の1人当たりの必要面積が原則として2㎡/人以上あること 2 夜間照明及び情報機器（伝達・収集）等を備えていること 3 宿泊できる設備（毛布等）、飲食料等が備蓄されていること

イ 指定一般避難所及び指定福祉避難所の指定にあたっての留意事項

町は、災害時の避難所を次により備えておく。

- (ア) 行政区あるいは学校区毎に安全な避難所を選定、確保する。
- (イ) 避難所が近辺に無い地区については、避難所の新設を検討する。
- (ウ) 避難所は、公共施設等で、できるだけ炊き出しが可能な既存建物を使用する。
- (エ) 避難所として使用する建物は、定期的にその現況を調査する。
- (オ) 避難所に適する施設がない所については、バラック、又は天幕を設営する場所を選定し、
しておくとともに、避難場所になり得る一定規模以上のオープンスペースを選定し確保する。
- (カ) 町内に適当な施設又は場所がない場合は、県及び隣接市町と協議して避難所の予定施設、
又は場所を定める。
- (キ) 避難所の予定施設、又は場所については、予め土地建物の所有者、又は管理者の了解を
受けておく。

ウ 災害危険区域内にある避難所や災害時の安全性に不安のある避難所、老朽化した避難所等
については、避難所の新設や改良（鉄筋コンクリート造や耐火建築物への変更）について検討
する。

エ 避難所に必要な施設設備のうち、最低限必要と考えられる設備等については、年次計画を立
案し、逐次整備を検討する。また、不足設備等の緊急調達方法や場所について事前に検討して
おく。

オ 地域住民が避難所へ安全かつ速やかに到達できるよう、避難所誘導標識等の設置を検討す
る。

カ 避難所を中心に、救援物資輸送や傷病者の救助収容に有効な施設の整備に努める。特に、夜
間照明設備等の設置を検討する。

キ 給水施設

避難所における給水活動を円滑に行うため、次の措置を講ずる。

- (ア) 避難所内又は周辺の浄水場、配水池の貯留水を利用するために必要な施設（ポンプ等）の
整備が可能な場合は、これを考慮する。
- (イ) 避難所内又は周辺の公共施設、ビルの受水槽の活用について、管理者等と協議する。

ク 応急救護所等

避難所における災害応急対策活動が、円滑に実施出来るよう用地の確保に努めるとともに、
応急救護所、防災センター等、医療救護、給水、給食、情報連絡等の拠点となる施設の整備を
推進する。また、これらの施設は既存の施設の利用促進を図りながら検討する。

第3款 避難路整備計画

1 現況

町は町道等 109 路線について避難路としての指定を行っている。今後は現在指定されていない
道路で、避難時に避難路として活用できる道路については、住民が災害時に迅速かつ安全に避難
が行えるよう整備する必要がある。

2 計画目標

町は、避難路として備える必要のある安全性や機能性が確保されている道路を避難路として指
定するよう努める。また、時間と余力のある限り、より安全な場所を目指す避難行動を推進する必
要がある。そこで、避難所等の危険度・安全度を明確にするため、ハザードマップや建物等への想
定浸水高の表示、地域の地盤高の表示等を周知するよう努める。

3 避難路の選定

避難場所等へ迅速かつ安全に避難するための避難路は、次の項目を考慮し選定する。

求められる項目	要件
避難路の安全性の確保	1 山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少なく、想定される避難者数に見合った幅員を有すること。特に避難者として多数の観光客等が見込まれる地域にあつては、十分な幅員が確保されていること 2 橋梁等を有する道路を指定する場合は、その耐震性が確保されていること 3 防潮堤や胸壁等の避難障害物を回避する対策（例えば階段等の設置）が図られていること 4 海岸、河川沿いの道路は、原則として避難路としない
避難路の機能性の確保	1 円滑な避難ができるよう避難誘導標識や同報無線等が設置されていること 2 夜間の避難も考慮し、夜間照明等が設置されていること 3 階段、急な坂道等には手すり等が設置されていること
避難経路の安全性の確保	1 山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少ないこと 2 最短時間で避難路又は避難目標地点に到達できること 3 複数の迂回路が確保されていること 4 海岸、河川沿いの道路は、原則として避難経路としない 5 階段、急な坂道等には手すり等が設置されていること

4 避難路の整備

- (1) 誘導標識、誘導灯、誘導柵を設け、その維持に努めること
- (2) 避難路上の障害物件を除去すること

5 避難路の安全確保

町及び関係機関は、次により避難場所等への誘導及び避難路の安全確保を図る。

- (1) 火災に対する安全性の強化
避難者の安全のために必要な施設を配備する。
- (2) 主要道路における設備等の整備
町道の主要道路については、災害発生後、一般車両の通行を禁止する等の措置に必要な設備等を整備、検討する。
- (3) 危険物施設等に係る防災措置
 - (ア) 危険物施設等
避難路沿いの危険物施設、高圧ガス施設等の安全確保の指導に努める。
 - (イ) 上下水道施設
避難路に埋設されている上下水道施設等の事故を未然に防止するため、主要道路の巡回点検を強化するとともに、必要な上下水道本管等の取替え及び防護を実施する。
 - (ウ) 電力施設（九州電力（株））
避難路の安全を確保するため、次の措置を講じるよう要請する。
 - a 設備強化

- (a) 避難路に設置する支持物には、コンクリート柱を使用する。
- (b) 柱上変圧器の落下防止策として、強度向上を図った工法を採用するとともに、開閉器については、高信頼度のガス気中開閉器を使用する。

b 設備管理

避難路の設備の維持管理強化を図るため、配電設備を中心とした関連設備の巡回点検を強化する。

(4) その他の占用物件

避難路に係るその他の占用物件については、巡回点検を強化するとともに災害時における危険性、当該物件の公共性を勘案して、必要に応じて撤去等の措置を講ずる。

第7節 災害備蓄物資等整備計画

第1款 基本方針

町は、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料、生活必需品、非常用電源及びその他の物資について、それらを過不足なく供給できるための備蓄量をあらかじめ定めておくものとする。

第2款 備蓄物資の整備計画

1 現況

町内における必要な食料、生活必需品等の備蓄及びその備蓄倉庫並びに調達体制の整備は充分とはいえず、広域的支援に頼らざるを得ない。

2 計画目標

大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料、飲料水、生活必需品等の物資について、予め備蓄体制（関係事業者との供給協力協定の締結を含む。）の整備について検討する。その際、検討する備蓄計画については、次表の内容が考えられる。

《検討する備蓄計画》

備蓄物資の種別	備蓄の方法
1 食料等	1 住民及び事業所等の備蓄
2 飲料水	2 公的備蓄
3 生活必需品等	3 協定の締結による備蓄(流通在庫備蓄)
4 医療資機材	4 応急対策従事者のための備蓄
5 医薬品等	
6 水防資機材等	

3 段階的な備蓄の方法

(1) 住民及び事業所等の備蓄

住民及び事業所等は、災害時にライフライン施設が使用できなくなることや、食料、飲料水及び生活必需品等の流通が途絶えることを考慮し、最低3日分（できれば7日分）に相当する量を目標として備えるものとする。

また、町は、出前講座、広報紙、各種ハザードマップ及び防災パンフレット等を通じて住民の備蓄の必要性を周知する。

(2) 公的備蓄

町は、災害時にライフライン施設が使用できなくなることや、食料、飲料水及び生活必需品等の流通が途絶えることを考慮し、公的備蓄に努める。

ア 食料の備蓄

イ 飲料水の備蓄

ウ 生活必需品（マスク、消毒液、被服、寝具（毛布）等）の備蓄

毛布については、予算の範囲内において年次的に備蓄するものとする。また、毛布以外の生活必需品等についても、被災者数に対応できるよう計画的に備蓄を進めていくものとする。

(3) 民間業者との協定の締結による備蓄、調達

町は、農業協同組合や民間業者等と食料供給協定等を締結する等、流通在庫備蓄に努める。また、町内の商店及び小売業者等の協力を得て、物資の調達に関する協定の締結等を行うことにより、食料、飲料水、生活必需品等の確保に努めるとともに、対象品目、具体的な連絡手段や輸送方法等についても規定しておく。

なお、備蓄物資の検討においては、女性の視点に立った物資の備蓄・供給の検討や、障害者、高齢者、乳幼児等の要援護者に必要な対象品目も考慮する。

(4) 応急対策従事者のための備蓄

町は、住家の被害やライフラインの寸断等により、食料の入手が不可能な場合、被災者に対して効果的な長期間の対策が行えるよう、日頃から応急対策従事者のための食料・飲料水の確保に努める。

4 応急給水及びライフライン応急復旧体制の整備

(1) 飲料水の給水体制

災害時の飲料水の供給は、原則として備蓄等により確保するものとする。

また、被災者1人あたり1日3リットル以上の飲料水の供給が可能となるよう、貯水槽の設置や応急給水用資機材等の整備、増強などを検討する。

ア 指定避難所への飲料水兼用耐震性貯水槽の設置

イ 学校等のプール施設の活用

ウ 簡易浄水器等の備蓄配備

エ 給水車の配備、給水タンクの補充

オ 応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄増強

カ 広域的相互給水支援対策の確立

キ 緊急遮断弁の設置

(2) 被災者の飲料水確保

町は、避難所等に避難した被災者の飲料水を確保するため、公的備蓄や流通在庫備蓄による飲料水の供給、市町村相互応援協定等による給水車派遣等、その供給体制の整備に努める。

(3) 応急給水・応急復旧体制の整備

大規模な災害が発生した場合の飲料水及びその他生活用水の応急給水については、避難が長期にわたること等を考慮し、次の応急給水・応急復旧体制の整備に努める。

ア 被災状況に応じた応急給水・復旧を行うための応急給水・復旧基本計画の策定

イ 常に応急給水・復旧基本計画立案が行えるような体制の整備

ウ 職員への応急給水・復旧基本計画の周知徹底

エ 計画に盛り込む事項

(7) 指揮命令系統の整備

緊急時の指揮命令者等の連絡に必要な手順等を定めておく。

- (イ) ライフライン応急復旧期間
 目標復旧期間は、概ね4週間以内とする。
- (ウ) 応急給水目標等

地震発生からの日数	目標水量	町民の水の運搬距離	主な給水方法
地震発生～3日間	3L/人・日	避難所	耐震貯水槽、給水車
7日目まで	20L/人・日	避難所・給水拠点	配水幹線付近の仮設給水栓
14日目まで	100L/人・日	150m程度	配水幹線上の仮設給水栓
15日～28日目まで	250L/人・日	10m以内	仮配管からの各戸給水共用栓
28日目以降	通常給水	通常給水	

- (エ) 応急資機材の確保
 県及び他市町村からの応援資機材量を勘案の上、合理的な備蓄量を設定する。
- (オ) 応援資機材の受け入れ・配送拠点の整備
 資機材等の受け入れ、配送を行う拠点について、関係機関と調整の上、応援資機材配送計画を作成する。
- (カ) 応援受け入れ拠点の整備
 - a 応援受け入れ拠点は、関係機関と協議・調整の上、公的施設等を利用して整備する。
 - b 緊急時に備えて、各種図面（管路網図等）等を整備し、分散保管し危機管理に努める。
 - c 「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。
- (キ) 水質管理の強化
 応急給水拠点で水質検査を行う等水質監視体制を整備する。

5 非常用発電設備の燃料備蓄

役場庁舎（災害対策本部）の停電に備え、次を基準として非常用発電設備の備蓄燃料を確保するものとする。

- (1) 油種 : 軽油
- (2) 備蓄量 : 4000 リットル (72 時間分)

第8節 避難行動要支援者の安全確保に関する計画

第1款 基本方針

町は、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成し、避難行動要支援者の避難支援等を実施する関係機関（以下「避難支援等関係者」という。）に情報を提供することにより、発災時に迅速な対応がとれるよう備える。

また、平成25年の基本法の改正に基づき策定された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、避難行動要支援者の安全確保体制の整備を図るものとする。

1 発災時間と対策との対応

災害の発生時期は事前には特定できないため、夜間等にも対応できるよう、避難行動要支援者の安全確保体制の整備を行う必要がある。

2 避難支援等関係者との協力体制の整備

避難行動要支援者の避難支援には、マンパワー等の支援する力が不可欠であるため、町は、次の機関（避難支援等関係者）に協力を求め、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、行政区等地域社会全体で避難行動要支援者を支援するための体制づくりを行うものとする。

- (1) 消防機関
- (2) 高鍋警察署
- (3) 民生委員児童委員
- (4) 町社会福祉協議会
- (5) 公民館長
- (6) 自主防災組織
- (7) 社会福祉事業者
- (8) その他地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者

3 避難行動要支援者としての外国人に対する配慮の必要性

災害時においても外国人が被災する危険性が高まっている。したがって、言葉や文化の違いを考慮した、在日外国人に対する情報提供（多言語による防災ハンドブックや案内看板の設置等）や防災教育並びに防災訓練等の実施が必要である。

第2款 社会福祉施設、病院等の対策

1 現況

本町における65歳以上の人口割合（住民基本台帳：令和5年1月4日現在人口19,731人、65歳以上人口6,690人）は33.91%であり、年々高齢化が進行している。これに伴って、寝たきりや一人暮らしの高齢者といった災害時に迅速な行動が取りにくい要配慮者の数は、確実に増加しているのが現状である。

就学前教育は、保育所が公立1施設、私立6施設、認定こども園が2施設、小規模保育事業所が1施設である。

本町の医療施設は、病院が2施設、一般診療所が18施設、歯科医院が12施設の合計32施設あり（令和1年10月15日現在）、町民に対する医療施設水準は、比較的高い。

また、災害発生後の対策として必要なこれら医療施設の災害対応能力等は明確に把握されていない状況である。

引き続き要配慮者の安全確保を図る為、災害時避難行動要支援者の把握に努めている。

2 計画目標

(1) 組織体制の整備

ア 組織体制

社会福祉施設及び病院等の管理者に、避難行動要支援者の安全確保のための組織・体制の整備を充実するよう要請する。

イ 社会福祉施設、病院等の管理者

高齢者や障害者、傷病者及び乳幼児等の、いわゆる避難行動要支援者が利用する社会福祉施設、病院等の管理者は、災害時に備え、予め防災組織を整え、職員の任務分担、動員計画及び

緊急連絡体制等の整備を図るとともに、職員等に対する防災教育及び防災訓練を実施するように努める。

特に、夜間等における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導體制に十分に配慮した体制整備を行う。

また、町、施設相互間、自主防災組織、ボランティア組織等及び近隣住民と連携を図り、避難行動要支援者の安全確保に関する協力体制づくりを行う。

(2) 防災設備等の整備

ア 防災設備

社会福祉施設及び病院等の管理者を指導・支援し、避難行動要支援者の安全確保のための施設の整備を促進するよう要請する。

イ 社会福祉施設、病院等の管理者

社会福祉施設及び病院等の管理者は、施設そのものの災害に対する安全性を高めるとともに、災害後の施設入所者の生活維持のための物資及び防災資機材等の整備の充実を推進する。

また、災害発生に備え、避難行動要支援者自身の災害対応能力を考慮し、消防機関等への緊急通報、避難誘導等のための防災設備及び体制の整備を推進する。

(3) 避難行動要支援者を考慮した防災基盤の整備

町、社会福祉施設及び病院等の管理者は、避難行動要支援者自身の災害対応能力及び社会福祉施設、病院等の立地を考慮し、避難所及び避難路等の防災基盤の整備に努める。

また、避難所に障害者等のためのスペースを確保する等の措置を講じるとともに、避難所での生活に耐えることができない避難行動要支援者のために、二次的な避難施設等の整備を充実する。

第3款 避難行動要支援者の安全確保

1 地域における避難行動要支援者の把握

町は、発災時に迅速な対応が取れるよう、次の事項に留意の上、避難行動要支援者名簿を作製し、避難行動要支援者の把握等を行う。

(1) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手

ア 基本法第49条の10第3項に基づき、町長は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外のために内部で利用することができることとなっている。町は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、町の関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約するよう努めるものとし、その際は、要介護状態区分別や障害種別、支援区分別に把握する。

イ 町は難病患者に係る情報等、町で把握していない情報の取得が、避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、知事その他の者に対して、情報提供を求め、必要な情報の取得に努めるものとする。なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることについて、書面をもって明確にする。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

ア 避難行動要支援者の範囲

本町における避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者（社会福祉施設等へ長期入院されている者は名簿掲載の対象外）のうち、次の基準に該当する者とする。また、要件

から漏れた者が自らの命を主体的に守るため、町に対し、自ら名簿への掲載を求めることができるものとする。

- (ア) 介護保険制度で要介護度1以上に認定されている者
- (イ) 身体障害者（身体障害者手帳1級又は2級）
- (ウ) 知的障害者（療育手帳A）
- (エ) 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B-1の交付を受けている者
- (オ) 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳1級）
- (カ) 障害福祉サービス等を利用している難病患者
- (キ) 上記以外で避難支援等関係者が支援の必要を認めた者

イ 避難行動支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

ウ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

避難行動要支援者名簿は平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、町は、避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に提供する。名簿情報提供の際には、名簿情報の提供を受ける者に対して、名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めるほか、当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努める。なお、避難支援等関係者に名簿情報を提供するにあたっては、「高鍋町個人情報保護条例」の規定に留意しつつ、本人からの同意を得ることを前提に、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう配慮する。

2 個別支援計画の作成

町は、避難行動要支援者の避難誘導を迅速に行うために、避難行動要支援者それぞれの状況に応じた個別支援計画を作成する。

3 組織体制の整備

災害時における避難行動要支援者の迅速な避難のためには、地域住民の協力が必要である。

このため、寝たきりや一人暮らしの高齢者、障害者等の避難行動要支援者の所在を把握し、災害時に地域全体で避難行動要支援者を支援し、そのための情報伝達、救助等の体制づくりを促進する。

また、避難行動要支援者自身の災害対応能力及び避難行動要支援者の状況等を考慮し、危険箇所及び避難所等の周知・啓発を推進する。

4 防災設備等の整備

災害時避難行動要支援者への災害情報伝達を効果的に行うため、緊急通報システム等の整備、普及に努めるとともに、火災時における安全性確保のため火災警報器等の設置推進に努める。

5 避難行動要支援者を考慮した防災基盤の整備

避難行動要支援者自身の日常生活自立度及び避難行動要支援者の所在等を考慮し、避難所及び

避難路等を指定し、設備の充実を図る。

- (1) 地域福祉活動やボランティア活動の拠点として、総合福祉センターの充実を図る。
- (2) 住民にボランティア活動の啓発を行い、また、活動に参加しやすいしくみの構築に努める。

第9節 気象等観測体制整備計画

第1款 基本方針

土砂災害や浸水害は、住家や公共施設に甚大な被害をもたらす危険性が高く、毎年梅雨期や台風期には注意が必要である。これらの災害は集中豪雨等によって引き起こされるもので、その意味では降水量のデータが非常に重要となる。

そのため、町は宮崎地方気象台及び県が発する予報・警報等を的確に伝達するための施設の整備、観測体制の充実に努める。

なお、雨量観測所及び水位観測所の設置場所等は、次表のとおり。

《雨量観測所》

	観測所名	設置場所	管理
1	防災ダム	防災ダム管理棟	町
2	牧の内	宮田川左岸	町
3	高鍋	高鍋湿原	気象台
4	高鍋	高鍋土木事務所	県
5	高鍋	宮崎河川国道事務所高鍋出張所	国土交通省

《水位観測所》

	河川名	観測所名	管理
1	小丸川	小丸大橋	国土交通省
2	小丸川	御屋敷	国土交通省
3	小丸川	高城	国土交通省
4	小丸川	木城	県
5	宮田川	欄干橋	国土交通省
6	宮田川	防災ダム	町
7	宮田川	牧の内	町
8	塩田川	塩田樋門外水位	県
9	塩田川	塩田樋門内水位	県

第2款 気象等観測体制の整備

本町における雨量観測所は、町所管2カ所、宮崎地方気象台所管1カ所、県所管1カ所及び国土交通省所管1カ所の計5カ所が設置されている。

また、水位観測所は、小丸川に小丸大橋等の4カ所、宮田川に3カ所及び塩田川に2カ所の計9カ所が設置されている。

体制整備の計画目標は、次のとおり。

- 1 町は、雨量観測及び水位観測施設等の整備充実を検討する。
- 2 通常的气象情報をはじめ、宮崎地方気象台及び県が発表する予報・警報等を的確に伝達するための組織体制の整備充実を努める。
- 3 気象等観測施設の設置者及び管理者は、常に観測が正確に行われるよう観測者の観測技術の習熟及び精度の向上を図り、観測体制の整備充実を努める。

第3款 警報装置等の整備と警戒避難体制の整備

防災情報の収集・伝達体制を整備し、避難情報や災害情報を迅速に地域住民へ提供できるようにする。また、土砂災害警戒区域等々の危険箇所付近の住民の避難が、円滑に実施されるよう簡易雨量計、警報装置等の整備を検討する。

第10節 自主防災組織整備計画

第1款 基本方針

住民等は、大規模災害時に行政による防災活動が遅滞するような事態に対し、被害の防止・軽減を図るため、「自分の命は自分で守る（自助）」、「自分たちの地域は自分たちで守る（共助）」をスローガンに、個人・家庭、地域及び自主防災組織が、平常時及び災害発生時のそれぞれの役割を自覚し、備えを図るものとする。

町は、消防機関と協力し、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動や救出・救護活動の実施、避難所・避難ルート等の周知・安全確認、要配慮者の避難の誘導・安否確認等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る等、住民等の自主防災意識の向上と自主防災体制の整備の促進に努める。

自主防災組織として、次のような組織に分けて育成・強化を図る。

- 1 地域住民を中心とした、行政区及び学校区単位の「地域自主防災組織」
- 2 危険物や文化財等を管理する機関、企業等の組織単位の「職域自主防災組織」

また、自主防災組織の活動にあたっては、「どういう災害が起きやすいのか」、「災害が起きたときどうするのか」が重要であるため、次のような方針に従い、住民の自主防災活動への積極的参加を促す。

- 1 地域内の危険要素や危険箇所の調査点検とその周知徹底
- 2 避難路・避難所を含む防災施設・資機材の整備とその周知徹底
- 3 情報収集・伝達経路の確立
- 4 防災訓練の実施

第2款 自主防災組織育成計画

1 現況

本町では、84地区の自治公民館を自主防災組織として位置付けしており、27地区(令和6年1月1日)においては防災組織が編成されている。今後は、さらなる自主防災組織による防災活動が望まれる。

2 計画目標

災害を予防する、あるいは災害発生時の被害を最小限に抑えるには、公的機関の活動のみならず、それを補完する立場としての自主防災組織の活動が重要である。

そのため、町は今後、基本法に基づき、自主防災組織結成の育成及び支援を行っていく。
なお、基本法の関連条文は、次のとおり。

＜関係法令＞自主防災組織の基本方針

◎基本法 第5条第2項

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3 自主防災組織の構成等

町は、災害情報の収集及び伝達、避難及び救助等の活動が円滑かつ迅速に遂行されるよう、関係住民の協力を得て、自治公民館長等を責任者とする自主的な防災組織の育成に努める。

また、地域内の事業所の防災組織を自主防災組織として位置付け、連携を図っていく。

(1) 自主防災組織の構成

ア 区域ごとに住民をもって組織し、1名ないし2名の責任者を置く。

イ 区域が広範囲にわたる場合は、区域を数地区に分け、地区ごとに班長を置き、情報の収集、伝達等にあたらせる。

ウ 責任者については、その氏名、職名、連絡先等を区域の住民に周知する。

(2) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の主要な活動は、次のとおりとする。

ア 平常時の活動内容

(7) 自主防災組織の防災計画書（地区防災計画等）の作成

地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割を、予め地区防災計画書等に定めておく。

a 地域及びその周辺の危険が予想される箇所の点検及びその状況と対策に関すること

b 地域住民の任務分担に関すること

c 防災訓練の時期、内容等及び町が行う訓練への積極的な参加に関すること

d 防災関係機関、組織本部、各班及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換に関すること

e 出火防止、消火に関する役割、消火器その他資機材の配置場所等の周知徹底、点検整備に関すること

f 避難所等及び避難道路の周知、避難指示等の伝達、誘導方法及び避難時の携行物資に関すること

g 負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設に関すること

h 避難行動要支援者の把握及び避難支援に関すること

i 救助用資機材の配置場所及び点検整備に関すること

j その他自主的な防災に関すること

(4) 防災知識の普及

正しい防災知識を一人ひとりが身に付けるよう講演会、研修会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。主な啓発事項は、平常時における防災対策、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容及び自主防災組織の構成員の役割等についてである。

(ウ) 防災訓練の実施

総合防災訓練、地域防災訓練及びその他の訓練において、災害発生時の対応に関する事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、町と連携をとる。また、避難行動要支援者に配慮した訓練の実施に努める。

a 情報の収集及び伝達の訓練

防災関係機関から情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

b 出火防止及び初期消火の訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため、消火用器具を使用して消火に必要な技術等を習得する。

c 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

d 救出及び救護の訓練

家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

e 災害図上訓練

町の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を抽出し、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する。

f その他の地域の特性に応じた必要な訓練

(エ) 防災用資機材の整備・点検

消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検を行う。

(オ) 自主防災地図（防災マップ）の作成

地域に内在する危険箇所や、災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成して掲示、あるいは各戸に配布することにより、一人ひとりの防災対応行動の向上を図る。

(カ) 地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、及び福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努める。

a 自主防災組織と昼間人口を構成する人々との連携の促進

地域社会においては、居住地と従業地（勤労者の勤務地や学生の活動拠点等）が異なる住民も存在し、休日・夜間は居住地で生活を営み、平日・昼間は従業地で生活を営む住民も少なくない。平日・昼間は従業地で生活を営む住民は、就業していることから比較的体力がある若手や学生が多く、防災活動においては非常に貴重な戦力となり得る。

そこで、このような昼間人口を構成する人々に対しても、従業地でも安全に共に活動を行えるよう、従業地の自主防災組織とともに、防災知識の教育、防災活動の体験等を実施し、災害時に従業地の自主防災組織、ひいては居住地での自主防災組織活動への協力もできるよう啓発・研修等に努める。

b 自主防災組織と各種組織との連携の促進

地域社会においては、地域の高齢化や活動の鈍化等が進行し、防災訓練や災害時の防災活動を行うとき、体力的に無理を強いることがある。

地域社会では、地域コミュニティのみならず、小・中学校PTA、スポーツ・文化クラブ、地域おこしグループ等のコミュニティや、組織内の連携も活発であるコミュニティも存在する。このようなコミュニティは比較的体力があり、地域に愛着のある者が多く、防災活動においては非常に貴重な戦力となり得る。

そこで、このようなコミュニティに対しても、防災知識の教育、防災活動の体験等を実

施し、災害時に自主防災組織活動への協力もできるよう啓発・研修等に努める。

イ 災害発生時の活動内容

(ア) 初期消火の実施

家庭には、火の元の始末等出火防止のための措置を講ずるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

(イ) 情報の収集・伝達

地域内に発生した被害の状況を、迅速かつ正確に把握して町へ報告するほか、防災関係機関の提供する情報を伝達して、住民の不安を解消するなどして、的確な応急活動の実施に努める。

(ウ) 救出・救護の実施及び協力

崖崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用して速やかに救出活動の実施に努める。また、自主防災組織をもってしても救出できない者については、防災関係機関の活動に委ねることになるので、防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行う。さらに、負傷者に対しては応急手当を実施するとともに、医師の治療を必要とする者がいるときは救護所等へ搬送する。このため、地域ごとに災害時に利用できる病院等医療機関を確認しておく。

(エ) 避難の実施

町災対本部から避難指示等が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。

(オ) 炊出し及び救助物資の支給に対する協力等

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要になってくる。これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても炊出しを行うほか、町や防災関係機関が実施する給水活動、救援物資の支給活動に協力する。

(カ) 消防団との連携推進

町は、自主防災組織の牽引者として、地域の防災に関する豊富な知識と経験を有する消防団員や消防団OBと連携し、防災訓練等を通じた自主防災組織の活性化に努める。

4 自主防災組織への活動支援

町は自主防災組織に対して、その結成に際して指導、助言を行うとともに、資機材の整備等についての支援及び助成を行う。

資機材等の整備は、町が事業主体となるコミュニティ助成事業（一般財団法人自治総合センター所管：自主防災組織育成助成事業）の制度を活用するほか、高鍋町地域防災力向上促進事業の制度の活用を図ることとし、住民が緊急時の救助に使用する資機材を自主防災組織単位できめ細かく配置できるよう努める。

(1) コミュニティ助成事業、町地域防災力向上促進事業における資機材

初期消火資機材	可搬式小型動力ポンプ、可搬式散水装置、大型消火器、スタンドパイプ、組立型水槽、ホースボックス、活動服一式(消火)、資機材倉庫、その他初期消火活動に必要な資機材
救助用資機材	携帯用無線通信機、ハンドマイク、発電機、投光器、チェーンソー、エンジンカッター、可搬式ウィンチ、チェーンブロック、ジャッキ、担架、梯子、救命ロープ、油圧式救助器具、活動服（難燃）、その他救助活動に必要な資機材

救護用資機材	ろ水器、救急医療セット、防水シート、揚水機、毛布、簡易ベッド、簡易トイレ、炊飯装置、リヤカー、組立式シャワー、その他の救護活動に必要な資機材
訓練用資機材	人命救助訓練用人形、訓練用消火器具、視聴覚機器（ビデオ教材等）、その他訓練に必要な資機材

5 自主防災組織の育成計画

(1) 地域自主防災組織の育成計画

ア 地域自主防災組織の育成に際しては、次の基本方針のもとに指導・助言等を行う。

- (ア) 当初は災害発生の危険性や地域特性を考慮して、まず代表的な地区を選定して組織化を図り、本町に適した組織・活動方法のモデルを作成する。
- (イ) 次に、そのモデルを参考にしつつ、他の地区での組織化を逐次図っていく。
- (ウ) 自主防災組織を結成する方法としては次の3タイプがあるが、どの方法を採用するかは、各自治公民館で地域特性を考慮して決定する。

なお、自主防災組織の結成方法は次表のとおり。

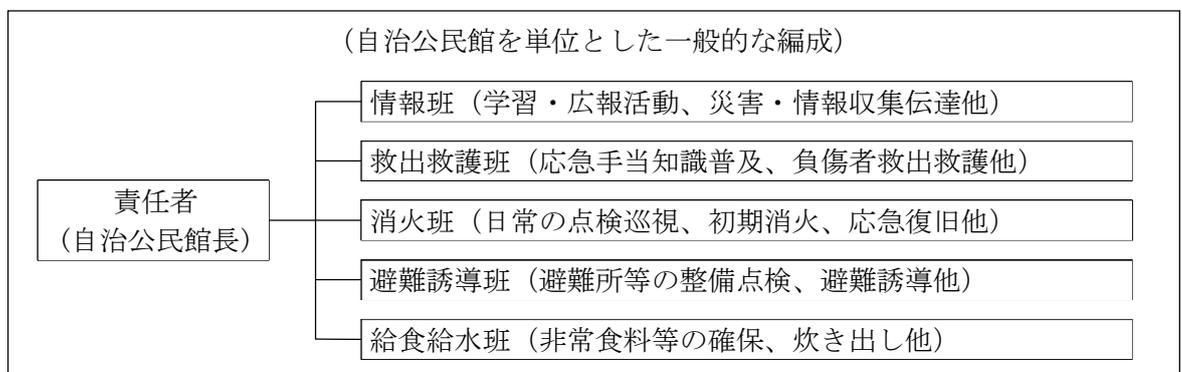
《自主防災組織の結成方法》

	重複型	下部組織型	別組織型
タイプ	自治公民館役員が自主防災組織の役員も兼任する。	自治公民館長(=自主防災組織会長)の下に独自の役員を持つ自主防災活動部門をつくる。	自治公民館が中心になって、自治公民館とは別に自主防災組織をつくる。
長所	組織づくりが容易。活動を継続しやすい。	会長以外の役員の負担が軽い。	役員全員の負担が軽い。
	住民にとって組織の仕組みがわかりやすい。	経験が蓄積され専門性が高まる。活動の独自性を発揮しやすい。	
短所	自治公民館の役員交代によって活動方針や熱意が変わる。公民館役員の負担が重い。		地域内に二人の長がいて混乱や対立が起こりやすくなる。

イ 自主防災組織結成後は、平常時及び災害時の組織運営・活動が円滑に進むよう、学習会・広報活動・防災訓練等の自主防災活動や防災資機材の整備、班編成等について指導・助言を行い、組織の充実・活発化を図る。

なお、自主防災組織の編成例は、次表のとおり。

《自主防災組織の編成例》

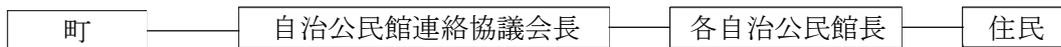


ウ 本町における民間団体の活動内容

(ア) 活動内容

団体名	活動内容
自治公民館連絡協議会	1 救助物資の支給 2 災害情報の収集、報告 3 死体の捜索及び救助の協力 4 その他の災害応急措置
町青年団	1 被災者の救出 2 災害応急復旧等作業の応援
町婦人団体連絡会	1 炊出し応援 2 救助物資の支給 3 避難所奉仕

イ 連絡系統図



(2) 職域自主防災組織育成計画

職域自主防災組織の結成・育成に際しては、教育施設、公共施設等多数の者が出入り、又は利用する施設や、民間事業所における被害の防止と軽減を図るため、事業所や施設の規模・形態等の実態に応じ、組織・施設の代表者及び責任者を中心とした職域防災組織の育成を推進する。

なお、対象施設としては、次の施設が挙げられる。

ア 教育施設、公共施設、神社、病院等多数の者が利用又は出入りする施設

イ 文化財等を管理する神社、寺院等の施設

ウ 石油類、高圧ガス等を貯蔵及び取り扱う施設

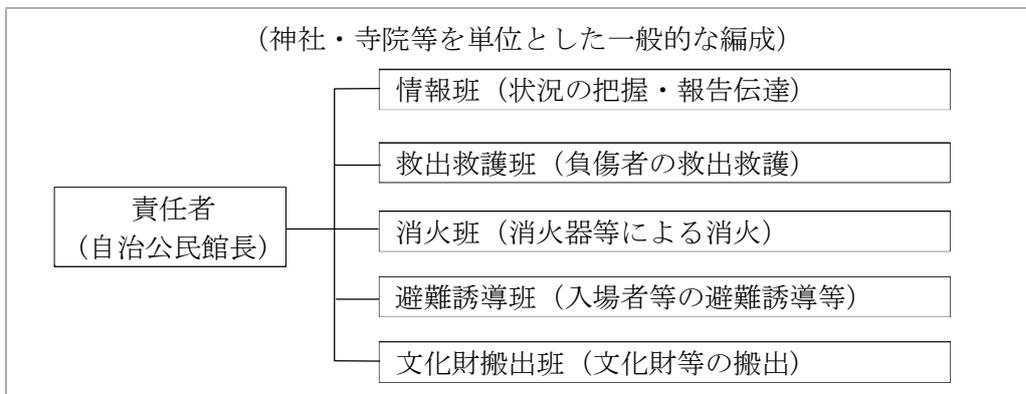
エ 多人数が従事する工場、事業所等で、自主防災組織を設け災害防止に努めることが効果的であると認められる施設

オ 利用（入居）事業所が共同である複合用途施設

各職域自主防災組織に対しては、その組織に適応した規約及び防災計画、活動計画、体制等を確立しておくよう指導・助言する。

なお、文化財管理施設等での職域自主防災組織の編成例は、次表のとおり。

《職域自主防災組織の編成例》



6 リーダーの養成

町は、自主防災組織のリーダーを養成するための教育、研修等を実施し、自主防災組織の活動の活性化を図る。そのため町は、地域防災の担い手を養成し、地域防災力の向上を推進するため、「高鍋町防災士養成事業補助金」を活用し防災士の養成に努める。

第1.1節 災害ボランティア活動環境整備計画

第1款 基本方針

大規模な災害の発生に際しては、災害応急対策に多数の人員が必要となり、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合等、町内の防災関係機関だけでは十分に対応しきれないことも予想される。このような状況において、被災者の多様なニーズにきめ細やかに対応するためには、災害ボランティアの参加・協力が不可欠であることから、平常時から日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、受け入れ体制の整備等災害ボランティアの活動環境等の整備に努める。

第2款 災害ボランティアとの連携

1 現況

町社会福祉協議会が窓口となり、災害ボランティアの受付、登録、活動分担、活動内容の調整を行うため、町及び関係団体と協力して受け入れるものとしている。

2 計画目標

(1) 災害ボランティアの役割と協働

災害時におけるボランティア活動について、その自発性、災害救援活動の自己完結性を考慮しながら、災害ボランティアと協働して災害対応にあたる。

災害ボランティアに参加・協力を求める活動内容は次のとおりとする。

ア 生活支援に関する業務

イ 避難所運営の補助

ウ 炊き出し、食料等の配布

エ 救援物資等の仕分け、輸送

オ 高齢者、障害者（児）等の介護補助

カ 被災者家屋等の清掃活動

キ 現地災害ボランティアセンター運営の補助

ク その他被災地での軽作業

(2) 専門的な知識を要する業務

ア 救護所等での医療、看護

イ 被災建築物等の危険度判定

ウ 外国人のための通訳

エ 被災者へのメンタルヘルスケア

オ 高齢者、障害者（児）への介護・支援

カ 公共土木施設の調査等

キ その他の専門的な技術・知識が必要な業務

3 受け入れ体制の整備

町社会福祉協議会は、災害発生時における災害ボランティア活動の「受け入れ窓口」となり、派遣災害ボランティアの種別、人員の振り分け等、被災地におけるボランティアのコーディネート業務が円滑に行われるよう、予めその機能を整備する。

町は、災害ボランティアの活動を支援するため、予め災害ボランティアの総合窓口を設置するとともに、活動分野の異なるボランティア間の連携を協議する連絡会を設置し、災害ボランティアの平常時からの円滑な運営・協力体制の構築に努める。

4 災害時のボランティア活動に必要なシステムの構築

災害時に、町災対本部においてリアルタイムで被災情報が把握でき、通信等でボランティア団体等に対する情報発信が可能となるようなシステムの構築を検討する。

5 高鍋町災害ボランティア・センター運営スタッフの養成

大規模災害発生時には、災害ボランティアの善意を被災者のニーズと円滑に結びつけるために、コーディネーターや調整担当者等、高鍋町災害ボランティア・センターの運営に関わる多数の運営スタッフが必要になる。

町は、町社会福祉協議会、日本赤十字社、その他ボランティア関係団体等と相互に連携し、災害ボランティア活動の需給調整、行政との連絡調整等を円滑に行う高鍋町災害ボランティア・センター運営スタッフの養成に努める。

第1.2節 防災知識普及計画

第1款 基本方針

災害を防止、あるいは被害を最小限に抑えるためには、防災工事や防災関係施設・設備の整備等のハード的な施策と同時に、防災に関する教育啓発活動や訓練等により防災意識の高揚を図り、ソフト的な意味での防災力を向上させることが重要である。したがって本町では、次の方針に基づき、防災教育及び調査研究等を行う。

なお、防災関係機関等は、その職員等に対し防災教育を行うとともに、相互に密接な連携を保ち、単独又は共同して住民に防災知識を普及し、常に防災意識の高揚に努める。

- 1 防災関係職員に対する防災教育の実施
- 2 地域・事業所等における防災士の育成
- 3 自主防災組織の育成及びそれを通じた防災教育の推進
- 4 学校での防災教育の推進
- 5 災害危険箇所等の調査等

第2款 職員に対する防災教育

1 現況

町は、各課等に町防災計画を配布するとともに、防災訓練を実施し、職員の災害時の対応等防災知識について周知を図っている。

2 計画目標

町は、関係機関の実施する防災に関連する研修会等に職員を参加させ、職員の資質向上に努めるとともに、防災業務に従事する職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、次により防災教育の普及徹底を図る。

(1) 教育の方法

- ア 講習会、研修会等の実施及び受講
- イ 現地調査等の実施

- ウ 防災活動手引き等印刷物の配布
 - エ 関係機関の実施する防災訓練・防災知識普及活動への協力・参加
- (2) 教育の内容
- ア 地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
 - イ 非常参集の方法
 - ウ 風水害、地震災害、その他災害発生についての知識及び災害の種別ごとの特性
 - エ 過去の主な被害事例
 - オ 防災知識と技術
 - カ 防災関係法令の運用
 - キ その他必要な事項
 - ク 南海トラフ巨大地震に関する事項
 - (ア) 南海トラフ臨時情報が発表された場合にとるべき行動に関する知識
 - (イ) 南海トラフ巨大地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - (ウ) 地震及び津波に関する一般的な知識
 - (エ) 南海トラフ巨大地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
 - (オ) 南海トラフ巨大地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
 - (カ) 南海トラフ巨大地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
 - (キ) 南海トラフ巨大地震対策として今後取り組む必要のある課題
- 3 災害時職員初動マニュアルの整備

災害応急対策の実施内容は、町災対本部組織における事務分掌で定められているが、職員の初動期対応手順等に関して、本計画から抜粋、要約及び補足した、災害時職員初動マニュアルを整備し、各課職員に周知徹底を図る。

第3款 住民に対する防災知識の普及

1 現況

本町では、住民への防災知識の普及を図るため、「広報たかなべ」等の広報媒体を通じて、防災訓練への参加の呼びかけや防災情報の提供等を行っている。

2 計画目標

自主防災組織及び防災関係機関は、住民の防災思想の高揚を図るため、次により防災知識の普及徹底を図る。

(1) 普及の方法

ア 社会教育を通じての普及

出前講座や自治公民館活動を通じて、次の防災上必要な知識の普及に努める。

- (ア) 災害の種類、原因あるいは立地条件と災害の関係等
- (イ) 警報・注意報等の防災気象情報、避難指示等に関する知識
- (ウ) 災害発生時にとるべき行動
- (エ) 備蓄に関する知識
- (オ) 早期自主避難の重要性に関する知識
- (カ) コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識
- (キ) 災害情報の正確な入手方法
- (ク) 避難所、避難路、その他避難対策に関する知識
- (ケ) その他防災に関する知識等

イ 広報媒体による住民への普及

- (ア) ラジオ、テレビによる普及
- (イ) 新聞、雑誌による普及
- (ウ) 広報紙、防災ハザードマップ及びパンフレット等印刷物による普及
- (エ) 広報車の巡回による普及
- (オ) 町ホームページ及びSNSによる普及

ウ 防災上重要な施設管理者等に対する教育

各種団体、会社、工場、大型店舗、病院等の施設管理者に対して、災害に関する知識の普及、その他防災教育を行う。教育内容としては、災害に関する一般知識のほか、各施設管理者の責務、平素からの各施設の点検・改修、災害時の対応対策に関することとする。

エ 防災体制整備促進運動等の実施

町は、県、その他防災機関と協力し、防災活動体制の確立や、防災資機材の点検整備、防災パトロール等を集中的かつ統一的に実施するほか、住民に対する重点的な防災思想の普及に努める。

また、「防災週間」、「防災とボランティアの日」に合わせて重点的な防災思想の普及に努める。

オ キャンペーン等による普及

全国火災予防運動週間（秋季：11月9日～15日、春季：3月1日～7日）を通じ、各機関の協力を得て火災予防知識の普及を図る。

(2) 普及の内容

ア 災害危険箇所、危険区域

イ 食料・飲料水の備蓄及び備蓄場所（避難先は避難所だけではなく、在宅避難や親戚・知人宅への避難など多様な避難があること）等

ウ 非常持ち出し品の準備

- エ 家具等転倒防止対策・安全対策
- オ 様々な条件下（屋内、路上、自動車運転中等）での災害発生時に取るべき行動
- カ 避難所での行動
- キ 災害時の連絡体制の確保
- ク 災害気象及び予警報に関すること
- ケ 過去の災害の紹介
- コ 災害時における心得
- サ 地震・津波に関する一般的な知識
- シ その他必要事項
- ス 南海トラフ巨大地震に関する事項

出前講座や自治公民館活動を通じて、次のような南海トラフ巨大地震に関する知識の普及に努める。

- (ア) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (イ) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (ロ) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が出された場合に、防災上とるべき行動に関する知識
- (ハ) 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (ニ) 正確な情報入手の方法
- (ホ) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (ヘ) 各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識
- (ヘ) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (コ) 避難生活に関する知識
- (セ) 地域住民等自らが実施しうる、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (ソ) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

第4款 児童生徒及び教職員に対する防災教育

1 現況

児童生徒及び教職員に対しては、各学校で策定している学校防災マニュアルに基づき、災害時の避難行動や、役割及び避難所等についての周知を図っている。

2 計画目標

学校においては、児童・生徒等の発達段階や学校の実態に応じて、防災教育に関する年間指導計画並びに手引書を作成し、各教科、特別活動及び道德等の時間を活用して、様々な面から防災に結びつけた指導を行った上で、火災、地震及び津波などの災害を想定した避難訓練を実施するなどして、災害に対する正しい知識の普及、災害への対応力向上を図る。

(1) 普及の方法

学校教育において、学級活動や学校行事を通じ、安全教育の一環として、防災関係の事項を取り上げるほか、防災訓練又は防災関係行事等を実施して、防災上必要な知識の普及に努める。

ア 教材の一部として、災害の種類、原因あるいは立地条件と災害の関係等の周知

イ 職員と児童生徒が一体となった防災組織の確立

ウ 災害時の行動計画の策定及び周知・徹底

エ 防災訓練の実施

オ 外部講師の活用を図った防災に関する講演会等の開催

カ 過去の災害の映像等を活用した防災知識の普及・徹底

キ クラスごとの連絡網体制確立

ク 学校行事としての防災教育

参観日等の学校行事を活用し、児童生徒はもとより保護者も対象とした防災専門家や災害体験者の講演等を実施する。

ケ 教科目による防災教育

社会科教育や理科教育授業の一環として、自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策及び災害時の正しい行動等について教育を行う。

(2) 普及の内容

児童生徒等に対し、前款における普及の内容に加え、次のことに配慮した防災教育を行うものとする。

ア 過去の地震被害の実態

イ 津波の発生条件、高潮、高波との違い

ウ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が出された場合の対処の仕方

エ 地震が発生した場合の対処の仕方

オ 地震対策に対して必要な地域での活動等について、保護者、地域住民とともに考え、自分の家や学校、地域の様子を知ること

(3) 教職員に対する防災研修

災害時の教職員の取るべき行動とその意識、児童生徒に対する指導要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童の心のケア及び災害時に、特に留意する事項等について研修を行い、その内容の周知徹底を図る。

また、教職員の防災士資格取得を推進する。

第5款 避難行動要支援者の災害に対する知識の習得支援

1 避難行動要支援者に対する防災教育・訓練の実施

避難行動要支援者及びその家族、高齢者団体及び障害者団体等に対し、パンフレット、チラシ等を配布するとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎的知識を習得させるよう努める。

2 外国人に対する防災教育の実施

地域内で生活する外国人及び外国人旅行者の災害時の安全確保を図るため、外国人に対する防災教育及び災害時の情報提供等を徹底する。このため、英語をはじめとする外国語の防災パンフレット等の作成、外国人を対象とした防災訓練の実施、防災標識等への外国語表記並びに災害時の外国語による広報等の対策を検討する。

第6款 防災に関する調査研究等計画

1 現況

町は、関係機関と連携した災害危険箇所点検を実施するとともに、県等の主催する防災関係のシンポジウム等に職員を参加させ、新しい防災情報の収集に努めている。

2 計画目標

災害を未然に防ぐとともに、より効果的な災害予防対策及び災害応急対策等を実施するため、次の調査研究を行う。

(1) 防災パトロールの実施

関係機関と協力して災害時に危険が予想される箇所を定期的に調査し、それぞれの問題を整理する。

(2) 協議会等の開催

防災パトロールの結果に基づき、災害発生が懸念される箇所の応急対策を具体化するために協議会等を開催する。

(3) 防災に関する研究成果等の収集

防災関係の学術研究発表会やシンポジウム等に関係職員を適宜参加させ、防災に関する新しい知見や情報等を収集する。

(4) 防災意識調査

住民の防災意識を把握するため、アンケート調査等の防災意識調査を必要に応じて実施する。

第1.3節 訓練計画

第1款 基本方針

町及び防災関係機関は、町防災計画等の習熟、関係機関の連携体制強化及び住民の防災意識の高揚を図ることを目的に、住民をはじめ関係団体・関係機関の参加・協力を得て、各種災害に関する訓練を実施するものとする。

第2款 総合防災訓練

1 現況

本町では、土砂災害・全国統一防災訓練や自衛隊等の防災関係機関と連携した総合防災訓練を開催している。

2 計画目標

町は、防災体制の万全を期するため、自衛隊を始め防災関係機関及び住民の協力を得て、各種の災害を想定し、情報の収集・伝達、町災対本部設置、避難誘導、救出救助、医療救護、火災消火、救援物資の輸送及び給水給食等の各訓練を総合的に実施する。

(1) 総合防災訓練

町は、総合防災訓練を次の要領により実施し、防災関係者及び住民に災害時の心構えと防災活動を認識、習得させるとともに、防災関係機関の協力関係の確立強化を図る。

ア 実施時期

概ね9月～11月の間に行う。

イ 訓練の種目

- (ア) 動員訓練（消防団の動員、居住者の応援）
- (イ) 災害による被害状況の把握
- (ウ) 救出、救護訓練
- (エ) 炊出し訓練
- (オ) 避難、立退訓練（危険区域居住者の避難）
- (カ) 通信訓練（電話、無線、伝達）
- (キ) 輸送訓練（資材、人員）
- (ク) 水防訓練
- (ケ) 初期消火訓練
- (コ) 工法訓練（各水防工法）
- (ク) 避難所の設営、ボランティア受入
- (シ) その他の訓練

(2) 各種防災訓練

ア 職員参集訓練（職員参集メールのみによる訓練も含む。）

災害対策の万全を期するため、職員参集訓練等を実施する。

イ 非常通信訓練

災害時において、有線通信系が不通となり、又は利用することが著しく困難な場合における情報伝達の円滑な運用を図るため、非常通信訓練を実施する。

ウ 消防訓練

県、県消防協会及び町の三者協力により、火災防御に関する計画及び計画に基づく演習を6月～3月までの間に実施して、火災防御活動の適正を図る。

(ア) 基礎訓練

基礎訓練は、規律訓練、車両訓練及び操法訓練の種目別に実施計画を定めて行う。

(ウ) 火災防御訓練

火災防御訓練は、基本訓練、建物火災、林野火災、車両火災及びその他必要な訓練の種目別に実施計画を定めて行う。

エ 危険物災害対策訓練

危険物災害対策に関係のある防災関係機関は、危険物類貯蔵又は取扱施設等における災害に対処するため、単独又は共同で、化学消火、危険物の除去等の訓練を実施する。

オ 医療救護訓練

具体的な災害の設定を行い、災害発生直後の災害要請の円滑な対応、災害情報の収集、指令や要請に基づく医療救護班の緊急出動、傷病度合による選別等や症例に応じた応急医療等机上訓練を含め、実際に即し医療救護訓練を実施する。

各医療機関においては、災害対応マニュアルを作成するとともに、これに基づく自主訓練及び研修会等の実施に努める。

カ 地域避難救助訓練

- (ア) 町長、町教育長、又は小・中学校長は、その管理する施設に係わる避難訓練計画を定め、実施する。
- (イ) 町長は、社会福祉施設、病院、旅館（ホテル）、娯楽施設等の管理者に対し、避難計画の策定について協力要請を行う。
- (ウ) 災害発生時の避難、その他救助の円滑な遂行を図るため、自治公民館や自主防災組織等を中心とした避難救助訓練を単独又は共同で実施する。

- (エ) 広く町民に防災・安全対策を啓発指導していくとともに、地域を始め学校・各種事業所等の協力を得ながら、実践的な防災訓練を行う。

キ 教育施設等避難訓練

各教育施設等は、概ね次の方法によって避難訓練を実施する。

- (ア) 避難訓練に際しては関係機関の協力を得て実施し、児童生徒の避難要領及び防災に関する知識の普及に努める。
- (イ) 具体的な実施要領等は、災害の種類に対応して、各教育施設における立地条件、学校内あるいは登下校時等の諸条件を勘案の上定める。

ク 水防訓練

水防訓練は、5月～9月の間に行うものとする。

- (ア) 観測訓練（水位、潮位、雨量、風速）
- (イ) 通報訓練（電話、無線、伝達）
- (ウ) 動員訓練（消防団（水防要因）の動員）
- (エ) 輸送訓練（資材、器材、人員）
- (オ) 工法訓練（各水防工法）
- (カ) 樋門等操作訓練
- (キ) 避難、立退き訓練（危険区域居住者の避難）
- (ク) その他

(3) 防災訓練の検証

町は、防災訓練終了後に防災訓練の検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じ防災対策の改善措置を講じるように努める。

第3款 南海トラフ巨大地震に係る防災訓練

南海トラフ巨大地震に係る防災訓練は、「第8編 南海トラフ地震防災対策推進計画」による。

調整用空白ページ

第2章 災害応急対策計画

第1節 活動体制の確立

第1款 基本方針

本町の地域において、基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害予防及び災害応急対策を実施する必要があるときは、「基本法」、「高鍋町災害対策本部条例（昭和38年条例第15号）」及び「高鍋町災害対策本部要綱（平成12年訓令第7号）」によるほか、本計画により、町災対本部を設置するものとする。

町災対本部を設置するに至らない災害については、情報連絡本部及び災害警戒本部を設置し、事態の対処にあたる。

第2款 情報連絡本部、災害警戒本部及び町災対本部組織計画

情報連絡本部、災害警戒本部及び町災対本部（以下「町災対本部等」という。）の設置等については、原則として、次のとおりとする。

なお、南海トラフ地震臨時情報が発表されたときの各本部の設置等については、次表によるほか、「第8編 南海トラフ地震防災対策推進計画 第4章 時間差発生時等における円滑な避難の確保等」による。

1 情報連絡本部の設置

災害が発生するおそれがある場合等において、災害警戒本部及び町災対本部を設置するに至らないときは、危機管理課長を本部長とする「情報連絡本部」を設置し、災害警戒の準備体制をとる。

なお、情報連絡本部設置基準は、次表のとおり。

本部長：危機管理課長 副本部長：課長補佐（危機管理） 設置場所：危機管理課							
事象組織	一般災害（共通）	地震・津波	洪水害	浸水害	土砂災害	台風（風）高潮	原子力災害
情報連絡本部	1 大規模火災・事故が発生又はおそれがあり危機管理課長が必要と判断したとき 2 高齢者等避難を発令したとき（避難所開設が3か所以下） 3 自主避難が行われるとき	1 震度4のとき 2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき	1 大雨警報（浸水害、土砂災害）、洪水警報が発表されたとき 2 洪水害、浸水害及び土砂災害の危険度分布が警戒（赤）以上になるおそれがあると判断したとき			1 暴風警報（陸上）が発表されたとき 2 台風の接近が予想（3時間以内に強風域でかつ将来暴風域に入ると予想）されるとき 3 高潮注意報が発表されたとき（警報に切り替える可能性に言及されているもの）	1 警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態の段階となりかつ防護措置や協力などが必要と判断された範囲になったとき 2 その他危機管理課長が必要と認めたとき
備考			警戒レベル3				

2 災害警戒本部の設置

町災対本部が設置される前の災害対策に関し、必要と認められる場合は副町長を本部長とする「災害警戒本部」を設置し、町災対本部設置の準備体制をとるものとする。

なお、災害警戒本部設置基準は、次表のとおり。

本部長：副町長 副本部長：危機管理課長 設置場所：危機管理課							
事象組織	一般災害(共通)	地震・津波	洪水害	浸水害	土砂災害	台風(風)高潮	原子力災害
災害警戒本部	1 副町長が必要と判断したとき 2 高齢者等避難を発令したとき(避難所開設が4か所以上)	1 震度5弱以上のとき 2 津波注意報が発表されたとき(遠地地震(津波到達予想時刻まで3時間以上の猶予があるとき)のときは別に示す。) 3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき	1 降雨が80mm/hを超えると予想されるとき 2 小丸川(小丸大橋)水位が5.00mに達したとき 3 小丸川:指定河川洪水予報の「氾濫警戒情報」が発表されたとき 4 その他の河川:洪水警報の危険度分布が「警戒(赤)」になったとき		土砂災害の危険度分布が警戒(赤)になったとき	1 6時間以内に暴風域に入ると予想されるとき(浸水、土砂又は高潮により避難指示等の発令が予想される場合も含む。) 2 高潮注意報が発表されたとき(6時間以内に警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの)	1 施設敷地緊急事態が発生し、県に災害警戒本部が設置されたとき 2 その他副町長が必要と認められたとき
備考			警戒レベル3				

3 町災対本部の設置

災害対策本部設置基準は、次表のとおり。

本部長：町長 副本部長：副町長 設置場所：庁舎3階第1会議室 (代替施設：町中央公民館会議室又は町総合体育館会議室)							
事象組織	一般災害(共通)	地震・津波	洪水害	浸水害	土砂災害	台風(風)高潮	原子力災害
災害対策本部	1 大規模な災害の発生が予想されるとき 2 災害が発生したとき 3 避難指示を発令したとき 4 特別警報が発表されたとき 5 記録的短時間大雨情報が発表されたとき 6 顕著な大雨に関する情報が発表されたとき 7 各危険度分布が「災害切迫(黒)」になったとき	1 震度6弱以上のとき 2 津波警報、大津波警報が発表されたとき(遠地地震(津波到達予想時刻まで3時間以上の猶予があるとき)のときは別に示す。) 3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき	1 降雨が80mm/hを超えると予想されるときともに積算雨量が200mmを超えると予想されるとき 2 小丸川(小丸大橋)水位が5.50mに達したとき 3 小丸川:指定河川洪水予報の「氾濫危険情報」が発表されたとき 4 その他の河川:洪水警報の危険度分布が「危険(紫)」以上になったとき 5 松尾ダム管理者から「異常洪水時防災操作開始予定」の通知(第1報)があったとき		1 土砂災害警戒情報が発表されたとき 2 土砂災害の危険度分布が「危険(紫)」以上になったとき	1 現況で暴風域にあるとき 2 4時間以内に暴風域に入ると予想されるとき(浸水、土砂又は高潮により避難指示等の発令が予想される場合も含む。) 3 高潮警報が発表されたとき	1 全面緊急事態が発生し、県に災害対策本部が設置されたとき 2 その他町長が必要と認められたとき
備考			警戒レベル4及び5			台風の暴風域にあるが台風が離隔する状況で、かつ風速25m/s以上の暴風がないと見込まれるときは、気象庁の発表情報、避難所の開設状況及び避難指示等の発令状況にかかわらず、情報連絡本部又は災害警戒本部に格下げすることができる。	

4 町災対本部等の廃止

町災対本部等は、次の基準に達したとき各本部長が廃止するものとする。

なお、原子力災害に係る基準は、次によるほか、「第7編 原子力災害対策編」による。

- (1) 町内において災害発生のおそれが解消したとき（南海トラフ地震臨時情報発表後2週間が経過したときを含む。）
- (2) 災害応急対策が概ね完了したとき
- (3) その他各本部長が適当と認めたとき

5 町災対本部等設置及び廃止の通知並びに報告

本部長は、町災対本部等を設置又は廃止したときは、速やかに関係機関等に通知又は報告をする。

通知又は報告先	担当班	通知又は報告の方法
本部構成員（職員）	危機管理班	庁内放送、電話、メール、その他迅速な方法で通知
県危機管理局 （東児湯地方支部）		災害対策支援情報システム、電話、FAX、メール、その他迅速な方法で報告
一般住民等		防災行政無線、防災情報配信システム、Lアラート、町ホームページ、町フェイスブック、広報車等により通知

第3款 本部会議等の開催

1 情報連絡会議

情報連絡会議は、各課等の長又はその指定する者をもって構成し、「情報連絡本部」を設置したとき又は「情報連絡本部」設置前の必要な時期に、危機管理課長が招集し開催するものとする。

会議においては、今後の気象の推移、避難情報発令の可能性及び避難所開設に関する情報等に関して、共有を図る。

なお、会議を構成する課等については、必要に応じ、危機管理課長が指定することができるものとする。

2 本部会議（災害警戒本部及び災害対策本部）

本部会議は、本部長、副本部長及び各対策部及び消防団（以下「各対策部等」という。）の長をもって構成し、「災害警戒本部」又は「災害対策本部」を設置したとき及び必要の都度、開催するものとする。

会議においては、災害応急対策、その他災害時の対策等に関する重要事項等について協議するものとし、開催要領等については、別に示す。

3 調整会議

調整会議は、各対策部等の各班長等をもって構成し、各部各班相互間の連絡調整に関する事項を協議する。ただし、消防団にあつては消防団長が班長となるものを指名する。

第4款 町役場非常時体制

1 町役場非常時体制（以下「非常時体制」という。）

災害等により、町及び役場に甚大な被害があつた場合又は甚大な被害が予想される場合に、役場の機能を可能な限り早期に復旧させることを目的とし、役場内の混乱を早期に収束させるために設ける体制をいう。

非常時体制は、原則として発災等から72時間（3日間）以内とし、非常時体制の間に、可能な限り役場の行政事務及び災害対策業務を執り行える環境に整えるものとする。

2 非常時体制への移行

次に掲げる災害等が発生し、全庁をもって対処をする必要がある場合は、非常時体制へ移行するものとする。

(1) 大規模災害（巨大地震、津波又は広域洪水等）

巨大地震等の大規模災害やその他の重大な危機事象により、町内で多数の死傷者が発生する等の甚大な被害が発生し、もしくは懸念される場合

(2) 武力攻撃やテロ等

武力攻撃やテロなど、国民保護計画に該当するような事案が発生し、町民の安全確保が必要となる場合

(3) その他の危機事象

(1)及び(2)以外の危機事象が発生し、緊急事態への対応や町民の安全確保等のため、非常時体制へ移行して対処すべきと町長が判断した場合

3 非常時体制への移行及び収束の決定

非常時体制への移行及び収束は、町長が決定するものとする。

4 非常時体制における業務

原則として高鍋町事務分掌規則(平成12年高鍋町規則第4号)における分掌事務の一部または全部を、一時停止するものとする。

なお、非常時体制における実施業務（非常時優先業務（分掌事務）等）の細部は、別に定める。

第5款 町災対本部等の組織及び災害応急対策業務

町災対本部及び水防本部は町長を本部長、副町長並びに教育長を副本部長とし、そのもとに対策部等の長を配置する。対策部等の長のもとに班長、班員を配置し、県、消防本部・消防署・消防団、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の協力を得ながら、災害応急対策を実施する。

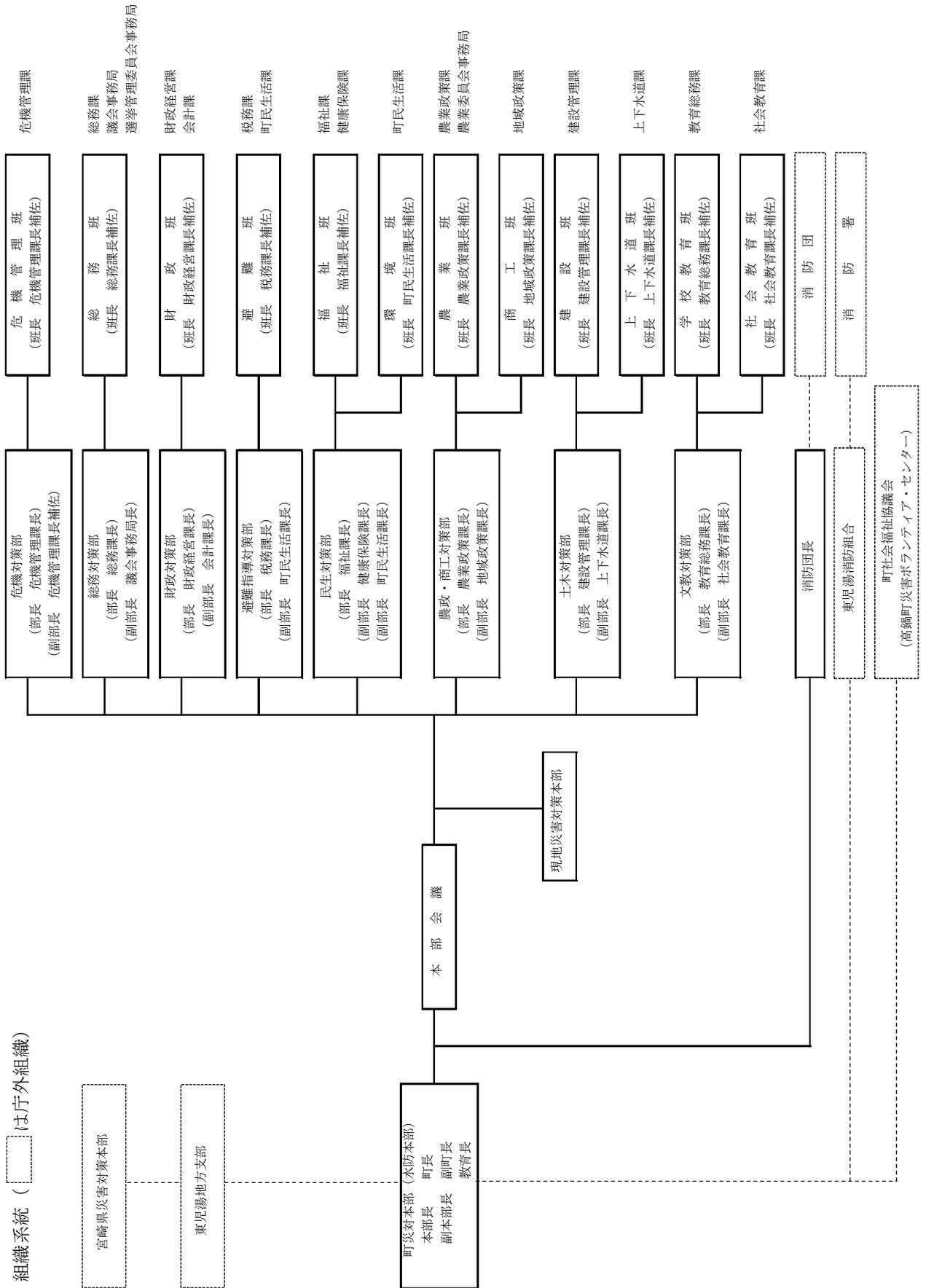
なお、災害警戒本部の組織系統は、本部長を副町長、副本部長を危機管理課長とするほか、町災対本部組織系統に準ずるものとする。

(構成課等)

(班)

(対策部)

1 組織系統 (は庁外組織)



2 各部の編成

町災対本部（水防本部）		行政機構	
対策部	班	課	係
危機対策部 部長：危機管理課長 副部長：危機管理課長補佐	危機管理班 班長：危機管理課長補佐（兼）	危機管理課	危機管理係 消防・生活安全係
総務対策部 部長：総務課長 副部長：議会事務局長	総務班 班長：総務課長補佐	総務課	行政係 人事係 総合調整係
		議会事務局	議事調査係
		選挙管理委員会	
財政対策部 部長：財政経営課長 副部長：会計課長	財政班 班長：財政経営課長補佐	財政経営課	財政経営係 契約管財係
		会計課	会計係
避難指導対策部 部長：税務課長 副部長：町民生活課長	避難班 班長：税務課長補佐	税務課	町民税係 資産税係 収納係
		町民生活課	戸籍住民・年金係
民生対策部 部長：福祉課長 副部長：健康保険課長 副部長：町民生活課長	福祉班 班長：福祉課長補佐	福祉課	子ども支援係 障害福祉係 地域福祉係 わかば保育園
		健康保険課	国保・高齢者医療係 介護・高齢者福祉係 健康推進係 健康づくりセンター
		環境班 班長：町民生活課長補佐	町民生活課
農政・商工対策部 部長：農業政策課長 副部長：地域政策課長	農業班 班長：農業政策課長補佐	農業政策課	農政企画係 農林畜産係 農村整備係
		農業委員会事務局	農地農政係
	商工班 班長：地域政策課長補佐（総括）	地域政策課	企業立地対策室 総合政策係 商工観光係

町災対本部（水防本部）		行政機構	
部	班	部	班
土木対策部 部長：建設管理課長 副部長：上下水道課長	建設班 班長：建設管理課長補佐	建設管理課	管理係 土木係 建築・都市計画係
	上下水道班 班長：上下水道課長補佐		上下水道課 上水道管理係 上水道工務係 下水道係
文教対策部 部長：教育総務課長 副部長：社会教育課長	学校教育班 班長：教育総務課長補佐	教育総務課	教育総務係
	社会教育班 班長：社会教育課長補佐	社会教育課	生涯学習係 社会体育係 文化係 埋蔵文化財係 図書館係 公民館係 資料館係 総務学芸係

※各班長の課長補佐の（ ）は、職務によって変更することがある。

3 災害応急対策業務

部	班 (担当課・局)	災害応急対策業務
危機対策部	危機管理班 (危機管理課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 対策本部の設置及び廃止に関する事。 2 本部会議に関する事。 3 災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく諸対策に関する事。 4 災害救助活動及び水防活動の総括、実施推進及び調整に関する事。 5 災害の予防及び応急復旧の総合調整並びに各班との連絡調整に関する事。 6 他の公共団体等との連絡及び応援要請に関する事。 7 自衛隊の派遣要請等に関する事。 8 気象情報の収集、通報及び広報に関する事。 9 警報等の伝達に関する事。 10 他班に属さない施設等の被害状況調査及び応急復旧に関する事。 11 県その他関係機関に対する要望書、災害状況報告書等の作成に関する事。 12 避難指示等の伝達に関する事。 13 自主防災組織等との防災体制及び活動の調整に関する事。 14 水防活動に関する事。 15 消防団に関する事。 16 災害救助活動に関する事。 17 罹災証明に関する事。 18 災害時における対策本部長の特命事項に関する事。 19 災害資料の作成及び災害記録に関する事。 20 緊急通行車両の運用に関する事。 21 その他災害に関する事務で他班の所管に属さないものの処理に関する事。
総務対策部	総務班 (総務課) (議会事務局) (選挙管理委員会事務局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の動員に関する事。 2 職員の派遣要請又は派遣受諾、派遣職員の身分取扱い等に関する事。 3 各班からの被害状況の収集及び連絡に関する事。 4 災害時における通信の確保に関する事。 5 要員確保に関する事。 6 対策本部長及び副本部長の秘書に関する事。 7 必要車両等の確保に関する事。
財政対策部	財政班 (財政経営課) (会計課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 義援物資及び義援金の受付、管理及び配分に関する事。 2 災害応急復旧用諸物資等の供給に関する事。 3 義援物資及び災害応急復旧用諸物資等の輸送の調整に関する事。 4 災害の応急復旧費及び対策本部等の予算措置及び出納に関する事。 5 庁舎の整備並びに町有財産等の被害状況調査及び応急復旧に関する事。 6 庁内の非常用電源及び電話に関する事。

部	班 (担当課・局)	災害応急対策業務
避難指導対策部	避難班 (税務課) (町民生活課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難誘導に関する事。 2 避難所の開設に関する事。 3 避難所における受入体制に関する事。 4 避難者の登録に関する事。 5 災害相談窓口の開設に関する事。 6 各班からの要請に基づく応援に関する事。
民生対策部	福祉班 (福祉課) (健康保険課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法の運用に関する事。 2 福祉施設等の被害状況調査及び応急復旧に関する事。 3 医療機関からの被害状況の収集及び応急復旧に関する事。 4 被災入所世帯の被害調査に関する事。 5 救出救助活動に関する事。 6 医療救護及び助産に関する事。 7 被災者及び給食施設の栄養指導に関する事。 8 災害時における負傷者の搬送並びに医薬品、衛生材等の調達及び配分に関する事。 9 医療関係者への要請に関する事。 10 災害時における主食等の応急配給に関する事。 11 炊出しに関する事。 12 被災地及び避難所に必要な救助食料、飲料水等の物資の調査、調達確保、輸送及び配分に関する事。 13 応急用被服、寝具その他生活必需品の確保及びあっせんに関する事。 14 感染症の予防に関する事。 15 災害時における食品衛生に関する事。 16 被災者の生活保護、世帯更生資金貸付等に関する事。 17 災害弔慰金、災害見舞金等の支給その他災害援護に関する事。 18 ボランティア活動に関する事。 19 災害時避難行動要支援者の避難対策に関する事。
	環境班 (町民生活課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境関係施設等の被害状況調査及び応急復旧に関する事。 2 被災地の防疫に関する事。 3 清掃の実施に関する事。 4 災害時のごみ、し尿、廃棄物等の処理その他環境衛生指導に関する事。 5 逸走した危険な動物の危害防止に関する事。 6 死体の処置及び火葬に関する事。

部	班 (担当課・局)	災害応急対策業務
農政・商工対策部	農業班 (農業政策課) (農業委員会事務局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災ダム・農業用ため池の災害対策に関する事。 2 農作物・園芸施設等の被害調査に関する事。 3 農業用施設(道路・水路)の被害調査に関する事。 4 家畜・畜舎等の被害調査に関する事。 5 山林・林産物の被害調査に関する事。 6 水産物の被害調査に関する事。 7 被災施設等の復旧に関する事。 8 農林水産物被害の対策に関する事。 9 家畜伝染病等の対策に関する事。 10 被災農林漁業者に対する財政援助等に関する事。
	商工班 (地域政策課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工・観光施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事。 2 被災商工業者に対する融資に関する事。 3 災害写真の撮影、収集及び記録に関する事。 4 住民への災害広報に関する事。 5 テレビ放送、ラジオ放送、新聞発表、ホームページ及び SNS による情報提供その他広報に関する事。
土木対策部	建設班 (建設管理課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の災害対策及び被害調査に関する事。 2 都市計画関係の施設等の被害状況調査及び応急復旧に関する事。 3 応急仮設住宅及び町営住宅の供給に関する事。 4 公営住宅の災害対策及び被害調査に関する事。 5 河川、堤防、暗渠、水路、道路、橋梁、崖崩れ等の被害状況調査及び応急復旧に関する事。 6 土木建設関係全般の被害状況の収集に関する事。 7 交通不通箇所、通行路線等の交通対策に関する事。 8 障害物の除去に関する事。 9 応急仮設施設の設置及び資材の調達に関する事。 10 被災住宅の応急復旧に関する事。 11 沿岸河川の災害に関する事。 12 労務及び資機材の調達及び管理に関する事。 13 応急復旧を実施するための建築技術者等に対する応援協力要請に関する事。 14 土木復旧事業の総括に関する事。 15 被災住宅復興資金に関する事。
	上下水道班 (上下水道課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の応急給水に関する事。 2 水質管理に関する事。 3 上水道施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事。 4 下水道施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事。

部	班 (担当課・局)	災害応急対策業務
文教 対 策 部	学校教育班 (教育総務課)	1 学校教育施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2 関係施設での避難受入れに関すること。 3 児童生徒等の避難、安全確保等に関すること。 4 災害時の応急教育に関すること。 5 学校給食に関すること。 6 災害後の学校環境保健衛生に関すること。
	社会教育班 (社会教育課)	1 社会教育施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2 社会体育施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 3 関係施設での避難受入れに関すること。 4 文化財の被害状況調査及び応急復旧に関すること。

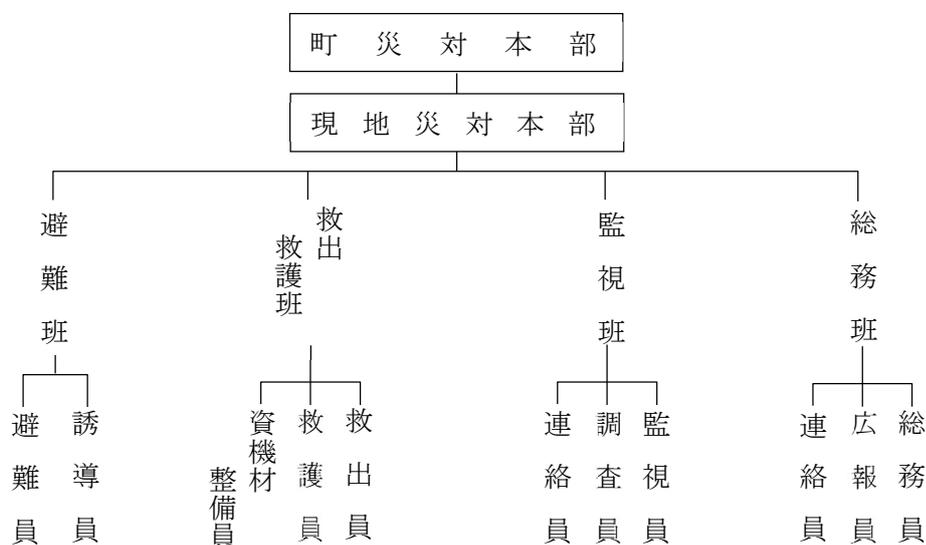
第6款 現地災対本部

町における各災害危険区域に対する現地災対本部の応急体制は、本章の各節に定めるもののほか、概ね次の組織体制とする。

1 現地災対本部の設置

町災対本部のもと、現地に現地災対本部をおく。

- (1) 現地災対本部長は、町災対本部長（町長）が指名する。
- (2) 班長及び班員は、現地災対本部長が、その所属する関係機関と協議の上定める。



2 業務内容

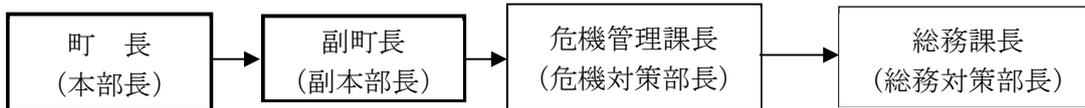
現地災対本部における業務内容は、概ね次によるものとする。

班	業 務 内 容
総務班	1 部内の災害対策についての企画及び各班の連絡調整 2 関係機関との連絡協調 3 気象情報等の一般広報 4 町災対本部に対する災害報告 5 町災対本部の指示に基づく各種対策の実施

監視班	1 危険区域の監視及び巡視 2 異常気象の早期発見及び状況調査 3 総務班に対する状況報告
救出救護班	1 被災者の救出 2 傷病者に対する救護及び緊急輸送 3 救出救護及び応急措置に必要な資機材の整備保持
避難班	1 避難所の開設 2 避難誘導 3 避難者の確認

第7款 意志決定権者代理順位

災害予防及び災害応急対策の実施に際し、意志決定権者が不在又は連絡不能で、特に緊急に意志決定を必要とする場合においては、下図の順位により所定の決定権者に代わって意志決定を行う。この場合において、代理で意志決定を行った者は、速やかに上位の決定権者にこれを報告し、その承認を得るものとする。



第8款 町災対本部職員の標識

災害応急対策に従事する職員は、下図に示すベスト（赤色）を着用するものとする。



注 差込ファイル：A4 横に「災対本部職名等」及び「高鍋町」を前後に表示する。

第9款 町災対本部等の設置施設

町災対本部等は、町庁舎3階第1会議室に開設する。

ただし、庁舎が被災した場合等において町災対本部等を庁舎内に設置できない場合、代替施設として、第1順位に町中央公民館会議室、第2順位に町総合体育館会議室に町災対本部等を設置する。町災対本部等の細部については、別に示す。

第2節 動員配備計画

第1款 基本方針

災害の発生が予想される場合、あるいは災害が発生した場合に、災害応急措置を迅速かつ的確に実施するため、町災対本部の組織体制が確立できるように本部職員・消防団員の動員体制、伝達系統及び方法並びに連絡責任者を具体的に定めておく。全職員は、配備体制に関わりなく気象予報等により注意・警戒が予測される時は、勤務時間外においても常に連絡がとれ、いつでも参集ができるように努め、各課等の所管する応急対策の早期実施及び他課所管事務の応援要請に備える。

なお、消防団員の動員配備計画は、「第5編 風水害（洪水・土砂災害等）対策編」によるほか、消防団長の定めるところによる。

第2款 町の動員配備計画

1 動員配備計画

(1) 配備の体制

町災対本部等が設置される場合の、職員の動員配備基準は次表のとおり。

《職員の動員配備基準》

行政機構	連絡体制の確保	情報連絡本部	対策部	災害警戒本部	災害対策本部		
					N号配備	A号配備	B号配備
危機管理課	○	◎	危機対策部	●			
総務課		○ (避難所開設時)	総務対策部	●	●		
議会事務局				◎			
財政経営課			財政対策部	◎			
会計課				◎			
税務課		◎ (避難所開設時)	避難指導対策部	◎			
町民生活課			民生対策部	◎			
福祉課						●	
健康保険課							
農業政策課		◎	農政・商工対策部	●			
農業委員会				◎	●		
地域政策課		○※2					
建設管理課	○	◎	土木対策部	●			
上下水道課	○	◎					
教育総務課			文教対策部	◎			
社会教育課							
適用	地震発生時の高鍋町の震度が「3」のとき又は遠地地震の津波到達予想時刻まで3時間以上の猶予があるとき	※2：広報要員			災害に至る可能性が低いとき	内水浸水、土砂災害及び高潮等の局地的な災害のとき	地震、津波及び河川の氾濫による洪水等の広域な災害のとき

凡例：●：全職員 ◎：課等（又は部）の長又はその指定する者及び一部の職員（各課等（又は部）の長所定）
○：一部の職員

- a 原則として、「職員の動員配備基準」によるほか、各課等（又は部）の長は、必要な時期に必要な人員を参集できるものとする。
- b 職員参集は、初動も含めて、事態の推移等に応じた各課等の職員の勤務等を調整できるものとし、細部は、各課等（又は部）の長所定とする。
- c 税務課長は、情報連絡本部開設時、調整の上、避難所開設時の避難所担当職員を指名するものとする。
- d 災害警戒本部及び災害対策本部設置時における登庁職員以外の職員は、自宅待機とする。
- e 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の参集後の体制は、別に示す。

(2) 配備要領

町災対本部等設置時において、各課等及び各対策部等の長は、それぞれの課等及び各対策部等の「動員系統・連絡の方法」を予め実状に即した方法により定めておくものとする。

なお、各課等及び各対策部等の長は、定めた「動員系統・連絡方法」を危機管理課長に提出するものとする（様式任意）。

(3) 配備の完了

配備を完了した各班長は、配備完了の旨を速やかに各対策部等の長に報告し、各対策部等の長は、町災対本部長へ報告するものとする。

2 動員

(1) 勤務時間中

第1項の「職員の動員配備基準」に従い行うものとし、動員の伝達は、庁内放送、電話又は高鍋町職員メールで行う。

(2) 勤務時間外

第1項の「職員の動員配備基準」に従い行うものとし、動員の伝達は、高鍋町職員メール又は電話で行う。

なお、道路冠水や土砂災害などの影響で、通常的手段及び経路による参集が不可能となる可能性がある場合は、各職員は、あらかじめ別手段及び経路により参集できる手段を講じておくものとする。

(3) 消防団との兼務職員の動員

消防団と兼務している職員の動員は、次の方針に基づき行う。

ア 火災及び小規模災害時には、消防団活動を優先する。

イ 大規模災害時には、本部長（町長）が状況判断を行う。

(ア) 原則として、町災対本部指揮者（本部長、副本部長、対策部等の長、班長）は、庁内に留まる。

(イ) 班員は、班長又は対策部等の長の判断を仰ぎ、応急活動に従事する。

3 連絡不能時の処置

町職員は、夜間及び休日、退庁後において、激甚な災害が発生し電話連絡等が不可能な場合において、何らかの手段で気象業務法に基づく警報の発表、その他災害等の発生等を知ったときは、可能な範囲で当該情報等を確認し、自主的に町役場に登庁する。

なお、道路等の寸断等により登庁できない場合は、所属長へその旨を連絡するとともに、最寄りの関係機関へ出向き、応急活動に従事する

4 情報収集活動

- (1) 夜間及び休日、退庁後において、登庁が困難かつ連絡行為が不能な場合は、各地区の消防団、自治公民館長等と連携して被害状況の収集等の所要の体制をとる。
- (2) 職員は、登庁途中にできる限り被害状況を把握する。
- (3) 地区被害状況の把握は、緊急かつ臨時的に行い、およその被害状況把握ができた段階で、登庁し、所要の体制に移行する。

第3節 被害等情報収集伝達計画

第1款 基本方針

町災対本部並びに関係機関は、情報の相互連絡の重要性を認識し、相互に連携協力して、刻々と変わる災害の状況に応じた的確な初動応急対策を実施するため、次の事項について災害に関する情報の収集及び伝達を行う。

第2款 被害等情報の収集、伝達

1 情報総括責任者の指定等

- (1) 情報総括責任者は、危機対策部長とする。
- (2) 危機管理班は、各対策部等各班からの情報の集約及び必要な住民への伝達を行う。
- (3) 各対策部等各班長は、災害発生と同時に被害状況について調査及び情報の収集にあたり、その情報を危機対策部危機管理班へ通知するものとする。

2 収集体制の整備

- (1) 各対策部等は、情報の収集等を迅速に行うため、収集及び伝達に関する調査要領及び連絡方法等について、予め整備し、その方法等について確認しておく。
- (2) 財政対策部財政班は、写真記録担当を編成し、被害報告あるいは災害記録として活用できるよう、被害の状況及び程度がわかるような写真撮影を行う。また、各対策部各班においても記録写真の撮影に努めるものとする。
- (3) 情報収集等のための各種報告用紙等の様式については、別紙様式第1及び第2のとおり。

3 初期災害等情報の把握

- (1) 各対策部等各班は、被害規模等を早期に把握するため、次の初期災害等情報の収集を行う。
 - ア 人的被害
 - イ 建物の被害
 - ウ 避難の状況
 - エ 防災関係機関の防災体制（配備体制等）
 - オ 防災関係機関の対策の実施状況
 - カ 交通機関の運行・道路の状況
 - キ ガス・電気・水道及び電話等生活関連施設等の運営被害状況

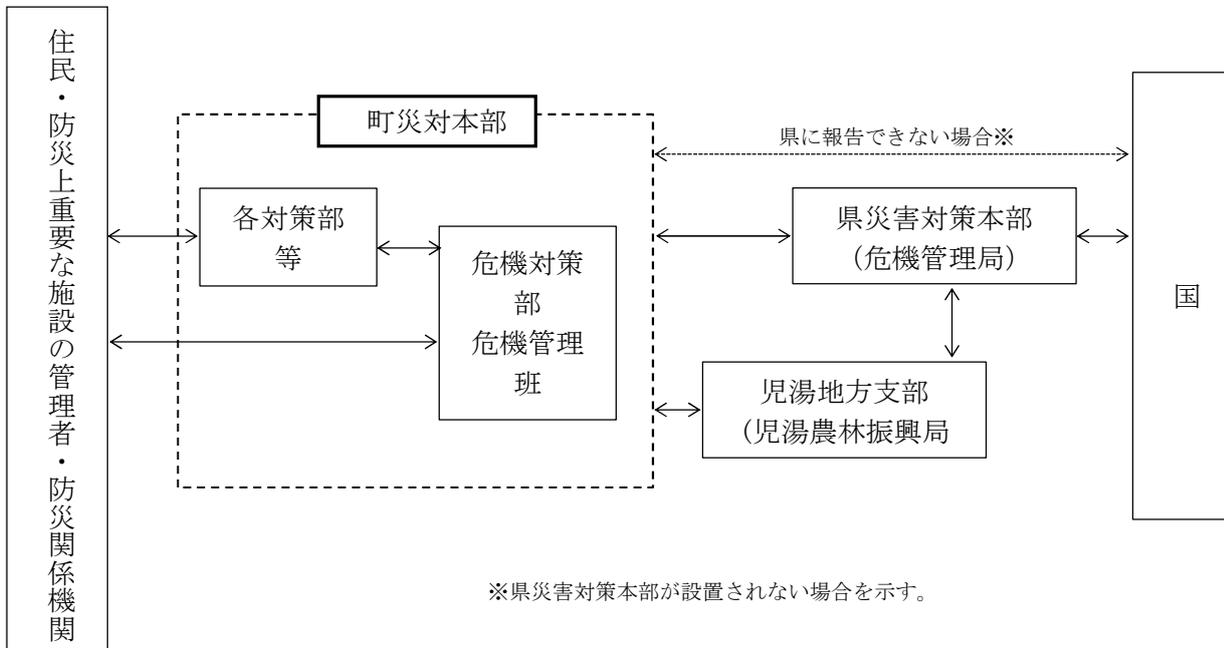
4 各行政区被害情報の把握

- (1) 行政事務連絡員に、各行政区における被害状況の把握を依頼する。
- (2) 危機対策部危機管理班は行政事務連絡員からの情報をとりまとめる。

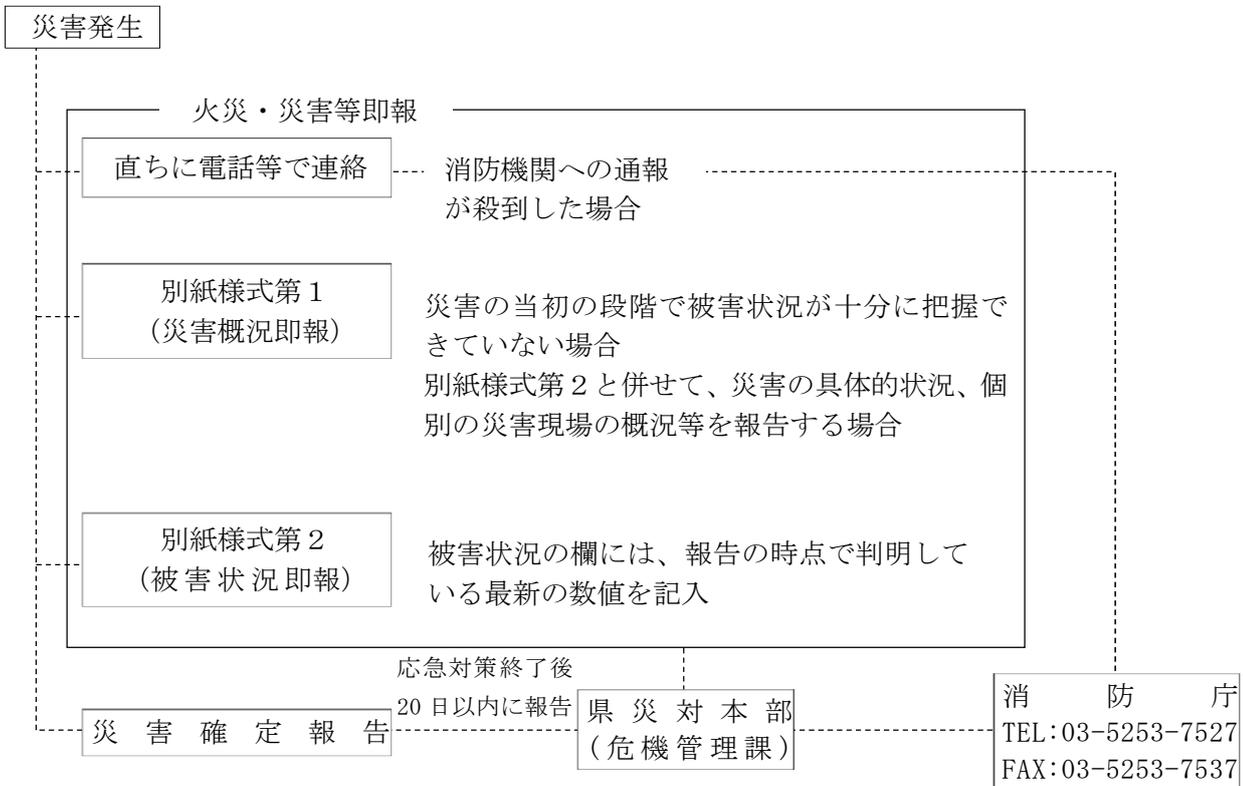
5 被害等情報の伝達

- (1) 収集した被害等情報については、次に示す被害等情報伝達系統図に基づき、災害対策支援情報システム、防災行政無線又は情報配信システム等により報告又は通報を行うものとする。災害対策支援情報システム、防災行政無線又は情報配信システム等が使用できない場合は、電話、FAXその他の最も迅速かつ確実な手段を使うものとする。

《被害等情報伝達系統図》



(2) 伝達における事務処理フロー



(3) 報告の種類、内容及び要領

《基本法第53条に規定された被害状況等の報告内容（基本法施行令第21条）》

被害状況等の報告 基本法第53条 市町村は、当該市町村の区域内に災害が発生したときは政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を都道府県に報告しなければならない。
報告内容 1 災害の原因 2 災害が発生した日時 3 災害が発生した場所又は地域 4 被害の程度 5 災害に対しとられた措置 6 その他必要事項

6 被害情報の報告

- (1) 町は以下の事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、様式第1及び第2に示す災害概況即報及び被害状況即報の様式を用いて、県の災害対策地方支部、その他必要とする機関に対して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。

また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

なお、確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、確定報を災害応急対策完了後20日以内に行う。

ア 町災対本部が設置されたとき

イ 救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき

ウ 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき

エ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき

- (2) 事態が切迫し、応援要請等の対策に支障が生じるおそれがある場合には、県災対本部へ直接連絡を行う。

なお、県に報告することができない場合には、国(消防庁)に対して直接報告し、報告後速やかにその内容について、県に連絡する。

- (3) 災害規模が大きく、町の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県、その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請する。

- (4) 地域住民等から119番への通報が殺到している状況下にあつては、直ちに県及び国(消防庁)へ同時に報告する。

様式第1

町長	副町長	危機管理課長	課長補佐	係長	危機管理	係

【災害概況即報】

災害名 (第 報)

受付番号	No. _____
報告日時	月 日 時 分
都道府県	宮崎県
市町村	高鍋町
報告者名	課

受信/調査日時等	月 日 : 電話 FAX 現場 () から												
発生場所							発生日時	月 日 :					
災害の概況	発信元又は被災者		氏名等 : 連絡先 :										
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	半壊	棟	床上	棟	
		うち災害関連死	人		大半壊		棟	準半壊	棟	床下	棟		
		不明	人	軽傷	人		中半壊	棟	一部損	棟	その他	棟	
		その他 (がけ崩れ等)											
応急対策の状況	災対本部設置状況												
	活動状況		通報 : 県 警察 消防 土木 その他 () 応急処置完了日時 : 月 日 :										
	自衛隊災害派遣要請												
	その他町が講じた応急対策												
担当	対策部	対危機	対総務	対財政	対指導	対民生	対商工	対農政	対土木	対文教			
	課	危管	総務	経 会	税 町	福 健	農 地	建 水	教 社				

様式第2

町長	副町長	危機管理課長	課長補佐	係長	危機管理	係

【被害状況即報 1/2】

報告機関名		宮崎県 高鍋町		区 分		被害	
災害名 ・ 報告番号		災害名		田	流出・埋没	ha	
		第 報			冠水	ha	
報告者名		(月 日 時現在)		畑	流出・埋没	ha	
					冠水	ha	
区的被害		区 分		被害		学校	箇所
						病院	箇所
						道路	箇所
人的被害		死者		人			
		うち 災害関連死者		人			
		行方不明		人			
		負傷者		重傷	人		
軽傷	人						
住家被害		全壊		棟			
				世帯			
				人			
		半壊		棟			
				世帯			
				人			
		一部破損		棟			
				世帯			
				人			
		床上浸水		棟			
				世帯			
				人			
床下浸水		棟					
		世帯					
		人					
非住家		公共建物		棟			
		その他		棟			
				棟			
				り災世帯数	世帯		
				り災者数	人		
				火災発生	建物	件	
					危険物	件	
					その他	件	

【被害状況即報 2/2】

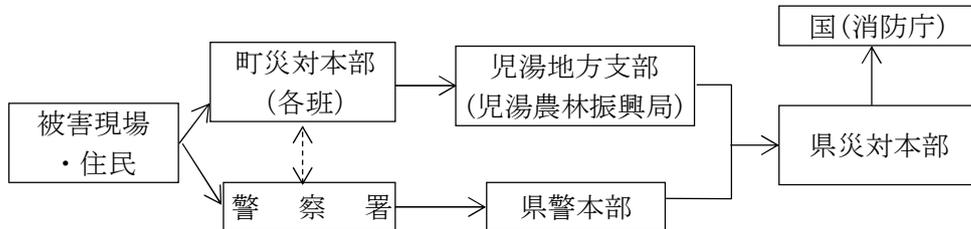
区 分		被 害		災害対策本部	名称	高鍋町災害対策本部			
公立文教施設	千円				設置	月	日	時	分
農林水産施設	千円				解散	月	日	時	分
公共土木施設	千円			災害対策本部					
その他の公共施設	千円								
小計	千円								
公共施設被害市町村数	千円								
そ の 他	農産被害	千円		設置市町村名	計 団体				
	林産被害	千円							
	畜産被害	千円		適用市町村名					
	水産被害	千円							
	商工被害	千円							
その他	千円			消防職員出動延人数	人				
総額被害	千円			消防団員出動延人数	人				
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 年 月 日 災害の種類概況 応急対策の状況 ・消防、水防、救急、救助等消防機関の活動状況 ・避難指示の状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況								

7 被害種類別の情報収集、報告及び伝達方法

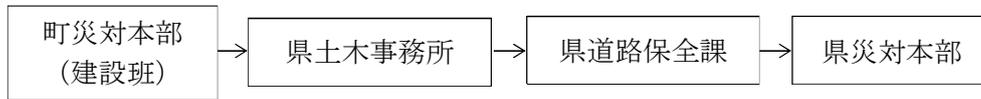
(1) 発生する被害の種類によっては、関係機関や伝達経路が異なるため、次の要領で情報の収集、報告及び伝達を実施する。

なお、情報の収集に際しては、住民及び関係機関等からの報告を待つのではなく、積極的に情報収集にあたるものとする。

ア 人的（死者、負傷者等）被害、建物被害及びその他の被害

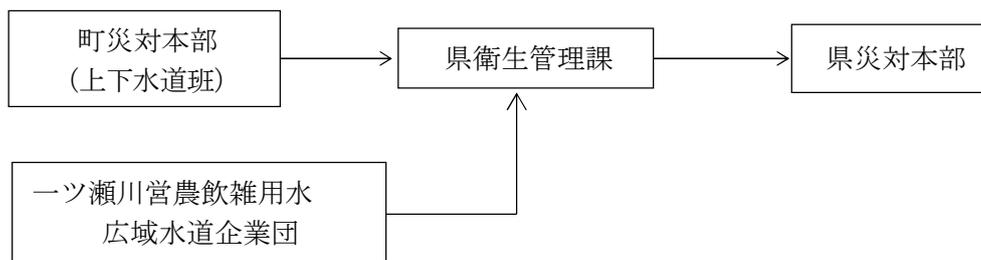


イ 道路（町道）被害

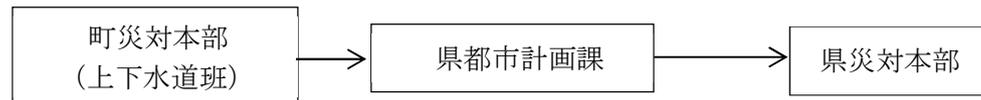


ウ ライフライン被害

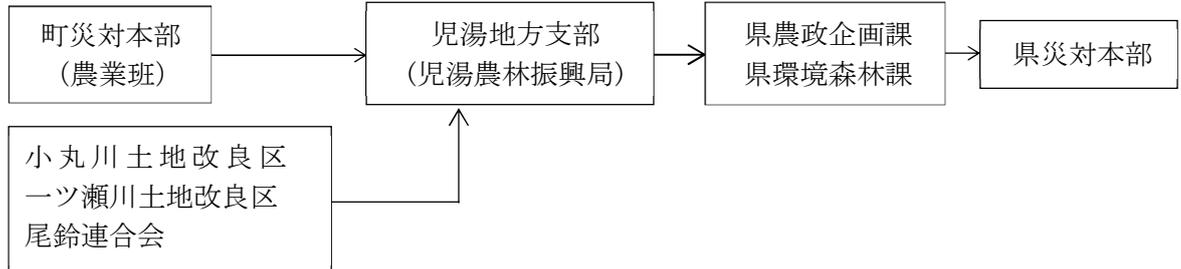
(ア) 水道被害



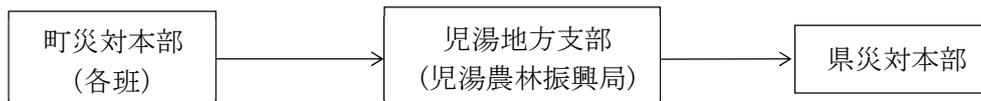
(イ) 下水道被害



エ 農業関連被害



オ 公共施設被害（学校、公園、病院、官公庁等）



(2) 被害等状況の通知等

ア 各対策部等各班は、被害等状況の報告を随時実施するとともに、併せて危機対策部危機管理班に通知する。

なお、被害等状況の通知の際は、様式第1を使用するものとする。

イ 危機対策部危機管理班は各班の情報の集約を行い、災害対策支援情報システムに入力する

とともに、被害情報を総括表にまとめておく。

第3款 被害情報の調査要領

災害情報の中でも、気象情報等を正確かつ迅速に収集することは、職員の初動体制（動員配備）や住民の早期避難等に直接に反映される。また、人的被害、住家等被害情報の正確かつ迅速な調査、収集は、救助救命活動を実施する際、非常に重要である。

1 被害の調査要領

次の点に留意し、被害状況を的確に調査、収集する。

(1) 情報項目

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時・場所又は地域
- ウ 被害の状況
- エ 実施されている対策
- オ 今後の見込み及び必要とする救助の種類

(2) 被害状況等の収集及び調査

被害状況等の収集及び調査は、消防団、行政事務連絡員、その他機関の協力を得て実施する。

- ア 危機管理班は、人的被害・建物被害（応援要請の判断情報）の概略を第一報の情報としてとりまとめる。
- イ 当該地区の行政事務連絡員と連携し、統括的被害情報の収集・整理にあたる。
- ウ 参集職員からの情報収集

参集する職員が確認した自宅周辺及び参集途中での被害状況を本人から収集する。また、本庁集合が困難かつ連絡行為が不能な場合で、最寄りの避難所に参集した場合については、参集途中の情報とあわせて地区の初期情報を収集するものとする。

(3) その他の手段による情報の収集

- ア テレビ、ラジオを視聴し、情報を収集する。
- イ アマチュア無線利用者の協力を得て情報を収集する。
- ウ タクシー会社、トラック会社、警備会社等の民間企業の協力を得て情報を収集する。
- エ ツイッターやフェイスブック等の SNS をはじめとするインターネット利用者の協力を得て情報を収集する。

(4) 災害調査部隊による被害調査

各班は、災害が発生したときは、直ちに各所管する施設（農作物、住家、土木施設、農業用施設、商工業の被害）等の専門の技術員、関係職員等からなる災害調査部隊等を編成して、被害状況等を調査する。

なお、調査にあたっては、担当地区の消防団、行政事務連絡員、その他機関の協力を得て実施する。

2 被害認定基準等

- (1) 被害認定調査にあたっては、本章 第19節 第2款に示す被害程度の認定基準に基づき判定を行う。
- (2) 被害の程度の調査にあたっては、内部の連絡体制を密にし、調査漏れ、重複のないよう留意、調整する。

3 被害状況の速報

被害状況によっては、時間帯あるいは、現場の状況から具体的な調査が困難な場合もあるので、

当該地域に詳しい関係者の協力により概況を把握し、被災人員についても、当該被害地区世帯数及び世帯当りの平均人数から推算し速報する。

4 建物の全壊、流出等及び死傷者等が発生した場合

建物の全壊、流失、半壊及び死者並びに重傷者が発生したときは、その住所、氏名及び年齢等を速やかに調査する。

5 被害調査等の応援

被害が甚大なため、町のみでは被害状況等の収集及び調査が困難なとき、あるいは調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。

第4款 通信計画

1 災害時における通信連絡

(1) 災害時に使用できる通信施設は次のとおりである。

- ア 防災行政無線
- イ 非常・緊急通話及び電報
- ウ 他の機関の専用通信施設
- エ 消防無線

(2) 防災行政無線の活用

災害時に際しては、応急活動を迅速かつ的確に実施するため、被災による不通のおそれが少ない防災行政無線を活用することが有効である。

(3) 県総合情報ネットワークの活用

災害時に、応急活動を迅速かつ的確に実施するため、県庁を中枢に県出先機関、市町村、消防本部、日赤及び自衛隊等の防災機関との間で開設している被災による不通のおそれが少ない県総合情報ネットワークを活用する。

2 通信手段の確保

(1) 災害発生直後は、直ちに災害情報連絡のための電源、通信手段を確保する。

(2) 町は、必要に応じ情報通信の機能確認と支障が生じた施設の早期復旧を行う。そのための要員及び資機材を確保する。

(3) 関係機関と連携し、通信の確保に必要な措置をとる。

3 携帯電話、メール等の活用

各防災機関は、迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話の効果的な使用を行う。

4 非常無線通信の利用

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通話を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときは、電波法第52条の規定に基づいて、無線局は非常無線通信を行うことができる（以下「非常通信」という。）。

(1) 利用資格者

原則として、非常通信は誰でも利用することができるが、通信の内容には制限がある。

(2) 非常通信の依頼先

宮崎地区非常無線通信協議会加入の無線局又は最寄りの無線局に依頼することとするが、この場合予め最寄りの無線局と連絡して、非常事態の際の協力を依頼しておく。

(3) 非常通信としての通信内容

非常通信は次のとおりである。

- ア 人命の救助、避難者の救護に関するもの
- イ 犯罪、交通制限等秩序の維持に関するもの
- ウ 防災関係機関が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの
- エ 鉄道、道路、電力設備及び電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の手配、運搬要員の確保等に関するもの
- オ その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関すること等、災害に関して緊急措置を要するもの

(4) 発信の手続き

発信したい通信文を、次の順序で電報依頼紙(なければ普通の用紙でもよい)にカタカナ又は普通の文章で記載し、無線局に依頼する。

- ア あて先の住所、氏名(職名)及びわかれば電話番号
- イ 本文(200字以内)、末尾に発信人名(「段落」にて区切る)
- ウ 用紙余白の冒頭に「非常」と必ず記入し、又余白の末尾に発信人の住所、氏名(職名)及び電話番号を記入する。但し、無線電話を使用する場合は本文を3分以内の文章にまとめる。

5 その他の通信施設利用

(1) 他機関の通信施設の利用

公衆電気通信施設の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、基本法第57条及び第79条、救助法第28条、水防法第20条及び消防組織法第23条の規定により、他の機関が設置する有線電気通信設備又は無線通信設備を利用することができる。

この場合、事前に関係機関と協議しておく。

なお、利(使)用できる主な機関は次のとおりである。

利(使)用できるもの	通信設備設置機関	申込み窓口
町長 消防機関の長	県総合情報ネットワーク	高鍋土木事務所 児湯農林振興局 県危機管理局
	県警察本部	高鍋警察署
	九州地方整備局	宮崎河川国道事務所
	J R九州鹿児島支社	高鍋駅
	九州電力株式会社	宮崎支社

利(使)用しようとするときは、次の事項を記載した書類又は口頭により申し込むものとする。

ア 専用通信施設利用申込要領

- (ア) 利(使)用しようとする理由
- (イ) 通信の内容
- (ウ) 発信者及び受信者

(2) 防災相互通信用無線電話の活用(466.775MHz)

災害の現地等において、防災関係機関が災害応急対策のため相互の連絡を行う場合は、防災相互通信用無線電話を利用する。

(3) アマチュア無線等の活用

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、アマチュア無線等の無線施設を活用し、有線通信の途絶時の代替えとして災害情報の収集や伝達に役立てる。

(4) 災害時における地上と自衛隊航空機との交信方法

- ア 地上から航空機に対する信号の種類
 - (ア) 旗による信号

旗色	事 態	事態の内容	希望事項	摘 要
赤旗	緊急事態発生	人命に関する非常事態(患者又は緊急に手当を要する負傷者)が発生している。	緊急着陸又は隊員の降下を乞う。	旗の規格は1辺1 mの正方形の布を用い上空から見やすい場所で旗面が航空機から判明しやすい角度で大きく振る。
黄旗	異常事態発生	食料又は飲料水の欠乏等異常が発生している。	役場又は警察官に連絡を乞う。できれば通信筒をつり上げてもらいたい。	
青旗	異常なし	別段の異常は発生していない。	特に連絡する事項はない。	

(イ) 身振り信号

信号の種類	意味	信号の種類	意味
	医療手当を要す		ここに着陸するな
	当方の受信機は作動している		ここに着陸せよ
	通信筒を使用せよ		器材的援助及び部品を要する
	然り (YES)		間もなく進行できるので出来れば待て
	否 (NO)		収容頼む 航空機は大破した
	万事OK 待つ必要なし		

イ 地上からの信号に対する航空機の回答要領

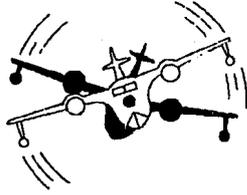
事項	信号
了解	翼を振る(ヘリコプターの場合は機体を左右交互に傾斜させる)
了解できず	蛇行飛行(機首を左右交互に向ける)

ウ 航空機から地上に対する信号要領

事項	信号	信号の内容
投下	急降下	物資又は通信筒を投下したい。
誘導	旋回等で捜索隊又は住民の注意を喚起したのち、誘導目的地点に向い直線飛行し、目的地上空で急降下をくり返す。	ある地点で異常を発見し、その地点まで地上の人員を誘導したい。
督促	連続旋回	地上からの信号等通信事項を求める。

エ 対空目視信号
航空機の応答信号
(ア) 昼間又は月夜

翼を降る



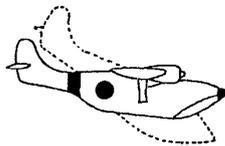
意味：連絡事項は了解した！

右旋回をする



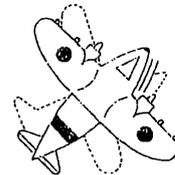
意味：信号は受けたが理解できない！

ピッチングをする



意味：然り（YES）！

ヨーイングする



意味：否（NO）！

(イ) 夜間

- a 発光信号（緑）による点滅「・ー・」の連続。

意味：連絡事項は了承した！

- b 発光信号（赤）による点滅の連続

意味：信号は受けたが理解できない！

オ 地上にヘリコプターの着陸を希望する際は、その希望地点を直径 10mのHを図示し、風向を吹流し、又はT字形（風向→┠）で明確に示す。

第4節 受援活動計画

第1款 基本方針

災害の規模によっては、町独自では応急活動等に支障をきたすことが予想されるため、平素から関係機関と十分に協議し、災害時には速やかに相互応援協定等に基づき、応援を要請し、応急活動を迅速、的確に実施するとともに、受け入れ体制の確保を図る。

また、町は、他市町村で災害が発生し、あるいは発生するおそれのある場合、人的、物的応援を迅速、的確に実施する。

なお、受援体制と受援対象業務等の細部を記述した「受援計画」は、別に定める。

第2款 縣市町村間等の受援要請

1 協定に基づく他市町村への応援派遣要請

(1) 宮崎縣市町村防災相互応援協定に基づく応援要請

町長（本部長）は、町に係る災害について適切な応急措置を実施する必要があると認めるときは、「宮崎縣市町村防災相互応援協定（平成8年8月29日）」に基づき応援要請を行う。

ア 応援要請項目

- (ア) 災害応急措置に必要な職員の派遣
- (イ) 食料品、飲料水及び生活必需品の提供
- (ウ) 避難及び収容施設並びに住宅の提供
- (エ) 医療及び防疫に必要な資機材並びに物資の提供
- (オ) 遺体の火葬のための施設の提供
- (カ) ごみ及びし尿の処理のための装備並びに施設の提供
- (キ) 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- (ク) ボランティア団体の受付及び活動調整
- (ケ) その他応援のために必要な事項

イ 応援要請の方法

応援を要請する場合は、応援を要請する市町村の連絡担当部課に、次の要請事項を明らかにして、口頭又は電話で要請し、後日以下の事項を記載した文書を送付する。

- (ア) 被害の概況
- (イ) 物資の品名、数量
- (ウ) 職員の職種、人員数
- (エ) 応援場所、応援場所への経路
- (オ) 応援の期間
- (カ) その他の必要な事項

(2) 西都児湯広域市町村災害時相互支援協定に基づく応援要請

町長（本部長）は、町に係る災害について、人的・物的な応援が必要と認めるとき、「西都児湯広域市町村災害時相互支援協定」（平成20年10月）に基づき、西都児湯広域市町村（高鍋町、西都市、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町）に応援要請を行う。

ア 応援要請の方法

西都児湯広域市町村に対し、次の事項を明示し口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

- (1) 被害及び被害が予想される状況
- (2) 応援要請項目の種類及び内容
- (3) 応援を希望する期間
- (4) その他必要事項

イ 応援部隊の指揮

町長は、要請した応援部隊を指揮する。

(3) 宮崎県消防相互応援協定に基づく応援要請

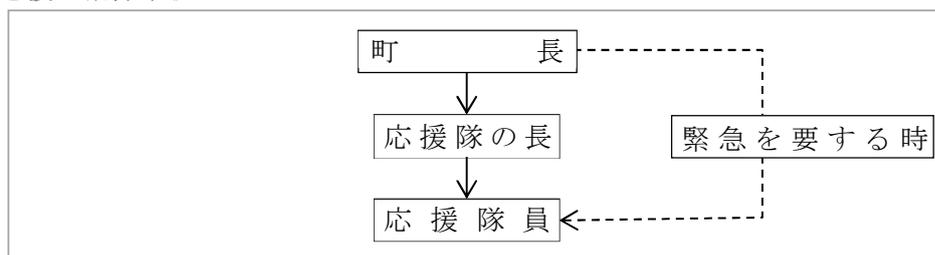
町長（本部長）は、町に係る災害について被害を最小限に抑えるため、火災・救急救助その他の災害に関して、適切な応急措置に対し応援が必要と認めるときは、「宮崎県消防相互応援協定（平成7年6月19日）」に基づき、県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む）に応援要請を行う。

ア 応援要請の方法

町長（本部長）は、指定市町村長又は消防本部等の長に対し、次の事項を明示し口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

- (1) 災害の状況
- (2) 応援を要請する人員及び機械器具等の種別及び数量
- (3) その他必要事項

イ 応援の指揮系統



ウ 報告

応援隊長は、次の事項を災対本部に報告を行うものとする。

- (1) 現場到着
- (2) 引き揚げ
- (3) その他必要事項

2 県に対する応援要請

(1) 県への応援要請又は職員派遣のあっせん

町長（本部長）は、町に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるとき、県に対し、次の事項を記載した文書をもって、応援又は応援のあっせんに要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

ア 応援要請時に記載する事項

- (ア) 災害の状況
- (イ) 応援（応急措置の実施）を要請する理由
- (ロ) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- (ハ) 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- (ニ) 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- (ホ) その他必要な事項

イ 職員派遣あっせん時に記載する事項

- (ア) 派遣のあっせんを求める理由
- (イ) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員
- (ロ) 派遣のあっせんを必要とする期間
- (ハ) その他職員の派遣について必要な事項

また、県知事より町に、他市町村への応援依頼があった場合は、その指示に従い、被害情報等に基づき、人的、物的支援を行う。

第3款 指定地方行政機関又は指定公共機関等への応援要請

町長（本部長）は、災害応急対策又は災害復旧のための応援の必要があると認めるときは、指定地方公共機関の長に対し職員の派遣を要請し、又は県知事に対し、指定地方行政機関並びに指定公共機関の職員の派遣についてあつせんを求め、災害対策の万全を期する。

また、町長（本部長）は、災害応急対策又は災害復旧のための応援の必要があると認めるときは、その他公共団体及び民間団体等に対し協力を要請する。

なお、応援要請に際しては、次の事項を明らかにする。

被要請団体	要請時の明記事項	協力活動内容
1 指定地方行政機関	1 応援を必要とする理由	1 被災者に対する炊出し作業
2 指定公共機関	2 作業の内容	2 被災者に対する救出作業
3 指定地方公共機関	3 従事場所	3 救助物資の輸送配給作業
4 その他公共的団体及び民間団体等	4 就労予定期間及び時間	4 清掃防疫援助作業
	5 必要機関、所要人員	5 被害状況の通報連絡作業
	6 集合場所	6 その他必要とする作業
	7 その他参考事項	

第4款 応援の受け入れに関する措置

1 連絡体制の確保

本節の定めるところにより、町は応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、他の市町村、都道府県、関係機関等に通報するほか、必要な情報交換を行う。

2 受け入れ体制の確保

(1) 連絡窓口の明確化

他の市町村、都道府県、関係機関等との連絡を速やかに行うための連絡窓口は、危機管理班とする。

(2) 受け入れ施設の整備

町長（本部長）は、国及び県、他市町村等からの人的、物的応援を速やかに受け入れるため、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係わる人員の宿泊場所のあつせん等、応援の受け入れ体制の整備に努める。

また、防災ボランティア等の人的応援については、町社会福祉協議会と連携して、受け入れ施設を定める。

第5款 他市町村に対する応援の実施

町は、他市町村において災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、自力による応急対策が困難であるため応援を要請された場合は、基本法並びに各種協定に基づき、他市町村に対し応援を実施する。

1 支援対策本部の設置

町は、他市町村において災害が発生した場合には、関係課から構成する支援対策本部を速やかに設置し、被災市町村への物資の供給や職員の派遣等の指示及び調整を行う。

2 被害情報の収集

支援対策本部は、応援を迅速かつ的確に行うため、被災市町村へ職員を派遣する等し、被害情報の収集を速やかに行う。

3 応援の実施

支援対策本部は、収集した被害情報等に基づき応援の決定を行い、被災市町村への職員の派遣、物資の供給等の応援を実施する。その際、職員は派遣先において援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる体制とする。

4 被災者受け入れ施設の提供等

支援対策本部は、被災市町村の被災者を一時的に受け入れするための公的住宅、医療機関並びに要配慮者等を受け入れるための社会福祉施設等の提供、若しくはあっせんを行う。

第6款 自衛隊災害派遣要請計画

1 基本方針

町は、災害時における自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、要請の手順、必要事項及び派遣部隊の活動等を明らかにし、応急対策に万全を期する。

2 災害派遣要請基準

(1) 災害派遣の要請の種類及び範囲

ア 派遣要請の種類

(ア) 災害が発生し、知事等が人命又は財産を保護するために必要があると認めた場合の知事等の要請に基づく部隊等の派遣

(イ) まさに災害が発生するおそれがある場合における知事等の要請に基づく部隊等の予防派遣

(ウ) 災害に際し、その事態に照らし、特に緊急を要し、知事等からの派遣要請を待つ暇がないと認められる場合の自衛隊の自主的判断に基づく部隊等の派遣

(2) 町長（本部長）は、次の基準により知事に対して自衛隊派遣要請の要求を行う。

《派遣要請の要求基準》

1 公共性

公共の秩序を維持するため人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要がある。

2 緊急性

さし迫った必要がある。

3 非代替性

自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がない。

(1) 天変地異その他災害に際して人命又は財産保護のため緊急に必要であり、かつ自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められるとき。

(2) 災害の発生が迫り予防措置が急を要する場合で、自衛隊の派遣以外に方法がないと認め

(3) 災害派遣要請の範囲

災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが通常次による。

ア 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握

イ 避難の援助

避難者の誘導、輸送等

ウ 遭難者の捜索、救助

行方不明者、負傷者等の捜索、救助（ただし、緊急を要しかつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する）

エ 水防活動

堤防護岸等の決壊部の修復

オ 消防活動

利用可能な消防車その他の防災用具による消防機関への協力

カ 道路又は水路の啓開

施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等

- キ 応急医療・救護及び防疫
被災者に対する応急医療及び防疫等（薬剤等は町で準備）
- ク 通信支援
通信機器を用いた情報の収集及び伝達
- ケ 人員及び物資の緊急輸送
緊急を要し他に適当な手段がない場合、緊急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合）
- コ 炊飯及び給水
被災者に対する炊飯及び給水の実施
- サ 救援物資の無償貸付又は譲与
「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づく、被災者に対する救援物資の無償貸付又は譲与
- シ 危険物の保安及び除去
能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
- ス 広報活動
航空機、車両等を用いた住民に対する広報活動
- セ その他
その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

3 自衛隊の自主派遣の判断基準

知事等からの要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待つ暇がないときは、自衛隊法第83条の規定により、自衛隊の指定部隊等の長は、要請を待つことなく次の判断基準に基づいて部隊等の派遣を行うことができる。

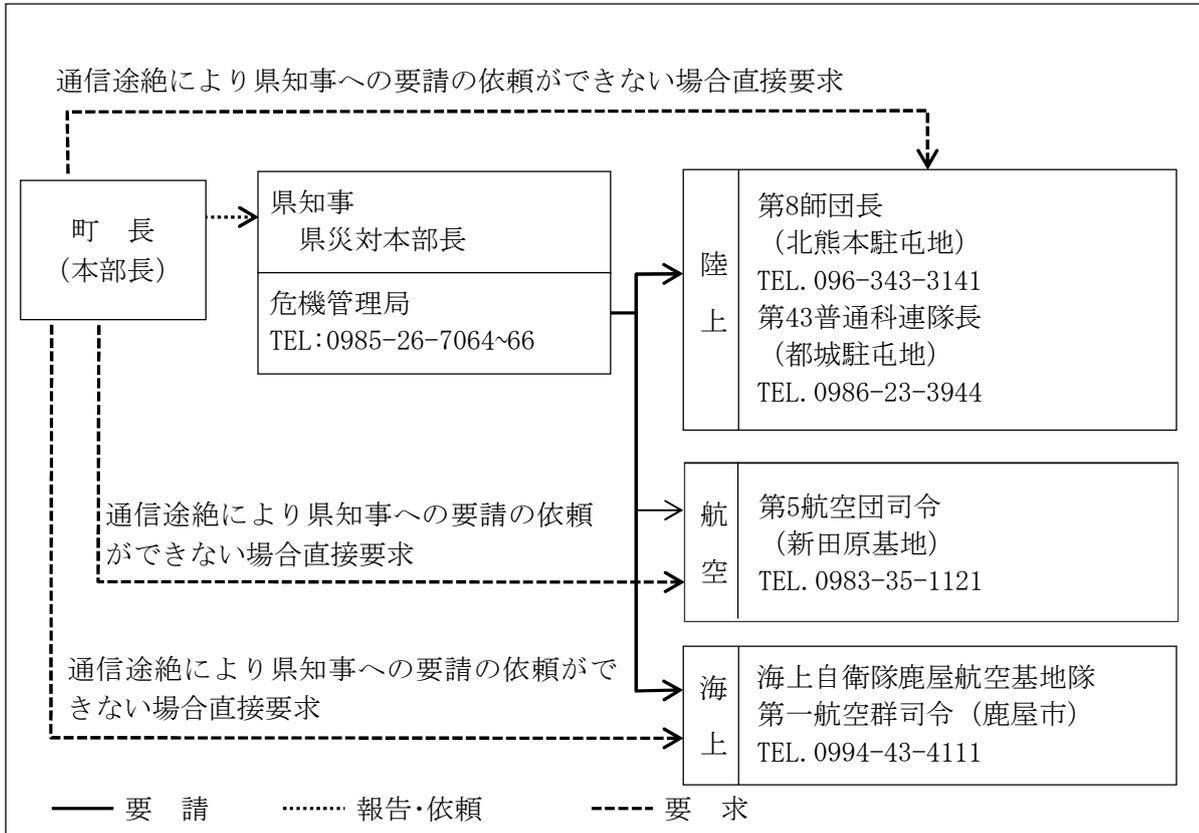
- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる次のような場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること
 - ア 災害に際し、通信の途絶等により、部隊等が知事等と連絡が不能である場合に町長（本部長）又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、直ちに救援の処置をとる必要があると認められる場合
 - イ 災害に際し、通信の途絶等により、部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の処置をとる必要があると認められる場合
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること
- (4) その他災害に際し、上記に準じ特に緊急を要し、知事等からの要請を待つ暇がないと認められること

4 派遣要請要領

- (1) 派遣要請
災害に際し、県知事及び町長（本部長）は、次の場合に自衛隊の部隊等の派遣について要請及び依頼を行う。
 - ア 町長（本部長）から派遣要請の要求を行い、県知事が必要と認めた場合
 - イ 防災関係機関から派遣要請の依頼があり、県知事が必要と認めた場合

- ウ 県知事が自らの判断で派遣の必要を認めた場合
 - エ 災害の発生が突発的でその救援が特に急を要し、又、通信の途絶により、県知事の要請を待つ暇がなく、町長（本部長）が自らの判断で必要を認めた場合の通知
- なお、災害派遣要請系統は、次のとおり。

《災害派遣要請系統》



(2) 災害派遣の依頼

町長（本部長）は、自衛隊の派遣要請の必要性を災害規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに、県知事に自衛隊（陸上自衛隊第43普通科連隊長等）派遣要請の依頼を行う。

なお、通信の途絶等により、県に対し自衛隊の派遣要請を要求することができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知し、事後、速やかにその旨を県知事に報告する。

(3) 派遣要請の方法

町長（本部長）は、県知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、災害派遣要請書に記載する以下の事項を明らかにし、電話又は口頭をもって県（危機管理局）に依頼する。なお、事後速やかに依頼文書を提出する。

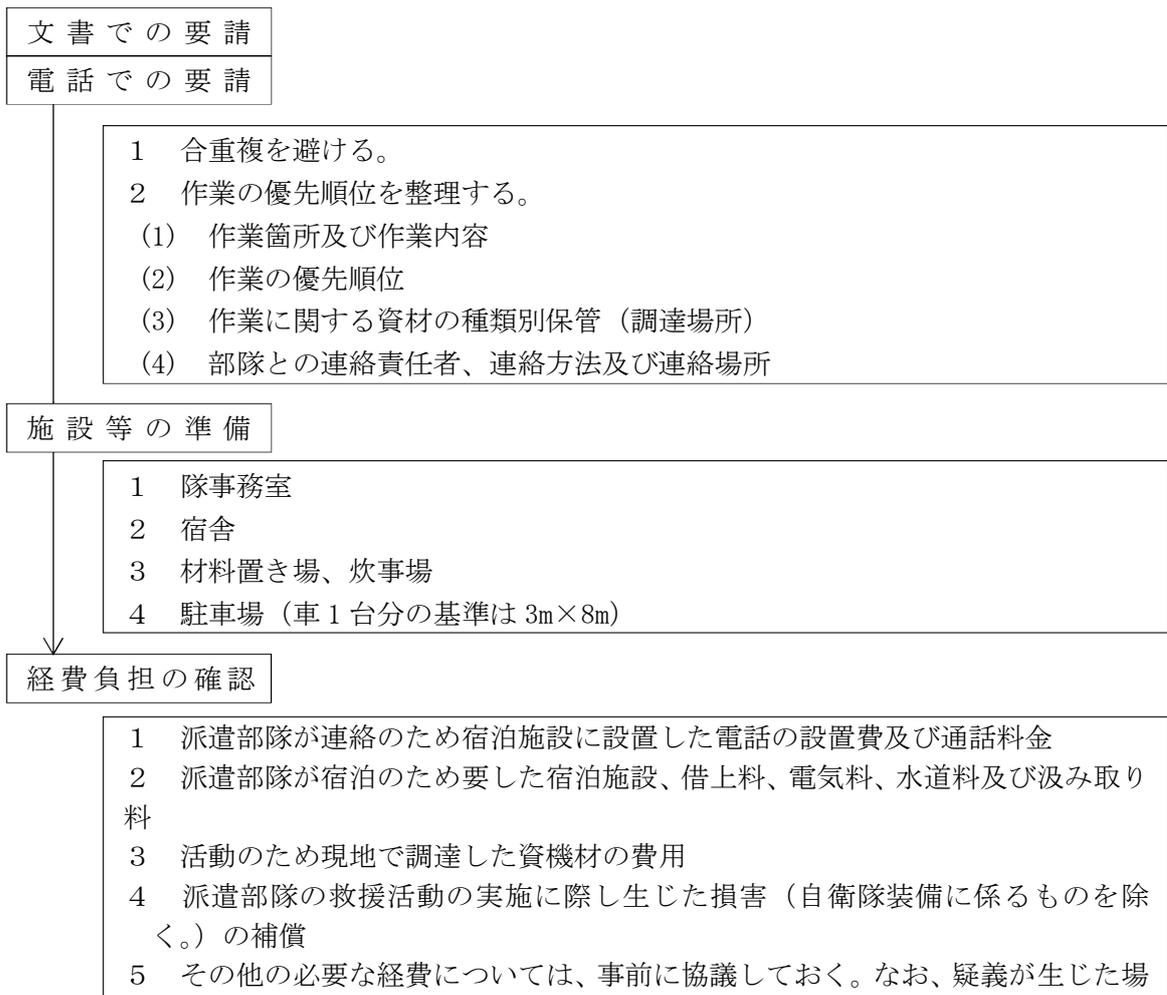
- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(4) 町における派遣部隊の受け入れ体制

災害派遣を依頼した際の派遣部隊の受け入れに際しては、次の事項に留意して、自衛隊の任務と権威を侵害することなく、派遣部隊の救援目的が十分に達成できるよう処置する。

- ア 速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備する。
- イ 連絡職員を指名し、自衛隊との連絡体制を確立する。

ウ 派遣部隊の宿泊施設及び駐車場(部隊の集結地)を選定し、指定する。



(5) 災害時臨時ヘリポート

ヘリコプターを使用する災害派遣要請を行った場合は、ヘリポート等の諸準備に万全を期す。
なお、本町における災害時の臨時ヘリポートは、「本編 第1章 第5節 防災施設、資機材等整備計画」による。

(6) 派遣部隊等の撤収要請

町長(本部長)は、災害の救援活動が終了し、又は他の機関をもって対処できる状況となり、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の撤収について派遣部隊の長と協議し、速やかに県知事に撤収要請を行う。撤収要請の依頼は、電話等をもって報告した後、速やかに文書をもって要請する。

第7款 他機関に対する受援要請

1 応援協定

町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、町が締結している応援協定は次表のとおりである。また、必要と判断される民間との応援協定の締結に努める。

《町が締結している協定》

区分	協定	締結者	締結日
国・他の地方公共機関との相互応援	高鍋町における大規模な災害時の応援に関する協定書	国土交通省九州地方整備局	H23. 8. 22
	宮崎県市町村防災相互応援協定	県内 44 市町村	H8. 8. 29
	西都児湯広域市町村における災害時相互支援に関する協定書	西都市長 他 6 市町村	H20. 10. 6
	宮崎県水道事業者災害時相互応援に関する覚書	県内 44 市町村・一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団	H10. 7. 24
	姉妹都市災害時相互応援協定	米沢市	H8. 2. 10
消火に関するもの	宮崎県消防相互応援協定	県内 44 市町村、3 消防組合等	H7. 6. 19
	宮崎県消防相互応援協定の一部を変更する協定書	県内 31 市町村・東児湯消防組合・西諸広域行政事務組合	H18. 7. 20
郵便局	災害発生時における高鍋町と高鍋町関係郵便局の協力に関する協定書	高鍋町関係郵便局（高鍋郵便局、高鍋駅前郵便局、宮崎中央郵便局）	H28. 8. 17
ライフライン 応急復旧	災害時の水道施設等の応急対策業務に関する協定	高鍋町水道事業 指定給水装置工事事業者	H21. 6. 2
	災害時における相互応援に関する協定書	一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団	H22. 4. 1
	災害時における水道の応急復旧に関する協定書	児湯管工事協同組合	H18. 8. 23
	宮崎県中部地区水道企業協議会災害時相互応援に関する協定	西都市長（水道事業者） 他 9 事業者	H25. 2. 22
	災害時におけるLPガス供給活動等に関する協定書	（社）宮崎県エルピーガス協会児湯支部	H21. 11. 16
	災害時の電気設備応急対策に関する協定書	東児湯電気工事業協同組合 高鍋支部	H25. 7. 2
	災害時における特設公衆電話の設置・利用に関する協定書	西日本電信電話（株） 宮崎支店	H26. 9. 26
	高鍋町・日本下水道事業団災害支援協定	日本下水道事業団	H28. 1. 27
災害時における車両の移動等の協力に関する協定	宮崎県レッカー事業協力会 宮崎県央高鍋支部	H31. 4. 15	

物資調達・供給	災害時における救援物資提供に関する協定書	南九州コカ・コーラボトリング（株）	H17.9.2
	緊急時対応型飲料水自動販売機・通常自動販売機の設置に関する協定	南九州ペプシコーラ販売（株）	H19.4.16
	災害時における救援物資提供に関する協定書	宮崎県農協果汁（株）	H20.7.19
	災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人コメリ災害対策センター	H21.12.4
	災害時における炊き出し等に関する協定	高鍋町地場産業振興会 移動販売部会	H28.7.4
	災害時における物資供給に関する協定	（株）ナフコ	H29.11.30
	災害時における地域内輸送拠点の提供等に関する協定書	（株）デイリーマーム ママンマルシェ TAKANABE	R2.2.6
避難収容	津波等緊急避難における高速道路区域の一時使用に関する協定書	西日本高速道路（株） 九州支社	H25.5.10
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人 晴陽会 うからの里 高鍋事業所	H25.12.5
	津波災害又は水害時における指定緊急避難場所等としての使用にする協定書	（株）デイリーマーム ママンマルシェ TAKANABE	R2.2.6
	災害発生時における指定避難所の設置運営に関する協定書	南薩食鳥（株） 宮崎工場	R2.2.6
	災害時における避難所等施設利用に関する協定書	高鍋信用金庫	R3.7.19
その他 支援協力活動	災害時等における支援協力活動に関する協定書	（株）安藤商事	R2.12.18

2 応援の要請

町は必要があるときは、表に掲げる応援協定に従い、応援を要請するものとする。災害応急対策をより迅速・的確に実施するためには、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、町は、各関係機関と相互応援の協定を締結する等、平素から応援体制を整備しておく。

第5節 救出救助計画

第1款 基本方針

町、消防機関及び警察は、相互の協力体制を確立し、迅速かつ的確に救出救助活動を実施する。

第2款 救出救助対策

1 実施方法

(1) 対象者

災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者

(2) 期間

救助法の適用を受けている場合は、災害発生の日から3日以内。ただし、特別の事情がある場合は、厚生労働大臣の承認（特別基準の設定）を得て延長することができる。

(3) 救出部隊の編成

被災者の救出は、消防機関等の協力を得て救出活動を行う。また、町のみでは救出作業が困難な場合は、県に関係諸機関の派遣要請を行い、救助にあたる。

2 住民及び自主防災組織等の役割

住民及び自主防災組織等は、自発的に被災者の救出救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するように努める。

3 救出部隊の受け入れ方法についての検討

(1) 交通ルートの検討

町は、派遣要請が必要と判断した場合、被害情報に基づき把握された交通情報から、救出部隊の受け入れルートを検討する。

(2) 救出部隊の集結場所及び活動拠点の設置

町は、救出部隊の現地での集結場所及び活動拠点について、災害状況に応じて定める。

4 救助の実施記録

町は、県知事の委任に基づき救助法の規定による被災者の救助を実施した場合は、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

なお、必要な帳簿等は、「本章 第19節 救助法適用計画 第4款 救助の実施」による。

第6節 消防計画

第1款 基本方針

消防組織法第9条の規定により設置された消防機関（東児湯消防本部・消防署及び消防団）は、災害発生時における出火防止、初期消火及び延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、消防活動体制、消防相互応援体制等の整備充実を図る。

第2款 消防活動の体制

1 消防機関

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における、消防機関の組織運用及びその他活動体制等について定めた消防計画に基づき活動する。

また、消防組織法第21条の規定に基づき、消防に関し相互に応援するよう努めるとともに、相互応援について協定を締結し消防体制の確立を図る。現在締結中の消防に関する協定は、次表のとおり。

《消防に関する協定》

	締結協定名	締結の相手方	締結年
1	宮崎県消防相互応援協定	県内 44 市町村 3 消防組合等	平成 7 年
	宮崎県消防相互応援協定の一部を変更する協定書	県内 31 市町村※ 2 消防組合等※	平成 18 年
2	宮崎県市町村防災相互応援協定	県内 44 市町村	平成 8 年

※合併による市町村及び組合数の減少

2 住民及び自主防災組織等の役割

発災後、初期段階において、住民及び自主防災組織等は、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関の実施する消防活動に協力するよう努める。

第3款 消防活動の実施

1 消防活動計画

(1) 初期消火活動

火災被害を軽減するため、住民、事業者及び自主防災組織等は、災害発生直後の初期消火活動に努める。また、各防災関係機関は、災害発生直後あらゆる方法により、住民等に初期消火活動について呼びかける。

(2) 火災防御

ア 災害発生後は巡回等により火災を早期発見し、初期消火に努めるとともに、火災の拡大を防止する。

イ 災害時における同時多発の火災に対処し、効率的な消防組織の運用を図るため、消火活動の重点地域を定める。

ウ 道路、地形及び水利等を考慮して、延焼阻止線を設定し火災の拡大を防止する。

(3) 河川、池及び水路等の利用

災害時には、水道給水のストップによって消火栓が使用できなくなることが予想されるため、河川、池及び水路等の自然水利あるいはプール等の効果的な利用を図る。

(4) 応援活動

町長は、他の市町村消防機関の応援要請を行うときは、次の事項を明らかにし、他の市町村長又は消防長に要請する。（後日文書提出）

ア 火災の状況及び応援要請理由

イ 応援消防機関の派遣を必要とする期間（予定）

- ウ 応援要請を行う消防機関の種別人員
- エ 町への進入経路及び集結（待機）場所

2 災害時の消防団の規模

(1) 小災害の場合

団長の判断により、関係地域の消防団及び機材をもってあたり、その規模により周辺の部を招集する。

(2) 大災害の場合

1部又は数部の人員及び機材では対応困難な場合は、全団員を招集し対応にあたる。なお、消防力の不足又はその災害が他市町村に及ぶおそれがある場合は、協定に定めるところにより応援出動を要請する。

第4款 林野火災応急対策

1 林野火災の通報

町及び関係機関は、林野火災の特殊性に鑑み、迅速かつ組織的に対処し、住家被害及び森林資源の焼失等の軽減を図る。

(1) 町及び東児湯消防本部の措置

ア 町及び東児湯消防本部は、火災を発見した者から通報を受けた場合は、予め定める出動体制をとるとともに、周辺市町村及び警察署等の関係機関に通報を行う。

イ 町及び東児湯消防本部は、地区住民等に対して周知を図る。

ウ 町及び東児湯消防本部は、火災の規模等が次の通報基準に該当するとき、又は必要と認めるときは、県（危機管理局）に即報を行う。

《通報基準》

- | |
|---|
| 1 火災の状況、気象状況及び火災現場の地形等から判断して覚知から1時間以内に鎮圧できないか、又は鎮圧することができないと予想される場合 |
| 2 火災の状況、気象状況及び火災現場の地形等から判断して空中消火を必要とすることが予想される場合 |
| 3 林野火災によって人的被害が発生するか、又はその危険が予想される場合 |
| 4 近くに火薬工場や火薬の保管倉庫あるいは危険物施設等が存在し、二次災害の危険性が予想される場合 |
| 5 次の国の即報基準に該当するか、又は該当するおそれがある場合 |
| (1) 次のような人的被害が生じた場合 |
| ア 死者が3人以上生じたもの |
| イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの |
| ウ 県に自衛隊に災害派遣の要請を要求したもの |
| (2) 焼損面積10ha以上と推定されるもの |
| (2) 空中消火を要請又は実施したもの |
| (3) 住家等へ延焼するおそれがあるもの |

2 消火活動体制

(1) 現場指揮本部の設置

消火活動にあたって、町は現場指揮本部を設置し、関係機関と連携協力して防御に当たるとともに、状況把握を的確に行い、隣接市町村等への応援出動要請の準備を行う。

(2) 消火体制の確立

町は、林野火災を覚知した場合は、火煙の大きさ・規模等を把握し、迅速に消火体制を整え

る。林野火災は、強風下で異常乾燥が続く気象条件下で多く発生する。このため、宮崎県消防相互応援協定に基づく広域応援を要請する等、火勢に対応できる消火体制を迅速に確立する。

(3) 消火活動における安全管理

林野火災の消火活動においては、過去の事例等から人身事故の危険性が高い。そのため、町の現場指揮者及び関係者は、細心の注意を払い事故防止に努める。

(4) 残火処理と跡地対策

林野火災は焼失面積が比較的広く、火災後の全体の詳細な点検は困難であるが、残り火により再出火する危険性が高いことから、残火処理には万全を期す。

さらに、林野火災の跡地は、強風による灰や土煙りが発生し風下に公害を引き起こす可能性や、草木喪失による保水性の低下で土石流等の土砂災害が発生する可能性がある。そのため、町は植生がある程度回復するまで巡視を行い、異常を発見した場合には対策を講ずる。

3 地上消火

町は、火災の規模や気象条件、植生の状況、地形、水利方法等現場の状況に応じて、迅速かつ有効な手段、防御方法等を検討し、消火活動を行う。

消火活動等については、次による。

(1) 防御方法

- ア 注水
- イ 叩き消し
- ウ 土掛け
- エ 防火線
- オ 迎え火

(2) 消火の進入、展開方法

- ア 延焼方向の側面からの進入
- イ 焼け跡からの進入
- ウ 等高線からの進入
- エ 谷川からの進入
- オ 山の反対側からの進入

4 空中消火

地上隊による消火が困難と判断されるときは、県(危機管理局)への通報を行うとともに、次により空中消火体制の準備を行う。

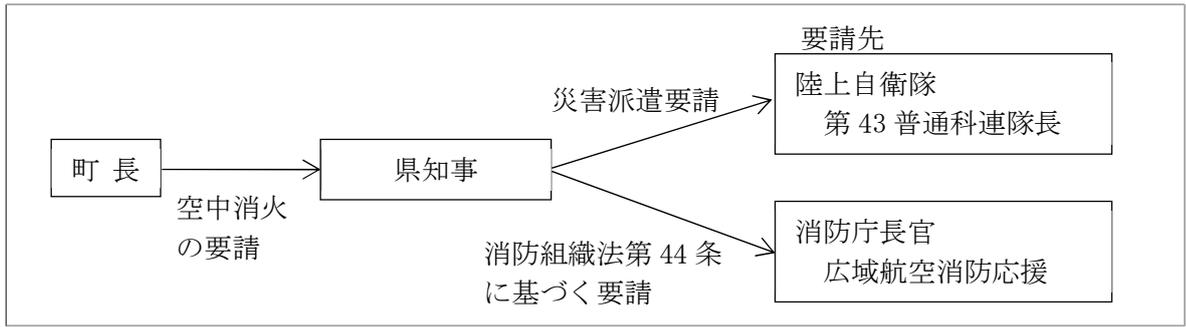
(1) 空中消火の要請

ア 空中消火の要請基準

- (ア) 地形等の状況により、地上の防御活動が困難な場合
- (イ) 火災規模に対して、地上の防御能力が不足又は不足すると判断される場合
- (ウ) 人命の危険、人家等への延焼の危険その他重大な事態を避けるため必要と認められる場合
- (エ) 火災の状況から判断して、初期消火時点での空中消火が延焼防止のために極めて有効であると認められる場合

イ 空中消火の要請手続

空中消火の要請は次の系統により行う。



町長から県(危機管理局)に対する電話等による依頼は、町長自身か、町長の意思を直接伝達し得る立場の者(副町長、又は消防長)とする。

なお、空中消火の要請にあたっては、次の事項を明確にする。

- (ア) 空中消火基地の設置場所、その周辺の状況及び目標物
- (イ) 空中消火要請市町村の連絡場所及び連絡者
- (ウ) 資機材等の空輸の必要の有無
- (エ) 空中消火用資機材等の整備状況
- (オ) その他空中消火を実施するに当たり、参考となるべき事項

(2) 空中消火の準備

ア 空中消火基地の確保

空中消火基地は、火災現場に近く、資機材輸送のための大型車両等の進入が容易で、連続した空中消火に対応できる十分な水利を有している平坦な場所を選定する。

町は、空中消火の実施が決定された時点で、県(危機管理局)及びヘリコプター運用機関と協議の上、所要の措置をとる。

イ 火災現場付近の状況把握

空中消火を効果的かつ安全に実施するため、気象状況(天候、風向、風速)を常に把握する。また、ヘリコプターの飛行地域の障害物を把握する。

ウ 輸送手段等の確保

町は、資機材等を空中消火基地に運ぶため、輸送ルート、輸送手段を確立しておく。

エ 地上活動要員の確保

空中消火を実施するには、消火薬剤の混合、水のうへの散布液の注入等多数の人手を要するため、町は地上防衛活動要員とは別に、空中消火支援のための要員(消防団員等)を確保する。

なお、薬剤の混合については、念のため混合の知識を有する専門業者を立ち合わせるものとする。

5 空中消火の報告

町は、空中消火を実施する(実施した)場合、速やかに県(危機管理局)に次の事項について報告する。県はその報告を受け、消防庁防災課に報告する。

- (1) 発生場所
- (2) 発生時間及び覚知時間
- (3) 空中消火を要請した時刻
- (4) 現場の状況
- (5) 消防吏員及び消防団員の出場状況

- (6) その他必要な事項
- 6 空中消火の実施に伴う経費の分担
 - 次の経費は町の分担とする。
 - なお、2以上の市町村にわたる場合は、関係市町村が協議して負担割合を定める。
 - (1) 県の保有する資機材の使用に係る次の経費
 - ア 資機材の引き渡し及び返納に要する費用
 - イ 使用期間中における資機材の維持管理及び補修に関する費用
 - ウ き損又は消費した資機材の購入補填に要する費用
 - エ 資機材の使用により人身又は物件に対し損害を与えた場合、その補償に要する費用
 - (2) 自衛隊の派遣部隊にかかる費用
 - 次のもの以外に必要な経費については、事前に協議しておく。
 - ア 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置及び通話料金
 - イ 派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設借上料、光熱水料、入浴料
 - ウ 活動のため現地で調達した資機材の費用

第7節 医療救護計画

第1款 基本方針

町は、関係機関と密接な連携を図りながら、災害の状況に応じ適切な医療（助産を含む）救護を行う。

第2款 情報収集・連絡体制

- 1 町は、救急医療機関及び日本赤十字社等との連携により、医療活動に必要な情報の収集を行い、発災時の的確な医療救護活動の実施を図る。
- 2 福祉班は、医師会、日本赤十字社宮崎県支部及び災害拠点病院等と連携し、次の項目について情報収集を行う。また、報道機関等を活用し、情報の収集と地域住民及び人工透析等特定の医療を必要とする者等への情報提供を行う。
 - (1) 傷病者の発生状況
 - (2) 医療機関の被災状況及び稼働状況（医療従事者の確保状況を含む）
 - (3) 医薬品、人員等の状況
 - (4) 電気、水道の被害状況、交通確保の状況等、その他医療救護に必要な情報

第3款 医療体制

- 1 医療体制
 - (1) 医療救護班の設置
 - 福祉班は、医師会及び医療関係機関と協議調整を行い、医療救護班を編成するとともに、日赤地区長・分区長、児湯医師会、西都市・西児湯医師会及び各医療機関の協力を得て、医療救護活動を実施する。
 - なお、医療救護班の編成基準は次のとおり。

《医療救護班の編成基準》

医師	1～2名
保健師、助産師又は看護師（准看護師を含む）	2～3名
薬剤師	1名
事務担当者	1名
運転手	1名

(2) 応援要請

町長（本部長）は、災害の通報連絡を受けたときは、直ちにその規模、内容等を検討するとともに、応援要請が必要と認めるときは、日赤地区長・分区長、児湯医師会長及び西都市・西児湯医師会長へ県医療救護班の出動を要請する

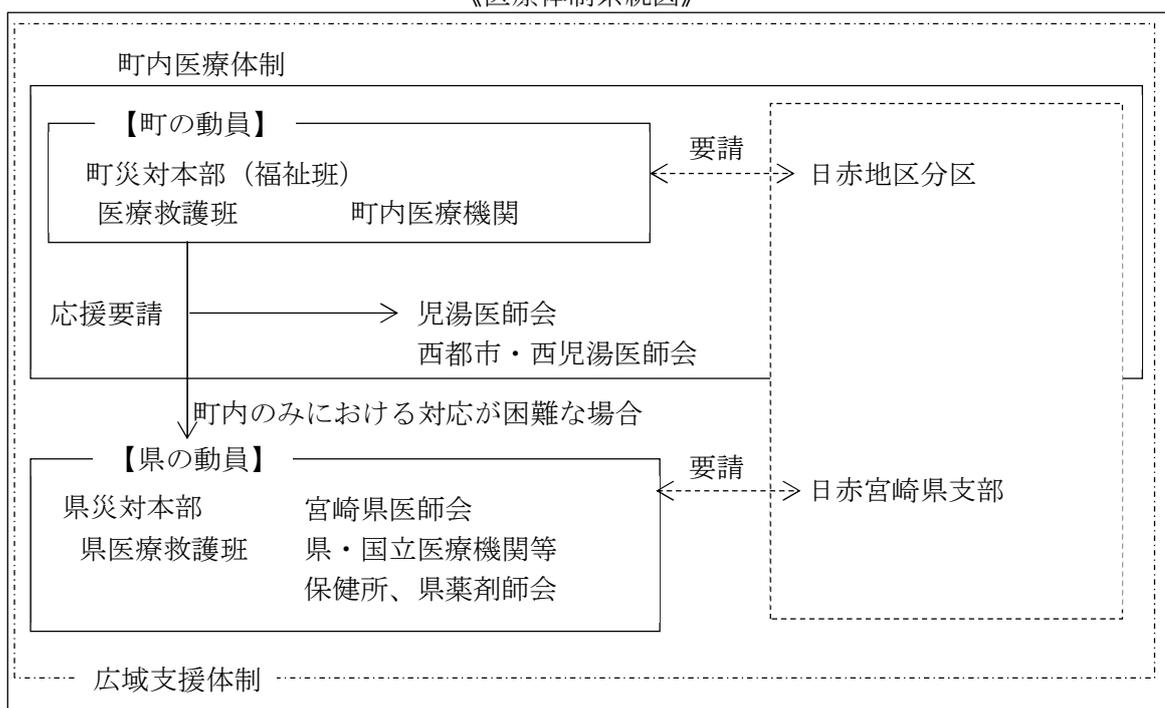
また、必要に応じて、広域医療活動等（以下「広域支援」という。）を実施するため、県及び日赤宮崎県支部に対して医療班の派遣を要請する。

なお、各機関団体における救急医療対策の連絡の窓口及び医療体制系統図は次表のとおり。

《救急医療対策の連絡の窓口》

機関名	連絡の窓口	電話番号	所在地
県危機管理局	危機管理課 消防保安課	(0985)26-7064 (0985)26-7065	宮崎市橘通東2丁目10-1
県福祉保健課	企画調整係 医務係	(0985)26-7074 (0985)26-7055	宮崎市橘通東2丁目10-1
児湯農林振興局	総務課	(0983)22-1362	高鍋町大字北高鍋3870-1
高鍋保健所	総務企画課	(0983)22-1330	高鍋町大字蚊口浦5120番地1
西都市・西児湯 医師会	事務局	(0983)43-1687	西都市大字妻1536
児湯医師会	事務局	(0983)22-1641	高鍋町大字北高鍋160-1
陸上自衛隊 第43普通科連隊	第3科	(0986)23-3944	都城市久保原町1街区12
警察本部	警備第二課	(0985)31-0110	宮崎市旭1丁目8-28
日本赤十字社 宮崎県支部	事業課	(0985)22-4045	宮崎市別府町3-1
宮崎県薬剤師会	事務局	(0985)26-7755	宮崎市丸島町2-5

《医療体制系統図》



(3) 民間の協力

救急医療活動においては、通報連絡、傷病者の移送等について、現場付近における住民の協力を求める。

2 救護所の設置

災害時における医療救護班の活動が迅速かつ円滑に行われるよう、日赤地区長・分区長、児湯医師会長及び西都市・西児湯医師会長等と協議して、救護所を設ける。

傷病者の収容には、臨時に救護所を仮設し、あるいは学校、公民館等の収容可能な施設の確保を図る。救護所設置候補地としては次のような場所を選定する。

- (1) 被災者の避難収容所
- (2) 被災地の中心地
- (3) 被災地周辺の医療施設
- (4) その他適当と思われる地点

なお、重症患者等で医療救護班による医療が困難な場合は、町内医療機関に収容する。よって、町内医療機関は、災害時における入院患者等の安全確保を図るとともに、被災傷病者の応急処置を含む外来治療及び搬送される重症患者等の入院を含む受け入れを行う。また、重症患者を町外に後方搬送する必要がある場合には、県等に対し受入施設の確保と必要に応じヘリコプターの派遣を要請する。

3 医療救護活動

(1) 医療救護活動の実施

町は、災害の状況に応じ、適切な医療を行うため、医療救護班の編成により次のような救護活動を行う。医療救護班は、町長又は委任を受けた児湯医師会、西都市・西児湯医師会等が設置する救護所（避難所、災害現場及び被災地周辺医療施設等に設置）において医療救護活動を実施する。

- ア 重傷度の判定（トリアージ）
- イ 医療救護
- ウ 助産救護

- エ 死亡確認
- オ 死体検案

(2) トリアージ

医療救護班の医師は、傷病者等を次の4段階のトリアージの категорияに区分し、それぞれの救命措置、応急措置、受け入れ施設の選定・搬送を行う。

なお、トリアージの実施に際しては、宮崎県のトリアージ・タグを使用する。

《トリアージの категория》

順位	区分	識別	傷病等の状況
第1順位	最優先治療群 (重症)	赤 (I)	生命を救うため、直ちに処置を必要とする者。窒息、多量の出血、ショックの危険のある者
第2順位	待機的治療群 (中等症)	黄 (II)	1 多少治療の時間が遅れても生命には危険がない者 2 基本的にはバイタルサインが安定している者
第3順位	保留群 (軽症)	緑 (III)	上記以外の軽易な傷病で、ほとんど専門医の治療を必要としない者
第4順位	不処置群 (死亡)	黒 (0)	既に死亡している者、又は明らかに即死状態であり、心肺蘇生を施しても蘇生可能性のない者

※「宮崎県災害医療活動マニュアルⅢ医療救護の実施」より

(3) 医療機関の措置

医療機関の管理者は、速やかに既入院患者の避難誘導、移送を行う。

また、入院施設のある医療機関の管理者は、既入院患者で退院を希望するものについては許可するほか、既入院患者を特定の場所に集め、空いた空間に簡易ベッド等を活用して臨時のスペースを確保するよう努める。

(4) 医療機関等の指示

医師は、福祉班と協力して負傷者に対し、負傷の程度に応じた適切な医療機関での対応を指示する。また、自力で来院できない者については、定められた医療機関への搬送を行う。

なお、災害拠点病院は、次表のとおり。

《災害拠点病院》

種別	二次医療圏名	医療機関名
基幹災害拠点病院	全医療圏	県立宮崎病院 (DMAT・救命対応) 宮崎大学医学部附属病院 (DMAT・救命対応)
地域災害拠点病院	西都児湯	西都児湯医療センター

(5) 精神医療

災害時における精神障害者に対する保健・医療サービスの確保とPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対する対応への協力を行う。

(6) 難病患者への対応

透析患者や控減症候群（クラッシュ症候群）患者等の難病患者への対応は、特殊な医療を必要とするため、後方医療施設への相談、移送等適切な措置を講ずる。

(7) 健康対策

災害時における健康や栄養に関する相談や指導等についての対策への協力を行う。

- ア 保健師による巡回健康相談、訪問指導及び健康教育等の実施
- イ 栄養士による巡回栄養相談、栄養健康教育等の実施

4 助産

助産は原則として産科医を構成員とする医療救護班があたる。ただし、出産は緊急を要する場合が多いので、助産師によって行うことも差し支えない。

5 医療、助産に必要な医薬品等の調達

(1) 医療救護班の装備

医療救護班の携行する医療用資機材、医薬品等の装備は、各編成機関所有の資機材を用いる。調達不能又は不足する場合は、県及び周辺市町村等の関係機関の協力を得て補給する。

(2) 医薬品等の調達

医療、助産に必要な医薬品及び衛生材料の調達は、町内業者にて確保し、困難な場合は県へ要請する。

6 広域的医療救護活動の検討

局地的に30名以上の負傷者が発生した場合、又は発生が見込まれる場合において、医師・医薬品等の不足により医療救護活動が円滑に実施できないおそれがあるとき、町は県、若しくは消防本部を通じて災害派遣医療チーム（宮崎県DMAT）の派遣を要請する。

7 費用の範囲と負担区分

(1) 費用の範囲

出動した医師等に対する旅費、医療材料等の消耗品費その他医療活動に伴う所要経費とする。

(2) 費用の負担区分

ア 災害発生の原因者が明らかな場合は、災害発生の責任を負う施設管理者等企業体が負担する。

イ 災害発生の責任所在が不明な場合は、救助法の適用が無い場合には第一次的責任を有する町が負担する。

ウ 前各号について救助法の適用がなされた場合は、同法の定めるところにより、その費用は県が支弁し、国が負担する。

(3) 費用の額

医師等に対する謝金、手当は、救助法施行細則に規定する例によるものとし、その他の経費については実際に要した額とする。

8 補償

出動した医師等が活動中に不慮の死傷を負った場合の補償は、基本法、救助法の規程及びこれらに準じてそれぞれ事故発生の責任者が負担する。

第4款 搬送体制の確保

災害時の搬送体制には、傷病者の搬送、医療救護スタッフの搬送及び医薬品等の医療用物資の輸送の3分野が考えられる。

災害現場における医療関係者は、関係機関との連絡を密にし、迅速かつ的確な搬送体制を確保する。

1 傷病者の搬送

傷病者の搬送は消防機関の救急車で対応するが、消防機関のみでは十分な対応ができない場合は、病院所有の救急車、自家用車等の活用を図る。

また、道路の被害や被災者の避難等で陸路が混乱した場合には、ヘリコプターの活用が有効と考えられるので、救急車による搬送業務との円滑な連携を考慮しながら、県及び町が自衛隊等関係機関と連携を図る。

なお、傷病者の搬送に当たっては、搬送中における医療の確保に十分配慮する。

2 医療救護スタッフの搬送

医療救護スタッフの搬送は、各医療スタッフが所属している医療機関の搬送車で対応し、災害発生直後等の緊急を要する時期においてはヘリコプターの活用が有効と考えられるので、自衛隊等関係機関と連携を図る。

3 医薬品等の医療物資の輸送

医薬品等の医療物資の輸送は、医療物資の供給元が車両により行い、道路の被害や被災者の避難等で陸路が混乱した場合には、船舶、ヘリコプターの活用が有効と考えられるので、自衛隊等関係機関と連携を図る。

第5款 救助法に基づく措置

1 医療・助産の対象者

(1) 医療

- ア 災害のため医療の手段を失った者
- イ 応急的に医療を施す必要のある者

(2) 助産

災害発生日以前又は以後7日以内に分娩した者で、助産の手段を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者を含む。）

2 医療・助産の範囲

(1) 医療

- ア 診療
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療及び施術
- エ 看護

(2) 助産

- ア 分娩の介助
- イ 分娩前後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

3 医療・助産の実施方法

(1) 医療

- ア 原則として医療救護班が実施する。
- イ 重傷患者等で医療救護班では人的、物的設備、薬品又は衛生材料等の不足のため医療を実施できないときは、病院又は診療所に移送し治療することができる。

(2) 助産

- ア 医療救護班によって実施するが、急を要するときは助産師による助産を実施する。
- イ 上記の方法では難しい場合は医療機関に要請する。

第6款 重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策

1 災害時の迅速な通報

- (1) 施設管理者等の災害発生責任者、又は災害の発見者は、直ちにその旨を町長又は警察官及び消防機関若しくは海上保安官に通報する。
- (2) 通報を受けた警察官及び消防機関若しくは海上保安官は、その旨を速やかに町長に通報する。

- (3) 通報を受けた町長は、その旨を県地方支部長（児湯農林振興局長）、児湯医師会及び西都市・西児湯医師会へ通報連絡する。
 - (4) 通報連絡を受けた県地方支部長（児湯農林振興局長）は、その旨を県保健所長及び知事（危機管理局）へ報告し、県知事（危機管理局及び福祉保健部）は、自衛隊、DMAT指定医療機関、日赤宮崎県支部及び宮崎県医師会等へ連絡する。
 - (5) 通報連絡を受けた宮崎県医師会、児湯医師会及び西都市・西児湯医師会は、速やかに関係医療施設に連絡する。
 - (6) 通報を受けた海上保安官は、運輸局及び関係漁業協同組合へ通報連絡する。
 - (7) 通報の内容は次のとおりとする。
 - ア 事故等発生（発見）の日時
 - イ 事故等発生（発見）の場所
 - ウ 事故等発生（発見）の状況
 - エ その他参考事項
- 2 対策本部の設置
- 町長は、町域で災害が発生した場合は、直ちに対策本部を設け、県、医師会、日赤宮崎県支部等の医療救護の実施に関し、必要な連絡調整を図る。
- 県において災害対策現地合同調整本部が設置された場合は、現地合同調整本部において、総合調整を行う。
- 3 救急医療の範囲
- 傷病発生と同時に現場で行うファースト・エイド、初期診療及び傷病者の症状に応じて行う本格的な救急医療とする。
- なお、現場において死に至った場合の死体の検案、洗浄及び縫合等の措置を含む。
- 4 救急医療体制
- (1) 活動体制
- 町は、災害時における救急医療が迅速、的確に実施されるよう、関係機関との相互の連絡、協力に万全を期し、活動体制の確立を図る。
- ア 現地における応急医療施設の設置並びに管理
 - イ 傷病者の救出、搬送及び災害現場の警戒並びに各機関における搬送の調整
 - ウ 日赤地区・分区長に対する出動要請
 - エ 児湯医師会及び西都市・西児湯医師会に対する出動要請
- (2) 医師等医療関係者の出動
- 町長は、事故の通報連絡を受けたときは、直ちにその規模、内容等を検討し、日赤地区長、分区長、児湯医師会長及び西都市・西児湯医師会長へ医療救護班の出動を要請するとともに医療救護班を派遣する。
- 要請を受けた日赤地区長、分区長、児湯医師会長及び西都市・西児湯医師会長と緊密な連絡のもと医療救護班の出動について十分な調整を行う。
- 特に、現地におけるDMAT若しくは医療救護班と既存の医療施設との関連を考慮して行う。
- 5 傷病者の搬送
- 災害現場における医療関係者は、医療施設との連絡を密にし、搬送中における医療の確保についても十分に配慮する。
- なお、搬送に必要な車両等の確保については、町長が地域防災計画に基づいて行う。
- 6 傷病者の収容
- 傷病者の収容については、既設の医療施設のほか必要がある場合は、町長及び企業体等の責任者

は臨時に医療施設を仮設し、あるいは学校、公民館等収容可能な施設の確保を図る。

この場合に収容された傷病者に対する看護体制については、西都市・西児湯医師会長及び児湯医師会長において十分配慮する。

第8節 緊急輸送計画

第1款 基本方針

災害時における緊急輸送は、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援及び救護活動にとって極めて重要である。

このため、町及び関係機関は、迅速に陸上・海上・航空輸送路を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両、船舶及びヘリコプター等を調達する等、輸送体制に万全を期する。

町及び関係機関は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、被災者の避難及び災害応急対策に必要な人員、物資等を迅速かつ確実に輸送する緊急通行車両の運用等を予め定めておき、緊急輸送等の対策を充実する。

第2款 輸送対象の想定

1 災害発生後の各段階において優先されるもの

(1) 第1段階（災害発生直後の初動期）

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害要員、情報通信、電力、ガス、水道施設及び保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ 医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧及び交通規制等に必要な人員並びに物資

(2) 第2段階（応急対策活動期）

- ア 上記第1段階の続行
- イ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資

(3) 第3段階（復旧活動期）

- ア 上記第2段階の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品
- エ 郵便物
- オ 廃棄物の搬出

2 輸送の方法

災害時における輸送は、災害の状況、輸送路の状況及び輸送物資の内容等を考慮し、最も迅速・確実に輸送できる適切な方法を用いる。

- (1) 自動車輸送
- (2) 航空機輸送

- (3) 鉄道輸送
 - (4) 船舶輸送
 - (5) 人力輸送
- 3 輸送力の確保
- (1) 町有車両等の確保
 - ア 車両等の掌握は、総務班において行う。
 - イ 各班は、車両等を必要とするときは、総務班に配車を要請する。
 - ウ 総務班は、上記の要請があった場合は、車両等の保有状況を考慮の上、使用車両等を決定し、要請者に通知する。
 - (2) 町有以外の車両等の確保
 - ア 各班は、町有以外の車両等を確保する必要がある場合、総務班に車両等の確保を要請する。
 - イ 総務班は、上記の要請があった場合は、次の順序で車両等の確保を図る。
 - (ア) 公共団体に属する車両等
 - (イ) 営業用の車両等
 - (ウ) 自家用の車両等
 - (3) 車両等の確保の協力要請

町長（本部長）は、町内で車両等の確保が困難な場合、又は輸送上、他の市町村で車両等を確保することが効率的な場合は、次の事項を明らかにし、周辺の市町村又は県に協力を要請して、車両の確保を図る。

 - ア 輸送区間及び借上期間
 - イ 輸送人員又は輸送量
 - ウ 車両等の種類及び台数
 - エ 集合場所及び日時
 - オ その他必要な事項
- 4 JR九州における鉄道輸送
- 道路等の被害により、車輛による輸送が不可能なため、鉄道輸送が適当なときは、次により輸送の要請を行う。
- なお、鉄道輸送関係者は、緊急輸送要請が多数競合する場合は、県と協議の上、輸送が円滑に実施されるよう努める。
- (1) 輸送の実施
 - ア 要請事項

町長（本部長）は、次の事項を明示して要請する。

 - (ア) 輸送を必要とする人員
 - (イ) 輸送を必要とする区間
 - (ウ) 輸送の予定日時
 - (エ) その他必要な事項
 - イ 要請先：九州旅客鉄道株式会社 宮崎総合鉄道事業部
 - (2) JR九州における措置

風水害、その他重大な災害発生のおそれがあり、又は発生した場合には、人命救助並びに被害防止の万全を期し、若しくは迅速な復旧を図るため必要により対策本部を設ける。
- 5 船舶輸送
- 船舶輸送が適当なとき、町長（本部長）が輸送要請を行う。
- (1) 要請事項

- ア 輸送を必要とする人員
- イ 輸送を必要とする物資
- ウ 輸送を必要とする区間
- エ 輸送の予定日時
- オ その他必要な事項

(2) 要請先：宮崎運輸支局

6 航空機輸送

(1) 航空機輸送の実施

災害による交通途絶、その他の理由により緊急に航空機輸送の必要が生じた場合は、県に協力を要請する。

(2) ヘリポートの整備

町長（本部長）は、航空機輸送を受ける場合、ヘリコプターの発着又は飛行機から物資投下が可能な場所の選定、整備を行い、被災地における航空機輸送の円滑を図る。

(3) ヘリコプター発着可能地点は、「本編 第1章 第5節 防災施設、資機材等整備計画」による。

7 人力輸送

(1) 災害のため車両等による輸送が不可能な場合は、人力による輸送を行う。

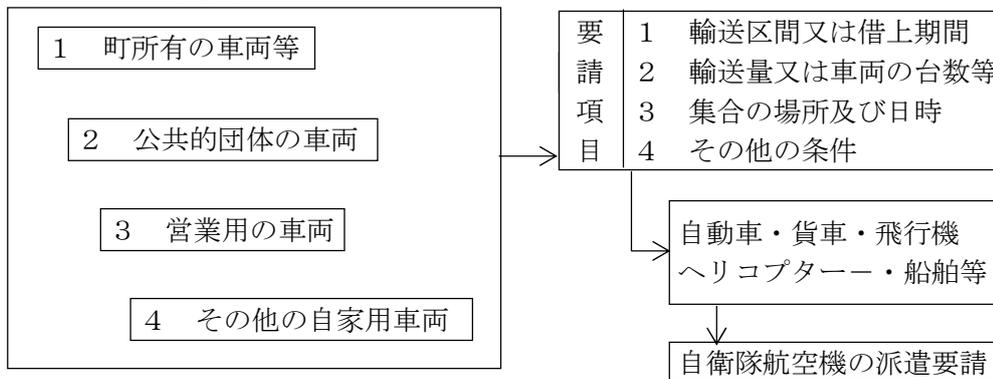
(2) 町長（本部長）は、人力による輸送を行う場合、安全かつ効率的な輸送路について検討をし、迅速適切な措置をとる。

(3) 人力による輸送は、原則として、当該地区の状況に精通した住民に協力を要請して輸送を行う。但し、住民による輸送が困難な場合は、関係諸機関に協力を要請する。

8 輸送力の確保手順及び確保要領

《輸送力の確保手順》

町における輸送力の確保順位



《輸送力の確保要領》

種 別		確保時の状況	依頼先等
自動車	公用車	主たる輸送力として使用	総務班が配車指示
	営業車他	公用車のみでは不足する場合	九州運輸局(宮崎運輸支局)
鉄 道	J R 九州	自動車による輸送が不可能なとき遠隔地から輸送するとき	九州旅客鉄道株式会社
航空機	自衛隊	陸上交通が途絶した場合	県知事又は自衛隊
船舶		補助的輸送力として使用	九州運輸局(宮崎運輸支局)

第3款 緊急通行車両の確認

公安委員会が基本法第76条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、緊急輸送のための車両の使用者の申出により、県知事又は県公安委員会は、基本法施行令第33条の規定により、緊急通行車両確認（証明書及び標章の交付）を行う。

1 緊急通行車両の事前届出

県公安委員会は、災害発生時の混乱した現場における緊急通行車両の迅速な確認手続きを実施するため、関係機関から緊急通行車両の事前届出を受理する。

- (1) 事前届出の対象とする車両は、災害時において基本法第50条第1項に規定する災害応急対策（次に掲げる事項をいう。）を実施するために使用される計画がある、町が保有する車両で、次に掲げる事項のいずれかに該当する車両とする。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ク 緊急輸送の確保に関する事項
- ケ その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

- (2) 事前届出の申請

ア 申請者

事前届出の申請者は、基本法施行令第33条第1項に基づく緊急通行車両の緊急通行を実施することについて責任を有する者（代行者を含む）。

イ 申請先

申請に係る車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は県警察本部交通規制課とする。

ウ 申請書類

次の書類をそれぞれ2部ずつ

- (ア) 緊急通行車両事前届出書
- (イ) 自動車検査証の写し

- (3) 災害発生時の事前届出車両の措置

事前届出車両について、上記の緊急通行車両の確認申請を受けた場合は、確認に係る審査を省略し、別記様式第1の「標章」及び別記様式第2の証明書の交付を受けることができる。

2 緊急通行車両申請手続

- (1) 災害時において、救援通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両確認申請書」を、県又は県公安委員会の次の担当部局に提出する。

ア 県：危機管理局、児湯農林振興局

イ 県公安委員会：県警察本部、高鍋警察署交通課

- (2) 緊急通行車両の確認を実施する場合、届出済証の交付を受けている車両については他に優先して行い、確認のために必要な審査は省略する。

- (3) 緊急通行車両の標章及び証明書の交付

緊急通行車両であることを認定したときは、県知事及び県公安委員会は、速やかに別記様式第2の標章及び別記様式第3の証明書を申請者に交付する。

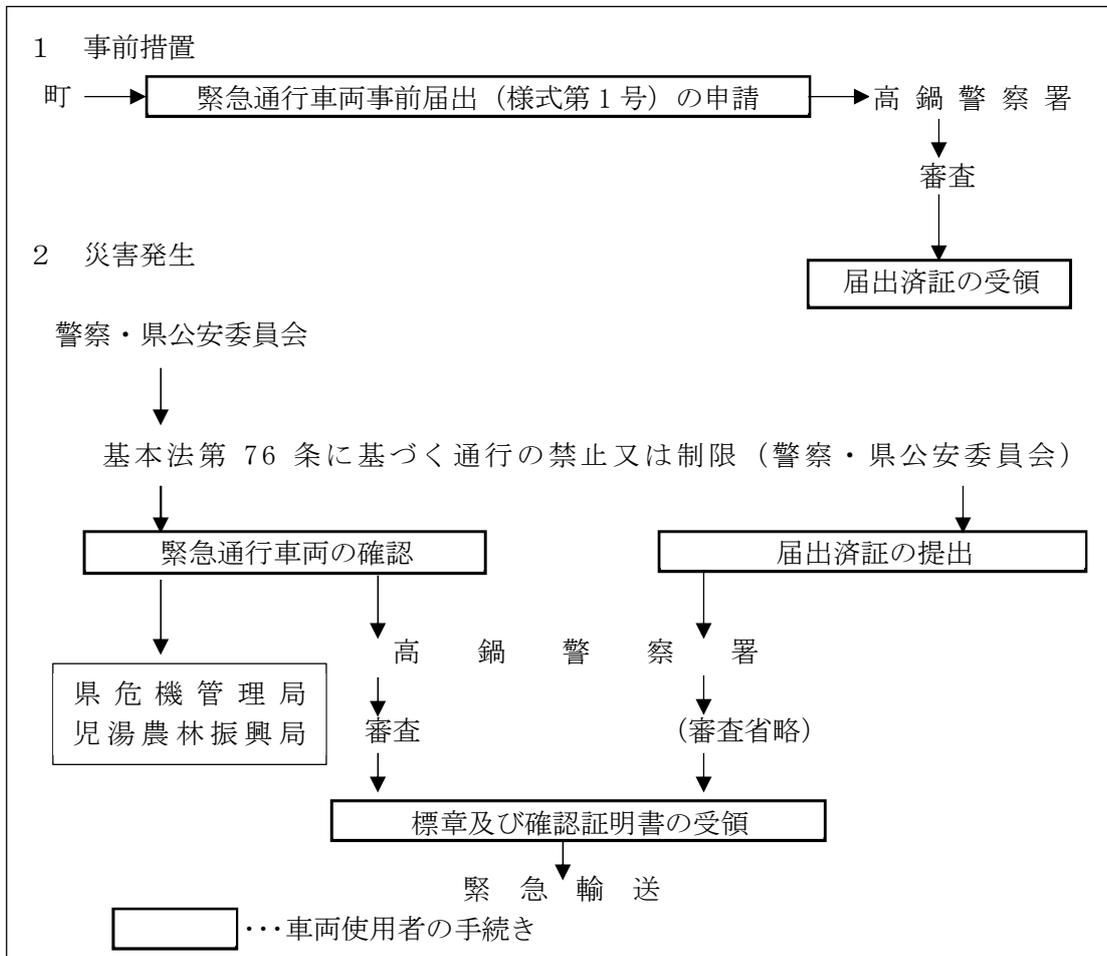
- (4) 確認を行う車両は、国、県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関が災害応急対策を実施するために必要な車両とする（自己保有、他者保有を問わない）。
- (5) 緊急輸送車両の取扱

ア 災害時における交通の禁止及び制限

基本法第76条に基づき、県公安委員会は、当該県又はこれに隣接する県の地域に係る災害が発生した場合において、緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路の区間を指定して、当該緊急輸送を行う車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる。

イ 緊急通行車両の確認手続は、次のとおり。

《緊急通行車両の確認手続》



3 緊急輸送の実施

救助法が適用された場合の緊急輸送は、県知事が実施する。また、県知事の委任を受けた場合は町長（本部長）がこれを行う。その際、町長（本部長）は、輸送の実施についての必要な帳簿、証拠書類を整理保存する。

なお、救助法における輸送の範囲及び期間は次のとおり。

《救助法における輸送の範囲及び期間》

範囲	期間
1 被災者の避難	当該救助が認められる期間内であること。ただし、それぞれの種目ごとの救助の期間が厚生労働大臣の承認を得て延長された場合（特別基準）は、その救助に伴う輸送の期間も自動的に延長される。
2 医療及び助産	
3 災害にかかった者の救出	
4 飲料水の給水	
5 救済用物資の整理配分	
6 死体の捜索	
7 死体の処理(埋葬を除く)	

第9節 避難計画

第1款 基本方針

1 避難行動

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」である。

居住者等は、身の安全を確保するという観点から、災害時に適切かつ円滑な避難行動をとることができるよう、平時から次に掲げる事項をできる限り事前に明確に把握するとともに、当該避難行動をとれるよう準備・訓練等をしておく必要がある。

- (1) 災害種別毎に、自宅・施設等がある場所にどのような命を脅かす脅威があるのか
- (2) それぞれの脅威に対して、どのような避難行動をとれば良いか（避難先、避難経路、避難手段、家族等との連絡手段等）
- (3) どのタイミングで避難行動をとれば良いか

身の安全を確保するためにとる次の全ての行動が避難行動であるが、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅等に避難する「立退き避難」が避難行動の基本である。

なお、「立退き避難」、「屋内安全確保」及び「緊急安全確保」の各避難行動の整理は、次表のとおりである。

《各避難行動の整理》

避難行動	避難先	(詳細)	居住者等が平時にあらかじめ確認・準備すべきことの例	リードタイム※1の確保の有無	当該行動をとる避難情報	当該行動が関係する災害種別
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・安全とは限らない自宅・施設等 ・近隣の建物(適切な建物が近隣にあると限らない) 	<ul style="list-style-type: none"> ・上階へ移動 ・上層階に留まる ・崖から離れた部屋に移動 ・近隣に高く堅牢な建物があり、かつ自宅・施設等よりも相対的に安全だと自ら判断する場合に移動 	<ul style="list-style-type: none"> ・急激に災害が切迫し発生した場合に備え、自宅・施設等及び近隣でとりうる次善の行動を確認 	リードタイムを確保できない時にとらざるを得ない行動	警戒レベル5 緊急安全確保 (※津波は避難指示のみ発令)	洪水等 土砂災害 高潮 津波
~~~~~警戒レベル4までに必ず避難~~~~~						
立ち退き避難	安全な場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定緊急避難場所(小中学校・公民館・高台・津波避難ビル・津波避難タワー等)</li> <li>・安全な自主避難先(親戚・知人宅、ホテル・旅館等)等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難経路が安全かを確認</li> <li>・自主避難先が安全かを確認</li> <li>・避難先への持参品を確認</li> <li>・地区防災計画や個別避難計画の作成・確認 等</li> </ul>	リードタイムを確保可能な時にとるべき行動 (※津波は突発的に発生するため、リードタイムの確保の可否不明)	警戒レベル3 高齢者等避難 警戒レベル4 避難指示 (※津波は避難指示のみ発令)	洪水等 土砂災害 高潮 津波

屋内安全確保	安全な自宅・施設等	・安全な上階へ避難 ・安全な上層階に留まる等	・ハザードマップ等で浸水深や浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で安全を確保でき、かつ、浸水による支障※2を許容できるかを確認 ・長時間の孤立に備え備蓄等を準備	リードタイムを確保可能な時にとり得る行動	警戒レベル3 高齢者等避難 警戒レベル4 避難指示	洪水等 高潮
--------	-----------	---------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------	----------------------	------------------------------------	-----------

※1 リードタイムとは、指定緊急避難場所等への立退き避難に要する時間のこと。リードタイムを確保可能であれば、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を安全に完了することが期待できる。

※2 支障の例：水、食糧、薬等の確保が困難になるおそれ、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ

2 指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「避難所等」という。）並びに自主避難所の区分  
各避難所等及び自主避難所の区分は、次表のとおり。

種類	区分
指定緊急避難場所	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れる避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所
指定一般避難所	住民居住地の主たる避難所で、町が状況に応じて開設を指定する。避難が見込まれる被災者数に対して十分な面積を有し、速やかに被災者を受け入れ又は生活関連物資を被災者に配布することが可能な構造又は設備を有する避難所 1 第1次避難所 気象情報等により、開設する避難所（開設における優先順位を設ける。） 2 第2次避難所 第1次避難所では避難する住民を収容することができない場合に開設する避難所 3 第3次避難所 大規模災害又は第2次避難所では避難する住民を収容することができない場合に、開設する避難所
指定福祉避難所	要配慮者に配慮した避難所で耐震やバリアフリーの構造を備えた施設で、介助員等が配置されている施設
自主避難所	自治公民館組織等の運営による避難所。避難指示等が発令されていない場合に、住民の判断で利用できる指定避難所以外の自治公民館等 ただし、避難指示等が発令されている場合において、避難指示等の対象地域に指定されている地区等の自主避難所を開設することはできない。

3 避難指示等の対象とする避難行動

避難指示等の対象とする避難行動については、避難所等又は自主避難所に移動することのみではなく、次の全ての行動を避難行動とする。

- (1) 避難所等または自主避難所への移動
- (2) （自宅等から移動しての）安全な場所への移動（公園、親戚や友人の家等）
- (3) 近隣の高い建物等への移動
- (4) 建物内の安全な場所での待避

## 第2款 避難指示等の発令及び伝達

1 避難指示等の発令権者

町長、その他避難指示等の発令権限を有する者は、災害が発生し、又はまさに発生しようとして危険が急迫している場合、危険区域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを勧告し、又は急を要すると認められるときは、避難のための立ち退きを指示し、伝達する。

《避難指示等の発令権者》

種類	発令権者	内容	基準	
避難指示	町長 (基本法第60条)	立退き指示及び 立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき	
	警察官・海上保安官 (基本法第61条) (警察官職務執行法第4条 第1項等)	立退きの指示	・町長が指示することができないと認めるとき ・町長から要求があったとき	
		警告 避難等の措置	・警察官は上記の避難指示のほか法の規定により極めて危険が切迫する等特別な状況下においては被害を受ける者に対し避難の措置をとることができる。(この場合、公安委員会に報告する。)	
	自衛官 (自衛隊法第94条)	警告 避難の指示	警察官がその場にはいないときは危険が切迫している住民等に対して警告を發し、特に急を要する場合は避難させる。	
	洪水	水防管理者(町長) (水防法第29条)	立退きの指示	洪水等により著しい危険が切迫していると認められるとき
		知事及びその命を受けた職員 (水防法第29条)		
火災	消防長、消防署長 消防吏員、消防団員 (消防法第23条の2第1項、 第28条第1項)	退去の命令	火災が発生し、又は発生するおそれが著しく大きいとき	

2 避難指示等の発令基準

(1) 避難が必要となる災害

本町において、災害発生後、被害の拡大要因となる災害としては次のようなものがある。これらについては十分な警戒を行い、積極的な情報収集に努め、適切な避難指示等の発令を行う。

ア 土砂災害(崖崩れ、地すべり、土石流等)

イ 浸水害(河川洪水、氾濫、高潮、ため池氾濫等)

ウ 地震、津波

エ 台風(低気圧)

オ 建物倒壊

カ 延焼火災

キ 危険物漏えい(劇毒物、爆発物)

ク 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)及び南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合

ケ その他

(2) 避難指示等の区分等

町長は、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体等に危険を及ぼすと認めるときは、危険の対象となる地域住民に対し、避難指示等を発令し、住民を安全な

場所へ避難誘導することにより被害を未然にくい止めるものとする。避難指示等は、対象とする自然災害ごとに、どのような状態になれば住民が避難行動を開始する必要があるかについて、関係機関から提供される情報、自ら収集する情報等を基に総合的に判断し発令される。避難指示等の区分等（区分、発令時の状況及び立退き避難が必要な居住者等に求める行動）は、次表のとおり。

なお、突発的な災害の場合、町長からの避難指示等の発令が間に合わないこともあるため、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。特に、津波については強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や町長からの避難指示の発令を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに立退き避難をすることが必要である。

《避難指示等の区分等》

区分	発令時の状況	立退き避難が必要な居住者等に求める行動	警戒レベル※
高齢者等避難	<p>災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において、町長から必要な地域の居住者等に対し発令される情報である。避難に時間を要する高齢者等は、この時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。</p>	<p>高齢者等は危険な場所から避難する必要がある。高齢者等の「等」には、障害のある人等の避難に時間を要する人や避難支援者等が含まれることに留意する。</p> <p>具体的にとるべき避難行動は、「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。</p> <p>また、本情報は高齢者等のためだけの情報ではない。高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</p>	3
(南海トラフ地震事前避難) 高齢者等避難	<p>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置及び当該期間経過後1週間、後発地震に対する措置をとる状況</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 後発地震に備えて1週間又は2週間を基準として、知人宅や開設された指定避難所に避難ができる。</li> <li>2 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、高齢者等避難（南海トラフ地震事前避難）が発令された場合の備えに万全を期す。</li> </ol>	
避難指示	<p>災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、市町村長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。居住者</p>	<p>居住者等は危険な場所から全員避難する必要がある。</p> <p>具体的にとるべき避難行動は、「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」することも可能で</p>	4

	<p>等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。</p>	<p>ある。</p>	
<p>緊急安全確保</p>	<p>災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう町長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。</p> <p>ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況を町が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は町長から必ず発令される情報ではない。また、住居の構造・立地、周囲の状況等が個々に異なるため、緊急時においては、町は可能な範囲で具体的な行動例を示しつつも、最終的には住民自らの判断に委ねざるを得ない。</p>	<p>居住者等は命の危険があることから直ちに安全確保する必要がある。</p> <p>具体的にとるべき避難行動は、「緊急安全確保」である。ただし、本行動は、災害が発生・切迫した段階での行動であり、本来は「立退き避難」をすべきであったが避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。さらに、本行動を促す情報が市町村長から発令されるとは限らない。このため、このような状況に至る前の警戒レベル3 高齢者等避難や警戒レベル4 避難指示が発令されたタイミングで避難することが極めて重要である。</p>	<p>5</p>

※警戒レベルは、洪水、大雨（浸水害、土砂災害）及び高潮に適用

(3) 避難指示等の発令基準

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体等に危険を及ぼすと認めるときは、危険の対象となる地域住民に対し、避難指示等を発令し、住民を安全な場所へ避難誘導することにより被害を未然にくい止めるものとする。避難指示等の発令基準は、次のとおり。

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の高齢者等避難（南海トラフ地震事前避難）の発令基準は、「第8編 南海トラフ地震防災対策推進計画」による。

《避難指示等の発令基準》

種別	地震・津波	警戒レベル	洪水害	浸水害	土砂災害	高潮	台風（風）	原子力
対象地域	第4編第2章第4節第2款「避難指示の発令及び伝達」による		洪水浸水想定区域	過去の内水による浸水・冠水地域	土砂災害警戒区域	津波浸水想定区域	全町 (地域は指定せず、台風の暴風に関して不安のある者が対象)	全町
区分								
高齢者等避難	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき（細部は「第8編南海トラフ地震防災対策推進計画」による。）	3	1 小丸川（小丸大橋）水位が5.00m（避難判断水位）に達したとき 2 小丸川：指定河川洪水予報の「氾濫警戒情報」が発表されたとき 3 その他の河川：洪水警戒の危険度分布が「警戒（赤）」になったとき	1 降雨が80mm/hを超えると予想されるとき 2 浸水害の危険度分布が「警戒（赤）」になったとき	土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」になったとき	高潮注意報が発表されたとき（警戒に切り替える可能性に言及されているもの）	6時間以内に暴風域に入ると予想されるとき	警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態の段階となりかつ防護措置や協力などが必要と判断された範囲になったとき
避難指示	1 津波注意報が発表されたとき 2 津波警報が発表されたとき 3 大津波警報が発表されたとき	4	1 小丸川（小丸大橋）水位が5.50m（氾濫危険水位）に達したとき 2 小丸川：指定河川洪水予報の「氾濫危険情報」が発表されたとき 3 その他の河川：洪水警戒の危険度分布が「危険（紫）」になったとき 4 松尾ダム管理者から「異常洪水時防災操作開始予定」の通知（第1報）があったとき	1 降雨が80mm/hを超えると予想されるとき、積算雨量が200mmを超えると予想されるとき 2 浸水害の危険度分布が「危険（紫）」になったとき	1 土砂災害警戒情報が発表されたとき 2 土砂災害の危険度分布が「危険（紫）」になったとき	高潮警報又は高潮特別警報が発表されたとき	1 4時間以内に暴風域に入ると予想されるとき 2 4時間以内に暴風特別警報が発表されると予想されるとき	
緊急安全確保		5	1 大雨特別警報が発表されたとき 2 記録的短時間大雨情報が発表されたとき 3 顕著な大雨に関する情報が発表されたとき 4 各危険度分布が「災害切迫（黒）」になったとき 1 小丸川（小丸大橋）水位が5.82m（計画高水位）に達したとき 2 小丸川：指定河川洪水予報の「氾濫発生情報」が発表されたとき 3 堤防の決壊や越水・溢水が発生したとき（氾濫発生情報）	床下浸水、床上浸水又は冠水が発生したとき	土砂災害が発生したとき	1 海岸堤防の倒壊が発生したとき 2 水門・陸閘等の異常が発生したとき 3 異常な越波・越流が発生したとき	1 暴風域にあるとき 2 暴風特別警報が発表されたとき	
備考	津波は、到達予想時刻が3時間以内のもの。		台風の暴風域に入ることが予想されかつ洪水害、浸水害、土砂災害又は高潮により避難指示等の発令が予想される場合は、台風の発令基準の時間に準じて、洪水害、浸水害、土砂災害又は高潮に係る避難指示等を発令するものとする。					区分及び避難場所については、別に示す。

※避難指示等発令時間帯が夜間（おおむね2時～翌5時）となる場合は、夕刻（日没前）の発令を考慮する。

3 避難指示等の伝達

危機管理班は、避難指示等の発令を伝達する。伝達については、次の手段を用いるものとし、地

域特性に応じた複数の手段を組み合わせるものとする。

- (1) 防災行政無線による伝達
- (2) 広報車や消防団車両による伝達
- (3) 行政事務連絡員等又は自治公民館長を通じた伝達（防災行政無線（戸別受信機）による。）
- (4) 災害時避難行動要支援者等の事前登録者やその緊急連絡先、避難支援者、町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、及び障害者団体等の福祉関係者を通じた伝達（FAX、携帯電話及び電子メール等による。）
- (5) 緊急速報メール(エリアメール)による配信(避難指示以上でかつ対象区域が広範囲のとき。)、町ホームページ、高鍋町メール、及びSNSによる伝達
- (6) テレビ、ラジオ等の放送機関を通じた伝達

#### 4 警戒区域の設定

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの撤去を命ずることができる。

なお、設定に伴う必要な措置は、警察署等の協力を得て実施する。

#### 5 避難指示等の周知

- (1) 住民への周知及び県知事への報告等

町長は、自ら避難指示等の発令を行ったとき、又は町長以外の避難指示等の発令権者から避難指示等を発令した旨の通知を受けたときは、危機管理班及び商工班が関係機関と連携のもと、広報の伝達方法に従い、住民に対しその周知徹底を図るとともに、県知事に報告する。

また、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

##### ア 関係機関への連絡

避難指示等の発令状況等を速やかに関係機関に対して連絡する。

##### イ 住民への周知徹底

避難指示等の発令を行った状況を速やかに住民に対して周知する。また、避難の必要がなくなった場合は、直ちにその旨を公示する。

- (2) 法令に基づく通知

町長以外の者が避難指示等の発令を行ったときは、法令に基づき町長及び関係機関に通知する。

#### 6 浸水想定区域における措置（水防法第15条）

町長は、浸水想定区域の指定があったときは、少なくとも浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

- (1) 気象庁、国土交通省若しくは県が行う洪水予報の伝達方法
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 町が行う洪水、雨水出水又は高潮にかかる避難訓練の実施に関する事項
- (4) 浸水想定区域内に要配慮者利用施設がある場合、これらの施設の名称及び所在地

#### 7 浸水想定区域における避難指示等

小丸川洪水予報に基づき、関係機関と緊密な連携を図りながら、時機を失することなく避難指示等の発令を行い、避難誘導を開始する。

また、危険回避の周知として、遠距離等の理由により避難が困難となることが予想される場合は、早い段階で浸水想定区域内であっても堅牢な建物で予想浸水深よりも高い階層のある避難所（木造建物を除く。）への避難を促す。

(1) 高齢者等避難発令時の行動

避難を伴うような洪水になると予測されるとき、避難の準備を促すため、避難場所等の周知を図るとともに、災害時避難行動要支援者等の早めの避難誘導を開始する。

(2) 避難指示発令時の行動

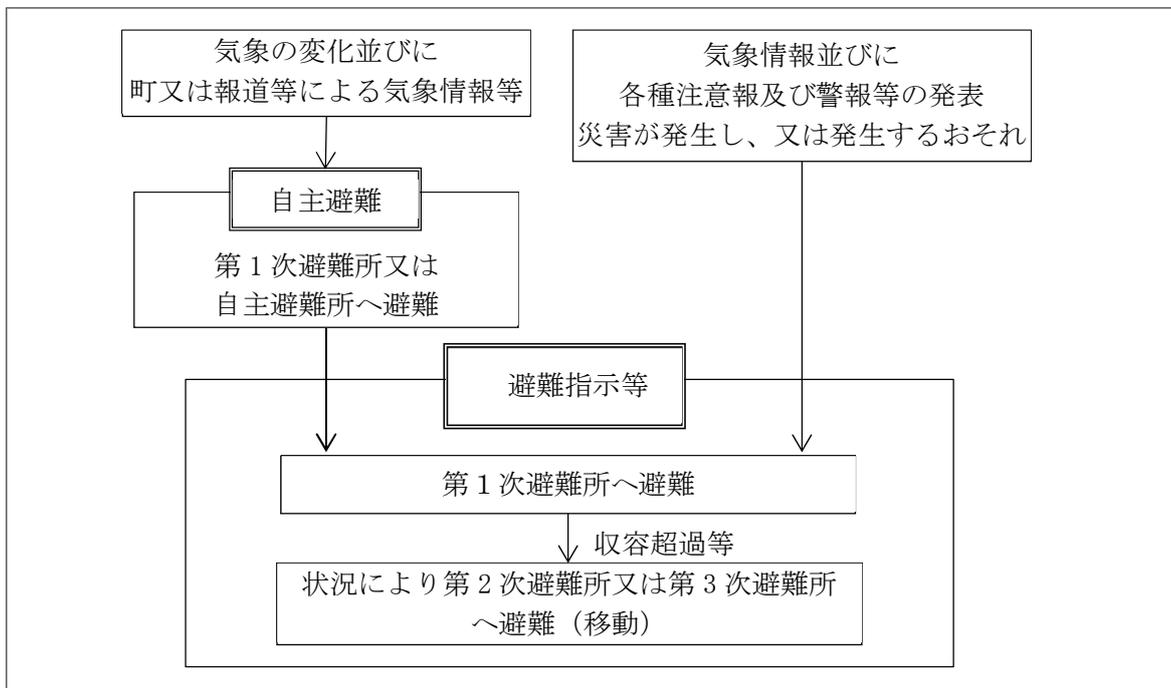
洪水等のおそれがあるとき、安全のため早めの避難を促し、避難誘導を開始する。また、洪水等の危険が目前に切迫しているときは、直ちに避難の誘導を開始する。

第3款 避難誘導及び移送

1 避難活動の流れと準備

(1) 避難活動の流れは、概ね次のとおりである。

《避難活動の流れ》



(2) 住民が行う避難のための準備活動は、概ね次のとおりである

ア 避難に際して、火気及び危険物を完全に始末する。

イ 家屋の補強及び家財の整理をする。

ウ 携帯品は、必要最小限とする。（現金、貴重品、食料（3日分程度）、水筒、タオル、石けん、ティッシュペーパー、着替え、懐中電灯、救急薬品、携帯ラジオ等）

※これらは日常的に準備しておく。

2 避難誘導

(1) 避難誘導は、警察等関係機関の協力のもと、各行政区及び各施設等の自主防災組織を主体として、避難班が行うものとする。また、社会福祉施設等の管理者は、災害時避難行動要支援者に対し避難誘導方法を定め、町、消防団及び住民等と連携し、施設入所者及び利用者の避難誘導を行うものとする。

(2) 各行政事務連絡員（又は自治公民館長）及び各施設等の管理者は、避難実施責任者、避難誘導員を予め選任しておき、避難活動が円滑に進むようにしておくものとする。

(3) 避難誘導に際しては、事前に避難路の安全を確認しておくとともに、危険箇所等については明確な表示を行い、避難者に予め指示しておく。

- (4) 避難誘導員は、人員の点検を適宜行い避難中の事故防止を図る。
- (5) 避難した地域に対しては、事後速やかに残留者の有無を確認するとともに、町災対本部は警戒区域を設定し、必要な措置を行う。
- (6) 避難者が自力により避難することが困難な場合には、町と自主防災組織が相互に協力し、車両等により避難させる。
- (7) 災害地が広範囲で、大規模な避難を必要とし、町において対処できない場合、町長（本部長）は隣接市町又は県に応援を求める。
- (8) 避難行動要支援者の避難行動については、消防機関、自主防災組織等と相互に協力、連携し、早期に、かつ優先的に行うものとする。

### 3 避難誘導時の留意点

避難誘導を行う際の留意点は、次のとおりである。

- (1) 避難順位
  - ア 病弱者
  - イ 高齢者
  - ウ 障害者・歩行困難な者
  - エ 妊婦・乳幼児
  - オ 学童生徒
  - カ 防災活動従事者以外の者
  - キ 防災活動従事者
- (2) 各行政事務連絡員（又は自治公民館長）及び施設等の管理者は、避難行動に移る前に集団の人員を把握し、避難行動が停滞なく行えるよう、集団内の人員配置等を工夫する。
- (3) 自力歩行ができない者に対しては、救急車等が到達するまで、簡易担架等を活用し、付き添い人や自主防災組織の協力を得て、避難行動をとらせる。
- (4) 避難の際、決して走らせない。
- (5) 携行品は、避難行動に支障をきたさない最小限度のものにとどめるよう指示する。
- (6) 避難の指示に従わない者については、できる限り説得する。

### 4 避難状況の報告

- (1) 町への報告

各行政事務連絡員（又は自治公民館長）及び施設等の管理者は、次に掲げる避難状況を町に直接、又は所轄警察署を通じて報告するものとする。

  - ア 避難の経過に関する報告

危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに報告を行う。

    - (ア) 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。）
    - (イ) 上記事態に対し、応急的にとられた措置
    - (ウ) 町等に対する要請事項
  - イ 避難の完了に関する報告

避難完了後、速やかに行う。

    - (ア) 避難所・避難場所名
    - (イ) 避難者数・避難世帯数
    - (ウ) 必要な救助・保護の内容
    - (エ) 町等に対する要請事項
- (2) 県への報告

町長は、避難状況について、東児湯地方支部を経由して県災対本部へ報告する。

5 避難所等及び自主避難所

(1) 指定緊急避難場所

津波災害及び水害発生時の指定緊急避難場所は、次表のとおり。

《指定緊急避難場所》

番号	指定緊急避難場所	種類	住所	収容人数
1	高鍋第一ホテル	施設	高鍋町大字北高鍋 1376-1	171
2	九州電力(株)高鍋営業所		高鍋町大字北高鍋 3492-4	186
3	宇都宮ビル		高鍋町大字蚊口浦 25-11	110
4	町営持田団地A棟		高鍋町大字持田 3250	360
5	町営持田団地B棟		高鍋町大字持田 3158-1	83
6	県営持田団地1号棟		高鍋町大字持田 3232	498
7	県営持田団地2号棟		高鍋町大字持田 3232	530
8	宮崎県高鍋総合庁舎		高鍋町大字北高鍋 3870-1	371
9	サンフィールド高鍋Ⅱ		高鍋町大字北高鍋 2829	43
10	町立高鍋西中学校第1棟		高鍋町大字持田 1524	600
11	県立高鍋高等学校第1棟		高鍋町大字北高鍋 4262	169
12	レジデンスハーモニー		高鍋町大字上江 8030	37
13	レジデンスハーモニーⅡ		高鍋町大字北高鍋 5037	25
14	サンフィールド高鍋		高鍋町大字北高鍋 3413	35
15	サンフィールド高鍋Ⅲ		高鍋町大字北高鍋 4490-1	60
16	高鍋フェニックスマンション		高鍋町大字高鍋町 825	23
17	グランドステージ		高鍋町大字上江 8482	34
18	ビブレコート		高鍋町大字南高鍋 902	22
19	ハピネスコート		高鍋町大字北高鍋 75	23
20	i・Diamante		高鍋町大字北高鍋 1237	22
21	ブランドール ff		高鍋町大字上江 1868	20
22	フェリスタ舞鶴		高鍋町大字上江 8258	34
23	恵比須ガーデンⅡ		高鍋町大字北高鍋 2825	26
24	ホテル泉屋		高鍋町大字北高鍋 1368-4	880
25	ホテル四季亭		高鍋町大字北高鍋 5224	1,853
26	山本マンション		高鍋町大字蚊口浦 14-9	27
27	スカイヤまもと		高鍋町大字蚊口浦 16-7	34
28	ロイヤルシティー高鍋		高鍋町大字北高鍋 2834-4	216
29	介護老人保健施設なでしこ園		高鍋町大字北高鍋 3225	568
30	町立高鍋東小学校第2棟		高鍋町大字北高鍋 4600	600

31	町立高鍋東小学校第3棟		高鍋町大字北高鍋 4600	800
32	町立高鍋西小学校第2棟		高鍋町大字上江 1951	600
33	オッコーコスタ高鍋		高鍋町大字蚊口浦 9-1	341
34	T-MAX高鍋店 立体駐車場		高鍋町大字北高鍋 801	4,134
35	(株)増田工務店		高鍋町大字北高鍋 4720-5	201
36	県営持田団地3号棟		高鍋町大字持田 3232	420
37	町立高鍋東小学校第4棟		高鍋町大字北高鍋 4600	800
38	蚊口西の二地区津波避難タワー		高鍋町大字蚊口浦 5171	415
39	樋渡地区津波避難タワー		高鍋町大字北高鍋 2100-72	256
40	ももの木こども園		高鍋町大字上江 1961-3	312
41	南薩食鳥		高鍋町大字持田 1991	397
42	一真持田保育園		高鍋町大字持田 2330-8	309
43	舞鶴公園	場所	高鍋町大字南高鍋字旧城内	49,047
44	高鍋大師		高鍋町大字持田 2213	4,800
45	高鍋町スポーツセンター(駐車場)		高鍋町大字上江 7790	4,208
46	めいりん公園(県救助活動拠点として指定)		高鍋町大字上江 6884-1 他	8,202
47	高鍋温泉めいりんの湯(駐車場)		高鍋町大字上江 6900	6,360
48	東九州自動車道の区域の一部(高鍋IC附近)		高鍋町大字上江 4841-1	1,000
49	県立高鍋農業高等学校 第二グラウンド		高鍋町大字上江 7822	28,000
50	県立高鍋農業高等学校 明倫寮 (建物を除く。)		高鍋町大字上江 7838-14	20,000
51	長法寺農村公園		高鍋町大字上江 3294-1	4,056
52	南高鍋農村広場		高鍋町大字南高鍋 11342	9,160
53	県立高鍋農業高等学校(運動場)		高鍋町大字上江 1339-2	12,000
54	ママンマルシェTAKANABE (屋外避難所を兼ねる。)		高鍋町大字持田 5654-1	6,400

(令和6年3月現在)

(2) 指定一般避難所及び指定福祉避難所

指定一般避難所及び指定福祉避難所は、次表のとおり。

《指定一般避難所及び指定福祉避難所》

番号	指定避難所	区分	順位	収容可能人数	第1次	第2次	第3次	住所
1	高鍋町中央公民館※2	一般	1	625	○	○	—	宮崎県児湯郡高鍋町大字上江 8113 (地域内輸送拠点として指定)
2	東児湯消防組合		2	540	○	○	—	宮崎県児湯郡高鍋町大字上江 4526
3	高鍋町防災センター (役場北側駐車場内)		3	50	○	○	—	宮崎県児湯郡高鍋町大字上江 8437
4	めいりんの湯		/	100	/	○	—	宮崎県児湯郡高鍋町大字上江 6900 (めいりん公園：県救助活動拠点として指定)
5	高鍋西小学校 (体育館)		/	320	/	○	—	宮崎県児湯郡高鍋町大字上江 1951
6	高鍋西中学校 ※1 (体育館)		/	655	/	○	—	宮崎県児湯郡高鍋町大字持田 1524-1
7	高鍋町 スポーツセンター※2		/	2630	/	○	—	宮崎県児湯郡高鍋町大字上江 7790
8	高鍋町体育館※2		/	339	/	○	—	宮崎県児湯郡高鍋町大字上江 8339
9	農業大学校 (体育館)		/	386	/	○	—	宮崎県児湯郡高鍋町大字持田 5733 (県救助活動拠点として指定)
10	高鍋農業高等学校 (体育館)		/	427	/	/	○	宮崎県児湯郡高鍋町大字上江 1339-2
11	南薩食鳥		/	198	/	/	○	宮崎県児湯郡高鍋町大字持田 1991
12	ホテル四季亭		/	362	/	/	○	宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋 5224
13	高鍋信用金庫		/	243	/	/	○	宮崎県児湯郡高鍋町大字高鍋町 673
14	高鍋町ふれあい交流 センター	福祉	/	94	○	○	—	宮崎県児湯郡高鍋町大字上江 7785
15	社会福祉法人 晴陽会 うからの里		/	28	○	○	—	宮崎県児湯郡高鍋町大字上江 7778
合計収容可能人数				6514	/	/	/	/

※1 洪水時は、高鍋西中学校 (体育館) を除く。

(令和5年3月現在)

※2 ペットの同行避難が可能な施設

(3) 自主避難所

自主避難所の開設が可能な施設は、次表のとおり。

《自主避難所の開設が可能な施設》

番号	施設名	住所	番号	施設名	住所
1	蚊口地区学習等 供用施設	高鍋町大字蚊口浦 33-3	33	黒谷公民館	高鍋町大字上江 1405
			34	松本公民館	高鍋町大字上江 1463-2
2	堀の内団地公民館	高鍋町大字南高鍋 11736-1	35	山下公民館	高鍋町大字上江 1540
3	堀の内公民館	高鍋町大字南高鍋 12026-1	36	西平原公民館	高鍋町大字上江 1822-2
4	下永谷公民館	高鍋町大字南高鍋 12516	37	北平原公民館	高鍋町大字上江 1919-1
5	上永谷公民館	高鍋町大字南高鍋 10030-1	38	東平原公民館	高鍋町大字上江 1837
6	雲雀山公民館	高鍋町大字南高鍋 11015	39	水除公民館	高鍋町大字上江 833-2
7	水谷原公民館	高鍋町大字南高鍋 9117-1	40	正ヶ井手公民館	高鍋町大字持田 1605-41
8	越ヶ溝公民館	高鍋町大字南高鍋 9333-2	41	小丸団地公民館	高鍋町大字持田 1424
9	毛作公民館	高鍋町大字南高鍋 8661	42	小丸出口公民館	高鍋町大字持田 1334-110
10	新山公民館	高鍋町大字南高鍋 8359-5	43	上江団地公民館	高鍋町大字上江 84-20
11	太平寺公民館	高鍋町大字南高鍋 7854-5	44	馬場原公民館	高鍋町大字上江 2039-3
12	脇公民館	高鍋町大字南高鍋 6974	45	川田公民館	高鍋町大字上江 2184
13	舞鶴団地公民館	高鍋町大字南高鍋 7017	46	羽根田公民館	高鍋町大字上江 2565-5
14	大工小路公民館	高鍋町大字南高鍋 7152-2	47	青木公民館	高鍋町大字上江 3761-1
15	宮田公民館	高鍋町大字南高鍋 6782	48	老瀬公民館	高鍋町大字上江 5616-4
16	蕨江公民館	高鍋町大字南高鍋 854-16	49	牛牧公民館	高鍋町大字上江 7513-3
17	南町公民館	高鍋町大字南高鍋 824	50	南牛牧公民館	高鍋町大字上江 7697-137
18	小丸下公民館	高鍋町大字北高鍋 5112	51	市の山公民館	高鍋町大字上江 6643-7
19	畑田公民館	高鍋町大字北高鍋 8331	52	中尾公民館	高鍋町大字上江 7128-2
20	小丸上公民館	高鍋町大字北高鍋 827-4	53	小並公民館	高鍋町大字上江 6330-76
21	宮越公民館	高鍋町大字北高鍋 3622-4	54	竹鳩公民館	高鍋町大字上江 4656-2
22	南宮越公民館	高鍋町大字北高鍋 3631-35	55	切原公民館	高鍋町大字持田 426
23	道具小路西公民館	高鍋町大字北高鍋 1293	56	元の下公民館	高鍋町大字持田 795
24	道具小路東公民館	高鍋町大字北高鍋 1176	57	坂本公民館	高鍋町大字持田 1966
25	道具小路南公民館	高鍋町大字北高鍋 1241-2	58	鬼ヶ久保公民館	川南町大字川南 1614-3
26	中鶴公民館	高鍋町大字北高鍋 2635-2	59	俵橋公民館	高鍋町大字持田 5767-25
27	樋渡公民館	高鍋町大字北高鍋 2552-ロ-2	60	染ヶ岡公民館	高鍋町大字持田 4562-12
28	下屋敷公民館	高鍋町大字北高鍋 2830-1	61	家床公民館	高鍋町大字持田 2471-2
29	菖蒲池公民館	高鍋町大字北高鍋 3263-4	62	持田公民館	高鍋町大字持田 3270-1
30	大池久保公民館	高鍋町大字北高鍋 3851-1	63	持田団地公民館	高鍋町大字持田 3232
31	御屋敷公民館	高鍋町大字北高鍋 4286-1	64	正祐寺公民館	高鍋町大字持田 4160-1
32	萩原公民館	高鍋町大字北高鍋 4907	65	鳴野公民館	高鍋町大字持田 6268-3

     : 津波災害の自主避難所に適さない施設  
     : 洪水災害の自主避難所に適さない施設  
     : 津波・洪水災害ともに自主避難所に適さない施設

(令和5年3月現在)

#### 第4款 指定避難所の開設及び運営

##### 1 指定避難所の開設

- (1) 指定避難所を開設する必要があると認められる時は、次により速やかに指定避難所を開設し、被災者を避難誘導する。避難誘導に当たっては、要配慮者の避難誘導に特に留意する。

なお、指定避難所の不足や指定避難所開設に必要な資機材が不足する場合等指定避難所の開設運営に支障が生じた場合には、必要によって隣接市町村等との調整や資材等の調達に関する支援を県に要請する。

##### (2) 対象者

ア 災害によって被害を受けた者

(ア) 住家が被害を受け、居住の場所を失った者

(イ) 自己の住家の被害に直接関係はなく、現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者(旅行者、旅館等の宿泊者、通行人、ホームレスを含む)

イ 災害によって被害を受けるおそれがある者

##### (3) 指定避難所開設の方法

ア 予め指定した指定避難所の被災状況、周辺火災の延焼の可能性、危険物の有無等安全性を確認の上、指定避難場所を開設する。

イ 予め指定した指定避難所で不足する場合には、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げや、野外に天幕等を設営し避難所を開設する。

ウ 被害が甚大なため、町内に指定避難所を開設することが困難な場合は、隣接市町村の避難所への収容委託や、隣接市町村の建物又は土地を借り上げて避難所を開設する。

エ 要配慮者の避難生活支援のため、福祉避難所を開設し介助員を配置する。

なお、要配慮者の家族についても、必要に応じて福祉避難所に避難させる。

オ 災害の状況により指定避難所を変更した場合は、その都度周知を図る。

##### (4) 設置期間

ア 指定避難所は、必要最低限の期間設置するものとし、日時が経過し避難者が減少するときは逐次指定避難所を整理縮小する。

イ 指定避難所の開設は、応急的なものであることから、開設した指定避難所が本来の施設機能を回復できるよう、できるだけ早期解消を図る。特に、学校に避難所を開設した場合には、教育機能の早期回復を図るため、早期解消に努める。

ウ 指定避難所の生活が長期化する場合は、必要に応じて公的住宅や借家等への転居、応急仮設住宅の建設を進める。

エ 救助法が適用された場合の指定避難所の開設期間は、最大7日以内とする。ただし、期間を延長する場合には、厚生労働大臣の承認を必要とするため、県と協議する。

##### (5) 設置及び収容状況報告

指定避難所を開設したときは、県に次の事項を報告する。

ア 避難対象地域

イ 指定避難所開設の日時、場所及び施設名

ウ 収容状況及び収容人員

##### (6) その他

ア 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれるときは、原則として開設しないものとする。

イ ペット同行避難の飼育場は駐輪場等とし、ケージ等の持参及び鳴き声等の騷を条件とする。

なお、犬については、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条及び第5条に基づく登録の犬の鑑札及び狂犬病の予防注射の注射済票を付けておかなければならない。

## 2 指定避難所の運営

### (1) 避難所担当職員の選定及び配置

指定避難所ごとに、原則として町職員の避難所担当職員を配置する。

指定避難所を開設する必要性が生じた場合、危機対策部長（危機管理課長）は、避難対策指導部長（税務課長及び町民生活課長）と協議・調整し、本部長及び副本部長（町長、副町長及び教育長）に報告の上、指定避難所の開設及び避難所担当職員（1避難所当たり最低2名）の配置を行うものとする。

避難所担当職員の選定については、避難対策指導部長（税務課長及び町民生活課長）が、その時の状況に応じ、税務課、町民生活課、福祉課及び健康保険課職員を中心に、危機管理課、建設管理課、上下水道課、農業政策課農村整備係及び地域政策課総合政策係の各職員を除く全職員協力のもと選定を行う。

災害発生直後から当面の間は、避難所担当職員として予定していた者の配置が困難なことも予想されるため、本来の施設管理者を充てることも考えられることから、施設管理者の理解を十分に得ておく。

また、避難所担当職員は、昼夜での対応が必要となることが予想されるため、交替ができる体制を整備する。

### (2) 避難所担当職員の役割

避難所担当職員は、概ね次の業務を行う。

#### ア 指定避難所の開錠

#### イ 避難者カード及び避難者管理台帳の作成

避難者カード・及び避難者管理台帳は、避難所運営及び安否・消息確認のための基礎資料となるものである。指定避難所を開設した際には、避難者に避難者カードを配り、各世帯単位に記入させる。

避難者カードを基に、避難者管理台帳を作成、保管するとともに、町災対本部へ報告する。

なお、避難者カード（健康チェックシートを含む。）及び避難者管理台帳は、様式第3のとおり。

#### ウ 避難所運営者への施設（電気、備品等）取扱いに関する説明

#### エ 避難者管理台帳に基づき、常に避難者の実態を把握する。

### (3) 指定避難所の運営

指定避難所における生活が期化する場合に備えて、被災前の地域社会の組織やボランティアの協力を得て、避難者による自主的な運営を行うよう努める。

#### ア 避難所長の選任

指定避難所ごとに、避難者の中から避難所長（避難所運営委員会会長を兼ねる。）を選任するものとする。

#### イ 運営マニュアルの策定

指定避難所の施設管理者は、次の事項を含む指定避難所運営マニュアルを作成し、自主的な指定避難所運営を図るものとする。

##### (ア) マニュアルの目的・構成・避難所に関する基本的事項

##### (イ) 避難所運営の基本指針

##### (ウ) 実施すべき業務（避難所運営組織の役割、避難所担当職員・施設管理者の役割等）

ウ 避難者の区画の割り振り

避難者の区画の割り振りは、可能な限り、行政区又は自治公民館組織ごとにまとまりを持つようする。また、パーティションを世帯単位で行う等、プライバシーの保護に努める。

エ 区画の代表者

区画ごとに班を編成するとともに、代表者を選定（以下「班長」という。）し、以降の情報の連絡等についての窓口役となる。班長の役割は、次のとおり。

- (ア) 町または避難所担当職員からの指示、伝達事項の周知
- (イ) 給食数、その他物資の必要数の把握と報告
- (ウ) 物資の配布活動等の補助
- (エ) 避難者の要望・苦情等のとりまとめ

オ 指定避難所生活環境の整備

避難者は、生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。

(4) 指定避難所の運営支援

避難所担当職員は、避難者の生活環境が常に良好なものであるよう努めるため、次の事項について支援するものとする。

ア 避難行動要支援者を把握した場合、必要に応じてホームヘルパーの派遣、社会福祉施設への緊急入所又は福祉避難所への収容を行うため関係機関等と連絡調整を行う。

イ 被災者に必要な食品、飲料水その他生活必需品の供給について、常に町災対本部と連絡を行う。また、それらの供給があった場合、物資受払簿を整備し、各世帯を単位として配布状況を記録しておく。

ウ 避難者に必要な食料その他生活必需品を、避難者の世帯人員や不足状況に応じて、公平に配布する。

エ 指定避難所の開設期間の長期化が見込まれる場合は、必要に応じて次の設備や備品を整備し、避難者に対するプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設備の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況等、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。

オ 物理的障壁の除去（バリアフリー化）されていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう、速やかに障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

カ 一定の設備を備えた避難所を維持するため、衛生管理対策をすすめるとともに、必要な電気容量確保に努める。

キ 避難者への情報提供や被災者相互の安否確認を行うため、指定避難所にラジオ、テレビ、電話、FAX及び公衆無線LAN等の通信手段の確保に努める。

ク 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所等における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。

ケ 指定避難所における防犯対策を進めるため、警察と連絡し、各指定避難所の巡回やパトロール等を実施することとし、指定避難所の治安・防犯等の観点から、真にやむを得ない理由がある場合には、警備員等の雇用も検討する。

3 避難者、在宅被災者の把握

(1) 避難者の状況把握

町は、災害発生直後より、避難者の状況を把握するため、指定避難所に避難者登録窓口を設置

し、次の事項の把握に努める。

なお、把握した事項については、被災地の現地調査、住民登録の台帳との整合を図り、避難所の開設期間の設定や物資の供給に活用する。

#### ア 登録事項

- (ア) 世帯主の氏名、年齢、性別、住所、電話番号
- (イ) 家族の氏名、年齢、性別
- (ウ) 親族等の連絡先
- (エ) 住家被害の状況や人的被害の状況
- (オ) 親族・同居者・知人からの照会への回答の希望の有無及び親族・同居者・知人以外からの照会への回答、公表の同意・不同意
- (カ) 要配慮者の状況
- (キ) その他、食品、飲料水、被服や寝具その他生活必需品の必要性の状況、学童の学年、ペット（盲導犬を含む。）の有無等、必要な事項

#### イ 登録の方法

避難者カードに必要事項を記入し、避難者管理台帳を作成することにより、登録する。その際、避難所避難又は在宅被災の区別を明確にするものとする。

#### ウ 登録結果の活用

登録された状況は、指定避難所の開設期間、食品や飲料水の要供給数、被服や寝具その他の生活必需品の要配布数、応急仮設住宅の要設置数、学用品の要給与数、指定避難所の生活環境の整備等に活用する。

#### エ 登録結果の報告

登録の結果は、適宜、町災対本部に集約する。なお、救助法が適用となった場合は、必要な項目を県の担当課に報告する。

#### オ 在宅被災者の状況把握

指定避難所への避難が困難で、指定された場所以外へ避難した被災者に対しても被災状況の把握に努め、食料、飲料水、生活必需品の供給を行うとともに、円滑な生活支援がなされるよう指定避難所への速やかな避難を支援する。

#### カ 避難者等の「安否情報システム」への登録

福祉班は、収集した避難者（死亡者を含む。）の情報を、「安否情報システム」に入力するものとする。

### 第5款 自主避難所の開設及び運営

次によるほか、「第4款 指定避難所の開設及び運営」に準ずる。

#### 1 自主避難所の開設

自主避難所を開設する場合は、当該自主避難所を管理している自治公民館長（又は行政事務連絡員若しくは複数の行政区が共同で使用する自主避難所においては、その代表者。以下「自治公民館長等」という。）は、役場危機管理課長に開設する旨を通報するものとする。

#### 2 自主避難所の運営

自主避難所の運営の細部は、自治公民館長等の計画による。

#### 3 避難者の状況把握

自主避難所を開設した自治公民館長等は、避難者に避難者カードを記入させるとともに、避難者管理台帳を作成し、役場危機管理課又は町災対本部に避難者数等を適宜報告するものとする。

### 避難者受付カード（世帯ごと）

			受付番号	100
入所日時	月	日	午前・午後	時 分

※ **太枠内** をご記入ください。

※氏名は「カタカナ」でご記入ください。

※代表者が町外の方の場合は、市町村名をご記入ください。その際、同行の方が町内在住者の場合は、備考欄に地区名をご記入ください。

【避難した方の代表者】		地区名	
氏名（カタカナ）	性別	生年月日	電話番号
	男・女		

#### 【代表者と同世帯の方】

氏名（カタカナ）	性別	生年月日	備考
	男・女		

◆問合せがあった場合、 避難（退所）していることをお知らせして良いですか？	
1 可	2 不可

※ 国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に、企業や個人に業務委託することがあります。

避難所番号	
-------	--

## 退所カード

受付番号		退所日時	月	日	時	分
------	--	------	---	---	---	---

世帯全員退所します。

※にチェックを入れ、このまま受付へ提出してください。

----- キリトリ -----

受付番号		退所日時	月	日	時	分
------	--	------	---	---	---	---

世帯の一部の人のみ退所します。

※退所する方の氏名を下欄に記入し、切り取りの上、受付へ提出してください。

氏 名	
1	
2	

氏 名	
3	
4	

----- キリトリ -----

受付番号		退所日時	月	日	時	分
------	--	------	---	---	---	---

世帯の一部の人のみ退所します。

※退所する方の氏名を下欄に記入し、切り取りの上、受付へ提出してください。

氏 名	
1	
2	

氏 名	
3	
4	

## Evacuee Card

	受付番号	100
入所日時	月 日 午前・午後	時 分

※ Fill inside **bold frame**.

※ Write in block letters.

※ Write City/Town name if the "Representative" live outside town.

※ If "Same Household" live in town, write AREA name in REMARKS when "Representative" live outside town.

【Representative】		AREA	
NAME	SEX	DOB	PHONE
	M / F		

【Same Household】

NAME	SEX	DOB	REMARKS
	M / F		
	M / F		
	M / F		
	M / F		
	M / F		

Do you allow disclosure of your Evacuation (Exit) when inquired?	
1 Yes	2 No

※ Personal information may be used within the administrative organization due to the need of the National Protection Law.

When collecting evacuation information or inputting it to a PC, we may outsource the work to an external company.

避難所番号	
-------	--

## Leaving Card

受付番号		退所日時	月	日	時	分
------	--	------	---	---	---	---

All members leave.

※Check in , submit to the reception.

----- CUT -----

受付番号		退所日時	月	日	時	分
------	--	------	---	---	---	---

Some members leave.

※Fill in the name of the member leaving, cut it out and submit to the reception.

NAME	
1	
2	

NAME	
3	
4	

----- CUT -----

受付番号		退所日時	月	日	時	分
------	--	------	---	---	---	---

Some members leave.

※Fill in the name of the member leaving, cut it out and submit to the reception.

NAME	
1	
2	

NAME	
3	
4	

### 避難者管理台帳

避難所名								
避難世帯数	0 世帯	避難者数	男	1 人	女	0 人	計	1 人

※性別・公開・退所の該当欄に「1」を記入してください。

	受付 番号	氏 名 (カタカナ)		性別		生年月日	地区名等	公開		退所	
				男	女			有	無	男	女
1	0	サトウ	エイシン	1		S47.3.22	宮田	1			
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											

## 第6款 応急仮設住宅建設等計画

### 1 基本方針

災害時における応急住宅対策は、被災住宅の居住者に対して、一時的に公共施設等を利用して避難所へ収容するほか、救助法の適用時には、応急仮設住宅の建設及び供与並びに被災住宅の応急修理等の実施に努める。

### 2 仮設住宅・住宅応急修理体制

#### (1) 実施責任者

##### ア 応急仮設住宅の供与

- (ア) 応急仮設住宅の建設に関する計画の作成と実施は、知事との十分な調整及び連携を図った上で、町長（本部長）が行う。
- (イ) 救助法を適用した場合の応急仮設住宅の建設は、知事が行うが、知事の職権の一部を委任された場合、又は知事の実施を待つことができない場合は、町長（本部長）が行う。

##### イ 応急修理

- (ア) 被害家屋の応急修理に関する計画の作成と実施は、町長（本部長）が行う。
- (イ) 救助法を適用した場合の被害家屋の応急修理は、建設班が建設団体等と連携を図り実施する。

ウ 仮設住宅建設及び住宅応急修理は建設班が実施する。

#### (2) 応急住宅供与及び住宅応急修理対象者

##### ア 応急住宅供与

応急住宅は、住家が全壊(焼)又は流失し居住する住家がない者で、自らの資力では住家を得ることができない者に対して供与するものとする。

ただし、相当額の預貯金又は不動産がある者、あるいは親せき知人等から一時的に借金をし、それを返済していけば住宅の再建ができる者は、この制度の対象とならない。

- (ア) 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- (イ) 特定の資産のない失業者
- (ウ) 特定の資産のない母子世帯
- (エ) 特定の資産のない老人、病弱者並びに身体障害者
- (オ) 特定の資産のない勤労者
- (カ) 特定の資産のない小企業者
- (キ) 前各号に準ずる経済的に配慮を要する者

##### イ 被災住宅の応急修理

住家が半壊(焼)し、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者を対象とし、居室、便所及び炊事場等日常生活に不可欠の部分について必要最小限度の修理を行う。

#### (3) 仮設住宅の供与の要点

ア 応急仮設住宅に収容する入居者の選考にあたっては、十分な調査を基本とすべきであり、必要に応じ、民生委員の意見を徴する等、被災者の資力その他生活条件等を十分に調査する。

イ 応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を与えるための仮設建物であって、その目的が達成されたときは撤去されるべき性格のものであるから、入居者にこの趣旨を徹底させるとともに住宅のあっせん等を積極的に行う。

#### (4) 救助法による応急仮設住宅建設計画及び応急修理計画

ア 応急住宅建設要領

設置場所	原則として公有地、それが困難なときは所有者と協議
設置戸数	原則として全壊(焼)・流失戸数の3割以内(市町村間で融通可)
設置規模	1戸あたり29.7m ² (9坪) 以内
設置費用	国が示す限度額以内
着工期間	災害発生日から20日以内
供与期間	完成の日から2年以内

イ 住宅応急修理要領

修理戸数	原則として半壊(焼)戸数の3割以内(市町村間で融通可)
修理費用	国が示す限度額以内
修理期間	災害発生日から1ヵ月以内

(5) 建設資機材の調達

応急仮設住宅の建設や被災住宅の応急修理に伴い発生する建設資機材の供給は、予め協定等を締結した建設業者等から必要に応じて調達する。

(6) 公的住宅のあっせん

激甚な災害のため、応急仮設住宅の供与や被災住宅の応急修理では住宅対策が不十分な場合、関係機関等への協力要請を行った上で、被災者用応急住宅として国県等が管理する公的住宅等の空家の一時使用を要請する。

第7款 避難行動要支援者を考慮した避難対策

1 避難行動要支援者と避難支援等関係者

(1) 避難支援等関係者となる者(基本法第49条の11第2項)

避難支援等関係者は、消防機関、県警察、民生委員、町社会福祉協議会、自主防災組織、その他の避難行動要支援者の避難の支援等の実施に携わる者である。

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲(基本法第49条の10第1項)

避難行動要支援者名簿に掲載する者は、高齢者や障害者等のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者で、生活の基盤が自宅にある者のうち、次の要件に該当する者とする。ただし、家族や支援者との同居状況等により、一部例外があることも考慮する。

ア 介護保険制度で要介護度1以上に認定されている者

イ 身体障害者(身体障害者手帳1級又は2級)

ウ 知的障害者(療育手帳A)

エ 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B-1の交付を受けている者

オ 精神障害者(精神障害者保健福祉手帳1級)

カ 障害福祉サービス等を利用している難病患者

キ 上記以外で避難支援等関係者が支援の必要を認めた者

(3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法(基本法第49条の10第1項)

避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、町で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約するよう努める。

また、難病患者に係る情報等、町で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿作成の

ために必要があると認められる場合は、県知事その他の者に対して、情報提供を求める。

(4) 避難行動要支援者名簿の更新(基本法第49条の10第1項)

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、町は避難行動要支援者の把握に努め、名簿情報を最新の状態に保つように努めるものとする。

(5) 避難行動要支援者名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置(基本法第49条の12)

ア 町は避難行動要支援者の名簿情報について、避難行動要支援者の同意を得た上で、予め避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。

イ 避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、適切な措置を講ずる。

2 個別避難計画の策定

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、災対法第49条の14の規定により、個別避難計画の策定が努力義務化された。町は、民生委員や社会福祉協議会、自主防災組織や公民館、福祉業者等と連携し、避難行動支援のための個別避難計画の策定に努めるものとする。

3 避難のための情報伝達(基本法第56条)

(1) 避難指示等の伝達

町災対本部から得た避難指示等は、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その伝達に当たっては、高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明等によりの確に伝わるように努める。

(2) 多様な手段の活用による情報伝達

避難行動要支援者の中には、必要な情報を入手できれば自力で避難行動をとることができる者もいると考える。また、多様な情報伝達の手段を用いることは、避難支援等関係者の負担を軽減することにもつながることから、町においては、多様な情報伝達の手段確保に努める。

4 災害発生直後の対策

発災直後は、避難行動要支援者名簿を活用し、避難支援等関係者等の協力のもと、速やかに避難行動要支援者の安否確認を行い、避難場所への避難誘導を行う。

5 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、地域住民等に対し、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、避難支援等関係者の安全確保の措置を決めておく。

6 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者の避難支援

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要がある場合は、避難行動要支援者名簿情報の提供に不同意であった者についても、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、可能な範囲で支援の協力を求めることができるものとする。

7 避難行動要支援者の安否確認の実施

発災後、町は、避難行動要支援者名簿を活用し、在宅避難者等の安否確認を進めるものとする。

8 避難所での対策

(1) 町は、避難行動要支援者の名簿情報が避難所責任者へ円滑に引き継がれるよう、その方法等を整備するものとする。

(2) バリアフリー化されていない施設を避難所とした場合は、スロープ等の段差解消設備の仮設に努める。

(3) 車椅子の貸与、紙オムツや携帯便器提供と使用場所の確保、ホームヘルパーの派遣等、避難行動要支援者へ保健福祉サービスの提供を行う。

- (4) 避難所では、避難行動要支援者の状況を把握し、食料、飲料水、生活必需品の供給等の避難所での生活支援において避難行動要支援者が不利とならないよう配慮する。
- (5) 生活情報の伝達において、聴覚障害者には掲告板や手話通訳、視覚障害者には点字等情報を的確に伝えるための手段の構築に努める。
- (6) 避難行動要支援者の介助に関して、必要に応じてボランティア組織や関係団体へ協力を要請する。

9 在宅における避難行動要支援者の把握

避難所に避難していない避難行動要支援者についても、必要に応じて避難所への収容と生活支援が必要な場合があるため、その状況を把握する。特に、避難行動要支援者が情報の伝達を受けられず孤立することのないよう留意する。

10 指定福祉避難所の指定・設置と管理、運営

- (1) 町は、必要に応じ要配慮者が必要な生活支援を受けられる等、安心して生活ができる体制を整備した指定福祉避難所を指定・設置し、当該避難所には相談等にあたる介助員等を配置し、日常生活上の支援に努める。
- (2) 指定福祉避難所の設置は、対象者の特性からできる限り短くすることが望ましいことから、福祉仮設住宅等への入居に努め、関係機関と連携を図り、社会福祉施設(社会福祉センター)等への入所等を積極的にあっせんし、早期退所が図れるように努める。

11 学校、病院等の避難対策

学校、病院等、要配慮者が滞在若しくは出入りする要配慮者利用施設の管理者は、予め施設の地理的条件及び施設配置状況を考慮して作成した避難確保計画により、災害時における避難の万全を期する。

なお、要配慮者利用施設は、次表のとおり。

《要配慮者利用施設》

No	施設名	住所	電話番号	洪水浸水	津波浸水
1	養護老人ホーム もくせい苑	上江 6956 番地 2	22-0835		
2	ケアハウス とんぼの里	上江 6956 番地 2	22-0190		
3	特別養護老人ホーム 鈴山荘	上江 6956 番地 2	22-0225		
4	地域密着型特別養護老人ホーム 望み苑	南高鍋 9118 番地 1	32-0077		
5	有料老人ホーム サクラ高鍋	上江 6649 番地 123	35-3525		
6	有料老人ホーム まちのなかおとんおかんの家	北高鍋 1089 番地	35-3531	区域内	
7	有料老人ホーム ひなた	持田 3171 番地 1	35-4500	区域内	区域内
8	サービス付高齢者住宅 しゅちんぼの濱	蚊口浦 6195 番地 6	35-3965		区域内
9	グループホーム なごやか	上江 1940 番地 2	23-4457	区域内	
10	グループホーム すいせん高鍋	上江 6649 番地 145	23-2351		
11	グループホーム メゾン・こもれび	北高鍋 4775 番地	22-1665	区域内	区域内
12	グループホーム 遊友	上江 1831 番地 2	26-1626		
13	介護老人保健施設なでしこ園	北高鍋 3225 番地	23-8023	区域内	区域内
14	なでしこ園通所リハビリセンター	北高鍋 3225 番地	23-8023	区域内	区域内

15	通所介護事業所めいりん	上江 6649 番地 123	35-3525		
16	鈴山荘デイサービスセンター	上江 6956 番地 2	22-0834		
17	デイサービス しゃちんぼの濱かめ家サテライト	蚊口浦 6036 番地		区域内	区域内
18	まちなかおとんおかんの家	北高鍋 1089 番地	35-3531	区域内	
19	じゅうじの家デイサービスセンター	北高鍋 1262 番地 1	22-5187	区域内	
20	デイサービス エンゼルたかなべ	持田 1741 番地 3	35-3325	区域内	区域内
21	通所介護 埴生の里	北高鍋 4773 番地	22-1661	区域内	区域内
22	デイサービス ほおのき	北高鍋 763 番地 1	35-3465	区域内	
23	デイサービス はーとふる	高鍋町 598 番地 3	23-0404	区域内	
24	デイサービス ルアナ	蚊口浦 5125 番地 1	35-3207	区域内	区域内
25	小規模多機能ホーム なぎのき	南高鍋 7161 番地 12	32-0205	区域内	
26	五感リハビリデイサービスひなた	持田 3171 番地 1	35-3344	区域内	区域内
27	グループホーム えがお高鍋	上江 2086 番地 12	23-5978		
28	指定共同生活援助等事業所 パセリ	上江 7654 番地 12	23-1182		
29	ハートヒルズ高鍋	南高鍋 6441 番地	30-2532		
30	グループホームせろり	上江 7801 番地 1	32-1414		
31	うからの里 高鍋事業所	上江 7778 番地	22-0031		
32	セサミ・メイツ	蚊口浦 1 番地 9	23-7691		
33	ぐらんま亭	蚊口浦 9 番地 1	35-3303		
34	障害福祉サービス事業所 しろはと工房	北高鍋 299 番地	22-0602	区域内	
35	サンプラス	南高鍋 6441 番地	32-7140		
36	ぐらんま茶寮	蚊口浦 1 番地 20	35-4301		
37	就労支援空と海	高鍋町 842 番地 8	30-3050	区域内	区域内
38	社会福祉法人石井記念友愛社 じゅうじの家	北高鍋 1261 番地 1	22-5187	区域内	
39	社会福祉法人あけぼの会 ももの木こども園	上江 1961 番地 3	23-0658		
40	社会福祉法人石井記念友愛社 やまばと保育園	上江 7676 番地 2	23-6480		
41	社会福祉法人石井記念友愛社 にっしん保育園	北高鍋 1264 番地	22-2404	区域内	
42	社会福祉法人石井記念友愛社 明倫保育園	南高鍋 566 番地 5	22-5286	区域内	
43	社会福祉法人あけぼの会 なでしこ保育園	持田 1600 番地 1	23-1515	区域内	
44	社会福祉法人久春福祉会 一真持田保育園	持田 2330 番地 8	22-1049		
45	高鍋町立 わかば保育園	北高鍋 3516 番地 11	23-0314	区域内	区域内
46	ヒマワリ保育園	上江 8129 番地	22-3682	区域内	
47	はぐはぐ子ども村高鍋	上江 7785 番地	32-9907		

第2章 災害応急対策計画  
第9節 避難計画

48	多機能型事業所あおいろ	北高鍋 787 番地 2			区域内
49	新ピスティス	南高鍋 9922 番地 1	56-6766		
50	ひなたかれっじ高鍋	南高鍋 6813 番地 5	30-1700		
51	放課後等デイサービスセンターももたろう	北高鍋 4591 番地	32-5633	区域内	区域内
52	G I F Twith	上江 8089 番地 2	32-8032		区域内
53	高鍋西小学校 放課後児童クラブ	上江 1951 番地	23-0047	区域内	
54	にっしん保育園 なかよし児童クラブ (にっしん保育園内)	北高鍋 1264 番地	22-2404	区域内	
55	認定こども園高鍋幼稚園 ひまわり児童クラブ (高鍋幼稚園内)	北高鍋 3341 番地	23-0355	区域内	区域内
56	高鍋東小学校 放課後児童クラブ	北高鍋 4600 番地	23-0035	区域内	区域内
57	なでしこ児童館 放課後児童クラブ (なでしこ児童館内)	持田 1600 番地 1	23-1519	区域内	
58	社会福祉法人石井記念友愛社 めいりん児童クラブ	南高鍋 569 番地 3	22-5286	区域内	
59	認定こども園 高鍋幼稚園	北高鍋 3314 番地		区域内	区域内
60	認定こども園 高鍋カトリック聖母幼稚園	北高鍋 755 番地 1	23-1500	区域内	
61	高鍋町立高鍋西小学校	上江 1951 番地	23-0047	区域内	
62	高鍋町町立高鍋東小学校	北高鍋 4600 番地	23-0035	区域内	区域内
63	高鍋町町立高鍋西中学校	持田 1524 番地	23-0872	区域内	
64	高鍋町町立高鍋東中学校	北高鍋 3321 番地	23-0046	区域内	区域内
65	宮崎県立高鍋高等学校	北高鍋 4262 番地	23-0005	区域内	区域内
66	宮崎県立高鍋農業高等学校	北高鍋 1339 番地 2	23-0002		
67	海老原総合病院	上江 207 番地	23-1111	区域内	
68	坂田病院	上江 8108 番地	22-3426	区域内	
69	河野産婦人科	北高鍋 2605 番地	22-0341	区域内	区域内
70	山口整形外科	北高鍋 3235 番地 3	22-3157	区域内	区域内
71	蟻塚クリニック	北高鍋 785 番地	23-2316	区域内	

## 第10節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達供給計画

### 第1款 基本方針

町は、災害による食料流通機構の麻痺、ライフラインの寸断等（水道等の給水施設の破壊あるいは汚染を含む。）により、被災者が自ら食料、飲料水及び生活必需品を得る手段がない場合に限り、町の備蓄等から食料、飲料水及び生活必需品を供給（生活必需品においては給与又は貸与）する。食料、飲料水及び生活必需品の供給は、町長（本部長）が行うことを原則とするが、町のみで困難な場合は、県に支援及び総合調整を要請する。

災害時において、食料の円滑な供給は、民生の安定に重要な役割を担っている。被害状況の把握とともに、必要食料の確保に努め、要請に応じて迅速に米穀等主食の応急配給、副食料の調達あつせんの措置を講ずる。

また、町は、災害時の主要食料を確保するため、関係業者と連絡を密にして調達可能量の把握と主食の供給、業務の適正かつ円滑な実施を図る。

### 第2款 食料の供給

#### 1 実施責任者

災害時における被災者及び災害応急対策要員に対する食料の供給は、町長（本部長）が行う（救助法適用の場合は、県知事の委任に基づく。）。

町長（本部長）は、予め災害時における食料供給計画（輸送に関する計画を含む。）を策定し、被災者の食料の確保と供給に努め、必要な食料の確保と供給が困難な場合は、県及び周辺市町村に対し、応援を要請する。

また、米穀・乾パンの買い受けを円滑に行えるよう、県農産園芸課及び政府指定倉庫の責任者等との連絡・協力体制の整備を図る。

#### 2 食料供給活動の流れ

##### (1) 食料供給の必要性の判断

町は、次の情報を収集し、被災者、応急対策等従事者に対する食料供給の必要性を判断する。

- ア 避難者の状況
- イ 医療機関、社会福祉施設等の状況
- ウ 応急対策等従事者の状況
- エ 電気、ガス及び水道の状況

##### (2) 食料供給の実施

町は、食料供給を必要と判断した場合、本項に示す食料応急配給の方法に従って食料の供給を行う。その際、高齢者、障害者、乳幼児等、医療機関の入院患者及び社会福祉施設の入所者に配慮する。また、食料の不足等により応援が必要な場合は、県に支援を要請する。

##### (3) 食料の備蓄

主要食料の備蓄は、「第1章 第7節 災害備蓄物資等整備計画」に定めるところによる。

##### (4) 食料の調達

食料の調達は、福祉班が町内業者から調達するが、災害の状況により不足する場合は、県に調達を要請する。

救助法が発動され、応急食料が必要な場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平

成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知)」に基づき、県に災害救助米の緊急の引渡要請を行う。

(5) 応急食料の緊急措置

町長(本部長)は、通信・交通の途絶により孤立したため県知事の指示が受けられない場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知)」に基づき、農林水産省政策統括官に対し、災害救助米の緊急の引渡要請を行う。この場合、町が直接農林水産省政策統括官に対し災害救助米の緊急の引渡要請を行った旨を、県知事に報告するものとする。

(6) 応急配給の方法

ア 主食の配給

主食の配給は、福祉班が行うものとし、人員、被災状況に基づき配分計画を作成する。大量の配給が必要な場合は県、日赤奉仕団等に応援要請を行う。

イ 副食の応急配給

副食の応急配給は福祉班が行い、副食の確保、配給の方法等については、災害の規模、状況等に応じた措置を講ずる。

(7) 配給区分

ア 避難所等に収容された者に対する給食は、避難所等ごとの管理責任者又は避難所長を通じて給食する。

イ 被災者に対する配給は町が直接配給するか、あるいは小売販売業者等を通じて配給する。

ウ その他災害対策に従事する者等に対する給食は、ア項に準じて福祉班が行う。

(8) 食料の給与は、被災者が直ちに食することができる現物による。

3 炊出し等の給与

(1) 炊出し及び食料の給与を実施する場合には、各現場にそれぞれ実施責任者を定める。

(2) 炊出しは、福祉班が日赤奉仕団、地域住民等の協力を得て行う。

(3) 炊出し及び食料給与のために必要な原材料、燃料等の確保は福祉班が調達を行う。

(4) 炊出し施設は可能な限り学校等の給食施設、自治公民館及び保育所等の既存施設を利用して炊出しを行う。なお、炊出し施設はできるだけ避難所と同一施設、又は避難所に近い施設を選定して設ける。

(5) 炊出し施設の選定にあたっては、予め所有者、又は管理者から了解を受けておく。

(6) 炊出しにあたっては、常に食料の衛生に留意する。

4 給与の種類、対象者及び期間等

(1) 種別

ア 炊出しの実施(乳幼児のミルクを含む。)

イ 食料の給与(一時縁故先等に避難する者に現物をもって、3日以内の食料を支給する。)

(2) 炊出し・食料給与対象者

ア 避難所等に収容された者

イ 住家の被害(全壊、全焼、流出、半壊、半焼、又は床上浸水等)により炊事のできない者

ウ 社会福祉施設の入所者等で施設が自ら食料の給与ができない者

エ 被害を受け一時縁故先等に避難する者で食料を喪失し持ち合わせのない者

オ その他、町長(本部長)が給与の必要を認めた者

(3) 給与品目及び数量

ア 給与品目は、米穀、又はその加工品副食料等被災者が直ちに食することができる現物による。

イ 給与数量は社会通念上の数量とし、1人1日換算、救助法の枠内とする。

- (4) 給与期間  
炊出しその他による食料給与期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、内閣総理大臣と協議して期間を延長することができる。
- (5) 救助法の適用における記録の保存  
救助法の適用により、町長（本部長）が県知事の委任に基づいて、炊出しその他の食料を給与する場合は、その責任者を指定するとともに、炊出し等の現場に実施責任者を定め、次の帳簿等を備え、必要な事項について記録を行うとともに、これを保存しなければならない。
- ア 救助実施記録日計表  
イ 炊出しその他による食料給与物品受払簿  
ウ 炊出し給与状況  
エ 炊出しその他による食料給与に関する証拠書類
- 5 調達・援助された食料の受け入れ、配給のための拠点となる施設の確保  
町は、災害が発生した場合において、調達又は援助された食料の受け入れ（集積）、配給を行うため、避難所等との調整を行った上で、体育館等の施設を確保し、食料管理に万全を期する。

### 第3款 飲料水の供給及び給水の実施

- 1 飲料水の供給
- (1) 対象者  
避難所等に収容された被災者及び在宅の被災者に限らず、災害のために現に飲料水を得ることができない者とする。
- (2) 給与の内容  
1人1日当たりの所要給水量は、3リットル程度とする。
- (3) 給与の方法  
ア 災害発生直後においては、容器等の不足等も考慮し、市販のペットボトル等被災者の飲料しやすい方法により供給することとするが、搬入経路が途絶している場合は、濾水器、浄水剤等の使用による飲料水の確保も考慮する。  
イ 給水車等により、隣接市町村から搬送による給水を行う。  
ウ 断水等が長期化する場合、避難所等や地域ごとに大型ポリタンクを設置するなど、被災者が適時給水を受けられるよう配慮する。
- 2 応急給水の実施
- (1) 公平で効率的な応急給水  
水道事業者は、水道施設の被災状況や断水状況等を迅速かつ的確に把握し、公平で効率的な応急給水を行う。
- (2) 応急給水基本計画  
水道事業者は、県内外他事業者等からの応援を有効かつ計画的に活用できるための応急給水基本計画を早急に立案する。
- (3) 作業体制の確保  
水道事業者は、被災時において早急な状況把握のもとに効果的な応急給水計画を立案するとともに、被災水道事業者と応援水道事業者の作業分担を明確にする等、迅速かつ効率的な応急給水を行う。
- (4) 重要施設の優先的給水  
水道事業者は、人工透析等最も水を必要とする医療機関、福祉施設及び避難所等の重要施設に

については、優先的に応急給水を行う。

### 3 応援要請

町のみでは飲料水の供給及び応急給水の実施が困難な場合は、協定に基づき県及び周辺市町村に応援を要請する。

## 第4款 上水道施設災害応急対策

### 1 応急対策要員・資機材の確保

原則として上下水道班の人員・資機材にて応急対策を実施するが、上下水道班のみでは応急及び復旧対策が困難な場合には、高鍋町管工事業組合等の協力を得て実施する。

### 2 応急処置

上下水道班は、災害発生後迅速に、次の応急処置を講ずる。

- (1) 汚物等の有害物混入防止（場合によっては使用一時中止）
- (2) 取水・導水・浄水施設の防護
- (3) 給水車等の応急給水法の確保（水道施設及び井戸等が飲料不能の場合）
- (4) 利用者への被害状況、注意事項等の広報

### 3 上水道施設の応急対策

#### (1) 取水施設

取水施設の被災に対しては、予め備えていた応急復旧用資材により応急復旧を行う。

#### (2) 浄水施設

ア 各浄水場は、原水処理能力の低下を防止するため、原水処理薬品類を備蓄して、所要の浄水能力を確保する。

イ 沈澱池、浄水池等の被害に対しては、応急復旧を行う。

#### (3) 送水ポンプ施設

ポンプ場には、送水のための応急措置をとるとともに、停電時の備えとして自家発電等による施設や機器の運転制御を行い、停電復帰後、速やかに加圧送水ができるよう努める。

#### (4) 送水施設

ア 圧力管路の被害に対しては、直ちに本復旧を行う。

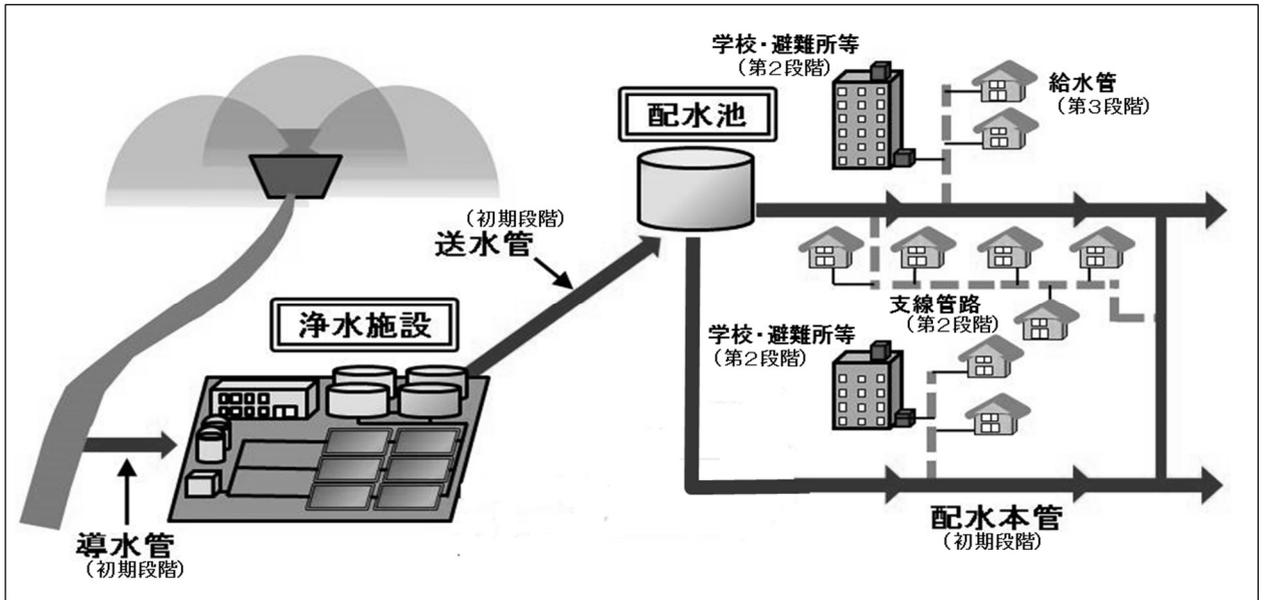
イ 自然流下管路の被害に対しては、本復旧を行う。

### 4 応急復旧対策要領

応急復旧工事は、上下水道班が高鍋町管工事業組合等の協力を得て、復旧部隊を構成し、実施する。ただし、被害の状況により近隣市町等に応援を要請する。

なお、復旧イメージについては、次図のとおり。

《応急復旧イメージ》



(1) 応急復旧工事の順序

段 階	内 容
初期段階 (被災後概ね5日以内)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 導水管の調査及び復旧（仮設配管等の対応含む）</li> <li>2 送水管の調査及び復旧（仮設配管等の対応含む）</li> <li>3 配水管（幹線管路）の調査及び復旧（仮設配管等の対応含む）</li> </ol> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                     復旧部隊：                      ・調査員（危険箇所、漏水箇所の調査）                      ・監督員（工事監督、弁操作）                 </div>
第2段階 (被災後概ね6日以降)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 緊急に水を要する施設（病院、社会福祉施設等）に対する給水については仮設配管等で対応する。</li> <li>2 緊急拠点配水地点、学校及び公民館等の避難所において臨時給水を行う。</li> <li>3 配水支管及び給水管の調査を行い、復旧工事を実施の上、通水する。以上の作業を繰り返し継続する。（修理箇所の調査は、配水エリアを限定しながら順次給水区域を拡大する。）</li> </ol>
第3段階	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各家庭に水栓柱を設置する。</li> <li>2 順次、宅地内漏水の修理を行う。</li> </ol>

(2) 配水管網図の整備及び保管

応急復旧工事に備え、配水管網図を整備しておくとともに、あらかじめ工事支援者に分散保管させておく。

第5款 生活必需品等の供給

1 責任体制

- (1) 被災者に対する生活必需品等の給与又は貸与の計画（配給計画を含む。）の作成と実施は、町長（本部長）が行う。
- (2) 生活必需品等の被災者への配給は、次に示す配給責任者が行う。

ア 指定避難所

管理責任者又は避難所長

- イ 各行政区  
行政事務連絡員
- ウ その他の施設  
施設管理責任者

2 給与又は貸与の必要品目及び必要量の判断

町は、次の事項についての情報を収集し、被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量の判断を行う。

- (1) 被災者の状況
- (2) 医療施設、社会福祉施設の状況
- (3) 商工観光業、商店街（町内業者）の状況

3 給与又は貸与の実施

町は、2項により必要と判断された生活必需品等を、備蓄物資、流通在庫及び町内業者等から調達確保し、給与又は貸与を実施する。

町のみでは調達確保が困難な場合は、国、又は非常本部等に対し物資の調達を要請し、又は県及び周辺市町村等に対し応援を要請する。

なお、応援を要請する際は、必要物資、必要品目を明示する。要請を受けた関係機関は、その時点で把握している供給可能な物資のリスト等を提示する。

(1) 物資調達先

- ア 町内民間業者（町で調達が困難な場合、県及び周辺市町村等に要請）
- イ 日赤宮崎県支部（救援物資）

(2) 調達又は援助された生活必需品等の受け入れ、配給のための拠点となる施設の確保

町は、災害が発生した場合において、調達又は援助された生活必需品等の受け入れ（集積）、配給を行うため、避難所等との調整を行った上で、体育館等の施設を確保する。

4 救助法の規定による各基準

(1) 対象者

- ア 住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水した者
- イ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- ウ 被服、寝具その他の生活必需物資が無い場合、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 給与又は貸与品目

- ア 寝具（毛布等）
- イ 日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレトペーパー、簡易トイレ、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティシュペーパー、ウェットティシュ、紙おむつ等）
- ウ 様々なサイズの衣料品（作業着、下着、靴下、運動靴等）
- エ 炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）
- オ 食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等）
- カ 光熱材料（ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等）
- キ 車椅子・松葉杖・補聴器・白杖・ストマ装具などの補装具類
- ク 女性や乳幼児等に対して必要と思われる物資（生理用品、紙おむつ用品、粉ミルク用品離乳食用品、抱っこ紐、授乳用ポンチョ等）
- ケ その他（ビニールシート等）

(3) 給与又は貸与の限度額

1世帯当たりの救助物資の給与又は貸与の額は、毎年度厚生労働省社会・援護局保護課が発表する費用の限度額以内とする。

(4) 給与又は貸与の期間

災害発生の日から10日以内に完了とする。ただし、特別の事情があるときは、内閣総理大臣に協議して期間の延長を行うことができる。

(5) 給与又は貸与の方法

ア 県知事の示す基準に従い、救助物資を被災者に給与及び貸与する。

イ 交通途絶等、特別な事情のため、知事において救助物資を輸送することができない場合は、知事の指示する範囲で被災者に救助物資を給与又は貸与する。

ウ 一括購入又は調達物資から放出し、福祉班が主体となって分配し、配給責任者又は避難所長が配給する。

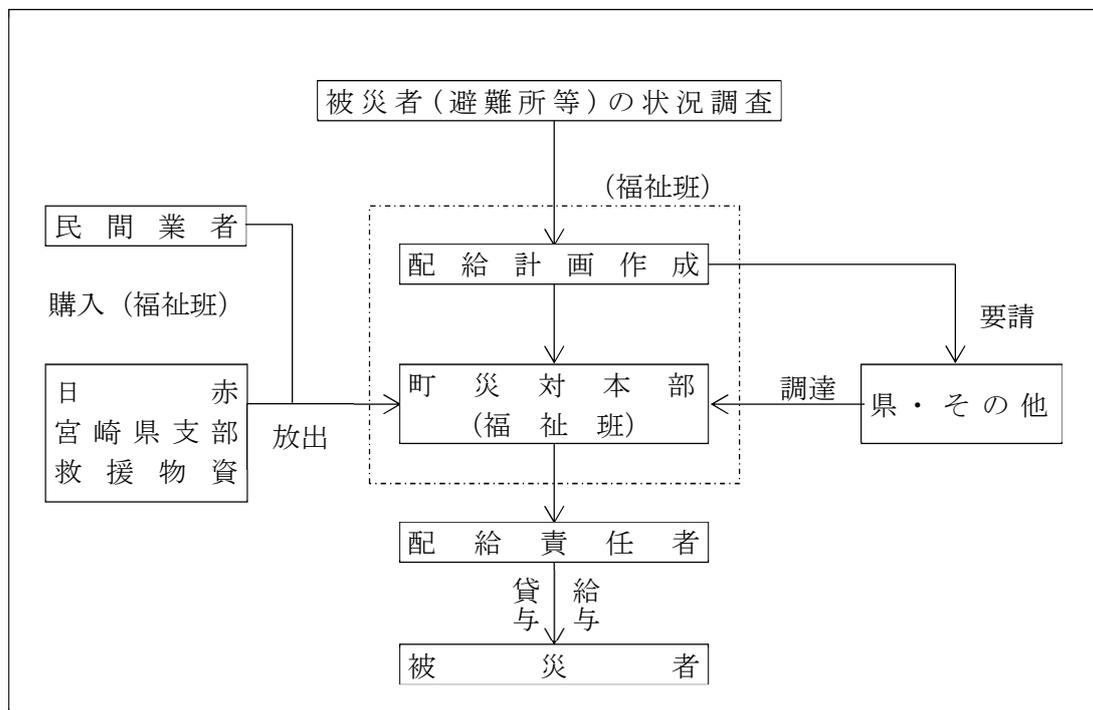
エ 被災者に衣料、生活必需品、その他物資を給与又は貸与するときは、被害の状況、被災人員及び被災者の世帯構成員等を十分調査して、物資の品目数量を決定する。

オ 避難所等における避難者への給与又は貸与に関しては、各避難所の管理責任者又は避難所長が避難者数等を把握し、数量を算出する。

カ 災害時の混乱した際に、正確な被害の状況、被災人員及び世帯構成員等を把握することが困難な場合は、応急的に町の平均世帯構成員数等により算出する。

キ 生活必需品等の配給要領は、下図のとおり。

《生活必需品等の配給要領》



## 第11節 防疫、清掃、衛生対策計画

### 第1款 基本方針

町は、被災地域における感染症の予防、環境の悪化を防止するため、迅速かつ的確な防疫活動を行うとともに、良好な衛生状態保持のため、清掃、し尿処理等必要な清掃活動を行う。

また、食中毒を未然に防止するため、食品取扱施設に対し、安全で衛生的な食品を提供するよう、監視・指導を行う。

第2款 防疫対策

1 防疫部隊及び検病調査部隊の設置

(1) 防疫部隊・検病調査部隊の編成

感染症患者の発生状況を的確に把握し、患者、保菌者の早期発見に努め、患者への入院の勧告等適切な予防措置を講じるため、防疫活動及び検病調査を実施する。

ア 防疫部隊の編成

環境班は、保健所、医師会の協力を得て、防疫実施のための防疫部隊を編成する。

イ 検病調査部隊の編成

福祉班は、保健所、医師会の協力を得て、検病調査のための検病調査部隊を編成する。

ウ 各部隊の編成基準は、次のとおり。

《防疫部隊・検病調査部隊の編成基準》

区分	主管	活動内容	編成人員	
防疫部隊	町災対本部 (福祉班・環境班) 児湯医師会	消毒、ねずみ族・昆虫 駆除等の防疫活動	衛生技術者	1名
			担当員	2~3名
検病調査部隊	西都市・西児湯 医師会 高鍋保健所	感染症の予防及び応 急対策活動	助手(事務)	1~2名
			医師	1名
			保健師(看護師)	2~3名
			事務	1~2名

2 防疫措置情報の収集・報告

町は、警察及び消防機関等との連携を図り、被害状況等の情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域又は場所を把握し、相互に情報の伝達を行う。また、医療機関は、被災者に係る感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合又は疑いのある場合は、町又は保健所への通報連絡を迅速に行う。

なお、適切な防疫措置を講じるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にする。

3 感染症予防活動

(1) 感染症の患者等に対する措置

町及び県等の関係機関は、被災地に感染症が発生した場合、速やかに予防措置をとるとともに、罹患者については入院等の治療措置をとる。

(2) 検病調査活動

目的	方法	留意点
感染症の患者の早期発見	被災地域全域での調査活動	感染症発生地域、避難所 等、浸水地域等を優先
感染症のまん延防止	健康診断(必要に応じ実施)	

(3) 健康診断

町及び県等の関係機関は、検病調査の結果、必要があるときは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下「感染症法」という。)第17条の規定による健康診断を実施する。

(4) 臨時予防接種

予防接種の必要がある場合は、予防接種法第6条の規定により、臨時予防接種を実施する。

4 防疫活動

(1) 町の災害防疫業務内容

町は、知事の指導又は指示に基づき、防疫活動を実施する。

- ア 予防教育及び広報活動の強化
- イ 清潔方法及び消毒方法の周知
- ウ ねずみ族・昆虫等の駆除
- エ 家庭用水の供給
- オ 避難所の衛生管理及び防疫指導

(2) 県が行う災害防疫業務内容

感染症患者への入院勧告等

(3) 防疫対策

- ア 停電等のため、原材料や製品の冷蔵保存が不十分となる危険性があるため、氷の使用その他の方法で食品関係の鮮度保持に努める。
- イ 使用水の不足に伴い、汚染の危険性があるため、消毒液等による手洗いを励行する。
- ウ 汚水の侵入等の危険性があるため、災害後の地下水の使用を差し控える。

(4) 消毒方法

対象	消毒場所	消毒方法
飲料水	井戸	次亜塩素酸ソーダの投入
	上水道	塩素滅菌処理の実施
家屋内	炊事場等	逆性石鹼の使用
	床下等	クレゾール散布
家屋外	溝渠	塵芥の焼却

(5) 消毒薬剤所要量及び算出基準

区分	薬剤の種類	算出の基礎量
床上浸水 (半壊を含む)	クレゾール	1戸当り 200ml
	殺虫用粉剤	1戸当り 500g
	次亜塩素酸ソーダ	井戸1箇所 200ml
床下浸水	クレゾール	1戸当り 100ml
	殺虫用粉剤	1戸当り 500g
	次亜塩素酸ソーダ	井戸1箇所 200ml

(6) ねずみ族・昆虫等の駆除

町長（本部長）は知事の指示を受けて、感染症法第28条に基づいて、ねずみ族・昆虫等の駆除を行う。

(7) 避難所等の衛生管理及び防疫指導

町は、避難所等を開設したときには、避難所等における防疫を徹底する。このため、避難所等内における衛生に関して自治組織を編成させ、その協力を得て以下の事項により防疫の万全を期する。

- ア 避難所等の清掃及び消毒の実施
- イ 避難者に対する検病調査の実施(1日1回)
- ウ 給食従事者に対する健康診断の実施(なるべく専従者とする)
- エ 配膳時の衛生保持、残廃物、厨芥等の衛生的処理の指導

- オ 飲料水等の水質検査の実施指導(使用の都度消毒)
- カ 避難所等における衛生に関する自治組織編成の指導

(8) 防疫用資器材等

町は、災害時の防疫措置に必要な消毒薬品・資機材等を迅速に調達する。また必要に応じ、業  
業団体、周辺市町村及び県等の協力を求める。

5 薬剤等の調達

薬剤等は、保健所、医薬品メーカー及び卸売業者から調達・購入するものとし、緊急の場合は、  
町内の薬局等から購入する。

6 他機関に対する応援要請

被害が甚大なため、町単独での防疫活動が困難な場合には、県、日本赤十字社、県医師会及び周  
辺市町村等の関係機関に応援を要請する。

7 報告、記録、整備

(1) 町は、災害防疫活動を実施したときは、防疫活動状況をとりまとめ、又は必要な事項を調査し、  
県にその都度電話及び文書をもって報告する。

(2) 町は、災害防疫活動が完了したときは、すみやかに県に報告する。

(3) 記録の整備

記録は、次の書類を準備しておく。

- ア 被害状況報告書
- イ 防疫活動状況報告書
- ウ 防疫経費所要見込額調及び関係書類
- エ 清潔方法及び消毒方法に関する書類
- オ ねずみ族昆虫駆除等に関する書類
- カ 家用水の供給に関する書類
- キ 患者台帳
- ク 災害防疫作業日誌(作業の種類及び作業量、作業に従事した者、実施地域及び期間・実施後  
の反省、その他参考事項を記載する。)

8 その他

その他、災害防疫の実施にあたっては、新たな通知等が出されるまでの当面の間、「災害防疫の  
実施について」(昭和40年衛発第302号厚生労働省公衆衛生局長通知)により行う。

### 第3款 清掃対策

1 清掃活動の実施

災害の状況に応じ、次の事項に重点を置き、清掃活動を実施する。

(1) ごみ処理収集計画

ア ごみ処理

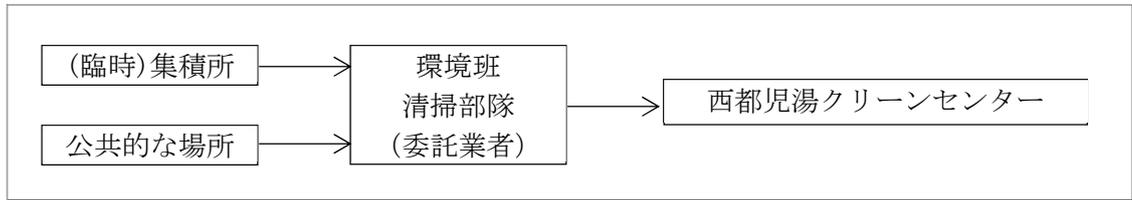
町又は周辺市町村等の応援により必要な清掃車を確保し、ごみを収集するとともに、収集し  
たごみは必要に応じて埋立て処分する等、環境保全上支障のない方法で行う。また、倒壊家屋  
の解体によるがれき等についても、仮置場の確保とそれらに通じる搬送路の選定等について  
速やかに対処する。

なお、ごみの収集、運搬及び処分にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定め  
る基準に可能な限り準拠し、実施する。

イ 実施方法

災害時に発生したごみは、住民の協力を得て収集するとともに、環境班が清掃部隊を編成し、臨時集積所や道路・公園等の公共的な場所について、委託業者と連携して収集処理にあたる。収集したごみは、次に示すごみの収集処理系統により処理する。

《ごみの収集処理系統》



ウ 清掃部隊（班）の編制

清掃部隊（班）の編制は、次のとおり。

なお、部隊（班）の編制及び数については、災害の規模により適宜定めるものとする。

《清掃部隊（班）の編制》

塵芥運搬車	1 台
作業員	3～4名
器具	スコップ、フォーク、ごみ箒、ほうき他

(1 班当たり)

(2) し尿収集処理計画

ア し尿処理

(ア) 速やかに、し尿処理施設の応急復旧に努め、し尿収集の計画が可能になるまでの間、住民に対して仮設便所等で処理するよう指導する。

(イ) 必要に応じて収集したし尿は、県及び周辺市町村の協力を得て処理する。

(ウ) その他所要の計画に基づいて実施する。

イ 処理場

災害時のし尿は、委託業者を被災地に重点的に配置して、効率的な収集処理にあたる。収集したし尿は、次の処理場にて処理する。

設置者	施設名	型式	処理能力	所在地	TEL
高鍋・木城衛生組合	高鍋・木城衛生組合衛生センター	二段活性汚泥処理方式 (低希釈法)	40k1/日	大字持田1334-65	23-0592

(3) 仮設共同便所の設置

専門業者及び自衛隊等の協力のもと、仮設便所の設置場所、数量等を確保できるよう体制を整え、設置する。

2 緊急汲取りの実施

町は、便槽等が使用不能となった地域に対し、応急的に部分汲取りを実施する。

3 へい獣処理

必要に応じて家畜伝染病の予防のための消毒、その他の衛生処理を実施するとともに、高鍋保健所長の指示に従い、環境衛生上支障のない場所に収集し焼却等の方法で処理する。

また、逸走した危険な動物等の危険防止に努め、関係機関と協力し、その捕獲と処理の検討を行う。

4 がれきの処理

(1) 災害廃棄物処理計画の策定と処理方針

町は災害発生に伴うごみ及び災害後に発生するごみの排出量を推計するとともに、災害後の収集運搬能力及び処理能力を勘案して、総合的な災害時の「高鍋町災害廃棄物処理計画」を策定する。

災害時の廃棄物の処理は、原則として、通常利用の処理施設等により焼却及び破碎処理による最終処理を実施する。町で対応できない場合は、町有地等に一時保管場所を設けるほか、九州各県等も含め広域的な相互協力体制を要請する。

(2) 被害情報の収集と全体処理量の把握

災害発生後、町は損壊建物数等の情報を収集し、がれき処理の必要性を調査し、速やかに全体処理量を把握するとともに「高鍋町災害廃棄物処理計画」に基づいた処理計画を定め、同時に県に連絡する。

(3) 作業体制の確保

ア 人員、資機材等の確保

町は、がれき処理の実施に必要な人員、資機材等の確保に努める。

イ 応援要請

町は、県、近隣市町村及び民間の廃棄物処理事業者等に応援を要請する。

(4) 処理の実施

ア 撤去作業

町は、災害等により損壊した建物から発生したがれきについて、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に撤去することとする。

イ 中間処理施設、最終処分場及び仮置き場の確保

町は、損壊家屋からの解体廃棄物、がれき、残骸物の処理に長期間を要する場合、選別、保管、焼却ができる処理施設並びに仮置き場の確保に努める。また、破碎、分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図るとともに、最終処分までのルートを確保する。

#### 第4款 下水道施設災害応急対策

1 応急対策要員・資機材の確保

上下水道班は、被災した下水道施設について、速やかに応急復旧対策を実施する。

上下水道班のみでは応急復旧対策が困難な場合には、高鍋地区建設業協会等の協力を得て実施する。

2 下水道施設の応急対策

災害により被害を受けた下水道施設については、速やかに復旧することとするが、水洗トイレ等が使用不可能になった場合に対処するため、必要により、臨時の貯留場所の設置、あるいは共同の仮設トイレを設ける等の対策を講ずる。また、処理場への搬入については、計画的に行うよう努める。

(1) 管渠

ア 下水管渠の被害に対しては、汚水の疎通に支障のないように迅速に応急措置を講じるとともに、本復旧の方針を定める。

イ 工事施工中の箇所については、業者に被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、状況に応じて現場要員、資機材の補給を行う。

ウ 可搬式の排水ポンプ等の資機材は、所要量を整備・調達し、応急対策にあたる。

(2) ポンプ場及び処理場

ア 停電のため処理場機能が停止した場合、自家発電機等によってポンプ及び処理施設等の運

転を行い、機能停止による排水及び処理不能事態がおこらないようにする。

イ 特に防護の必要のある施設に対しては、洪水その他の災害に備え、所要の資機材を調達し、応急復旧を行う。

## 第5款 衛生対策

### 1 食品衛生管理

町が行う食品衛生管理は、次のとおりである。

- (1) 食品関係営業施設の実体把握及び監視指導
- (2) 避難所等数の把握及び避難所等における食品衛生指導及び啓発
- (3) 炊き出し施設等の衛生指導
- (4) 避難所等用弁当調理施設等の監視指導
- (5) 飲料水の衛生確保

### 2 入浴サービス及び仮設風呂の設置

災害による家屋の倒壊及びライフラインの寸断等により、入浴施設が使用不可能となり、住民生活において衛生及び健康上の問題が発生するおそれがある場合は、入浴サービス及び応急仮設風呂を設置する。

#### (1) 入浴サービス

ア 公衆浴場のあっせん

- (ア) めいりんの湯の被災現状の把握
- (イ) あっせんの方策等、受け入れ体制を協議する。

イ 入浴施設の確保

町内の大型浴槽を有する施設等が使用可能な場合、施設管理者の協力を求め、入浴サービスを実施する。なお、ライフラインの復旧工事等の見通しが立たず、町内の大型浴槽を有する施設が使用不能となった場合は、隣接市町の大型浴槽を有する施設等に協力を求める。

#### (2) 仮設風呂の設置

町内の大型浴槽を有する施設の利用を図るほか、必要に応じて避難所等の敷地内に仮設風呂の設置を検討する。

ア 仮設風呂の設置

仮設施設（大型浴槽、ユニットバス、シャワー施設）の建設は、事業所又は自衛隊に要請する。

イ 給水及び燃料の確保

水道、ガス及び電気等のライフラインの復旧工事に併せて、危機管理班が主体となり、入浴施設への給水及びボイラー等の燃料の供給について給水施設管理者と協議し、移動給水車、燃料輸送可能車両等により供給を確保する。

## 第12節 行方不明者等の搜索、遺体収容埋葬計画

### 第1款 基本方針

災害による行方不明者、死亡者の遺体を判明しないまま放置することは、人道上からも許されないことであり、混乱期に民心の安定を図る上からも、行方不明者等の搜索等は早急に実施する必要がある。

るため、町は、関係機関及び関係団体と緊密な連絡を取り、迅速に実施する。

## 第2款 行方不明者等の搜索、遺体収容埋葬計画

### 1 行方不明者等の搜索等

#### (1) 行方不明者の搜索

##### ア 行方不明者相談所の開設

災害発生後、警察署等は行方不明者相談所、行方不明者相談ダイヤル及び行方不明者情報受付サイトを開設して、行方不明者の搜索及び迷い人の保護に関する相談活動を行うとともに、行方不明者届の受理を行う。

##### イ 安否照会への対応

把握した避難者等についての名簿を作成し、安否の照会に対応する。その際、個人情報の保護に留意する。

なお、安否情報の照会においては、「安否情報システム」を利用する。

##### ウ 行方不明者の氏名公表

迅速かつ適切な搜索活動に資するため、必要に応じ、行方不明者の氏名を公表するものとする。ただし、氏名の公表は、親族又は同居者による公表拒否の意思表示がない者及び住民基本台帳事務における支援措置（住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知）関連）を必要としない者に限る。

なお、親族又は同居者による公表可否の意思表示については、当該親族又は同居者の本人確認を確実にを行うこと等に留意するものとする。

#### (2) 遺体の搜索

町は、遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者の搜索は、福祉班が主体となり、警察、海上保安部の協力を得て、消防機関、自主防災組織、地域住民及びボランティア等と連携して搜索を行う。

### 2 遺体の確認

#### (1) 遺体の安置（検視前）

発見された遺体は、町が警察官及び海上保安官と協議して、寺院等適切な場所に安置する。

身元不明の遺体については、人相、所持品及び着衣等の特徴を写真撮影することはもとより、遺品を適切に保存するとともに、歯科医師会の協力を得て身元の確認に努める。

#### (2) 遺体の処置

遺体の処置は、町が県及び警察等関係機関と連携して実施する。

ア 災害により死亡した遺体発見の場合、又は届出がなされた遺体については、死体取扱規則（平成25年国家公安委員会規則第4号）に基づき、警察は所要の遺体の検視調書を添えて、遺族又は町長に引渡す。町長は、その後において必要に応じて遺体の処置を行う。

イ 変死体については、直ちに警察官に届け出、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）に定める検視を待って遺体の引渡しを受け、遺体の処置を行う。

#### (3) 遺体について医師による死因、その他医学的検査を実施する。

#### (4) 検視及び医学的検査を終了した遺体については、概ね次により処置する。

ア 遺体識別のため遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置を行う。

イ 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬できない場合においては、遺体を特定の場所（寺院等の施設の利用、又は寺院等の敷地に仮設）に収集、安置し、埋葬等の処置をするまで一時保存する。

(5) 身元不明の遺体に対する措置

身元不明遺体については、警察、宮崎海上保安部と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を写真撮影することはもとより、遺品を適切に保存するとともに、歯科医師会の協力を得て身元の確認に努める。

(6) 遺体の安置（検視及び検案後）

ア 町は、被害地域周辺の適切な場所（寺院、公共建物及び公園等）に遺体の安置所を設置する。

イ 町は、検視及び検案が終了した遺体を安置所に移送し納棺する。

ウ 町は、遺体引取の申し出があったときは、警察官立合のもと、死体処理票、遺留品処理票によって確認の上引き渡すとともに、火葬許可証を発行する。

3 遺体の埋火葬

(1) 遺体の埋火葬

遺体の埋葬については、町が実施し、原則として火葬する。町は、棺・骨壺等を支給する。

死亡者が多数のため、町の遺体搬送車及び火葬場で対応できない場合、周辺市町村への協力要請により、必要数の確保を図る。

なお、町の火葬場については、次のとおり。

施設名	能力	所在地	TEL
西都児湯斎場（再生の杜）	10体／1日	西都市大字南方6545-1	0983-41-1761(休日:1778)

(3) 車両・必要資材の確保

処置・埋葬に必要な車両・資材は環境班等が、関係業者の協力により確保する。

(3) 埋葬の期間

災害発生の日から10日以内とする。期間が10日を超える場合は、県を通じて内閣総理大臣と協議するものとする。

4 記録の保存

町において、知事の委任に基づく遺体の搜索、処置及び埋葬を実施した場合は、必要な帳簿等を備え、記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

なお、整備すべき書類は、「本章 第19節 第4款 第3項 整備すべき書類」による。

## 第13節 警備計画

### 第1款 基本方針

町は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、関係機関と緊密な連携のもと、住民の生命、身体及び財産を保護し、社会公共の安全と秩序の維持にあたるものとする。

### 第2款 町の役割

災害時における住民の生命、身体及び財産を保護し、もって社会公共の安全と秩序の維持にあたるため、次の処置を講ずる。

1 応急対策措置の実施

町長（本部長）は、災害応急対策に関して、高鍋警察署長と緊密な連携をとるものとする。

2 警察への協力要請

町長（本部長）が警察官の協力を求める場合は、原則として高鍋警察署長に対して行う。

### 第3款 警察の任務

災害時に警察が行う警備活動は、次に示す事項について実施する。なお、実施の際の警備体制や方法等は、「県防災計画」及び「宮崎県警察災害警備基本計画」による。

#### 《災害時における警察活動》

- |    |              |
|----|--------------|
| 1  | 被災情報の収集及び伝達  |
| 2  | 被災者の救出救助     |
| 3  | 被災住民の避難誘導    |
| 4  | 警戒区域の設定      |
| 5  | 緊急交通路の確保     |
| 6  | 行方不明者の捜索     |
| 7  | 死体の検視及び身元確認  |
| 8  | 犯罪の予防・検挙     |
| 9  | 被災地及び避難場所の警戒 |
| 10 | 被災地における必要な広報 |
| 11 | その他必要と認める措置  |

## 第14節 交通対策計画

### 第1款 基本方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、警察（県公安委員会）、道路管理者等と相互に協力して交通に関する情報を迅速に把握し、災害応急対策を的確、円滑に行うため、必要な措置を行う。

### 第2款 陸上の交通対策

#### 1 被害状況の把握

道路や橋梁のパトロールを強化し、次の点に留意し、被害状況を早期に把握する。

- (1) 道路の損壊状況
- (2) のり面の土砂や樹木の崩落状況
- (3) 側溝等の流水状況
- (4) 橋梁の滞留物の状況
- (5) 道路占有物(併せて水道・電力施設等)の被害状況

#### 2 交通規制の実施

##### (1) 規制の種別

県、町又は県公安委員会は、道路の破損、決壊その他の状況により、通行禁止又は制限の必

要があると認めるときは、禁止又は制限の対象区間の指定、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合は適当な迂回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障のないよう措置をとる。また、災害時において、緊急輸送を実施しようとする場合は、予め日時、種別、輸送量、車両種別、発着地、経路及び事由を県又は県公安委員会に連絡する。

(2) 実施機関等

次の実施機関等と連携し、必要な措置をとる。

実施機関等	規制の理由等	根拠法令
道路管理者 国道…国土交通大臣 県道…知事 町道…町長	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められた場合 2 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認められる場合	道路法 第46条
県公安委員会	災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認められる場合	基本法 第76条
県公安委員会 警察署長（区間又は期間の短いもの）	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合	道路交通法 第4条及び 第5条
警察官	道路の損壊、火災の発生、その他事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通 第6条

(3) 実施時期

- ア 異常気象時に道路の通行が危険であると認められたとき
- イ 災害等により交通に危険が予想されるとき
- ウ 災害を発見しあるいは通報等により覚知したとき（規制を行うときは関係機関に連絡すること。）

3 道路の確保

災害応急対策用資機材や物資、要員の輸送等を迅速に行うため、次の措置を講じ、災害現場や避難所に通ずる道路の確保を行う。

- (1) 障害物の除去
- (2) 被災箇所の応急復旧
- (3) 迂回路の確保

4 災害応急対策のための交通規制

(1) 緊急通行車両以外の交通規制

県公安委員会は、本町又はこれに隣接し若しくは近接する市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう緊急に措置を講じる必要があると認めるときは、基本法第76条第1項の規定により、道路の区間（災害が発生し、又は発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあつては、区域又は道路の区間）を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

(2) 放置車両等の移動

町長は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとし、運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

5 車両運転者の責務の周知

町は、災害発生時に運転者がとるべき措置について、次の事項を周知徹底する。

(1) 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動すること

- ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること

- イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること
- ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと
  - やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉めドアはロックしないこと
  - なお、駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しないこと
- (2) 基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に至る運転者は次の措置をとること
  - ア 速やかに車両を次の場所に移動させること
    - (7) 道路の区間を指定して交通規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間外の場所
    - (4) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、区域外の場所
  - イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に寄せて駐車する等、緊急通行車両の通行の妨げとならない方法により駐車すること
  - ウ 通行禁止区域等内において、警察官等の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること
    - その際、警察官等の指示に従わないとき、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合やむを得ない限度において車両等を破損することがあることを理解しておくこと

### 第3款 帰宅困難者への対応

町は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。

#### 1 帰宅困難者対策

##### (1) 町及び事業所等の帰宅困難者対策の推進

町及び事業所等は、帰宅困難者の保護、情報の収集・伝達、食料の備蓄等、災害の状況に応じた帰宅困難者対策を推進する。

##### (2) 避難行動要支援者

避難行動要支援者に対しては、避難誘導、介護支援、その他の対策を推進する。

##### (3) 児童・生徒等

児童・生徒等が在校中の時は、授業、部活動等中止し、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに避難させ、二次災害等の恐れがなくなり、安全が確認された後に保護者への引き渡し体制を確立する。また、登下校時は、速やかに指定された避難所へ避難するよう指導する。

##### (4) 事業者等

来客者や従業員へは、地震情報提供を行い、施設の安全確認、従業員・来客者の安全確認・安全確保を図り、来客者を施設内の安全な場所へ誘導し、一斉帰宅の抑制に努める。

##### (5) 集客施設

不特定多数の集客施設は、来客者に施設内での待機の案内や安全な場所への案内、または誘導を行い、一斉帰宅の抑制に努める。

#### 2 情報・収集伝達体制の構築

##### (1) 町は、鉄道・バス会社、放送機関及び防災関係機関等と連携し、運行状況や道路交通情報の

収集・伝達体制を確立する。

- (2) 町は、関係機関と連携し、幹線道路沿いを中心に、徒歩帰宅者への情報提供拠点を確保する。

### 3 安否確認手段の確保

- (1) 町は、個人の安否確認として、災害用伝言ダイヤルの普及・啓発を図る。  
(2) 町は、遠隔地の親戚や知人等を中継地にした個人的な電話連絡拠点の普及・啓発を図る。  
(3) ラジオやテレビによる安否情報等放送メディアの活用促進を図る。

### 4 飲料水・食糧等の備蓄

- (1) 町は、帰宅困難者用に一定量の備蓄・調達体制の充実を図る。  
(2) 町は、事業所に対し、従業員用として3日分の備蓄を要請する。

### 5 代替交通手段の確保

町及び関係機関は、交通途絶に備え、JR、バス輸送等の代替交通手段を検討する。

### 6 住民への啓発

町及び事業所等は、多様な手段により必要な啓発を図る。

- (1) 徒歩帰宅に必要な装備等  
(2) 家族との連絡手段の確保  
(3) 徒歩帰宅経路の確認等について  
(4) 防災訓練において帰宅困難者対策訓練を盛り込み、参加を要請する。

## 第15節 障害物除去計画

### 第1款 基本方針

被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、住居又は周辺に運ばれた障害物を除去するとともに、人員等の輸送が円滑に行われるように、主要道路等の障害物の除去を行う。

### 第2款 障害物の除去

#### 1 責任体制

- (1) 災害により排出された障害物除去の計画の作成と実施は、町長（本部長）が行う。但し、救助法が適用された場合には、知事の委任に基づき、町長（本部長）が行う。  
(2) 河川等にある障害物の除去は、河川等の管理者が行う。

#### 2 障害物除去の対象

障害物の除去の対象は、次に該当する場合で、町長（本部長）が必要と認めるときとする。処理の期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、厚生労働大臣の承認（特別基準）を得て延長する事ができる。

- (1) 障害物のため、日常生活が営み得ないか又は一時的に居住できない状態であること  
(2) 自らの資力では障害物の除去ができない者であること  
(3) 災害により、住家が半壊又は床上浸水の被害を受けた者であること

#### 3 障害物除去の方法

町は、自らの組織、労力及び機械器具を用い、又は建設業者等の協力のもと、速やかに障害物の除去作業を行う。

また、除去作業は、緊急な応急措置の実施上、やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、

事後支障の起こらないよう配慮し、次の要領で行う。

- (1) 必要資機材を現物供与する。
  - (2) 住居に運び込まれた障害物  
居室、炊事場及び便所等の日常生活を可能にする程度の除去を、必要資機材を持って行う。
  - (3) 交通遮断の障害物  
ア 障害物の発生が予想される箇所を適宜巡視し、障害物を発見した場合は、速やかに除去する。  
イ 道路上の障害物又は河川、橋梁における流木等の障害物は、速やかに必要資機材をもって行う。
- 4 障害物除去の協力依頼  
町のみでは障害物の除去を実施することが困難な場合は、県及び関係機関に協力を求めて実施する。
- 5 資機材及び人員の確保  
町はスコップ、ロープ、その他障害物除去に必要な機械器具及び所要人員の確保に努めるとともに、町が保有していない機械等を必要とする場合は、県及び協力機関へ協力を依頼する。
- 6 除去した障害物の処理
- (1) 除去した障害物は、原則として町長（本部長）の指示する場所で処理する。
  - (2) 除去した障害物の集積場所  
ア 再び人命、財産に被害を与えない安全な場所を選定する。  
イ 道路交通の障害とならない場所を選定する。  
ウ 盗難の危険のない場所を選定する。  
エ 工作物等を保管した場合は、保管を始めた日から14日間、工作物名その他必要事項を公示する。
- 7 費用の負担等  
費用の負担等については救助法が適用された場合を除き、原則として町の負担とする。但し、災害の規模、程度等により障害物の除去を受ける者に負担させることができる。
- 8 記録  
県知事の委任に基づいて、町が障害物の除去を実施した場合は、必要な帳簿等を備え記録を行うとともに、これを保存しなければならない。  
なお、整備すべき書類は、「本章 第19節 第4款 第3項 整備すべき書類」による。

## 第16節 災害広報計画

### 第1款 基本方針

被害の状況及び応急対策あるいは復旧等に関する情報の広報については、町及び関係機関が迅速かつ的確に、被災地住民をはじめ一般住民に広報を行い、民心の安定と速やかな復旧に資する。

### 第2款 広報体制の整備

- 1 広報体制の整備  
町及び関係機関は、次により広報体制の整備を図る。

- (1) 広報重点地区（各災害危険地区）の把握
- (2) 地区住民の（災害時避難行動要支援者の）把握
- (3) 広報・広聴担当者の習熟
- (4) 広報文案の作成
- (5) 広報優先順位の検討
- (6) 伝達ルートが多ルート化

## 2 広報施設の整備・拡充

町及び関係機関は、次の広報設備の整備・拡充を図り、住民に対する災害広報を実施する。

- (1) 防災行政無線
- (2) その他の無線放送施設
- (3) 広報車・消防団車両
- (4) 有線放送施設
- (5) 関係資機材等
- (6) 情報配信システム
- (7) 町ホームページ及び町フェイスブック

## 3 住民等からの問い合わせに対する対応

- (1) 相談窓口の開設

避難指導対策部は、大規模災害の発生等により、住民からの問い合わせや相談等に対応するため、役場内に相談窓口を開設する。細部は、避難指導対策部長の所定とする。

- (2) 業務

相談窓口においては、次のような相談に応じるとともに、問い合わせや相談等の情報をもとに住民が必要としている行政サービスや解決すべき問題等の把握を行う。

問い合わせ、相談内容	担当課
安否確認	町民生活課
仮設住宅への入居申請	建設管理課
住宅応急修理の相談	
医療相談	健康保険課
生活相談等	危機管理課
災害によって生じる法律問題	
罹災証明に関する問い合わせ	
税の減免に関する問い合わせ	税務課

## 第3款 広報要領

### 1 住民に対する広報

町は、広報する内容の文案及び優先順位を予め定め、直ちに地域住民への広報を行う。

- (1) 被災地住民に対する広報内容

町及び防災関係機関は、被災地の住民の行動に必要な次の情報を優先的に広報する。

- ア 災害に関する注意報・警報及び指示等に関すること
- イ 火災防止の呼びかけ（通電火災の防止、ガス漏れの警戒、放火警戒等）
- ウ 避難指示が発令されている地域、避難指示の内容

- エ 流言・飛語の防止の呼びかけ
- オ 安否情報に関すること
- カ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- キ 近隣の助け合いの呼びかけ
- ク 自主防災組織等に対する活動実施要請に関すること
- ケ 避難所等及び救護所の開設状況
- コ 応急仮設住宅の供与に関すること
- サ 電気・電話・ガス・上下水道の被害状況、復旧状況
- シ 鉄道、バスの被害状況、運行状況
- ス 救援物資、食料、飲料水の配布等の状況
- セ 炊き出しに関する情報
- ソ し尿処理、衛生に関する情報
- タ 被災者への相談サービスの開設状況
- チ 死体の安置場所、死亡手続き等の情報
- ツ 臨時休校等の情報
- テ ボランティア組織からの連絡
- ト 全般的な被害状況
- ナ 防災関係機関が実施している対策の状況
- ニ 災害応急復旧の見通しに関すること

(2) 被災地外の住民に対する広報内容

町及び防災関係機関は、被災地外の住民に対して、被災地での応急対策が円滑に行われるようにするための協力の呼びかけを中心に広報を行う。また、必要に応じて、被災地住民向けの情報と同様の内容についても広報する。

- ア 避難指示が発令されている地域及びその内容
- イ 流言、飛語の防止の呼びかけ
- ウ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- エ 被災地への見舞い電話自粛の呼びかけ（被災地外の知人、親戚への被災者の安否情報の伝言の呼びかけ）
- オ ボランティア活動への参加の呼びかけ
- カ 全般的な被害状況
- キ 防災関係機関が実施している対策の状況

2 報道機関に対する広報及び報道要請実施要領

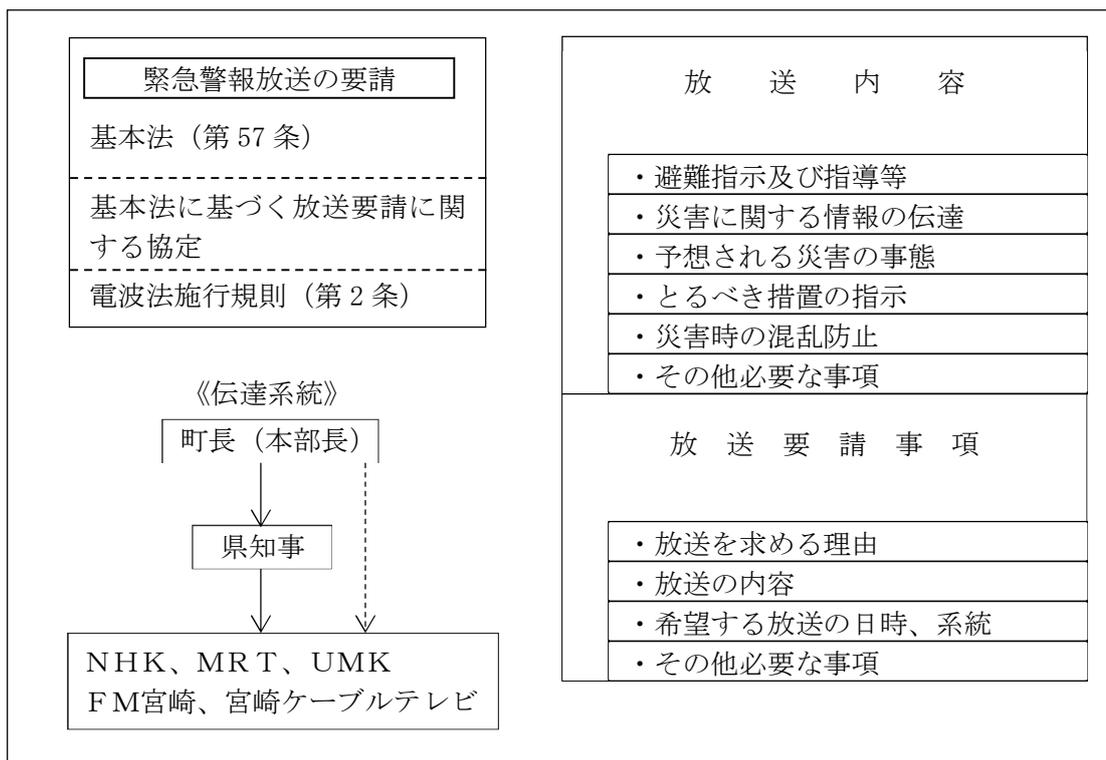
(1) 放送機関に対する広報要請計画

基本法第57条に基づき、県と各放送局とで定められた協定手続きにより放送を求める。町長（本部長）は、放送を必要とするときは各報道機関に放送の依頼を行い、併せて、県にも同様の内容で放送要請した旨を連絡する。

(2) 報道要請実施要領

放送機関への放送要請要領は、次表を基準とし、原則として県を窓口として要請を行う。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合は、町長（本部長）から直接依頼し、事後、県・報道機関に文書を提出する。

《放送機関への放送要請要領》



(3) 報道機関に対する災害情報の発表項目は、次のとおりである。

- ア 災害の種別
- イ 発生日時及び場所
- ウ 被害の状況
- エ 応急対策実施状況
- オ 住民に対する避難指示の状況

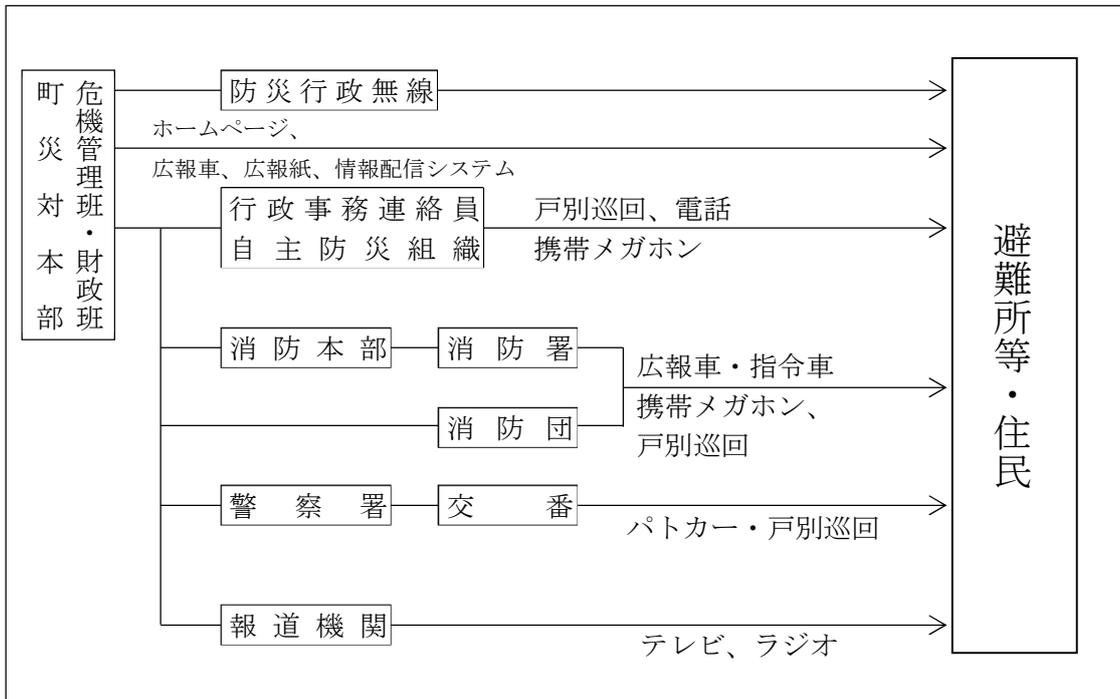
第4款 広報の実施方法

町及び関係機関は、効果的な実施方法を適宜選択し、速やかに次に掲げる広報活動を行う。

- 1 報道機関による広域広報
- 2 広報車等による現場広報
- 3 行政事務連絡員及び自主防災組織等における広報
- 4 避難所等における派遣広報
- 5 広報紙の掲示・配布等による広報
- 6 防災行政無線による広報
- 7 情報配信システムによる広報
- 8 町ホームページ及び町フェイスブックによる広報

なお、災害広報伝達経路及び方法は、次表のとおり。

《災害広報伝達経路及び方法》



第17節 気象予報・警報等伝達計画

第1款 基本方針

町内に災害の発生のおそれのある場合、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいて発表される注意報及び警報並びに水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災気象通報等を、町、関係機関及び住民に迅速かつ確実に伝達するため、伝達システムを定めて適切な防災対策の実施を図る。

第2款 予報・警報等の種類・基準

情報の収集及び伝達事項は、概ね次の内容である。各班は、各種情報の緊急性、重要性等を判断し必要な措置をとる。

なお、地震災害及び津波災害における情報の収集及び伝達システムは、第3編及び第4編で取り扱う。

- 1 気象予報・警報等異常現象・災害情報の入手
- ↓
- 2 災害情報の防災関係職員への伝達 【第2編第2章第3節】 参照
- ↓
- 3 災害による被害情報の収集・伝達 【第2編第2章第3節】 参照
- ↓
- 4 避難指示の発令 【第2編第2章第8節】 参照
- ↓
- 5 住民への広報 【第2編第2章第15節】 参照
- ↓
- 6 避難指示に係る誘導 【第2編第2章第8節】 参照

1 注意報・警報の種類及び発表基準等

(1) 注意報・警報等の定義及び種類

注意報	<p>県内のいずれかの地域において災害が起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づき、宮崎地方気象台が一般及び関係機関に対して注意を喚起するために発表する。</p>	<p>&lt;気象注意報種別&gt; 大雨・洪水・強風・風雪・大雪・波浪・高潮・雷・濃霧・乾燥・なだれ・低温・着氷(雪)・霜</p>
警報	<p>県内のいずれかの地域において重大な災害が起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づき、宮崎地方気象台が一般及び関係機関に対して警戒を喚起するために発表する。</p>	<p>&lt;気象警報種別&gt; 大雨(浸水害/土砂災害)・洪水 暴風・暴風雪・大雪・波浪・高潮</p>
気象情報	<p>気象官署が気象等の予報に関係のある台風、その他の異常気象等についての情報を一般及び関係機関に対して具体的・速やかに発表するものをいい、宮崎地方気象台が発表する、宮崎県気象情報並びに宮崎県記録的短時間大雨情報もこれに含まれる。</p>	
特別警報	<p>警報基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、最大限の警戒を喚起するために発表する。</p>	

(2) 警報・注意報発表基準一覧表

町	府県予報区		宮崎県		
	一次細分区域		北部平野部		
	市町村等をまとめた地域		西都・高鍋地区		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	25	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	167	
	洪水	流域雨量指数基準		鳴野川流域=8.2, 宮田川流域=12.7, 切原川流域=12.9	
		複合基準 *1		小丸川流域=(12, 35.4)	
		指定河川洪水予報による基準		小丸川 [小丸大橋]	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s	
			海上	25m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う	
			海上	25m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm		
	波浪	有義波高	6.0m		
	高潮	潮位	2.0m		
	注意報	大雨	表面雨量指数基準		16
土壌雨量指数基準			108		
洪水		流域雨量指数基準		鳴野川流域=6.5, 宮田川流域=10.1, 切原川流域=10.3	
		複合基準 *1		鳴野川流域=(8, 5.2), 宮田川流域=(12, 8.1), 切原川流域=(10, 9.6), 小丸川流域=(8, 31.9)	
		指定河川洪水予報による基準		小丸川 [小丸大橋]	
強風		平均風速	陸上	12m/s	
			海上	15m/s	
風雪		平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う	
			海上	15m/s 雪を伴う	
大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm		
波浪		有義波高	2.5m		
高潮		潮位	1.6m		
雷		落雷等により被害が予想される場合			
濃霧		視程	陸上	100m	
			海上	500m	
乾燥		最小湿度 40%で、実効湿度 65%			
なだれ	積雪の深さ 100 cm以上で、次のいずれか 1) 気温 3℃以上の好天 2) 低気圧等による降雨 3) 降雪の深さ 30cm 以上				
低温	夏期：平年より平均気温が 4℃以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上続くと予想される場合 冬期：平野部で最低気温-5℃以下 山沿いで最低気温-8℃以下				
霜	11月20日までの早霜、3月20日以降の晩霜 最低気温 4℃以下				
着氷・着雪	大雪警報・注意報の条件下で、気温-2℃~2℃、湿度 90%以上				
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	120mm		

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値

## 2 各情報の基準

### (1) 全般気象情報・九州南部地方気象情報・宮崎県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

### (2) 土砂災害警戒情報

県と宮崎地方気象台は、気象業務法第11条の規定に基づく大雨警報の解説と、基本法第40条及び第55条に基づく地域防災活動に即した町への通知を統合した土砂災害警戒情報を関係機関へ通知する。

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、町長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、又、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的とするものであり、町は土砂災害警戒情報が発令されたときは、直ちに住民へ防災行政無線等で伝達する。

なお、土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではなく、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地滑り等については、発表対象とするものではないことに留意する。

### (3) 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨（1時間120mm以上）を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。

### (4) 顕著な大雨に関する情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報。この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル4相当以上の状況で発表される。

### (5) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト（下降気流）等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに県単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

## 3 注意報・警報の地域細分発表について

気象情報に伴う災害の発生が予想される地域を技術的に特定することができ、それが防災上、必要と考えられる場合には、次のとおり地域を細分して注意報・警報を発表する。

### (1) 一次細分区域

県北部平野部

### (2) 市町村等をまとめた地域

西都・高鍋地区

### (3) 二次細分区域

町

## 4 気象情報の役割

気象情報の機能は、次の2つに大別される。

### (1) 災害発生の可能性を前もって知らせるアラーム的機能

(2) 観測結果、気象状況等を簡潔な表現で速報して、更なる警戒を呼び掛ける速報的機能

5 火災気象通報

火災気象通報とは、宮崎地方気象台長が消防法第22条に基づき、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに県知事に通報するものである。県知事はこの通報を受けたときは、直ちにこれを東児湯消防組合管理者に通報しなければならない。これを受けた東児湯消防組合管理者は、必要と認めた場合に火災警報を発令する。火災気象通報の基準は、次のとおり（どちらかを満たす場合。）。

- (1) 実効湿度（※）が60%以下でかつ最小湿度が40%以下となり最大風速が7m/sを超える見込みのとき。
- (2) 平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき（降雨中降雪中は、通報  
 ※実効湿度とは、木材の乾燥の程度を表す指数で、数日前からの湿度を考慮に入れて計算したものである。  
 実効湿度や最小湿度が低くなると、火災の発生する危険性が高くなる。

6 火災警報

火災警報とは、消防法に基づいて東児湯消防組合管理者が火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災予防上危険であると認めるとき、住民に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。火災警報発令の基準は、次のとおり。

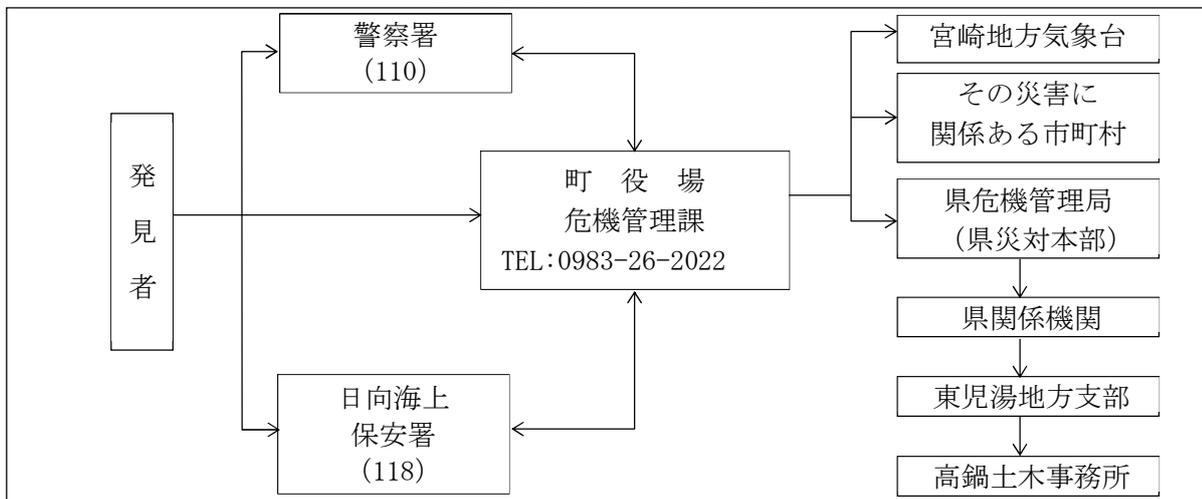
- (1) 消防法の規定により県知事から火災気象通報を受けたとき
- (2) 気象の状況が火災の予防上危険であると認めたとき

第3款 注意報・警報等の通報・伝達系統

1 異常現象発見時の通報（基本法第54条関連）

- (1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を町長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。
- (2) 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに町長に通報しなければならない。
- (3) 通報を受けた町長は、宮崎地方気象台、県危機管理局及びその他関係機関に通報しなければならない。
- (4) 異常現象発見時の系統図は、次のとおり。

《異常現象発見時の系統図》



(5) 異常現象とは、概ね次に掲げる自然現象をいう。

事項	現象	備考
気象に関する事項	著しく異常な気象現象	大雨、大雪、竜巻、強い降ひょう等
地象に関する事項	頻発地震	数日以上にわたり、頻繁に感じるような地震
水象に関する事項	異常潮位・異常波浪・増水	著しく異常な潮位、波浪、増水

2 気象予報・警報等伝達計画

(1) 気象予報・警報等の伝達計画

ア 宮崎地方気象台が発表する気象予報・警報等は、県知事からの伝達系統に従い、県総合情報ネットワーク等にて町（危機管理課）及び消防本部等に伝達される。

イ 気象予報・警報や異常現象の伝達を受けた職員は、直ちに危機管理課長に報告する。

危機管理課長は町長に報告し、指示を受けるとともに、町災対本部を設置する場合はその指示等を各対策部に伝達する。

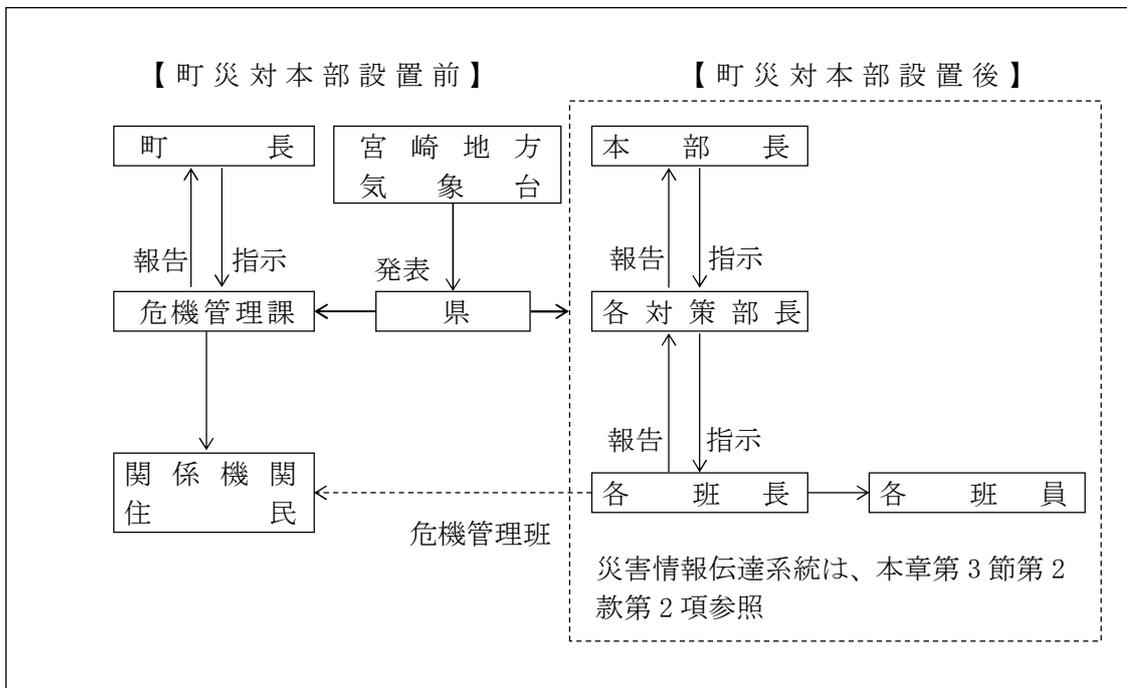
ウ 町災対本部設置後、伝達系統図に従い、各対策部長は各班長へ、各班長は各班員に指示を行う。

エ 関係機関への連絡は、原則として電話にて行うこととするが、不必要な混乱を避けるため、連絡相手は各機関の責任者（又は責任者の指定した者）とする。

オ 住民に広く、かつ早急に伝達する必要がある場合には、防災行政無線による広報を行う。

カ 気象予報・警報等の伝達系統は、次のとおり。

《気象予報・警報等の伝達系統》



(2) 伝達内容

- ア 町災対本部等の設置及び廃止に関すること
- イ 被害状況把握に関すること
- ウ 関係機関へ連絡を必要とする被害状況に関すること
- エ その他防災上、必要と認められること

3 町から住民への周知方法

町は、本計画に基づき関係住民に対し、必要と認められる予報・警報だけでなく、予測される

事態及びこれに対して取るべき措置の伝達周知を行う。これらの一般的な周知方法は、次のとおり。

- (1) 町防災行政無線による放送
- (2) 電話・口頭による戸別連絡
- (3) 広報車・消防団車両による広報
- (4) 防災情報配信システム、緊急速報メールを利用した電子メールによる広報
- (5) 町ホームページ及び町フェイスブックによる広報

## 第18節 災害ボランティア活動支援計画

### 第1款 基本方針

大規模な災害が発生した場合、応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、県、市町村及び防災関係機関だけでは、十分に対応できないことが予想される。

このため、町は、被災者の生活救援のため、災害ボランティアの協力を得ることにより、被害拡大の防止を図る。

また、町、町社会福祉協議会が中心となって、災害ボランティアの善意が効果的に活かされるよう活動を支援、調整する。

### 第2款 災害ボランティア活動の受け入れ

#### 1 受け入れ窓口の設置

- (1) 災害発生後、町社会福祉協議会に「高鍋町災害ボランティア・センター」を設置し、中間支援組織（ボランティア団体、NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害ボランティアの受け入れ体制を確保するとともに、被害状況や災害ボランティアのニーズ等に関する情報の提供を広く行う。また、全国的支援組織との連絡調整や災害ボランティア情報の集約や、発信・受信基地としての機能を構築し、必要なスタッフの確保を図る。
- (2) 町における措置

高鍋町災害ボランティア・センターと連携し、災害ボランティアの受け入れ及び登録を行う。

#### 2 災害ボランティアの参加協力

町は、県、日本赤十字社、町社会福祉協議会及び関連NPO法人等と連携し、災害ボランティアに関する情報の収集及びニーズの把握を行うとともに、情報を示して災害ボランティアの参加・協力を求め、労務の提供を受ける。

また、災害ボランティアの受け入れに際して、老人介護や外国人との会話力等災害ボランティアの技能等が効果的に活かされるように配慮する。

なお、参加・協力を求めることができる団体は、次のとおり。

- (1) 日本赤十字奉仕団
- (2) 青年団
- (3) 町婦人団体連絡会等
- (4) 大学等の学生・生徒
- (5) 教職員
- (6) 災害救助活動に必要な専門技能を有する者

- (7) その他関連 NPO 法人等の各種ボランティア団体
- 3 登録・活動体制の確立  
災害ボランティアの活動は、あくまでも自主性を尊重するものとし、活動の方針決定や人員の派遣等の業務はボランティア調整機関に委ねる。  
町社会福祉協議会が中心となり、ボランティア団体及び個人登録等を取りまとめ、活動体制確立する。
- 4 活動環境の整備  
町は、災害ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じて災害ボランティアの活動拠点を提供する等、その支援に努める。  
また、ボランティア調整機関が立ち上がるまでの間の支援及び活動しやすい環境づくりや、活動が長期化した場合の支援及び条件整備を行う。
- 5 高鍋町災害ボランティア・センターの業務  
高鍋町災害ボランティア・センターは、次の業務を行う。
- (1) 町災対本部との連携による災害情報の収集及び提供
  - (2) 全国的支援組織やボランティア団体との連絡調整
  - (3) 災害ボランティア・ニーズの把握及び情報提供
  - (4) 災害ボランティアの活動情報の集約・受入管理
  - (5) 活動に関する事前研修（活動形態・内容等）
  - (6) 被災者のボランティア・ニーズの把握
  - (7) ボランティアの受け入れ、ボランティア活動保険加入手続き
  - (8) ボランティアと支援を必要とする地域住民のコーディネート
  - (9) 被災状況、被災者のニーズの把握と関係機関へ情報提供、支援要請
  - (10) 障害者（児）、高齢者等の要支援者の状況確認
  - (11) その他、外部ボランティア組織や地元ボランティアのネットワークを形成し活動を支援

### 第3款 災害ボランティア活動の内容

町が、町社会福祉協議会、県を通じて協力依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。  
なお、活動内容の選定にあたっては、災害ボランティアの意志を尊重して決定する。

#### 《協力依頼する活動内容》

区 分	活 動 内 容
専門ボランティア	1 土砂災害警戒区域等の調査（斜面判定士） 2 医療介護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、介護士、看護師等） 3 要配慮者等の介護（手話通訳、介護士） 4 特殊車両操作（大型重機運転資格者等） 5 外国語通訳 6 消防活動（消防団員、救急救命士） 7 心理治療（カウンセラー）

一般ボランティア	<ol style="list-style-type: none"><li>1 救援物資の整理、仕分け、配分</li><li>2 避難所の運営補助</li><li>3 炊き出し</li><li>4 清掃</li><li>5 要配慮者等の介護、生活支援</li><li>6 その他危険のない軽作業</li></ol>
----------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 第4款 災害ボランティア支援・連携

##### 1 情報交換

町災対本部は、災害による被害や避難者の状況や町災対本部の活動状況等の情報を提供し、災害ボランティア活動が効果的に行われるよう、緊密な連携を図る。また、町災対本部は、災害ボランティアで把握した情報についても積極的な受け入れを行い、被害状況の全体像の把握に努める。

##### 2 活動拠点等の提供

町災対本部と災害ボランティアとの情報交換が適切に行えるよう、町社会福祉協議会が確保した災害ボランティア調整機関の活動拠点に必要な資機材を備える。

##### 3 災害ボランティア準備体制

被害の状況により、災害ボランティア活動への申し出が多数あった場合、町災対本部は次の措置をとり、ボランティア機能の迅速な立ち上がりと能力が十分に発揮されるよう、連携に努める。

- (1) 災害ボランティア調整機関が機能するまでの活動等の問い合わせへの対応
- (2) 受け入れ体制として活動拠点の準備
- (3) 広報紙等による募集要領等の広報
- (4) ボランティア調整機関の運営に関する協力及び連絡調整

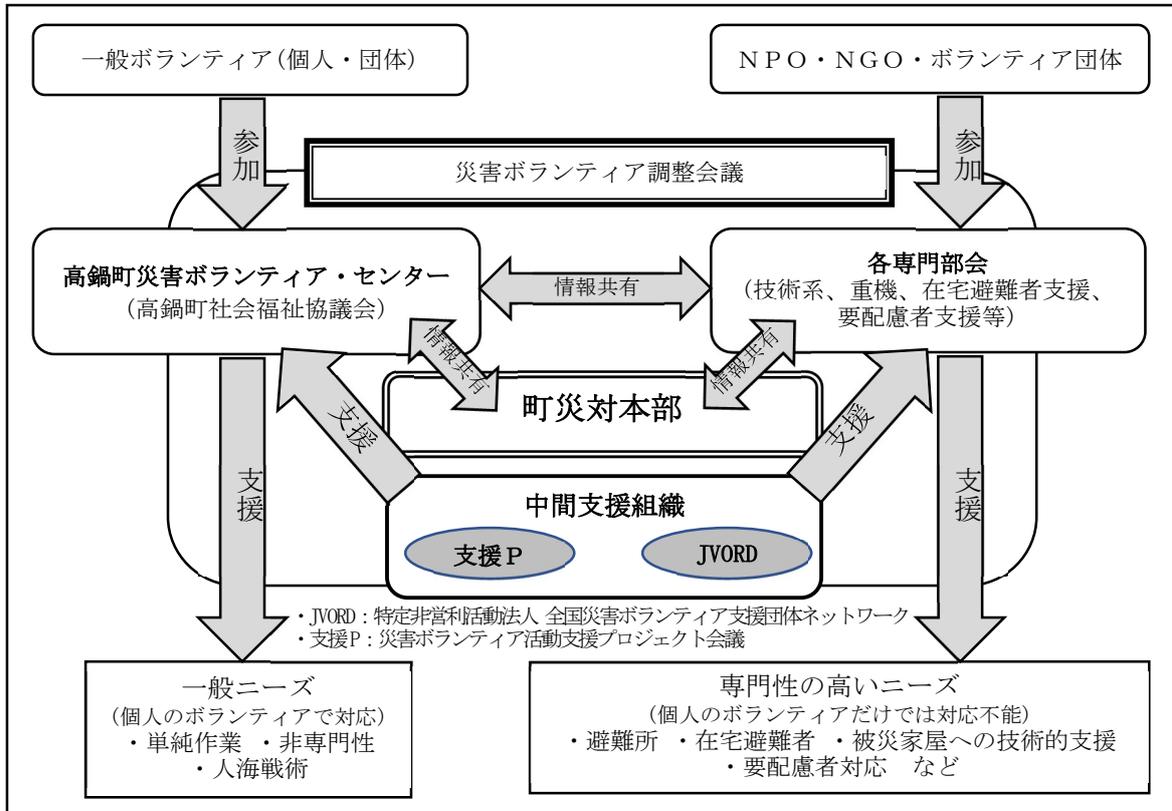
##### 4 ボランティア保険への加入

福祉班は、町社会福祉協議会と協力して、登録した災害ボランティアをボランティア保険に加入するように手続きを行う。

5 災害ボランティア活動の流れ

災害ボランティア活動体制の流れは、次のとおり。

《災害ボランティア活動の流れ》



第19節 救助法適用計画

第1款 基本方針

救助法の適用については同法、同法施行令及び基本法の細則の定めにより、必要と認めるときは、速やかに所定の手続きを行う。

第2款 救助法の適用基準等

1 救助法の適用基準は、次による。（救助法施行令（以下「令」という。）第1条第1項）。

《救助法の適用基準》

指標となる被害項目等	適用基準	該当条項
町内の住家（注1）が滅失した世帯の数	町50世帯以上（注2）	第1項 第1号
県内の住家が滅失した世帯の数、そのうち町内の住家が滅失した世帯の数	県内1,500世帯以上かつ町25世帯以上	第1項 第2号
県内の住家が滅失した世帯の数、そのうち町内の住家が滅失した世帯の数	県7,000世帯以上かつ町多数	第1項 第3号

災害が隔絶した地域で発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする省令で定める特別の事情（右記）があり、町内の住家が多数滅失した場合	被災者に対する食料品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とする場合（注3）	第1項 第3号
多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、省令の基準（右記）に該当する場合	1 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合（注4） 2 被災者に対する食料品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とする場合（注5）	第1項 第4号
南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合	住民が事前避難を行った場合	第1項 第4号

（注1）「住家」

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備等を有しているものは、それぞれを「1住家」として取扱う。

（注2）「世帯」及び滅失世帯の算定

世帯とは生計を一つにしている実際の生活単位をいい、住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。半壊等については、令第1条第2項の規定により以下のとおり、みなし換算を行う。

- 1 住家が全壊、全焼又は流失した世帯は1とする。
- 2 住家が半壊、半焼したものにあっては2世帯を持って1とみなす。
- 3 住家が床上浸水又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯にあっては、3世帯を持って1とみなす。

（注3）該当事例の内容

- 1 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給がきわめて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法等を必要とする場合
- 2 有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのために特殊の技術を必要とされる場合

（注4）該当事例の内容

火山噴火、有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合

（注5）該当事例の内容

- 1 交通路等の途絶のため多数の登山者等を放置すれば飢餓状態に陥る場合
- 2 火山噴火、有毒ガス発生等のため多数の者が危険にさらされている場合

2 滅失世帯の算定方法は、次による。

《滅失世帯の算定方法》

	住家被害状況	算定根拠
滅失住家 1世帯	全壊（全焼・流出）	1世帯
	半壊（半焼）	2世帯
	床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能の状態	3世帯

### 3 被害認定基準

被害認定基準は、次による。

#### 《被害認定基準》

被害区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの
	災害関連死者	死者のうち、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）
	負傷	災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるもの
住家被害	全壊、全焼又は流失	住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的損害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも
	半壊又は半焼	損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的損害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも
	大規模半壊	半壊又は半焼のうち、損壊部分はその住宅の延床面積の50%以上70%未満、又はその住家の損害割合が40%以上50%未満のも
	中規模半壊	半壊又は半焼のうち、損壊部分はその住宅の延床面積の30%以上50%未満、又はその住家の損害割合が30%以上40%未満のも
	準半壊	損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的損害を住家全体に占める割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のも
	準半壊に至らない（一部損壊）	

#### 第3款 救助法の適用手続

##### 1 救助法の適用申請

町域内の災害が救助法の適用基準のいずれかに該当、又は該当する見込みであるときは、町長は直ちにその旨を県知事に報告し、口頭により救助法の適用を申請する。

##### 2 適用の特例

災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、町長は、救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに県知事に報告するものとする。その後の処置に関しては、県知事の指揮を受ける。

#### 第4款 救助の実施

##### 1 救助の実施

救助法に基づく救助は、知事が実施する。この場合、町長は知事の補助機関として救助を実施する。

なお、救助法の適用に至らない災害についての被災者の救助は、本計画に定めるところにより、町長が実施する。

##### 2 救助の種類

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊出しその他による食品の給与
- (4) 飲料水の供与
- (5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (6) 医療
- (7) 助産
- (8) 被災者の救出
- (9) 被災した住宅の応急修理
- (10) 学用品の給与
- (11) 埋葬
- (12) 死体の搜索
- (13) 死体の処理
- (14) 障害物の除去

### 3 整備すべき書類

救助法適用に際し整備すべき書類は、次表のとおり。

《救助法適用に際し整備すべき書類》

救助の種類	整備すべき書類	
避難所の設置	1 避難者名簿 2 救助実施記録日計表 3 避難所用物資受払簿	4 避難所設置及び避難生活状況 5 避難所設置に要した支払証拠書類及び物品受払証拠書類
応急仮設住宅の供与	1 救助実施記録日計表 2 応急仮設住宅台帳 3 応急仮設住宅用敷地賃借契約書 4 応急仮設住宅使用賃借契約書	5 応急仮設住宅建築に係る原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等 6 応急仮設住宅建築に係る工事代金等支払証拠書類
炊出しその他による食品の給与	1 救助実施記録日計表 2 炊き出しその他による食品給与物資受払簿	3 炊き出し給与状況 4 炊き出し用品借用簿 5 購入代金等支払証拠書類
飲料水の供与	1 救助実施記録日計表 2 給水用機械器具、燃料、浄水用薬品資材受払簿	3 飲料水の供給簿 4 飲料水供給のための支払証拠書類
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	1 救助実施記録日計表 2 物資受払簿 3 物資の給与状況	4 物資購入関係支払証拠書類 5 備蓄物資払出証拠書類 (注1)
医療	1 救助実施記録日計表 2 医薬品衛生材料受払状況 3 救護班活動状況 4 病院、診療所医療実施状況及び診療報酬に関する証拠書類	5 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類 (4及び5は、県から委任を受けた場合)
助産	1 救助実施記録日計表 2 衛生材料等受払状況	3 助産台帳 4 助産関係支払証拠書類(注2)
被災者の救出	1 救助実施記録日計表 2 被災者救出用機械器具燃料受払簿	3 被災者救出状況記録簿 4 被災者救出用関係支出証拠書類
被災した住宅の応急修理	1 救助実施記録日計表 2 住宅の応急修理記録簿 3 住宅の応急修理のための契約書、仕様書等	4 住宅の応急修理関係支払証拠書類
学用品の給与	1 救助実施記録日計表 2 学用品の給与状況	3 学用品購入関係支払証拠書類 4 備蓄物資払出証拠書類
埋葬	1 救助実施記録日計表 2 埋葬台帳	3 埋葬費支出関係証拠書類
死体の捜索	1 救助実施記録日計表 2 捜索用機械器具燃料受払簿	3 死体の捜索状況記録簿 4 死体捜索用関係支出証拠書類
死体の処理	1 救助実施記録日計表 2 死体処理台帳	3 死体処理費支出関係証拠書類
障害物の除去	1 救助実施記録日計表 2 障害物除去の状況	3 障害物除去支出関係証拠書類
その他	1 生業資金貸付台帳 2 輸送記録簿 3 施行令第4条1号～4号及び5号～10号までに規定する者の従事状況	4 扶助金の支給状況 5 損失補償費の状況 6 法第19条の補償費の状況

(注1) 法による物資と義援物資は実際上も書類上も明確に区分しておくこと。

(注2) 救護班が助産を行った場合は、助産台帳とは別に、救護班活動状況にも明らかにしておくこと。

### 第5款 災害救助による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、令に定めるとおりであるが、救助の期間については、やむを得ない特別の事情があるときは、応急救助に必要な範囲内において厚生労働大臣の承認を得て延長することがある。

### 第6款 基本法の定める応急措置

基本法及び関係法令に定めるもので、災害が発生し、又はまさに発生しようとするときの、町長の応急措置は、次のとおりである。

#### 1 応急措置についての責任（基本法第62条第1項）

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとするときは、法令、又は本計画の定めるところにより、消防、水防、救助、その他災害の発生を防御し、災害の拡大を防止するために必要な応急措置を速やかに実施する。

#### 2 出動命令（基本法第58条）

町長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令、又は本計画の定めるところにより、消防機関若しくは関係職員等に出動準備をさせ、若しくは出動を命じ、又は警察官若しくは海上保安官の出動を求める等、災害応急対策責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求めなければならない。

#### 3 事前措置（基本法第59条）

町長は、設備又は物件の占有者、所有者、又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。

#### 4 警戒区域の設定権（基本法第63条）

町長は、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

#### 5 工作物等の使用、収用等

(1) 基本法施行令第24条に限定する手続きによって、当該町区域内の他人の土地、建物、その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹林、その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。（基本法第64条第1項）

(2) 町は工作物の使用、収用等の処分が行われた際の、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。（基本法第82条第1項）

#### 6 工作物等の除去（基本法第64条第2項）

町長は、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物、又は物件で、当該応急措置の実施の支障となるものを除去し、その他必要な措置をとることができる。

#### 7 公用負担

##### (1) 公用負担権限

緊急の必要があるときは、本部長又は消防団長は、水防の現場において上記第5項及び第6項の権限の行使をすることができる。

なお、公用負担の権限を行使する者は、本部長又は消防団長にあつては、その身分を示す証明

書、その他これらの者の命を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要ある場合においてはこれらを呈示しなければならない。

<p>公用負担権限委任証</p> <p style="text-align: right;">高鍋町消防団〇〇部長</p> <p style="text-align: right;">○ ○ ○ ○</p> <p>上記の者は〇〇区域における水防法第28条第1高の権限 行使を委任したことを証明します</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">高鍋町長</p> <p style="text-align: right;">○ ○ ○ ○ 印</p>		<p>6 cm</p>
<p>9 cm</p>		

(2) 公用負担の証票

公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を2通作成しその1通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずべき者に手渡さなければならない。

<p style="text-align: right;">高公負第 号</p> <p>公用負担証</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">目的物</td> <td style="width: 70%;">種類</td> </tr> <tr> <td>負担内容</td> <td>使用 収用 処分等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">高鍋町長 ○ ○ ○ ○ 印</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">事務取扱者 ○ ○ ○ ○ 印</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〇〇〇〇 殿</td> <td></td> </tr> </table>		目的物	種類	負担内容	使用 収用 処分等	年 月 日			高鍋町長 ○ ○ ○ ○ 印		事務取扱者 ○ ○ ○ ○ 印	〇〇〇〇 殿		<p>14cm</p>
目的物	種類													
負担内容	使用 収用 処分等													
年 月 日														
	高鍋町長 ○ ○ ○ ○ 印													
	事務取扱者 ○ ○ ○ ○ 印													
〇〇〇〇 殿														
<p>20cm</p>														

調整用空白ページ

(3) 損失補償

基本法第82条及び水防法第28条に基づき公用負担の権限を行使した場合、この権限により損失を受ける者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

8 従事命令

(1) 町長は、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、区域内の住民、又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させることができる。(基本法第65条第1項)

(2) 町長等が、区域内の住民、又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、基本法施行令第36条に規定する基準に従い、その者又はその者の遺族、若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。(基本法第84条第1項)

9 応援要求等 (基本法第67条第1項)

町長等は、町内で災害が発生した場合において、応急措置対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求めることができる。

10 職員の派遣要請等

(1) 職員の派遣の要請

ア 町長は、災害応急対策又は災害復旧の必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該指定地方行政機関の職員の派遣を要請することができる。(基本法第29条第2項)

イ 町長は、災害応急対策又は災害復旧の必要があるときは、他の市町村長に対し、職員の派遣を求めることができる。(地方自治法第252条の17)

ウ 町長は、ア及びイによる職員の派遣を求める場合は、要請に準じた文書をもって行う。

(2) 職員の派遣のあっせん

ア 町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、県知事に対し指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。(基本法第30条第1項)

イ 町長は、災害応急対策又は復旧のため必要があるときは、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による職員の派遣についてあっせんを求めることができる。(基本法第30条第2項)

ウ 町長は、ア及びイによる職員の派遣あっせんを求める場合は、アの要請に準じた文書をもって行う。

11 委員会・委員等の応急処置 (基本法第62条第2項)

町の委員会又は委員、町の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、当該区域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、本計画の定めるところにより、町長の所轄の下にその所掌事務若しくは所掌業務に係る応急措置を実施し、又は町長の実施する応急措置に協力しなければならない。

## 第20節 文教対策計画

### 第1款 基本方針

災害の発生時における児童生徒等の安全確保及び教育実施者の確保、文教施設の応急復旧及び教科書、学用品の応急処置等の措置を講ずる。また各小中学校長は、学校防災マニュアルを作成し、事

前の危機管理体制の整備を行う。

## 第2款 学校教育対策

### 1 実施責任者

災害時における文教に関する応急対策の実施者は、次のとおりとする。

- (1) 町立小中学校、その他の文教施設の災害応急復旧は、町教育委員会が行う。
- (2) 町立小中学校の児童生徒に対する応急対策は、町教育委員会及び各学校長が行う。  
なお、救助法が適用されたとき、又は町で実施することが困難な場合は、知事又は県教育委員会及び関係機関の協力を求め、適切な措置をとる。
- (3) 救助法による教科書、教材及び学用品の支給については、知事の委任に基づき、その一部を町長が行う。

### 2 事前措置

教育長は、災害発生のおそれがあるときの対応策を検討し、速やかに学校長に伝達する。各学校長は、常に気象状況その他の災害に関する情報に注意し、災害発生のおそれがある場合は、次の事前措置を行う。

- (1) 学校行事、会議、出張等を中止する。
- (2) 休校措置、児童生徒の避難、災害の事前指導及び事後処理並びに保護者への連絡方法を検討する。
- (3) 町教育委員会、警察署、消防署及び保護者への連絡網の確認を行う。
- (4) 勤務時間外においては、学校長は所属職員の所在を確認し、非常招集の方法を定め、職員に周知しておく。

### 3 災害発生時における対応

災害発生時には学校防災マニュアルに基づき、初動体制をとり、児童生徒等に対する安全確保を行った上で適切な措置をとる。

- (1) 在校時の対応（優先順）
  - ア 児童生徒等に対する、迅速かつ的確な避難措置等の安全対策（第一義行動）
  - イ 教職員の安全対策
  - ウ 文教施設の被害状況点検及び点検結果による応急対策（被害の拡大防止）
  - エ 保護者との連絡
  - オ 町教育委員会との連携等の対応
- (2) 夜間・休日等の児童・生徒不在時の対応（優先順）
  - ア 文教施設の被害状況の迅速な把握と被害の拡大防止（第一義行動）
  - イ 校外の児童生徒及び教職員の安否確認
  - ウ 町教育委員会との連携等による対応

### 4 児童生徒の安全確保

学校長は、災害時における児童生徒の安全対策について、警察、消防機関、医療機関等の関係機関及び保護者と密接な連携の上、次の措置を講ずる。

- (1) 児童生徒の安全確保対策
  - ア 避難の実施及び保護者への引き渡し
  - イ 休校措置（災害発生のおそれがあるとき、又は発生したとき）
  - ウ 保護者又は教員が引率しての登下校（避難）
  - エ 安全な通学路（避難路）、避難所の周知徹底

(2) 臨時休校又は登校停止措置の要件

- ア 災害が広範囲に渡り、被害が甚大で教職員及び児童生徒の登下校が著しく困難であり、又危険が予想される時
- イ 感染症発生等により集団生活に危険が予想される時
- ウ その他応急教育の実施が困難と考えられる時

5 文教施設の確保

文教施設の被害状況点検の結果に基づき、次の措置を講ずる。

- (1) 被害施設の速やかな応急修理
- (2) 屋内運動場・講堂等の利用（一部使用不能の場合）
- (3) 公共施設の利用（多くの施設が使用不能の場合）  
町教育委員会及び学校と協議の上確保を行う。
- (4) 応急仮校舎の建設
- (5) 町教育委員会は、応急対策にあたって町内に適当な施設がない場合は、中部教育事務所を通じ県教育委員会に対して、施設のあっせんを要請する。

6 応急教育の実施

(1) 応急教育の実施前措置

応急教育の実施に際して、次の項目について点検し、総合的に判断する。

- ア 教職員の確保
- イ 学用品の調達
- ウ 学校施設等の機能面から見た安全点検
- エ 危険建築物、区域への立入禁止措置
- オ 応急復旧方法と復旧に要する期間
- カ 仮設校舎の建設とそれに要する期間
- キ 避難所になったことによる教育活動の縮小状況や影響
- ク 衛生管理、児童生徒等の健康教育（特に心のケア）方法
- ケ 給食の可否
- コ 教育可能人数

(2) 実施場所

近隣の学校で借用した教室、又は前記5で確保した施設で実施する。

(3) 実施方法

- ア 校舎等の被害が比較的軽微なとき
  - (ア) 各学校において速やかに応急措置をとり、授業を行う。
  - (イ) 学校が避難所として利用されている場合、主として屋内運動場、講堂及び運動場等体育施設が使用できない可能性があるため、カリキュラムの編成等を変更する。
- イ 校舎等の被害が相当に甚大なとき  
残存した校舎のうち安全なものを使用し、学級併合授業、一部又は全部に渡る二部授業を行う。
- ウ 校舎の使用が全面的に不可能であるが、比較的短期間で復旧の見込みがあるとき  
臨時休校等の措置をとり、その期間家庭又は地域の自治公民館等を利用し、学習内容の指示、家庭訪問等により教育を行う。
- エ 校舎等が甚大な被害を受け、復旧に長期間を要するとき
  - (ア) 近隣に被害が軽微な学校がある場合は、その学校において二部授業等を行う。

- (イ) 児童生徒が個別に居住地を離れたときは、新居住地の学校に仮入学をさせ、授業を受けさせる。
- (ウ) 児童生徒等を遠隔地へ集団で転校させる必要が生じた場合は、極力当該校の教職員が付き添う。

(4) 教育実施者の確保

教育実施者の被災等により、通常の授業を行えない場合の応急措置として、次の要領により教育実施者を確保する。

- ア 臨時学級編成による教育
- イ 学校内又は各学校間における相互応援による確保
- ウ 県教育委員会への要請による確保
- エ 臨時教諭、採用予定者からの新規採用
- オ 現職に携わっていない教員免許所持者の臨時採用（当該学校は、直ちに町教育委員会に連絡するものとする。）

7 学用品の配給

各学校は、児童・生徒の学用品に被害のあった場合は、その被害の種類、程度及び数量等を速やかに届けるとともに、概ね次の方法によって応急処置をとる。

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水等により、学用品を失うか又は損傷する等をして、就学上支障のある児童生徒に対して学用品を給与する。給与する学用品の調達、配給方法等は、次のとおり。

なお、整備すべき書類については、「第19節 第4款 救助の実施」のとおり。

《学用品の調達、配給方法等》

教科書・文房具・通学用品	町教育委員会を経て、救助法に基づく給与申請
その他の教材等	町内の各学校その他機関への救援要請
支給品目	1 教科書及び教材 2 文房具（ノート、鉛筆、クレヨン、消しゴム等） 3 通学用品（カバン、傘、履物等）

8 学校給食等の処置

- (1) 学校給食施設が被災した場合は、町教育委員会は、応急給食について調理業務委託業者と協議の上実施する。また、次の場合には児童生徒への給食を一時中止する。
  - ア 学校給食施設が災害救助のため使用される場合
  - イ 学校給食施設の被災により、給食実施が不可能な場合
  - ウ 感染症その他の疾病流行で、危険が予想される場合
  - エ 給食用物資の入手が困難な場合
  - オ 給食の実施が適当でないと考えられる場合
- (2) 調理従事者に対する保健管理・指導
  - ア 健康診断の実施
  - イ 下痢のある者の従事禁止及び検便の実施
  - ウ 身体衣服の清潔保持、手洗いの励行

9 学校の衛生管理

災害を受けた学校及び避難所等に使用された学校は、関係機関との緊密な連絡のもと、次の事項を励行し、感染症の発生、食中毒等の事故防止に努める。

- (1) 校舎内外の清掃の留意点

- ア 引き戸の外すことができる建具等は移動し、乾燥しやすくする。
  - イ 建具、床板等はよく清掃し、なるべく消毒薬で拭浄。
  - ウ 便所は、よく清掃したのち消毒する。
- (2) 飲料水の使用方法
- ア 水道水はやかん等に移し煮沸消毒等を心がける。
  - イ 飲料水について、水質、利用状況等必要な点検を実施する。
- (3) 保健管理・指導の要点
- ア 疾病の早期発見、早期治療
  - イ 保健指導の強化
- (4) 感染症集団発生の際の処理要領
- ア 教育委員会等への連絡及び患者への万全な処置
  - イ 健康診断、臨時休校、消毒等による予防処置
  - ウ 保護者その他の関係者への集団発生状況の周知及び協力要請
  - エ 児童生徒の食生活についての注意及び指導
- (5) 必要に応じて、児童生徒の心の相談を行うため、保健室におけるカウンセリング体制を確立する。
- 10 転学措置及び進路指導
- (1) 各学校は、転学を必要とする児童生徒の状況を速やかに把握し、町教育委員会及び県教育委員会と協力して、転学措置を講ずる。
  - (2) 各学校は、被災児童・生徒の進級、卒業認定及び進学、就職並びに入学選抜に関して、児童生徒の状況を十分把握し、町教育委員会及び県教育委員会と協力し、速やかな措置を講ずる。
- 11 学校等が避難所となった場合の学校の措置
- 学校等の教育施設において避難所が開設される場合、学校長等は避難所の開設等に協力し、次のような措置を講じる。
- (1) 在校中に災害が発生した場合においては、児童生徒等の安全確保を最優先とした上で、学校施設等の使用方法について町と協議する。
  - (2) 避難所の運営については積極的に協力するとともに、できるだけ早い時期に授業が再開できるよう町教育委員会、県教育委員会等との間で必要な協議を行う。
  - (3) 当面避難者の生活確保を考慮しつつ、町教育委員会と県教育委員会が協議して、適切な教育の確保に努める。

### 第3款 文化財応急対策

文化財が災害により被害を受けたときは、所有者（管理責任者）は被災状況を調査し、その結果を町教育委員会に報告する。町教育委員会は文化財の被災報告を受けた場合、その所管に応じて、各所有者（管理責任者）及び県教育委員会に連絡・報告する。所有者（管理責任者）は、被災文化財の被害拡大を防止するため、町教育委員会と連絡調整し、応急措置を講ずる。

## 第21節 要員確保計画

### 第1款 基本方針

災害応急対策を実施するにあたって、町災対本部員のみでは労力的に不足するとき、又は特殊な作業のため技術的な労力が必要なときのために、要請があり次第、速やかに対応できる体制づくりに努める。

## 第2款 要員等の確保

### 1 要員確保の手段

災害対策を実施するための必要な要員等の確保の手段は概ね次によるが、災害時の状況に応じ、県に供給あっせんの要請を行う。

- (1) 災害対策実施機関の関係者等からの動員
- (2) 日赤奉仕団、ボランティア団体からの協力動員
- (3) 公共職業安定所による要員のあっせん
- (4) 関係機関の応援派遣による技術者等の動員
- (5) 基本法第71条に基づく、緊急時における従事命令等による要員等の動員

### 2 作業種別

災害応急対策の実施に必要な要員を、次の業務の補助者として確保する。

- (1) 被災者の避難救助活動
- (2) 行方不明者の捜索
- (3) 死体の処理
- (4) 救出物資の整理、輸送及び配分
- (5) 飲料水の供給
- (6) 医療及び助産
- (7) その他

### 3 あっせん依頼事項

必要要員のあっせん等依頼を行う際には、次の事項を明らかにする。

- (1) 必要要員数
- (2) 男女別内訳
- (3) 作業の内容
- (4) 作業実施期間
- (5) 賃金の額
- (6) 労働時間
- (7) 作業場所の所在
- (8) 残業の有無
- (9) 要員の輸送方法
- (10) その他必要な事項

## 第3款 公共職業安定所等の要員確保

公共職業安定所に対しては、次の事項を明らかにして必要要員の紹介あっせんに依頼するものとし、公共職業安定所は、災害対策実施機関の要求に応じ、必要な要員の紹介あっせんを行う。

### 1 雇上げの範囲

救助法に基づく救助の実施に必要な要員の雇上げの範囲は、次のとおりである。

- (1) 被災者の避難誘導

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を、安全地帯に避難させるための誘導者を必要とするとき

(2) 医療及び助産における移送

ア 医療部隊では、処置できない重病患者、又は医療班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者に対し、病院、診療所に運ぶための要員を必要とするとき

イ 医療部隊によって医療、助産が行われる際の、医師、助産師及び看護師等の移動

ウ 傷病疾病がまだ治癒せず、しかも重傷で、今後は自宅療養となった患者の輸送

(3) 被災者の救出

被災者の救出及び救出に要する機械器具の運搬、操作並びに後始末を行うための要員

(4) 飲料水の供給

ア 飲料水を供給するための機械器具の運搬、操作等

イ 飲料水を浄化するための医薬品等の配布

ウ 飲料水の供給

(5) 救助用物資の整理、輸送及び配分

ア 被服、寝具その他生活必需品

イ 学用品

ウ 炊出し用の食料、調味料及び燃料

エ 医薬品、衛生材料

(6) 遺体搜索

遺体の搜索に必要な機械器具、その他の資機材の操作及び後始末

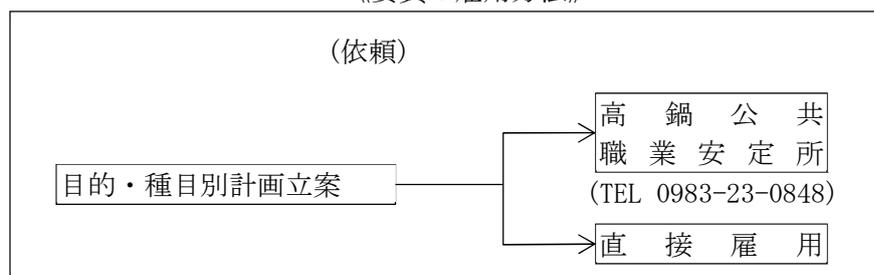
(7) 遺体の処理（埋火葬を除く）

遺体の洗浄、消毒等の処置をする要員及び仮安置所までの輸送

2 雇用方法（第2款1(3)及び(5)について）

要員の雇用方法については、次のとおり。

《要員の雇用方法》



※ ボランティアと区別する。

3 賃金支払の場合

(1) 基準

ア (原則) 公共職業安定所管内における業種別標準賃金

イ 公共職業安定所と雇用機関の協議によって決定

ウ 救助法が適用された場合、法の規定する賃金

(2) 支払方法

ア 公共職業安定所と雇用機関の協議によって決定

イ 現場に近いところで要員に直接支給

## 第2.2節 義援金品計画

### 第1款 基本方針

義援金品は、被災者の生活に対する善意により寄せられる貴重な寄託物である。このため、町及び関係機関は連携を図り、被災者に寄贈される義援金品の受付及び配分を遅滞なく実施する。

### 第2款 義援金品の受け入れ

#### 1 義援物資の受け入れ

##### (1) 募集

町は、災害の発生に際して、県及び関係機関と連携し、必要に応じて被災者への義援物資の募集を行う。

募集に際しては、被災者が必要とする物資の種類・量を把握し、それらが迅速に被災者に配分されるよう、募集方法、期間等を定め、報道機関等を通じて支援を要請する。

なお、募集方法については、物資を円滑に受け入れることができるよう、次のことを周知することも考慮する。

ア 品目別に区別して発送することとし、単品で1包みとすること

イ 梱包は開かなくても内容がわかるよう、識別表等により内容を表示すること

ウ 物資は、新品であること

エ 物資の整理等について、必要によってはボランティア等の支援も併せて要請すること

オ 義援物資については、応援協定を結ぶ自治体や企業等からの大口の物資調達とし、個人からの小口の義援物資については、原則として受け取らないこととし、義援金での支援に理解を求めること

##### (2) 義援物資の受け入れ及び配給のための拠点となる施設の確保

町は、義援物資の受け入れ（集積）、配給を行うため、避難所等との調整を行った上で、体育館等の施設の確保を行う。

また、町内郵便局との協定に基づき、物品集積場所としての所管施設の使用を依頼する。

##### (3) 輸送

町は、県及び関係機関と連携の上、集積された物資の輸送について、被災者の状況等に応じて輸送先を決定し、緊急輸送路を活用し速やかに輸送すること。

##### (4) 配分

物資の配送を受けた町は、ボランティア等の支援も受け、速やかに被災者への物資を配分する。

なお、配分にあたっては、被災者の状況を把握し配分計画書等を作成の上、計画的に行う。

#### 2 義援金の受け入れ

##### (1) 募集

町は、災害の発生に際して、県及び関係機関と連携し、必要に応じて被災者への義援金の募集を行う。

募集に際しては、募集方法、期間等を定め、町ホームページ、町フェイスブック及び報道機関等を通じて支援を要請する。

##### (2) 保管

寄託又は送付された義援金を被災者に配分するまでの一時保管は、町の歳入歳出外現金とし

て収入し、保管する。

(3) 配分

義援金の適正な配分が達成されるよう、第三者機関である義援金配分委員会を設置し、公平性や透明性を確保すること。併せて、配分委員会設置要綱を定めること。

なお、義援金配分対象者等は、次のとおり。

- ア 死者・重傷者（義援金のみ）
- イ 全壊（焼）世帯
- ウ 流失世帯
- エ 半壊（焼）世帯
- オ 床上浸水世帯

3 受付方法

被災者に寄託された義援金品の受付及び配分は、財政班が主体となり、受付及び配分計画を作成し、効率的な配分に努める。

一般から拠出された義援金で、町に寄託されたもの及び知事又は赤十字支部から送付された義援金については、町役場内に受付窓口を設置し、次に掲げる要領により、財政班が受付を行う。ただし、災害の状況によっては、臨時に他の場所でも受付を行う。また、町内の主要な金融機関に義援金の振込口座を開設する。義援金の受領にあたっては、寄託者に領収証を発行する。

なお、義援金品の受付帳簿及び領収証の各様式は、様式第4及び第5のとおり。

- (1) 受付期間は、概ね災害発生の日から1ヵ月以内とする。
- (2) 住民等への周知は、広報紙、町ホームページ、町フェイスブック、新聞、ラジオ及びテレビ等報道機関の協力を得て行う。（県→報道）
- (3) 義援金品は、特に被災地あるいは被災者を指定しない。
- (4) 義援品で腐敗変質のおそれのあるものは受け付けない。
- (5) 受付機関は、義援金品の収支を明らかにする帳簿を備え付ける。



様式第5

《領収証の様式》

領 収 証	NO. _____
様 _____	
領 収 金 額  円 _____	
但し、〇〇〇〇義援金として 上記のとおり領収いたしました。	
年 月 日 _____	
高鍋町〇〇〇〇対策本部 高鍋町長 〇〇〇〇	
出納員 〇〇課長 〇〇〇〇 ⑩	

※所得税法 78 条第 2 項第 1 号の規定に基づく寄附金控除、法人税法第 37 条第 3 項第 1 号の規定に基づく損金、地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金として扱われます。

## 第3章 災害復旧・復興計画

### 第1節 災害復旧・復興事業の推進計画

#### 第1款 基本方針

災害復旧・復興計画は、被災した施設の原形復旧を基本として、再度の災害の発生を防止するため、必要な施設の改善を図る「復興」を目的として策定する。災害発生後の復旧・復興計画の実施にあたっては、将来の災害に備える事業計画を策定し、被害の状況から重要度、緊急度に応じた早期復旧・復興を目標とする。

#### 第2款 復興計画

大規模災害により、地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。そのため、事業を速やかに実施するため、町及び関係機関は、諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

さらに、再度の災害の発生防止と、より快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等に配慮した防災まちづくりを実施する。

##### 1 災害復興対策本部の設置

町は、被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合に、町長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

##### 2 災害復興方針・計画の策定

###### (1) 災害復興方針の策定

町は、学識経験者、有識者、町議会議員、町民代表及び行政関係職員より構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を定め、速やかにその内容を町民に公表する。

###### (2) 災害復興計画の策定

町は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。本計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画及び生活復興に関する計画並びにその事業手法、財源確保及び推進体制に関する事項について定める。

##### 3 災害復興事業の実施

###### (1) 災害復興事業の実施

ア 災害復興対策本部長のもと、災害復興に関する専門の担当部署を設置する。

イ 災害復興に関する担当部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

###### (2) 被災市街地復興特別措置法上の手続き

町は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行うことができる。

被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

### 第3款 復旧事業計画

町は、復旧事業を迅速に行うため、事業計画を速やかに作成するとともに、実施に必要な職員の配備・応援・派遣等及び活動体制についての必要な処置をとる。

#### 1 公共土木施設災害復旧事業計画

河川、砂防施設、治山施設、道路及び橋梁等について、災害発生の原因を追求し、関係機関との総合的連携のもとに、迅速、適切な復旧事業を施行し、さらに施設の新設改良等を併せて行うことにより再度の災害発生を防止する。

#### 2 農林水産業施設災害復旧事業計画

農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設の復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づき、関係機関との総合的連携のもとに迅速に復旧事業が施行されるよう努める。また、災害復旧事業のみでは将来、復旧施設が再度災害を被るおそれがある場合には、復旧施設又はこれに関連する施設を改良するために、災害復旧事業と併せ行う災害関連事業により、再度の災害発生を防止に努める。

#### 3 都市施設災害復旧事業計画

都市計画区域における街路、公園、上下水道等の災害及び市街地における土砂堆積等について早期復旧を図る。なお、復旧にあたっては、都市の防災機能の強化や都市環境の整備を検討する。

#### 4 住宅災害復旧事業計画

住民生活の安定を図るため、公営住宅法の規定に基づき、公営住宅や共同施設の迅速かつ適切な建設又は補修を進める。

#### 5 文教施設災害復旧事業計画

- (1) 児童、生徒に対する通常教育の早期再開を実施するため、迅速に適切な復旧を促進する。
- (2) 再度の災害を防止するため、原因を検討し、災害に強い防災施設の設置を計画する。

#### 6 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画

- (1) 施設の性格上、緊急に復旧する必要があるため、国、県その他関係機関の協力を得て、迅速かつ適切な復旧を実施する。
- (2) 再度の災害を防止するため、設置場所、構造その他防災施設等について十分検討する。

#### 7 医療施設災害復旧事業計画

住民の健康を増進し、公衆衛生の向上を図るため、迅速かつ適切な復旧計画により早期復旧を促進する。

#### 8 企業災害復旧事業計画

住民及び社会経済に与える影響を勘案して、早期復旧を促進する。

#### 9 公用財産災害復旧事業計画

公共的、社会的な影響を勘案して、早期復旧を促進する。

#### 10 ライフライン・交通輸送機関災害復旧事業計画

特に、住民の日常生活と密接な関係があるので、早期復旧を促進し、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

### 第4款 復旧計画に伴う財政援助

法律又は予算の範囲内において、一部負担又は補助される災害復旧事業に関する法律等及び「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号、以下「激甚法」と

いう。)」に基づき援助される事業は、次のとおりである。

1 一部負担又は補助される災害復旧事業

法律に基づき、一部負担又は補助される災害復旧事業は、次のとおりである。

法律等	補助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業費 国庫負担法	河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道の復旧等の公共土木施設災害復旧事業
公立学校施設災害復旧事業費 国庫負担法	公立学校施設の復旧事業
公営住宅法	公営住宅及び共同施設の復旧
土地区画整理法	災害により特別に施行される土地区画整理事業
廃棄物の処理及び清掃に関する 法律	災害により特に必要となった廃棄物の処理に要する費用
農林水産業施設災害復旧事業費 国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、共同利用施設の復旧
生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、 身体障害者福祉法、精神障害者福祉法、 売春防止法、公益質屋法等	生活保護施設、児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更正援護施設、精神障害者援護施設、婦人保護施設、公益質屋、母子福祉施設、母子保健施設等の厚生施設等災害復旧事業
感染症の予防及び感染症の 患者に対する医療に関する法律	感染症予防事業
都市災害復旧事業国庫補助に 関する基本方針	都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助とする。
総理府及び厚生省所管補助施設 災害復旧費実地調査要領	環境衛生施設災害復旧事業
厚生省所管水道施設災害 復旧費調査要領	医療施設災害復旧事業

2 激甚災害に係る財政援助措置

(1) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等

各種法律に基づく予算の範囲内において、激甚法等に基づき援助される。

ア 制度の概要

大規模な被害が発生した場合、激甚法による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する必要があるため、激甚法指定の手続きについて定める。

イ 激甚法に定める基準

激甚災害については、次の二通りの指定基準がある。

(ア) 広域的(全国レベル)な「本激甚指定」

(イ) 市町村レベルの局地的な被害に対して救済しようとする「局地激甚指定」

a 激甚災害に指定されると、公共土木施設災害復旧事業等について国庫負担率又は国庫補助嵩上げ等の特別財政援助が行われる。

b 指定については、公共土木施設災害復旧事業、農地、農業用施設及び林道の災害復旧等、その基準別に個別に指定される。

(2) 町の実施内容

基本法に規定する著しく激甚である災害が発生した場合には、町は災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ的確に実施できるようにする。

ア 県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

イ 災害の状況を速やかに調査し、県に報告する。

(3) 財政援助措置の対象

激甚災害が発生した場合には、町は災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるようにする。なお、激甚災害に係る財政援助措置の対象は、次のとおりである。

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第3、4条）

(イ) 公共土木施設災害復旧事業（昭和26年法律第97号）

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公共施設の災害復旧事業

(ロ) 公共土木施設災害関連事業

公共土木施設災害復旧事業のみでは、再度の災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条各号の施設の新設又は改良に関する事業で国の負担割合が3分の2未満のもの（道路、砂防を除く）

(ハ) 公立学校施設災害復旧事業（昭和28年法律第247号）

公立学校施設災害復旧費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業

(ニ) 公営住宅災害復旧事業（昭和26年法律第193号）

公営住宅法第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅、共同施設の建設又は補修に関する事業

(ホ) 児童福祉施設復旧事業（昭和22年法律第164号）

児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業

(ヘ) 老人福祉施設災害復旧事業（昭和38年法律第133号）

老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業

(ニ) 身体障害者更生援護施設災害復旧事業（昭和24年法律第283号）

身体障害者福祉法第27条第2項又は第3項の規定により県又は町が設置した身体障害者更生援護施設の災害復旧事業

(ヒ) 知的障害者更生施設、授産施設災害復旧事業（昭和35年法律第37号）

知的障害者福祉法第19条の規定により県又は町が設置した知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設の災害復旧事業

(フ) 感染症予防事業（平成10年法律第114号）

激甚災害のための感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58条の規定による町の支払に係る感染症予防事業

(ク) 堆積土砂排除事業

a 公共施設の区域内の排除事業

激甚災害に伴い発生した土砂等の流入、崩壊等により、河川、道路、公園その他の施設で、政令で定めるものの区域内に堆積した政令で定める程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石及び植木等（以下「堆積土砂」という。）の排除事業で、町が施行するもの（他の法令に国の負担若しくは補助に関し別段の定めがあるもの、又は国がその費用の一部を負担し、若しくは補助する災害復旧事業に附随して行うものを除く。）

b 公共施設区域外の排除事業

激甚災害に伴い発生した前号に規定する区域外の堆積土砂で、町長が指定した場所に集積されたもの、又は町長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、町が行う排除事業

(サ) 湛水排除事業

激甚災害の発生に伴い浸水した水で、浸入状態が政令で定める程度に達するもの（以下「湛水」という。）の排除事業で町が施工するもの

イ 農林水産業に関する特別の助成（激甚法第5～11条の2）

(ア) 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置（激甚法第5条）

この特別措置は、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業及び災害関連事業に要する経費の額から、災害復旧事業については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定措置法」という。）第3条第1項の規定により補助する額、関連事業については通常補助する額を、それぞれ排除した額に対して一定の区分に伴い超過累進率により嵩上げを行い措置する。

(イ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（激甚法第6条）

激甚災害を受けた共同利用施設のうち政令で定める施設（農林水産大臣が告示する地域内の施設）について、暫定措置法第2条第6項及び第7項中の「40万円（一般災害では復旧工事1箇所30万円以上が補助の適用対象）」を「13万円」と、同法第3条第2項中「10分の2」とあるのは「10分の4（当該事業費に相当する部分については10分の9）」とし、その他の地域内の施設については、同号中「10分の2」とあるのは「10分の3（当該事業費のうち政令で定める額に相当する部分については10分の5）」とする。（補助対象範囲の拡大）

(ウ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）第2条第1項の規定による天災が激甚災害として指定された場合次の特別措置を行う。（激甚法第8条）

天災融資法の対象となる貸付限度額を250万円に、又政令で定める経営資金として貸し付けられる場合の貸付限度額については600万円に引き上げ、償還期間を7年以内とする。

(エ) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（激甚法第10条及び同法施行令第22条）

激甚災害に伴う破堤又は越流により浸水した地域につき、浸水面積が引き続き1週間以上にわたり30ha以上である区域（農林水産大臣が告示）で事業を施行する場合において、その事業費につき県が10分の9を下らない率による補助をするときは、国は、予算の範囲内において県に対しその補助に要する経費の全部を補助する。

ウ 中小企業に関する特別の助成（激甚法第12～15条）

(ア) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚法第12条）

a 激甚災害につき、激甚法が適用された地域内に事業所を有し、かつ激甚災害を受けた中小企業者、事業協同組合等の再建資金の貸付けに関する貸付限度額を別枠として設ける。

b 保証料率の引き下げを行う。

- (イ) 中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還期間等の特例（激甚法第13条及び同施行令第24条）

激甚災害を受けた中小企業者が、激甚災害を受ける以前において、中小企業近代化資金等助成法によって貸付けた貸付金について、県は貸付金の償還期間について2年を超えない範囲において、延長することができる。
- (ウ) 中小企業者に対する資金の融通に関する特例（激甚法第15条）

激甚災害を受けた者に対して、商工組合中央金庫の再建資金を利率4.8%（特別被害者にあつては3%）で貸し付ける。
- エ その他の財政援助及び助成（激甚法第16～25条）
  - (ア) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第16条）

公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助の対象となるものは、激甚法第3条第1項の特定地方公共団体が設置する公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プール、その他文部科学大臣が財務大臣と協議して定める施設で、その建物、建物以外の工作物、土地及び設備の本工事費、付帯工事費及び設備費並びに事務費について、政令で定めるところにより、災害の復旧に要する経費を、予算の範囲内でその3分の2を国が補助することができる。
  - (イ) 水防資材費の補助の特例（激甚法第21条及び同施行令40条）

水防管理団体に対しては、激甚災害であつて、当該水防管理団体の区域において水防のため使用した資材の取得に要した費用で政令に定めるもの（35万円を超える部分）について、予算の範囲内でその3分の2の補助することができる。
  - (ウ) 被災者公営住宅建設事業に対する補助の特例（激甚法第22条）
    - a 町の区域内にある住宅で激甚災害により滅失したものの戸数が100戸以上又は町の区域内にある住宅の戸数の1割以上である場合
    - b 前項の区域は、国土交通大臣が告示する。
  - (エ) 小災害債に係る元利償還金及び基準財政需要額への算入等
    - a 小災害復旧債

公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業で、小規模なものにあてるための起債
    - b 元利償還の一定割合を地方交付税に算入する。

## 第2節 被災者の生活再建等の支援

### 第1款 基本方針

被災者にとって一刻も早く安定した生活を確保することは、大きな願いである。その願いにできるだけ応えるため、被災者の相談に対応するとともに、各種の支援措置を迅速に行っていくことが重要である。そのため、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、民生安定のための緊急措置を講ずる。

### 第2款 住宅確保の支援

#### 1 既設町営住宅の復旧

町は、災害により損壊した町営住宅を速やかに修繕するとともに、被害状況に応じて町営住宅の

供給計画を修正し、住宅供給を促進する。

## 2 仮設住宅の建設

仮設住宅は、原則として町が建設し、管理する。町のみで対応が困難な場合は、県並びに他の市町村に協力を要請する。

(1) 仮設住宅は、次の各号の一に該当する場合において、滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するために建設する。

ア 暴風雨、洪水、高潮、その他の異常な自然現象による災害の場合

(ア) 被災地全域の滅失戸数が 500 戸以上のとき

(イ) 一市町村の区域内の滅失戸数が 200 戸（激甚災害は 100 戸）以上のとき

(ウ) 滅失戸数がその区域内住宅戸数の一割以上のとき

イ 火災による場合（同一期に同一場所で発生したとき）

(ア) 被災地域の滅失戸数が 200 戸（激甚災害は 100 戸）以上のとき

(イ) 滅失戸数が市町村の区域内の住宅戸数の一割以上のとき

(2) 建設戸数

建設戸数は、被災滅失住家戸数の 3 割（激甚災害は 5 割）以内とする。

ただし、大規模災害の場合で、他市町村で余分があるときは、3 割（激甚災害は 5 割）を超えることができる。県においては、県下市町村の建設戸数の合計が県内滅失戸数の 3 割（激甚災害は 5 割）以下の場合、3 割（激甚災害は 5 割）に達するまで建設することができる。

(3) 入居者資格

次の各号（高齢者等にあつては、ア、ウ及びエ）の条件を具備する者とする。

ア 災害により滅失した住宅に居住していた者であること

イ 現に同居し、又は同居しようとする親族があること

ウ その者の収入が公営住宅法施行令第 6 条第 3 項第 2 号に規定する金額を超えないこと

エ 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること

## 3 住宅の修繕、建設の融資

大規模災害（救助法の適用を受ける災害）によって住宅に被害を受けた者は、独立行政法人住宅金融支援機構法の定めるところにより、災害復興住宅の建設資金、又は補修資金の融資を受けることができる。

(1) 災害復興住宅資金融資

町は、独立行政法人住宅金融支援機構による災害復興住宅資金貸付の実施が決定したときは、被災者に対し、当該融資が円滑に行われるよう公庫に協力し、制度の周知を図るとともに、被災者の借入手続きの相談等を行う。

また、町は、融資希望者に対し、家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入申込みに支障が生じないように努める。

ア 建設の場合の融資

被災直前の建物の価格の 5 割以上の被害を受けた場合は、融資限度額内で、建設資金の融資を受けることができる。

また、建物と同時に宅地についても被害を受けて整地を行うときは敷地資金を、宅地が流出して新たに宅地を取得するときは土地取得資金を、それぞれ建物資金とあわせて融資を受けることができる。

イ 補修の場合の融資

補修に要する額が 10 万円以上で、被災直前の建物の価格の 5 割未満の被害を受けた場合は、

融資限度額内で、補修資金の融資を受けることができる。(門や塀だけが損壊した場合にも、融資が受けられる。)

また、補修に付随する住宅の移転については移転資金を、宅地について被害を受けて整地を行うときは整地資金を、それぞれ補修資金とあわせて融資を受けることができる。

(2) マイホーム新築資金(特別貸付)

災害により滅失した住宅を災害当時所有し、又は使用していた被災者(被災の日から1年を経過しない場合に限る。)は、同貸付の特別貸付を受けることができる。

町は、被災者に対し、当該資金の融資が円滑に行われるよう、制度の周知を図るとともに、借入手続きの相談等を行う。

また、町は、罹災証明の発行を行い、融資希望者の同資金申込みに支障がないよう努める。

### 第3款 雇用機会の確保

町は、被災者の職業あっせん措置について、県に対して要請するとともに、公共職業安定所に対して被災者への職業の紹介あっせん等を依頼する。公共職業安定所は、被災者の技能、経験、健康、その他の状況を勘案して、希望する求職条件により職業相談・求人開拓等に基づき職業をあっせんする。

### 第4款 災害相談窓口

町は、大規模災害の発生等による、住民からの問い合わせや相談等に対応するため、町役場内に「災害相談窓口」を開設する。災害相談窓口においては、問い合わせや相談等の情報をもとに、住民が必要としている行政サービスや解決すべき問題等の把握を行う。

また、災害相談窓口は町災対本部の各班により編成され、安否確認の受付、罹災証明、税の減免、仮設住宅への入居申請、住宅応急修理の相談、医療相談及び生活相談等を受け付ける。

### 第5款 税対策等による被災者の負担の軽減

#### 1 町税の減免等の措置(窓口:税務課)

被災者に対する町税の減免、申告、申請等の書類の提出に関する期限の延長・徴収猶予は町条例等の規定に基づき実施する。

(1) 町税の申告、申請、納付、納入等の期限の延長

災害により、町税の申告、申請、納付及び納入等を行うことができないときは、災害のやんだ日から、納税者については2ヵ月以内、特別徴収義務者については30日以内において当期限を延長することができる。

(2) 町税の徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者が、町税を一時に納付又は納入することができないときは、申請に基づき1年以内の延長を行うことができる。(地方税法第15条)

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行うことができる。

(3) 町税の減免

被災した納税義務者に対し、該当する各税目について減免を行うことができる。

2 県税の減免等の措置（窓口：高鍋県税事務所）

- (1) 県税の申告、申請、納付、納入等の期限の延長  
 災害のやんだ日から2ヵ月を超えない限度において、当該期限を延長することができる。
- (2) 県税の徴収猶予  
 財産に被害を受けた納税義務者等が県税を一時に納付することができないと認められたときは、その者の申請により1年以内の期間を限り（やむを得ない理由があると認められるときは、既に猶予した期間と合わせて2年以内）その徴収を猶予することができる。
- (3) 滞納処分の執行の停止等  
 災害により滞納者が無財産になる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止換価の猶予及び延滞金の減免等適切な措置を講ずる。
- (4) 県税の減免（地方税法第72条の62、第73条の31、第162条及び第194条、県税条例第23条）

ア 事業税の減免（個人の事業税に限る。）

次の者に対しては、災害を受けた日の属する年において納付すべき当該年の4月1日の属する年度分の税額のうち、災害を受けた日以後に納期が到来する当該税額について、次表の所  
 得区分ごとに順次減免の割合を適用して計算した金額の合計額を減免することができる。

- (ア) 自己の所有に掛かる事業用の資産について、災害により受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。（イ）において同じ。）が当該資産の価格の2分の1以上である者で、前年中の地方税法第72条の17第1項から第5項までの規定によって計算した事業の所得が1,000万円以下であるもの
- (イ) 自己（控除対象配偶者又は扶養親族を含む。）の所有に係る住宅又は家財について、災害により受けた損害の金額が当該住宅又は家財の価格の2分の1以上である者で、前年中の地方税法第23条第1項第13号に規定する合計所得金額が500万円以下である者

事業の所得	減免の割合
500万円以下の金額	全部
500万円を超え、750万円以下の金額	10分の5
750万円を超える金額	10分の2.5

イ 不動産取得税の減免

- (ア) 災害のやんだ日から3年以内において、災害により滅失した不動産に代るものと知事が認める不動産を取得した者には、当該取得した不動産に対して課する不動産取得税の税額から滅失した不動産の価格に不動産取得税の税率を乗じて得た額に相当する税額を控除する。
- (イ) 不動産を取得した者で、当該不動産取得税の納期限（当該納期限が当該不動産を取得した日から起算して6ヵ月を経過しているときは6ヵ月経過日の前日）までに災害により当該不動産を滅失した場合、当該不動産に係る不動産取得税を減免する。
- (ウ) 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号）第3条に規定する集団移転促進事業計画に定める移転促進区域その他これに準ずるものとして、知事が指定する区域内に住居を有する者で、災害を避けるため、これらの区域外に住居を移転する場合において、当該住居の用に供している不動産に代るものとして、知事が認める不動産を取得したものは、当該取得した不動産に対して課する不動産

取得税から住居の用に供していた不動産の価格に、不動産取得税の税率を乗じて得た額に相当する税額を控除する。

ウ 自動車税の減免

災害により自動車について損害を受けた者で、その損害金額が当該資産の価格の2分の1以上であるものについて、災害の日以後に納期が到来する当該年度分の自動車税の税額の2分の1を軽減する。

3 国税の減免等の措置(窓口：高鍋税務署)

(1) 被災者に対する国税の申告、申請、請求届出、その他書類の提出、納付及び徴収に関する期限の延長

(2) 被災者に対する国税の減免措置

(3) 徴収猶予

ア 納期限未到来の場合の徴収猶予

イ 通常の場合の徴収猶予

ウ 災害減免法に基づく徴収猶予等

4 介護保険料、後期高齢者医療保険料の減免等の措置

被災者に対する保険料の減免徴収猶予は、町条例等の規定に基づき実施する。

(1) 介護保険料の徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者が、介護保険料を一時に納付又は納入することができないときは、申請に基づき6ヶ月以内の延長を行うことができる。

(2) 介護保険料の減額・免除

災害により住宅、家財又はその他の財産に著しい損害を受けた納税義務者に対し、介護保険料の減免及び免除を行うことができる。

(3) 後期高齢者医療保険料の徴収猶予・減免

災害によりに該当する場合、県後期高齢者医療広域連合長への申請に基づき、後期高齢者医療保険料の徴収猶予・減免を行うことができる。

ア 死亡した場合

イ 障害者となった場合

ウ 災害により農作物が減収となった場合

5 公共料金等の特例措置

(1) 郵便事業(日本郵便株式会社(高鍋郵便局))

ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

関係法令等に基づき、被災地の郵便局において被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

関係法令等に基づき、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

関係法令等に基づき、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

エ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便年賀葉書等寄付金の配分

災害時において、お年玉付郵便葉書等に関する法律第5条第2項に基づき、被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらか

じめ会社が行う公募に対し当該団体からの申請を受け、それらの申請のあった団体のうち、審査・選考の後、総務大臣の認可を得て、配分対象となった団体に対し、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。

- (2) 通信事業（西日本電信電話株式会社（以下「西日本電信電話（株）」という。（宮崎支店））  
「電話サービス契約約款第111条」に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、被害状況を勘案し、基本料金等及び工事に関する費用を減免する。
- (3) 電気事業（九州電力（株）（宮崎支社））  
原則として救助法適用地域の被災者を対象とする（経済産業大臣の認可が必要）。
  - ア 電気料金の早収期間及び支払い期限の延長
  - イ 不使用月の電気料金の免除
  - ウ 建て替え等に伴う工事費負担金の免除（被災前と同一契約内容に限る。）
  - エ 被災者の家屋修復等、復旧にかかる臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除
  - オ 被災により使用不能となった電気設備に相当する基本料金の免除
  - カ 被災により1年未満で廃止又は減少した契約の料金精算の免除
  - キ 被災に伴う引込線・メーター類の取付け位置変更のための諸工料の免除

#### 第6款 生活確保資金の融資等

災害により被害を受けた住民が、その痛手から再起更生するよう、被災者に対する資金の融資等について定めることにより、被災者の生活の確保を図る。

また、町は災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金を含めた被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害発生後速やかに罹災証明の交付体制を確立する。

さらに、被災者の自立に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な窓口等を設置する。

##### 1 災害弔慰金等の支給

町は、「災害弔慰金の支給等に関する条例」（昭和49年3月28日条例第11号）に基づき、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給を行うとともに、併せて災害援護資金の貸付の対応を行う。

(1) 災害弔慰金（窓口：福祉課）

災害弔慰金	定義	本町の区域内に住所を有する者（以下「町民」という。）が、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象による被害を生じること（以下「災害」という。）で死亡したときに支給する。	
	支給額	生計維持者の場合	500万円
		その他の者の場合	250万円
		災害障害見舞金の場合	災害障害見舞金の額を控除した額
	遺族の範囲	<p>災害弔慰金の支給等に関する法律（以下「法」という。）第3条第2項で規定する遺族の範囲</p> <p>1 死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。</p> <p>2 前述1の場合において、同順位の遺族については次に掲げる順序とする。</p> <p>(1) 配偶者</p> <p>(2) 子</p> <p>(3) 父母</p> <p>(4) 孫</p> <p>(5) 祖父母</p> <p>(6) 兄弟姉妹</p> <p>（兄弟姉妹については、(1)～(5)のいずれも存在しない場合で、死亡した者と同居又は生計を同じくしていた者が対象となる。）</p> <p>3 前述2の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。</p> <p>4 遺族が遠隔地にある場合、その他の事情により2、3の規定により掲げることが難しいときは、1に掲げる遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。</p> <p>5 前述4の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対して行った支給は、全員に対しなされたものとみなす。</p>	
死亡の推定	当該災害がやんだ後、3ヵ月間その生死がわからない場合は死亡したものと推定する。（法第4条の規程による。）		
支給の制限	<p>1 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合</p> <p>2 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（以下「令」という。）第2条に規定する場合</p> <p>3 災害に際し、町長の避難に従わなかったこと、その他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合</p>		
支給の手続	<p>1 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行う。</p> <p>2 町長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。</p>		

(2) 災害障害見舞金(窓口：福祉課)

災害障害見舞金	定義	町民が災害により負傷し、又は疫病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に下記に掲げる程度の障害が残った場合支給する。	
	支給額	生計維持者の場合	250万円
		その他の者の場合	125万円
	障害の程度	1 両眼が失明した者 2 咀嚼及び言語の機能を廃した者 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者 5 両上肢をひじ関節以上で失った者 6 両上肢の用を全廃した者 7 両下肢のひざ関節以上で失った者 8 両下肢の用を全廃した者 9 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる者	
支給の制限・手続	災害弔慰金に同じ		

(3) 災害援護資金（窓口：福祉課）

災害援護資金	定義	法第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の住民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う。
	支給額	<p>貸付限度額（1 災害における 1 世帯）</p> <p>1 療養に要する期間が概ね 1 ヶ月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ次のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 家財の損害（被害金額がその家財の価額の概ね 3 分の 1 以上である損害をいう。以下同じ。）及び住居の損害がない場合 150 万円</p> <p>(2) 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250 万円</p> <p>(3) 住居が半壊した場合 270 万円</p> <p>(4) 住居が全壊した場合 350 万円</p> <p>2 世帯主の負傷がなく、かつ次のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合 150 万円</p> <p>(2) 住居が半壊した場合 170 万円</p> <p>(3) 住居が全壊した場合（(4)の場合を除く。） 250 万円</p> <p>(4) 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350 万円</p> <p>3 1の(3)又は2の(2)若しくは(3)において、被災した住居の建て直しに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替える。</p>
	償還期間等	<p>1 期間 償還期間は 10 年、据置期間はそのうち 3 年（厚生労働大臣が被害の程度、その他の事情を勘案して定める場合にあつては 5 年）</p> <p>2 利率 据置期間中は無利子、据置期間経過後は延滞の場合を除き年 3%</p> <p>3 償還等 年賦又は半年賦 償還方法は、元利均等償還の方法。但し、貸付金の貸付けを受けた者はいつでも繰上償還することができる。 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第 1 項、令第 8 条から第 12 条までの規定による。</p>

2 生活福祉資金（窓口：高鍋町社会福祉協議会）

被災した低所得者世帯で、資金の貸し付けと民生委員の指導援助により独立自活できると認められ、かつ他の機関等からの融資が困難な者に対して貸し付けられる。

3 母子寡婦福祉資金（窓口：福祉課）

災害により被害を受けた母子家庭及び寡婦が、自ら事業を開始する場合、必要な設備費、什器及び材料等の購入費として貸し付けられる。

4 生活保護（窓口：福祉課）

災害により生活が困窮し、最低生活の維持ができない者に対し、生活保護法に基づき必要な援助を行い、最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する。

なお、生活保護法による扶助の種類は次のとおりである。

扶助の種類	生活保護法に基づく生活を営む上で生じる項目
生活扶助	日常生活に必要な費用（食費・被服費・光熱費等）
住宅扶助	アパート等の家賃
教育扶助	義務教育を受けるために必要な学用品費
医療扶助	医療サービスの費用
介護扶助	介護サービスの費用
出産扶助	出産費用
生業扶助	就労に必要な技能の修得等にかかる費用
葬祭扶助	葬祭費用

5 被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援する制度である。

(1) 対象となる自然災害

暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象によって生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである（この制度が適用される自然災害が発生した場合、県からその旨の公示がなされる。）。

ア 救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における災害

イ 10以上世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した県の区域に係る自然災害

エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害

オ アからウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊とする被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害

(2) 対象となる被災世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

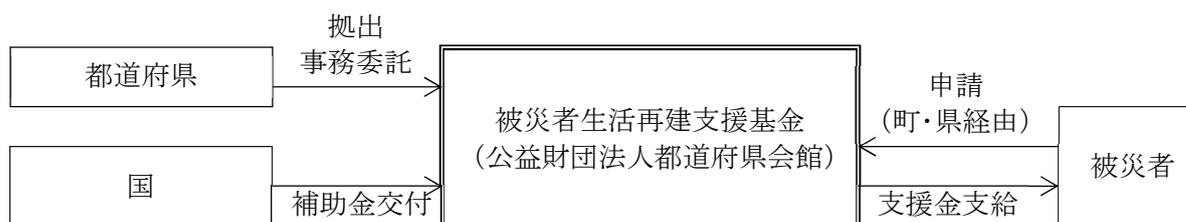
エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(3) 支援金の支給額

住宅の被害程度	基礎 支援金	加算支援金 (住宅の再建方法)		計
全壊(損害割合50%以上) 解体 長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借(公営住宅を除く。)	50万円	150万円
大規模半壊(損害割合40%台)	50万円	1建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く。)	50万円	100万円
中規模半壊(損害割合30%台)	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅を除く。)	25万円	25万円

(4) 支援金支給の仕組み

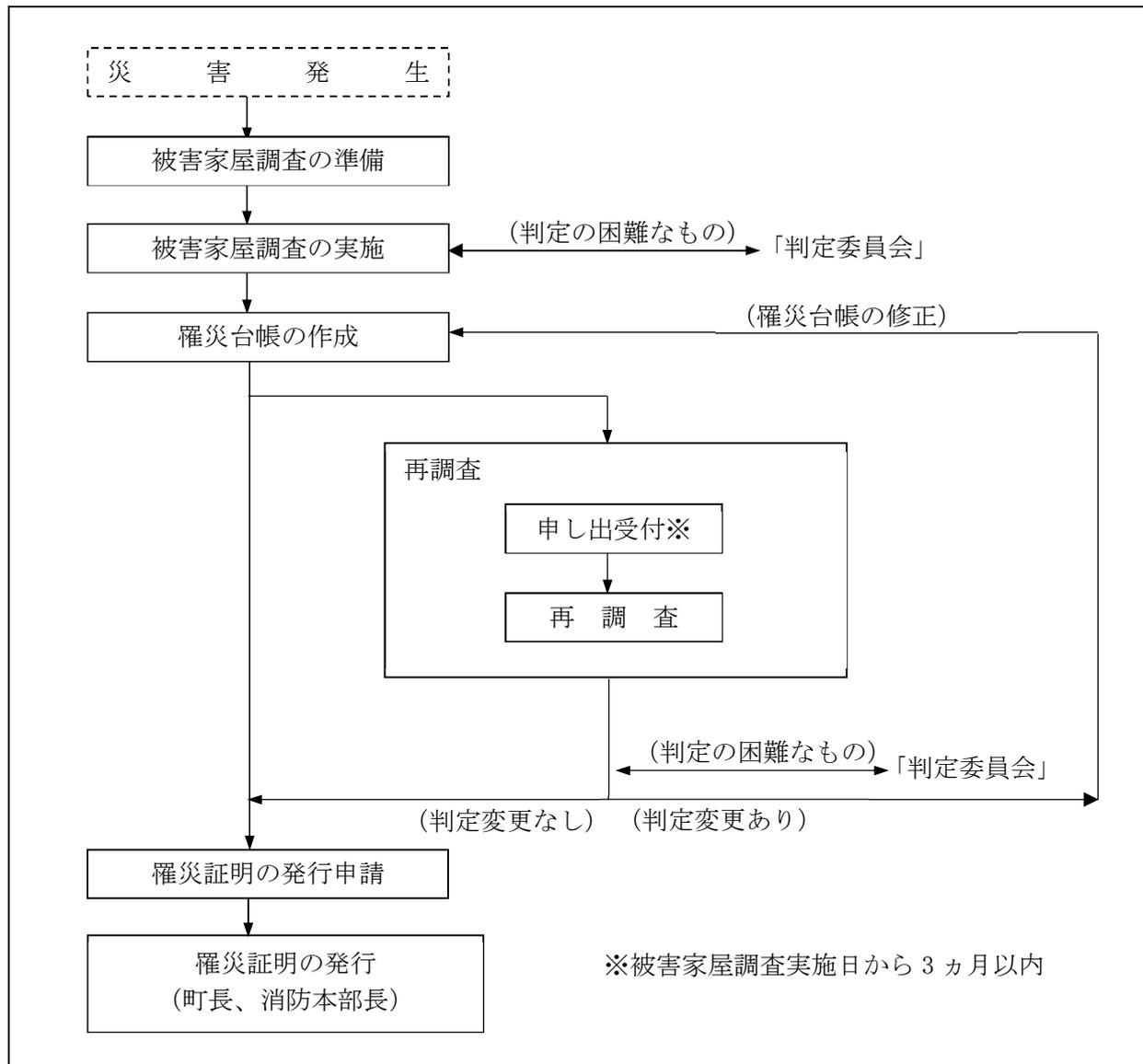


第7款 罹災証明の発行（窓口：危機管理課）

罹災証明は、被災者の応急的な救済を目的とする救助法による各種施策や、町税の減免等を実施するにあたって必要とされる家屋の被害について、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として、町長が確認できる被害について証明するものである。

町長は、災害の被災者から申請があったときは、その災害による被害戸数等に関わらず、遅滞なく、家屋の被害、その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する罹災証明書を交付するものとする。

1 罹災証明の発行手続き



2 被害家屋調査の準備

災害概況即報を基に、次の準備作業を実施する。

- (1) 原則として2人1組で出動するものとし、「地区担当制度」の地区担当職員が調査を担当する。  
町職員のみでは対応できないと判断した場合は、近隣市町村及び民間団体への協力を要請する。
- (2) 災害概況即報（第2章第3節 様式第1）の写しまたは未記入の災害概況即報、地図、防災行政無線（移動系）、携帯電話、カメラ等を持参するとともに、車両等の手配を行う。

### 3 被害家屋調査の実施

#### (1) 調査期間

被害家屋調査は、災害発生後おおむね1ヵ月以内に実施する。

なお、再調査は、判定に不服のある家屋について、被災者の申し出に基づき実施する。

#### (2) 調査方法

被害家屋を対象に2人1組で外観目視による調査を実施する。

なお、再調査は、1棟ごとの内部立入調査により実施する。

### 4 罹災証明の対象

罹災証明は、基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目の証明を行う。

#### (1) 全壊、流失、半壊、床上浸水、一部破損、床下浸水

#### (2) 火災による全焼、半焼、水損

### 5 罹災台帳の作成

被害の個別調査結果を基に、罹災証明書の発行に必要な被害情報等を入力し、罹災台帳を作成する。

なお、罹災台帳は、様式第6のとおり。

### 6 罹災証明を行う者

罹災証明は、証明の対象となる家屋が所在する町長が行う。

ただし、火災その他消防に関係のある災害についての罹災証明は、消防本部が定める規定に基づき、消防署長が行うことができる。

### 7 罹災証明書の発行

罹災証明の対象となる家屋等の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき、町長又は消防署長が罹災証明書を発行する。ただし、1世帯1枚の発行とする。

なお、罹災証明書の様式は、様式第7のとおり。

### 8 再調査の申し出と再調査の実施

被災者は、被害家屋調査の判定に不服がある場合被害家屋調査実施日から3ヵ月以内に再調査を申し出ることができるものとする。再調査は、申し出のあった家屋に対し迅速に実施し、判定結果を被災者に連絡するとともに、必要に応じて罹災台帳を修正し、罹災証明書を発行する。

なお、判定の困難なものについては、判定委員会を設置し、判定委員会の意見を踏まえ、町長が判定する。

### 9 被害家屋の判定基準（上記3に係るもの）

罹災証明を発行するにあたっての家屋の被害の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成30年3月内閣府（防災担当））に基づき、1棟全体で、部位別に、表面的に、概ね1ヵ月以内の状況をもとに行うこととする。

### 10 罹災証明に関する広報

罹災証明の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、罹災証明に関する相談窓口を設置するとともに広報紙等により被災者への周知を図る。

様式第6

## 罹災台帳

行政区名 _____

番号	氏名	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない (一部損壊)	その他 (住家以外の被害、被害家屋調査によらない場合の罹災の確認手段等)
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
合(墨)計								

様式第7

【証明書番号： ー 】

## 罹災証明書

世帯主住所	宮崎県児湯郡高鍋町大字	地区	
世帯主氏名			
罹災原因	年 月 日の による		
被災住家※の所在地	<input type="checkbox"/> 世帯主住所に同じ。	宮崎県児湯郡高鍋町大字	
住家※の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)		
被害の概要			
住家以外の被害			

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

高鍋町長 黒木 敏之

## 第3節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援

### 第1款 基本方針

被災した中小企業者、及び農林漁業者又は団体の復興に資するため、町及び県は協力金融機関等に特別な配慮を要請し、中小企業者及び農林水産漁業者等に対する融資を行い、事業の安定化を図る。

### 第2款 中小企業の復興支援

町と県は、災害により被災した中小企業者に対し、災害復旧に必要な資金の融資が、迅速かつ円滑に行われるよう、次の措置を実施する。

#### 1 町の措置

町は、中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握し、県に連絡する。

また、町は、事業の融資が迅速かつ円滑に実施されるよう県に要望するとともに、国、県並びに政府系金融機関等が行う融資制度を中小企業者に周知する。

#### 2 県の措置

県は、災害により被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、市中金融機関（普通銀行、信用金庫、信用組合）及び政府系金融機関（㈱日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）の融資並びに小規模企業者等設備導入資金等の貸付、信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が、迅速かつ円滑に行われるよう、次の措置を講ずる。

- (1) 資金需要の把握連絡通報
- (2) 緊急連絡会の開催と資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置
- (3) 中小企業者に対する金融制度の周知
- (4) 金融相談の実施
- (5) 国及び政府系金融機関に対する災害特別融資の要請

### 第3款 農林水産業の復興支援

災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し、生産力の維持増進と経営の安定を図るために必要な資金並びに事業費の融資が、迅速かつ円滑に行われるよう措置する。

## 1 農林漁業関係融資の種類

災害時における農林水産業関係の融資は、次のとおりである。

融資の対象	融資の種類
被災農業者	1 天災資金〔経営資金〕（農協等） 2 みやざき農業振興資金〔災害資金〕（農協等） 3 農林漁業セーフティネット資金（公庫等） 4 農業近代化資金〔1号資金、4号資金〕（農協等） 5 農業近代化資金における県の貸付利率の特例 6 施設災害復旧対]（農協等） 7 農林漁業施設資金（公庫） 8 農業基盤整備資金（公庫） 9 林業基盤整備資金（公庫）
被災林業者	1 天災資金〔経営資金〕（農協等） 2 農林漁業セーフティネット資金（公庫等） 3 農林漁業施設資金（公庫） 4 林業基盤整備資金（公庫）
被災漁業者	1 天災資金〔経営資金〕（農協等） 2 農林漁業セーフティネット資金（公庫等） 3 農林漁業施設資金（公庫） 4 漁船資金（公庫） 5 沿岸漁業経営安定資金（公庫）
被災組合	1 天災資金〔事業資金〕（信連） 2 農林漁業施設資金（公庫） 3 漁業基盤整備資金（公庫）
共同利用施設	1 農林漁業施設資金（公庫） 2 漁業基盤整備資金（公庫）

※信連＝宮崎信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会

公庫＝株式会社日本政策金融公庫

## 2 農業関係

被害農業者及び被害農業協同組合に対しては、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」（以下「天災融資法」という。）の適用を国に対して要請し、低利の経営資金及び事業資金の融通を円滑にして、農業経営の維持安定を図る。また株式会社日本政策金融公庫資金の農林漁業セーフティネット資金、農業基盤整備資金（農地等の復旧資金）、農林漁業施設資金（旧施設復旧資金）を活用し、早急な災害復旧を図る。

なお、農業用施設災害については、農業近代化資金（1号資金、4号資金）、農業近代化資金における県の貸付利率の特例（施設災害復旧対策）の適用により、被害を受けた農業用施設の復旧を図る。

## 3 林業関係

被害林業者に対しては、天災融資法を適用し、低利の経営資金の融通を円滑にして、林業経営の安定を図るよう推進する。

なお、林業者に対する農林漁業金融公庫による融資制度の積極的な活用を指導するとともに、災害後の復旧資金として、林道その他林業用共同利用施設等の長期低利の資金導入を円滑に進め、早期復旧を積極的に指導推進する。

#### 4 水産業関係

被害漁業者に対しては、天災融資法を適用し、低利の経営資金の融通を円滑にして、被害漁業者の経営の安定を図るよう推進する。また、宮崎県信用漁業協同組合連合会等の系統金融を積極的な利用を指導するとともに、株式会社日本政策金融公庫の融資制度の活用を図る。